

昭和53年12月19日開会

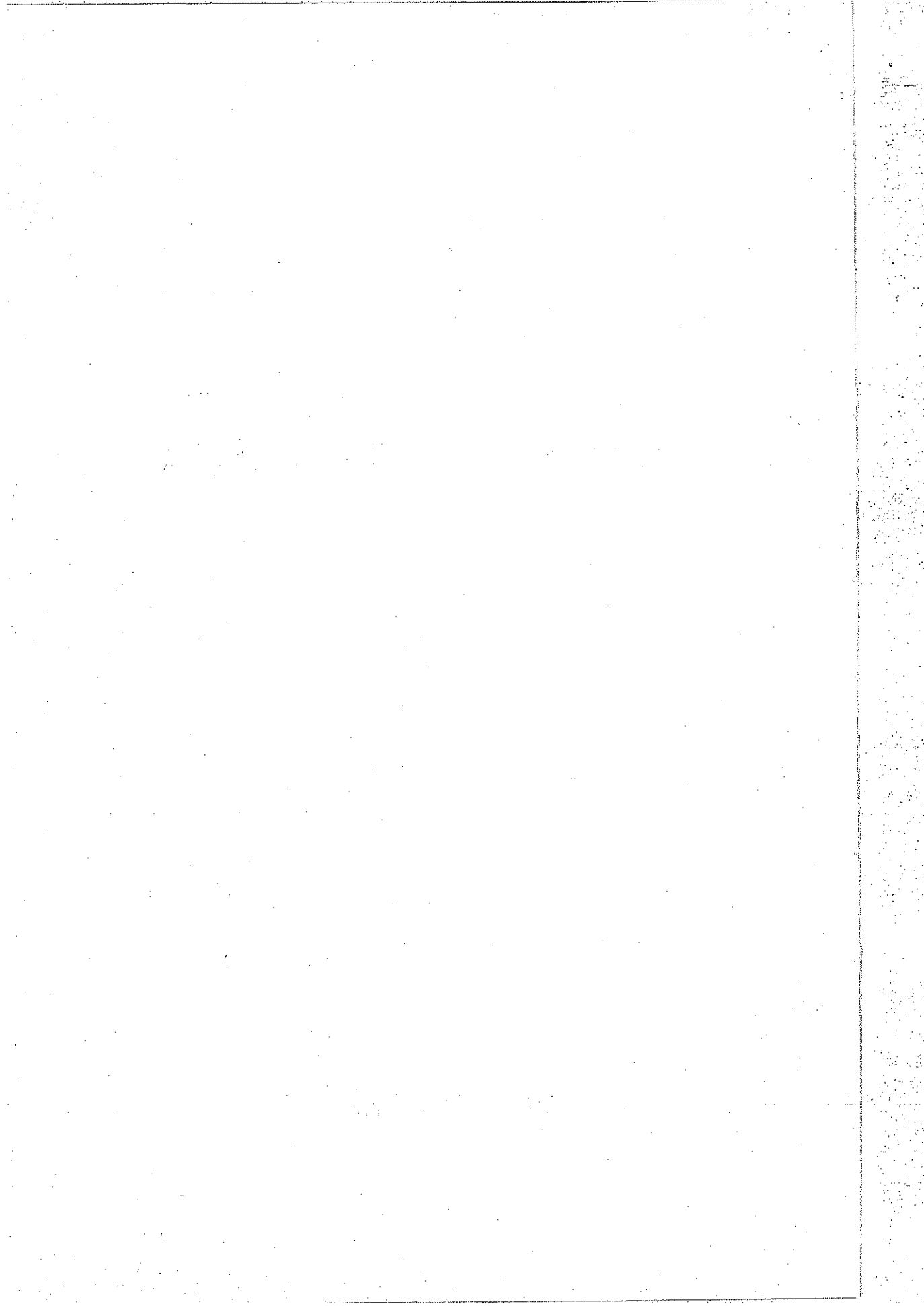
昭和53年12月22日閉会

# 和泉市議会第4回定例会会議録

第 4 号

---

和 泉 市 議 会



昭和53年12月19日(火曜日)第1日目

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣告(午前10時27分)	3頁
○ 会議録署名議員の指名(池辺秀夫君、貝淵博治君、勝部津喜枝君)	3頁
○ 市長開会あいさつ	3頁
○ 会期決定(12月19日~12月22日 4日間)	4頁
○ 一般質問	
1番に5番 仁井明君	4頁
2番に2番 天堀博君	14頁
3番に6番 大谷昌幸君	29頁
4番に21番 直村静二君	42頁
○ 散会宣告(午後4時45分)	53頁

昭和53年12月20日(水曜日)第2日目

○ 出席議員	55頁
○ 議事説明員その他	55頁
○ 議事日程	57頁
○ 開会宣告(午前10時20分)	59頁
○ 一般質問	
1番に25番 竹内修一君	59頁
2番に13番 赤阪和見君	66頁
○ 日程第1. 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和53年6月分)	} 81 括 頁 上 } 程 131 頁
○ 日程第2.           "           (収入役扱昭和53年7月分)	
○ 日程第3.           "           (水道部企業出納員扱昭和53年7月分)	
○ 日程第4.           "           (市立病院企業出納員扱昭和53年7月分)	
○ 日程第5.           "           (収入役扱昭和53年8月分)	

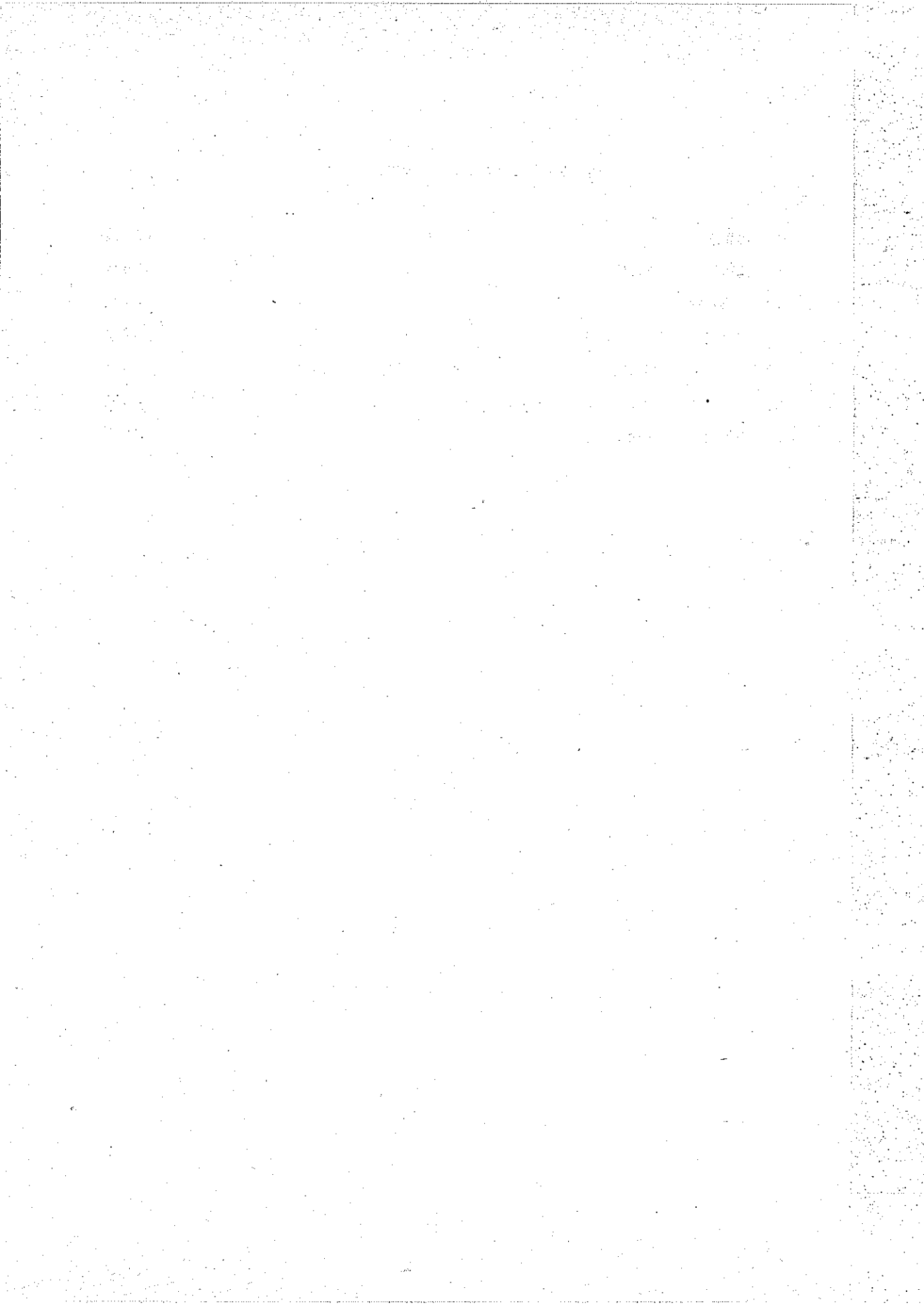
○ 日程第 6. 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和 5 3 年 8 月分)	182
○ 日程第 7. " (市立病院企業出納員扱昭和 5 3 年 8 月分)	一 頁
○ 日程第 8. " (収入役扱昭和 5 3 年 9 月分)	括 入
○ 日程第 9. " (水道部企業出納員扱昭和 5 3 年 9 月分)	上 185
○ 日程第 10. " (市立病院企業出納員扱昭和 5 3 年 9 月分)	程 頁迄
○ 日程第 11. 和泉市公共施設整備基金条例制定について (総務委員長報告)	186 頁
○ 日程第 12. 昭和 5 2 年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	189 頁
○ 日程第 13. 昭和 5 2 年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	括 入 192 頁迄
○ 日程第 14. 専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について)	193 頁
○ 日程第 15. 昭和 5 2 年度和泉市歳入歳出決算認定について	195 頁
○ 散会宣告 (午後 3 時 26 分)	286 頁

昭和 5 3 年 1 2 月 2 1 日 (木曜日) 第 3 日目

○ 出席議員	287 頁
○ 議事説明員、その他	387 頁
○ 議事日程	289 頁
○ 開会宣告 (午前 10 時 53 分)	290 頁
○ 日程第 1 昭和 5 3 年度和泉市一般会計補正予算 (第 4 号)	290 頁
○ 日程第 2 昭和 5 3 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	349 頁
○ 日程第 3 昭和 5 3 年度和泉市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	356 頁
○ 日程第 4 昭和 5 3 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	379 頁
○ 日程第 5 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	400 頁
○ 日程第 6 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	409 頁
○ 日程第 7 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	416 頁
○ 日程第 8 工事請負契約締結について (昭和 5 3 年度府中北幹線築造工事)	420 頁

昭和53年12月22日(金曜日)最終日

○ 出席議員	429頁
○ 議事説明員、その他	429頁
○ 議事日程	431頁
○ 開会宣告 (午後4時6分)	432頁
○ 日程第1 工事請負契約締結について(昭和53年度府中北幹線築造工事)	432頁
○ 日程第2 教育委員会委員の任命について	435頁
○ 自然閉会 (午後4時25分)	438頁



第 1 日





昭和53年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂 君  
 2番 天堀 博 君  
 3番 橋本 佳行 君  
 5番 仁井 明 君  
 6番 大谷 昌幸 君  
 7番 金沢 勝 君  
 8番 成田 秀益 君  
 9番 松下 定 君  
 10番 山口 義一 君  
 11番 上代 卯之松 君  
 12番 藤原 要馬 君  
 13番 赤阪 和見 君  
 15番 横田 憲治郎 君

16番 木下 甲子三 君  
 18番 池辺 秀夫 君  
 19番 貝淵 博治 君  
 20番 田中 包治 君  
 21番 直村 静二 君  
 22番 勝部 津喜枝 君  
 23番 三井 正光 君  
 25番 竹内 修一 君  
 26番 柳瀬 美樹 君  
 28番 坂上 國治 君  
 29番 藤原 利一 君

欠席議員(1名)

27番 竹下 義章 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	財 政 課 長	大塚 孝之
助 役	坂口 禮之助	同 和 対 策 部 次 長	生田 稔
収 入 役	中塚 白	市 民 部 長	森 保
参 与 兼 市 長 公 室 取 扱 長 事 務 取 扱	西川 喜久	市 民 部 次 長 兼 市 福 祉 事 務 所 長	富田 宏之
参 与 兼 建 設 部 長 事 務 取 扱 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	林 徳次	産 業 衛 生 部 長	内田 繁
市 長 公 室 企 画 担 当 理 事	佐原 行雄	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫
市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長 事 務 取 扱	竹田 明郎	建 設 部 次 長	吉田 日出男
財 務 部 長	麻生 和義	改 良 事 業 部 長	逢野 一郎
財 務 部 次 長	北野 敦雄	改 良 事 業 部 次 長 兼 改 良 総 務 課 長 事 務 取 扱	明坂 貞士

職 名	氏 名	職 名	氏 名
解放総合センター 所長	萩 本 啓 介	教 育 次 長	広 岡 史 郎
病 院 長	竹 林 淳	管 理 部 長	杉 本 弘 文
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
病院事務局長兼管理課 長 事務 取 扱	藤 原 光 夫	指 導 部 長	高 橋 貞 良
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
水道部理事兼工 務課長事務取扱	福 本 喬 久	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
消 防 長	松 村 吉 堯	選挙管理委員会事務局長	岸 田 秀 仁
消防本部次長兼消防署長	湯 川 行 夫	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩 井 益 一	監査事務局長兼公平委員 会 事 務 局 長	向 井 洋
教 育 委 員 長	堀 内 由 延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
教 育 長	葛 城 宗 一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 吉 岡 昭 男  
次 長 吉 田 種 義  
議 事 係 長 西 垣 宏 高  
議 事 係 佐 土 谷 茂 一  
議 事 係 山 本 雅 俊

(午前10時27分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年末何かと御繁多にもかかわらず、多数御出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

これより昭和53年第4回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、去る11月9日逝去されました富山敏治議員の御遺徳をしのび、とこしえの御冥福をお祈りするため黙禱をささげたいと存じますので、はなはだ恐縮ですが、全員御起立をお願いいたします。

(全員黙禱)

- 
- 議長(横田憲治郎君) それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは18名でございます。竹下議員さんから欠席届が出てございます。直村議員さんから遅刻届が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われれます。現在、18名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員18名をもちまして議会は成立いたしておりますので、ただいまより本日の会議を開きます。

- 
- 議長(横田憲治郎君) 会議録の署名議員を18番・池辺秀夫君、19番・貝淵博治君、22番・勝部津喜枝君、以下3名をお願いいたします。

本日の会議に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

---

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和53年第4回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、年末何かと御多忙の折にもかかわらず、多数御出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定を初め、

昭和58年度一般会計補正予算、特別会計補正予算等議案が17件専決処分の報告について1件  
監査報告10件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、  
何とぞよろしく御審議賜りまして御議決、御承認くださいますようお願い申し上げる次第でござ  
います。

はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願  
いを申し上げます。

---

○

○ 議長（横田憲治郎君） 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月22  
日までの4日間と決定いたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日より12月22日までの4日間と決定いたします。

---

○

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、これより一般質問に入りたいと思いますが、質問に入る前  
に、特に理事者に忠告したいと思います。

いつも一般質問のたびに前議長さんからも再三注意されておりますが、質問に対する理事者の  
答弁は、質問の要旨をはき違えたり、十分趣旨をのみ込んでいないために見当違いの答弁をし、  
あいまいな答弁や不必要なことが多いため、貴重な時間の空費と経費を浪費しているのがこれま  
での状態だと思います。過日の議会運営委員会におきましても、効率的な議事進行、経費の節減  
等のため各議員は持ち時間に協力するとの見地から、貴重な御意見の御発言がございました。理  
事者はこの際、十分その意を受け、従来の情性を転換していただき、いままでのような長い答弁  
を繰り返さないよう、前もって注意をいたしておきます。

それでは、これより一般質問に入ります。まず、5番・仁井明君。

○ 5番（仁井明君） 一般質問の通告どおり、第1点は和泉府中駅前環境整備について、2点  
目は小田池公園グラウンドについて、まず、1点目から質問させていただきます。

和泉府中駅前環境整備については皆さんも御承知のとおり、和泉府中商店街は、昭和40年  
7月から開発されております。その当時は、非常にりっぱな商店街でございまして、ロータリ  
ー並びに水銀灯はあかあかと照っておりましたけれども、3年後、昭和44年以降におきまし  
ては、水銀灯すらほとんど消えております。ロータリーにおきましても、噴水もとまったまま  
になっております。

私は、府中駅前には和泉市の表玄関であり、やはりこの表玄関はりっぱな駅前にならねばな

らない。かように思ってるわけでございます。ライオンズからから奇付していただいた時計台もそのとおりでございます。ロータリーには時計台、噴水もでございます。水銀灯も6本建っておりますが、そのうち2本しか電球はございません。あとの4本は電球すら外れ、線がたれ下がっておるといふ状態でございます。私も各セクションに行っているいろいろの問題について協議いたしましたけれども、現在に至るまで何の整備もしておらない。これは一体どこが管理するのであるかということをお聞きしたいのでございます。

それと、私もけさ9時35分に府中駅前を通過して参りました。この時計台におきましても、駅側の方は9時35分びっしり指しておりましたが、山手の商店街に面した時計は5時30分でもまっておるわけです。この時計台にしても、市民と駅の職員の方々とトラブルがあったということも聞いております。時計すら満足に動いておらないが、これは一体どこに責任があるのか、理事者の皆さん方にお聞きしたいのでございます。

それと、あの水銀灯は、駅前開発のときに商店街が合計14本立てております。住友銀行から13号線の間に8本立てております。そのうち電球がついておるのは、泉州銀行の角ことマツヤ電気の角この2カ所しかございません。あとの6本は、全部電球すらございませんし、線もたれ下がってる。これは一体どういう結果になっておるのか、詳しい答弁をお願いしたいと思います。

それと、なぜあの噴水は動かさないのか。私は過去、近隣市などを見て参りました。泉佐野は、和泉市と1番駅前が似ておるのでございますが、泉佐野市においては噴水も飛ばし、市の表玄関としてきれいにやっております。ところが、和泉市の駅前には噴水すら飛んでいない。あの中は紙くずとかぼろぎれなどがほり込まれている。なぜあれを飛ばさないのか。タクシーの運転手が「しぶきがかかるからとめてますね」と言うが、そんなことでいいのかどうか、私は聞きたいのであります。水不足で飛ばせないなら、それだけ何とかの形をとるのが理事者の責任ではないかと思うのであります。

次に電気代の件でございますが、私も古いことはわかりません。駅前商店街の役員さんで亡くなられた方が多く、当時の理事者と商店街、公社との間にトラブルもあったように聞いております。まあ、古いことは抜きにして、何とかこの和泉市の行政においてこれを管理できないものかと私に相談もございました。ところが、私も各セクションに行き、何とかしてほしいと言いましても、一向に何の整備すらしておりません。あの噴水にしても、中の装置は砲金でございますので、赤さび、青さびがきて、今度、いざ使おうと思っても全然使えない状態になっております。使わなければ使わないように、何とかの措置を講ずる方法があるのではないかと思うのでございます。

駅前商店街におきまして環境整備ということで一通りの質問をさせていただき、再度、皆さんの登弁を聞きまして質問させていただきます。

2点目は、小田池公園グラウンドについてでございます。かねがね、私もこの議会においてグラウンドをつくっていただきたいという要望書なり請願書を出しておるわけでございます。ところが、年々スポーツマンがふえまして、いまの市民グラウンドではほとんど年間軟式野球に使われ、各校区においても、グラウンド探しに日夜並んでグラウンドの取り合いをやっておるような状態もでございます。市長さんにも再三お願いいたしております。市長さんも各会合で「スポーツは私も好きでございます。健康と明るい和泉市発展のためにもスポーツは一生懸命やっていただきたい」とあいさつされ、私も耳にいたしております。ところが、ただ1ヶ所の市民グラウンドで、どうして12万市民が満足なスポーツをやっているのか、そこを考えていただきたいと思うのでございます。

小田池公園にしても、とくにこれは期限がきてるように私も聞いております。昨日、私も現場に行って参りました。もうこの不燃物も満タンになり、今度三段目にほかしていこうかということも聞きましたけれども、仮にもう一段積みば、後は土を入れても紙を張るぐらいの程度しか土は入れられない。だから、あそこもええかげんにやめ、どこかに不燃物の捨て場を探し、小田町の市民が期待をしておる公園球場としてやるのが理事者の責任ではないか、かよう考えるわけでございます。

以上でございますが、理事者の答弁いかんによりましては再質問させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 参与（林徳次君） ただいま2点にわたりまして御質問いただきましたが、2点とも建設部の所管でございますので、順を追ってお答え申し上げたいと思います。

第1点でございますが、駅前のロータリーを中心とする各施設、特に水銀灯、噴水及び時計の3点にわたりまして、非常に過去の経過、現状等行き届かない点多々ございます。つぶさに御指摘をいただき、まことに恐縮しておる次第でございます。

1つずつ申し上げますが、確かに水銀灯も現在、稼動いたしておりますのは4本のみでございます。これは昭和40年当時から施設された水銀灯は普通の架線ではなく、地下ケーブルになっております。長い経過の中で故障等の精査をいたしますと、地下埋の部分なので完全に掘り返してやりかえなければならぬ、腐蝕部分が一部分ございます。暫定的にと申しますか、その過渡期中において、可能な部分4本については、現在可能な状態であるということでございます。あの長い道路とロータリー付近で4本でいけるか、年間の季節等で状況は違いますが、現在、十数本の施設がありながら、4本でいいとは決まっていとは思っておりません。そういう状況も把握

してございますので、いまここで何本つけます、との確には申し上げかねますが、現在の四本でよしということではございませんので、その点よろしく御理解願いたいと思います。しかるべく的確な措置を時間をいただきましていたしたいと存じます。

それから噴水につきましては、これもなぜ飛ばさないのか、あるいはその理由等も現課で聞いたと言われておりますので、くどくど御説明は申し上げません。ただ1点、噴水につきましては御存知のとおり、元貨物駅等の用地を含め総合的にいつということは決まっておらんようですが、整備計画が進んでおることは事実でございます。先ほど、わずかな量ではございますが、タクシーに飛沫がかかるとか、あるいは風向きによっては、タクシー待ちの人々にじゃあじゃあかかるので緊急にとめなければならぬといった事実も再三でございます。そういったことも一定の時期を指して解消するという事で御理解願えたらと存じます。

それから、時計についても過去の経過は抜きにして、今後の責任ある回答を聞きたいという端的な御質問でございます。過去の経過では、一時占用の許可を与えておったとかの書類の記録等もございますが、ある時期以降は、確かに寄贈を受けた市の施設であると理解いたしております。市の責任でもって改修し、御迷惑のかからないように、片側は正確で片側はおくれているようではない方がましだと言われても仕方がございません。早急に修理いたします。

以上、3点については、あくまでも市の特に建設部の管理する施設でございます。この際、私も基本的な認識を改めてさせていただき、ただいま申し上げた3つの施設についての考え方でやっていきたいということでございます。

○ 5番(仁井明君) 水銀灯の件でございますが、参与が言われるように地下に線が引っ張っておるといふこと、私も聞いております。ところが、あの構造はめっちゃめっちゃになっております。はっきり言って、どこまで参与が調べてくれたのかわかりませんが、あのスイッチすらどこにあるのかわからない。過去、駅前が建設し市の方に寄付したと聞いておりますけれども、今度、それを工事するとなると多額な費用がかかるわけです。だから、なぜいままでやらなかったのか、どういう理由があったのか、私も経過を聞いておりますが、どっちも負け合いの状態になった、役員の方々が死んでいない。市がもて、いや商店街がもて、と負け合いしておってしょうがない。やはり積極的に市の方で何とかするよう取り組んでもらい、府中の駅前、表玄関だということやってほしいのが、商店街全体の方々の希望でもございます。

それで、全部つけると言われても電気代のこと、私は後で申しますけれども、電気代すら市と商店街でいがみ合うてる。「お前とこ払え、」「いや、商店街が払え」と、財政が苦しいんだと言われると議員は何にも言えわないとかでなく、やはり和泉市の表玄関やから、わずかな電気代ぐらいは市がもってやるべきだ、私はそう思うのでございます。新しくいまつくろうと

すれば多額な経費がかかるんです。ちゃんと設備もしてあるんですから、市がやはり協力してやることによって、市民も行政に対して、「ああ、市はよくやってくれる」という気持を持つわけでございます。

時計もそうです。この前はライオンズが府中電気をお願いして全部やっていただきました。だから、1回はやるが、今後は市の方でやっていただきたい、これは私も各セクションをお願いに行ったわけです。私は幾らかかったか知りませんが、かなりな額だと聞いております。そうやってライオンズに協力していただいているんですから、後の維持管理ぐらいは市がやってもおかしくないと思うのでございます。

それと、噴水の件でございますが、やはり飛ばさないなら、飛ばさないような措置をとっていただきたい。大きな金をかけてあれだけの設備をしてあるんですから、やはりその機械を壊さないように管理しなければならないと思います。和泉市もいつまでも貧乏はしてませんよ。私たちも若いのですから、これから市の行政に対して一生懸命やります。そのとき飛ばそうとしても、つぶれておった、元の木阿みで一からやらないかん。砲金は赤さびもくる。これを風や雨や嵐にかからんような措置をとっていただきたいと私は願うのでございます。いつまであのまま飛ばさんとほっとくんか。和泉市もいつかは日の当たる場所に出て、電気もあかあかと噴水も飛ばす時期は絶対にきますよ。その場合、いまの状態でほっといてもいいのかどうか、その点理事者の卒直な考えをお聞かせいただきたいのでございます。

- 参与（林徳次君） 再度の御指摘で恐れ入ります。ただいまの時計につきましては、確かにそういう申し出が過去にあり、ありがたくお受けし、今後におきましては、当然市の責任でやらせていただくことになっております。

噴水でございますが、当面一定の期間、駅前が整備されるまでということであれば、砲金製でかなり高価なものでございます。そのときになって役に立たないということでは申しわけございませんので、技術的なアドバイスもいただき、当面の維持管理に支障のないように、使えるときはすぐ使える状態にするよう心がけてまいらるよう措置いたします。

それから、電気の問題でございますが、水銀灯につきましては、腐蝕している部分は地下埋も長うございますので、正味申し上げまして、これをすべてやりかえるとなると膨大な経費を要するというところでございます。現在までのところ、過去の経過の中で4つだけということで確保しておったというのが、私の調べた経過でございます。

なお、商店街の理事長さんもお見えてございますので話し合いさせていただき、最低必要な措置はとらせていただきたいと存じております。

以上でございます。



○ 5番(仁井明君) 水銀灯の件ですが、いまの4本ではとっても府中駅前は暗い。それで、全部で14本ありますが、せめて半分ぐらいはつけてやらずと、やはり年末も迫っておりますし、トラブルもたくさんございます。和泉市には暴走族の2、3百台はいると聞いております。12時過ぎれば、タクシーもおらない。人通りも少ないので、あそこで暴走族が競走をやってるということ、事実、私も見ておりますので、もう少し商店街を明るくしていただきたい。

13号線の角っこに1本立っております。この前市長さんにも、府中でもかなり交通事故も発生しておりますし、あそこは大阪から来ると右折禁止でございます。あの信号の明かりだけでは標識も小さく見えにくい場合もございます。だから、あそこの13号線の角っこの水銀灯は必ずつけてやっていただきたい。駅前に入るのには、こちらから行けば玄関口でもございます。その点も重ねてつけるという返事を私はいただきたいのでございます。このままほっとくと、市民が市に対して不満がつるばかりでございます。この点もひとつ検討していただきたい。先ほどの電気代の件ですが、この4月まで市が払っておったと聞いてるんですが、9月以降現在までの1万円何がしというのが、商店街事務局の方に「お前とこが払え」と関電の請求書を持っていった、電話で言うたんか、そこの点は確認しておりませんが、関電の方も、どっちからも金くれへんかったら今月いっぱい電気切られますよ。関電はそこまで言うてますよ。9月から10月、3ヶ月か知りませんが、1万円そこそこの電気代を払ってくれへんかったら、府中駅前の水銀灯は切られますよ。商店街の方に警告がきているわけです。市のどなたが担当してるんか知りませんが、商店街とのそういうやりとりはございましたでしょう、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 参与(林徳次君) いま、具体的に1万幾らの分が払われていない、電気をとめられるかもわからないということですが、ちょっと私、承知いたしておりませんので、一定の時期ごとにまとめて9月でしたか、お支払いしてきたということはございます。電気代については一定の措置もしてございますが、そういった実態があるということでしたら至急に精査いたします。市の施設に関する維持管理の電気代でございますので、当然、私どもの負担で払うべきものであらうと思っております。

○ 5番(仁井明君) 市長さんをお願いいたしますが、理事長は、「再三、市長さんをお願いしたんや、一体どないなってるんや、仁井君。電気代の1万円余、商店街はよう払わんで市が払ってくれと市長さんをお願いしたんや」、と理事長の口から私も聞いてまいりました。たった日灯の電気代、はっきり知りませんが、月に5000円とか5000円少しか聞いております。それぐらいの電気代で市と駅前商店街がトラブルがあるということは、私もどうもおかしいと思うんです。駅前商店街も「全部つけてくれたら、半分払えと言ったら払います」と言う。まともに水銀灯もついていないのに、「これは私どもが立てて市に寄付したもんや。後の管理の電気代

「ぐらゐは市がもつて当然やないか」ということで、向こうは向こうで感情的な問題になつてゐるわけです。「商店街は困らへん。電気切るんやったら切つて下さい」というところまで言うてますよ。まともに切られたら商店街は困りますから、商店街の事務局で払つたんか、そこらの点は聞いてませんが、私の聞いた範囲では、今月いっぱい電気は切られますよ。「ひとつ市の方に無理言うて1万円何がしかの電気代を払うてもらうてくれ」と私に言うておりました。市長にもしよちゅうお願いしてるのに何の返事もなしのことです。市長さんも、和泉市の表玄関でもございましてこれには十分力を入れてやつていただきたい。こう要望しておきます。

時計の件、ついでで悪いんですが、役所の前の時計かて40分か50分おくれでまっせ。役所に毎日お客さんもたくさん来る。あれは電気時計だと思いますので、きっちり時間を合わせてほしい。そこからのぞいてくれてもわかりますが、40分ぐらゐおくらせていると思いますので、その点も要望しておきます。

後は何ぼやりとりしてもしょうがありません。理事者の方から「やります」という返事をほしいのですが、18号線のところはぜひつけてやつてください。後の中の件については、あんたそこはあんたこの検討もしなければいかんと思います。14本全部つけていただいたら結構ですが、事故も起こつておりますので、18号線の角この水銀灯だけは早急につけてやつてほしい。ひとつ努力してください。

- 議長（横田憲治郎君） 次の答弁。
- 参与（林徳次君） 続きまして、小田池公園の問題についての御質問にお答えいたします。

小田池につきましては御存知のように、公園としての計画決定等をすでにいたしております。現在、ほぼ当面の埋め立てについては、計画高近くまでまいっております。計画高までまいりましたら完了するわけでございます。たまたま、現課の基本的な考え方といたしましては、公園全体が約1.5ヘクタールでございますが、泉南線から入つて参つた東寄りの方にソフトボールの可能な程度のグラウンド1面、それから中央に休憩施設の緑地ゾーン、それから西寄りに児童遊園的な遊具等を中心に配置したゾーンということで立案をいたしております。

これはただ将来計画でございまして、当面、計画高まで埋め立てが終わりましたら、来年度に向けて現在検討中ですが、ただいま御説明申し上げました西寄りの方の約3000平米についてそのままソフトボールが可能な面積にはちょっと狭いようではございますが、周辺住民の方々に御利用いただきたいということで考えております。

ただ、この管理の便利な道路から入つた広い部分が可能ならいいわけですが、ここは水路が2.8本通つておまして、将来造成に向けては、この水路の築造等が計画的に逐次補助を受けてやる必要がございまして、ここらを完全に供用開始してしまうと寸断されてしまいますので、残念

ながら、西側の3000平米についてのみ、来年度途中から一定の予算措置等が必要でございますが、現課では検討しておるといったところでございます。

以上が当面の考え方と将来計画の概要でございます。よろしくお願いいたします。

- 5番(仁井明君) 現在、不燃物をほかしているが、あれはほとんど満杯になってるんやなかろうか。私は昨日も現地へ行って見てまいりましたが、この小田池公園グラウンドをやるためにも、やはりこの不燃物をあそこに捨てておれば、いつまでたってもできないわけです。だから、次の不燃物のほかす場所を設置しておくのかどうか、それからひとつ聞いていきたいと思っておりますので、産衛部長の方からお答えいただきたい。
- 産業衛生部長(内田繁君) いわゆる小田池の処理地はもうほとんど満杯ではなかろうか、後にご物色中か、とのお尋ねでございます。幸いにも、これは古いため池でございますが、そこへ埋め立てしていただきたいということで申し入れもございまして、現在、そのため池に対して、いろいろと調査検討を加えているところでございます。早急にそれらのものを調査した上で、できるだけ早く小田池の埋め立てを完了したい、かように思っております。
- 5番(仁井明君) 小田池を早く完了したいということですが、私が質問してるのは、不燃物をいつまでもあそこに持っていったら公園ができないわけです。産衛の方から「もうほかしません。完了しました」と計画課の方にしていただいたら、計画課の方では、公園グラウンドとして仕事を進めていくと思うんです。もうしばらくで満杯、あと3日ほかしたら入れない。今度から8段目にいこうかという話もありますが、そうすると、土を入れたところで紙を張ってるような状態だということです。だから、いまのままでもめていただき、400万か500万要るのか知りませんが、そこに土を入れていただき整備していただきたい。ものすごく小田町の市民が期待してるんですよ。1日も早く公園グラウンドにしていただきたいということで、これは2年越しぐらいに言うております。やはりいいかげんで不燃物を捨てるのを中止していただき、次の新しい捨てる場所を考えていただき、小田池公園にひとつ力を入れてやってもらわんと前へ進まんわけです。

ほかにグラウンドをつくっていただければ結構ですよ。何も私は小田池だけにこだわりません。野谷池もございまして、このことについても聞きたいが、市民グラウンド1カ所では何もできません。和泉市民は、大阪府下あるいは阪南へ出て行っても、決してそんなべったの方の成績と違えますよ。野球・陸上あるいは駅伝マラソンにしても、大阪府下ではかなりの成績をあげております。阪南では恐らくトップクラスでしょう。大阪府下でも5指に入ってますよ。だから、市民のスポーツの振興、余暇の場を与えることについて、市の理事者の方々も、もう少しスポーツの振興ということに力を入れてやっていただきたい。

私はずっと市長さんのあいさつを聞いているわけです。若い市長さんやからということで、スポーツマンは非常に期待しています。12万の市民を抱えて、たった1つのグラウンドでどんなスポーツをやれますか。泉大津や高石なんか、和泉市の半分の人口でも5カ所、6カ所とスポーツをやる広場、グラウンドはありますよ。和泉市が12万市民を抱えてたった1カ所の市民グラウンドでね、ほとんど年中、軟式野球に取られております。ほんまに市長さん、これだけ市民が対外試合に行ってもええ成練をあげてるんです。市長さんの部屋にもたくさん飾ってあるでしょう。若い市長ということで大きく期待してるんですよ。

いま、スポーツをやる人は青年、壮年を問わず、60、65、6の人々でも、体力、健康づくりのために一生懸命やっています。冬であろうと夏であろうと、グラウンド探しに朝5時ごろから走り回っています。信太山へ行くと並んでいますよ。各学校は取り合いです。私もスポーツをやるかとも行っても、めったにあいてませんよ。どこでも朝から晩まで使っております。やはり12万市民が、市長に何とか1つでも2つでもグラウンドをつくっていただくんやということで期待を持っています。

ところが、小田池公園すら、現状ではなかなかつくれない。何とかシーズンオフの間にやっていただきたい。和泉市には8万、4万のスポーツ人口があります。そういう方々の余暇の広場を何とかつくっていただきたい。そうせんことには、各校区で非常にグラウンド探しに悩んでおります。山手へ行けば行くほどです。この小田池公園グラウンドを1日も早く完成していただかなければ、市民は非常に期待してるんですよ。私、夕べもちょっと会議があったのですが、そこで突き上げを食らったんです。何とか春までにたとい土だけでも入れて整地していただきたい。小田町の市民は大変念願しております。5年計画の補助金は一体いつごろ下りてくるのか、ちょっと聞きたい。

- 参与（林徳次君） 先ほど暫定措置として、当面、来年度に一定の面積を対象にして整地をさせていただきます、ミニ球場的な供用を開始したいと申し上げております。これはあくまでも暫定措置でございます、最後に御質問ございました公園に対しまする築造費ということでは、最初に御説明いたしました東側に球場、真中に緑地ゾーン、西側に児童広場等の計画でございます、現在のところ、補助等のめどはまだ立っておりません。と申し上げますのは、この用地全部は御承知のとおり、まだ公社取得の現況でございます、用地の買い戻しから手をつけるわけでございます。したがって施設面までのめどはまだ立たないわけでございます。

以上のような経過でございますので、埋め立てが計画高まででき上がれば、良質な赤土で上層部を覆いまして、たとい3分の1でもそういった地域の方々に開放したいという計画を御説明申し上げます。

- 5番(仁井明君) 計画は実現してもらわなければ市民は喜ばないわけでございます。1日も早く不燃物の捨てるのも中止していただき、最善の努力をしていただきたい。

最後に、私、教育委員会の方に、スポーツの振興についてどのように考えておられるのかということとを1点、お聞きしたいと思います。

和泉市も対外試合では相当よい成績をあげております。今後の和泉市のスポーツの振興のために、グラウンドや陸上競技場もない現状ですが、教育委員会はどのようなお考えを持っているのか、ちょっと聞きたいと思います。

- 教育次長(広岡史郎君) お答え申し上げます。

本市の青少年を中心としたスポーツに親しむ方々はたくさんおられまして、議員さんからも御紹介がありましたように、府大会、阪南大会では優勝、準優勝とかなりの成績をあげておられます。青少年のスポーツの振興ということは、指導員とそれに親しまれる。各種目に参加される選手が心技一体、技術の向上に加えてみずからの体力の向上に邁進しなければならないと考えます。

御指摘のとおり、12万市民にグラウンド施設が1カ所しかないということはお説のとおり、非常に貧弱でございます。現状、これらを克服するために、中学校なり小学校のグラウンドを、開放して手当をしておりますけれども、大会の開会式を行ってすぐ分割の会場に行くという事情も来しております。それらを踏まえて、小田池公園に大変期待をかけております。教育委員会としては、小田池の設置事業主体である建設部に期待、依存をかけている中で今後、いろいろと関係係局と協議、このグラウンド仮設の方にも邁進しなければならないという責務を感じておる次第でございます。

- 5番(仁井明君) ちょっと細部について聞きたいが、小田池もさることながら、山手の方にもどうしても1カ所、グラウンドを設置してもらわなければ、山手の方々も非常にグラウンド探しに苦しんでおるといふ状態でございます。光明台のそばにある野谷池、これは一体どういう計画を持って何年ごろ、陸上競技場あるいはグラウンド、テニスコート、その他のめどがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

- 参与(林徳次君) 光明台の野谷池につきましては、この池だけではなく、光明池の周辺をめぐる緑地ゾーンも含めての公園としての計画決定させていただいております。昭和45年だと思っております。全体が18ヘクタール、その南の端に野谷池の中心部がございます。これは非常に大きな公園でございます。現在、いろいろ事業の振興について話を進めてまいりましたが、ごく1部ではございますが、本年度から園路、植樹、休憩施設といった小規模なものだけが対象になり、約800万円の整備ができるようになりました。これが初めてでございます。

場所は、たまたま野谷池のところではございませんが、ちょっと北に行った光明池の1番奥の

しっぱ、入り組んでるところ、あののり地の部分でございます。当面決まったのはそれだけで、18ヘクタール全事業計画の年次割り等が国で取り上げられてるといったものではございませんが、構想としては、野谷池には400メートル程度の陸上競技場のトラックを中心に、あと面積がございますので、テニスコートを併設したいというものでございます。

- 5番(仁井明君) 完成のめどですが、これは長期にかかりますか。
- 参与(林徳次君) いまも申し上げましたように、もう1つ問題がございますのは野谷池の場合は池でございまして、約9万立米程度の埋め立ての土が要ると聞いております。これはニュータウン光明台の整地の土をいただき、埋め立てするというところでございます。

9万立米という膨大な土を入れると、底のヘドロが沈下して、最低40センチぐらい沈みますので、1年余様子を見ませんかかたまってしまわないといったことがございますので、いま明確に何年度かということは申し上げられないわけでございます。また、補助のペースも未確的な要素がございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

- 5番(仁井明君) 最後に、市長さんに要望しておきます。

やはり12万市民がグラウンドがないために非常に苦労しております。若い市長さんに大きな期待を持っておりますので、早急にグラウンドをつくっていただきたいというのが市民の念願でございます。近い将来、小田池公園グラウンドとともに、山手あるいは南北松尾あたりにも球場をつくっていただくよう最大の努力を要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 次に、2番・天堀博君。
- 2番(天堀博君) 一般質問をさせていただきます。私は共産党議員団を代表して、特に財政問題を中心に質問させていただきます。

和泉市は現在の経済危機の中、地場産業の衰退が非常に激しい状態であります。また、そこで働く労働者が減少し、その一方、他市で働く労働者が急速に増加するという状況、そういうもので行政需要の増加など、地域住民の生活を守る役割がますます大きく、また、きわめて重要になってきておるわけでございます。この重要な役割を担うべき和泉市の財政が、いま、きわめて危険な段階に足を踏み込んできていることは、すでに御承知のとおりであります。

4年越しあるいは5年越しといわれる構造不況で、全国の地方自治体は、苦しい財政運営を余儀なくされております。わが和泉市財政も、昭和47年以降、連続して赤字を生み出しております。とりわけ、昭和50年以降の収支均衡は完全に崩れておりまして、まさに再建指定の瀬戸際に立たされている状態でございます。

同時に、こうした市財政の立て直しは、他市の状況と比較してもきわめて困難な問題をはらんでおるわけであります。財政悪化の原因はいろいろあると思いますが、たとえば市税収入の割合が低下、あるいは国の非常に低い補助による超過負担の増加、そして、経常支出が収入を上回ってきていること等々であります。

そのような中で、開発都市化に伴う行政需要、さらには、同和対策事業等による中での経費の支出がかさんで、それらを中心として、借金政策によってしのいでまいりました。それを示すものとして地方債の増大ぶりが挙げられ、これは他市に類を見ない異常な数値を示しておるわけであります。たとえば、昭和51年度末の資料で起債残高と標準財政規模を比較して見ますと、次のような状況であります。

お隣の岸和田市は、標準財政規模86億2100万円に対して、そのときの起債残高が109億円、これは1・264倍という割合であります。さらに、非常に財政的に苦しいといわれておる泉佐野市でございますが、標準財政規模43億8900万円に対して、そのときの起債残高が103億4500万円、これは先ほどのような比率で見ますと、2・384倍であります。ところが和泉市の場合、51年度末標準財政規模が58億円に対して、当時の起債現在高が187億8000万円ということで、3・192倍という大きな数値を示しております。

しかし、このように借金の運用でしのいできました和泉市の財政も、今日、ここに至りまして、どうしても身動きできない段階に入っていると一言しても過言ではないかと思えます。借金というのは返さねばなりません。当然のことです。しかも、利息がついてきます。いままでにも公債費についてはたびたび質問もし、指摘もしてまいりましたが、たとえば今年度当初で見ますと、22億円が公債費であります。そのうち元金返済が約5億9000万円、利息が16億円となっておる次第でございます。しかも、それに充てる財源の97%が一般財源であります。まさに市税収入の約半分、地方交付税の3分の2以上に匹敵するところまできております。

こういう状況では、先ほどの質問にもありましたが、市民が切望しているグラウンド、その他市民の切実な要望の実現は不可能な状態にきているのは当然であります。借金は、主に義務教育施設や同和対策により生まれたものでありますけれども、義務教育施設の中でも、特に富秋中学校などのデラックスな同和校の用地買収や建設に充てられている額が大きな割合を占めております。

このように借金の多くは、同和関係となっております。しかも、10条指定分はごくわずかであることも、いままで何度かの質問でも明らかであります。私どもは過去、何度も質問してきました。市長、あなたはその都度、同特法があるとか、10条指定の拡大を国に働きかけている。全国の同和部会の会長として先頭に立って動いてるんだという、口先だけのごまかしを行ってま

いました。いや、すでにそれも色あせたものになってるじゃないかと言っても過言ではないと思います。

市長、あなたは、同和対策事業は、わずかな市費の持ち出しで大きな事業ができると言っていました。そういうことを市民に宣伝もし、また、進めてもまいったわけでございます。しかし、以上のように、そうでないことが明らかになり、財政再建の方向は、そのような実態を市民や職員に公に知らせることが必要ではないでしょうか。また、国の補助のきわめて少ない分を、府に無理を言って肩がわりさせ、残りを借金をするというので、その返済のほとんどを一般財源で賄っている実態を市長、あなたのその口で明言すべきではないでしょうか。

さらに私どもは、市財政の再建を目指し、その基本として、部落解放同盟和泉支部に実質的な執行権をゆだねてきた状態を改め、同和行政が市の主体性を堅持し、公正、民主的に進められなければなりませんし、また各施設も、国民的融合の観点でも一般質問との格差は正や段階的対策に重点を置いて、地区の全住民や市民が合意と納得のいくものに改めていく必要があると考えるわけであります。

ところが、現状はそうではありません。以上の実態を踏まえて具体的な質問に移りますが、市民本位の財政を確立して、昭和54年度の予算編成に当たっていただきたいと考えるわけであります。

そこで、まず第1点であります。財務部長にお伺いいたします。52年度決算が提出されましたが、改めてお伺いをいたします。52年度末の起債残高が幾らになり、その内訳として、一般関係の起債の残高と、同和関連の起債の残高を区分をしていただきたいと思ひます。

また、元利償還金であります。その総額。それも同様に一般関係と同和関連の区分をしてお示しを願ひたいと思ひます。

さらに、文利償還金の中で、いわゆる10条指定分が幾ら含まれているかということも明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、公債費比率であります。公債費比率と経常収支比率、さらに累積の赤字額、それと、再建団体転落の52年度末でのラインはどの程度であるのかということもお示しを願ひたいと思ひます。

また、昭和53年度の現時点での見込みとして起債がどのぐらいになるのか、また、その内訳としての一般関係分と同和関連を区分してお答えを願ひたいと思ひます。

それと公債費比率、累積赤字の見込み、さらに、再建団体転落の53年度の限度額が幾らになるのかということもお答えを願ひたいと思ひます。

次に、これは市長にお尋ねをいたします。言うまでもなく、危機に陥った市財政でございます



けれども、まず、このような事態になぜなったのかということ、どうすればいいと考えておられるのか、その方策をお聞かせ願いたいと思います。これは時間的な制約もございますので、ひとつ簡潔にお答えを願いたいと思います。

以上であります、数字的なものは確めれば済むことです。しかし、基本姿勢につきましては、お答えのいかんによっては再質問させていただきます。

なお、時間的にお昼にかかり、また午後からということになってまいります。やたら質問を延ばすつもりはございませんが、基本的に非常に重要な問題でございますので、議長にその点の配慮をよろしく願いたしまして、通告要旨の説明を終わらせていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

天堀議員さんの第1点目の昭和52年度決算に基づいての諸数値につきまして、まず初めに昭和52年度末の起債残高につきましては、210億6000万円でございます。そのうちの同和と一般施策に分類せよということでございますが、この分類につきましては、過去、いろいろ議論の分かれるところでございます。財政当局で財源獲の面からの分析によりますと、同和については123億1900万円、一般施策と申しますか、そういった面での起債残高が87億4000万円、これはすべての施設等も含めて、ということでございます。

それから、元利償還の総額でございますが、52年度の場合、決算書に載っております借換債の元金相当分を除きまして、実質元利償還ということで、政府、その他金融機関に償還いたしましたのが、総額16億2955万2000円ということでございます。その中でいわゆる同和対策分につきましては7億9600万円、それ以外の一般につきましては8億3200万円ということでございます。

それから、元利償還の中での措置法の10条指定分でございますが、52年度は4840万円出ております。

それから、経常収支の比率でございますが、52年度が111・2%。52年度の赤字額というお尋ねでございますが、これも決算書の場合、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支の表等が出ておりますが、一般会計の実質収支の赤字が12億938万9000円と相なった次第でございます、この上に土地区画整理事業の累積赤字を加えて12億2000万円の赤字ということをお尋ねを過去、申し上げたいきさつでございます。一般会計の赤字は、12億938万9000円でございます。

それから、再建団体の制限が標準財政規模の20%の額、13億1800万円でございます。52年度の場合、それ以上の赤字が生ずれば、再建団体の指定を受けなければならないというこ

とでございまして、その若干の範囲内ということで決算を行ったという次第でございます。

それから、52年度末の公債費比率は、地方債の制限等の問題がありますが、52年度当該年度を含め過去3カ年の平均で17・1%でございます。

それから、53年度のこういった数値について現時点での見込みを申し上げますと、まず、起債の残高見込みですが、例年、事業繰り越し等が若干出てまいるわけでございますが、現時点では、本年度予算議決いただきました事業等についてはすべて消化するという立場に立って、起債もすべて議決いただいた限度額いっぱい借り入れを行った場合、本年度末では、228億円程度に上る見込みでございます。そのうちいわゆる同和関係の起債残高が約130億円、一般が96億円程度と試算いたしております。

それから、元利償還金でございますが、これはいろいろ金利等の問題がございますが、現時点で試算して約19億必要、そのうち同和が9億8000万円、一般が9億2000万円という見込みでございます。

それから、53年の公債費比率の見込みですが、19%を超える比率になるわけでございます。

それから、累積赤字見込みでございますが、これも現時点でこのまま漫然と財政運営を行った場合、約21億程度の赤字に達するというので、現在、いろいろそういった財源獲得、その他について努力したい所得でございます。

それから、限度額ですが、標準財政規模の20%、すなわち財政再建団体の制限は、14億7300万円でございます。

それから、経常収支比率の見込みにつきましては、109・2%ということでございます。

お尋ねの諸数値につきましては、以上でございます。

- 議長（横田憲治郎君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

いま、財務部長からる御説明させていただいたわけでございますが、非常に危機に直面しているのが本市の実態でございます。何とかしてこうした現況の上に立って、自立再建で御協力をいただきつつ財政を立て直してまいりたい、こういうように決意をいたしております。そのためにはいま申し上げた漫然とした財政運営でなく、あらゆる手段を講じて議会の御協力をいただきつつ、53年度の再建団体転落回避に向けて、特交の大幅な獲得あるいは振興補助金の問題、起債の借りかえ等、いろんな点について鋭意努力を重ねさせていただいてるところでございます。何とかして再建団体転落を回避するとともに、54年度以降あらゆる点の見直し精査を図りつつ、抜本的な財政再建に御協力を賜りたい、かように存じます。現在、すべての施策、諸制度について精査を重ねているわけでございまして、今後とも議会皆様方の何かと御協力を賜りますようお願い

願ひ申し上げますとともに、自主再建の決意を持ってこの難局に対処、自治権の喪失しないよう自主的な再建を通じてこの異常な財政の現状に対処してまいりたい決意でございますので、今後ともよろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。

- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。天堀議員の一般質問は途中でであろうと判断いたします。時間の都合上、お昼前でございますので、昼食のため暫時休憩いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたしますので、よろしく願ひいたします。

（午前11時44分休憩）

（午後1時42分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
午前中の天堀議員の一般質問を続行いたします。
- 2番（天堀博君） 私の質問に基づいて一応登弁を願ったわけでございますけれども、再度質問させていただきます。

まず、現在の53年度の赤字の累積見込み額が大変な額、21億円になるということですが、これは漫然とした財政運営ではなく、今後、特交、その他の面で努力して救いがあるという答弁があったわけですが、大体どのぐらいの額が救われるのか、21億円がどの程度までよければなるのか悪ければどの程度か、できれば答えていただきたい。

さらに、同和関係の10条指定の分ですが、52年度では、4840万というわずかな額なんです。これはいままで市長がいろいろ言われてきましたが、現実的には、このぐらいしか入っていない。今後、53年度あるいはそれ以降、どの程度可能性があるのか。いままで市長の答弁を聞いておりますので、端的に可能性があるのかどうかという点にしばって、まず、第1目としてお聞きしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと存じます。  
午前中の天堀議員さんの御質問にお答え申し上げました点は、このまま推移すれば大きな赤字になる再建団体に転落してしまうということでございます。いま、年度末に向けてあらゆる努力を傾注しているところでございます。節約すべきは節約する。あるいは国、府に対して要望してまいっております特交あるいは振興補助金など、各船にわたって努力を展開中でございます。何とか赤字額を縮めることによって再建団体転落を回避してまいりたいという非常な決意で臨んで

いるわけでございます。

御指摘の10条指定分につきましては、前々から申し上げておりますように、国の制度でございますので、これを改善すべく私自身、和泉市の公債費比率を何とかしなければならんという存念を胸に秘めながらも、一市長として国と渡り合っても、なかなか制度の改善はできるものではございませんので、全国市長会ともどもにがんばってまいってる次第でございます。

御案内のとおり、同促法の3年延長のときに、そうした諸点について国会の各党それぞれの御理解をいただき、3つの付帯決議が衆参両院でなされております。その1つは、この法の改善すべき点、実態調査等を踏まえて即時期限内にやるようにということ。2つ目は、同和对象地区を抱え、同和事業を促進している各市の地方自治体の財政の負担軽減を図ること。3つ目は、啓蒙活動でございますが、こうした付帯決議がなされ、これを受けてわれわれ市長会あるいは知事会、町村会が挙げていま、この付帯決議の実現に向け政府に迫っているのが現状でございます。

そうした制度の改善を伴うことだけに大きな問題でございますので、なかなか一朝一夕にやりにくい点がございまして、その意味合いから、昭和58年度についても、10条については6000万台という見込みしか現状、立っておりません。

しかしながら、今後とも同和関連起債に対する国の特別な助成という、10条の拡大や制度の改善が短時日のうちになされない見通しであるならば、本市のこうした財政実態についてどのような援助をしていただけるのか、いま、国、府に向けて強く交渉している途上でございます。この辺につきましては、微力ではございますが、一生懸命取り組んでまいりました私の姿勢、それから先般の国会議決を受け、それでは和泉市をどう助けていただけるんだということの具体策について現在、国、府に向けて交渉に入りつつあるのでございます。

なお、御案内のとおり、10条の拡大は担当自治大臣の認可を受けたものだけがかかりますので、そのうちの担当大臣の指定を抜いて、同和関連起債について10条を適用せよというのが私たちの要望でございます。それらを含め、地方自治体の財政負担軽減ということでの要望付帯決議が先般の国会でもなされております。それを受けていま、国に折衝に入っておりまして、具体的に和泉市をどうしてくれるのかということについても交渉を継続し、申し入れております。

なお、今後の元利償還に伴う問題については、その救済措置ということで国、府に交渉している途上であるということで、なお今後とも努力してまいりたい、このように存じておりますので、御賢察いただきたいと思います。

- 2番(天堀博君) どれぐらい年度末までに救えるかというやつは出まへんか、財務部長でも助役でも結構です。
- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

先ほど市長も答弁をいたしておりますように、臨時的な収入、いわゆる特交とか振興補助金について、いろんな角度からその増額方も陳情し、お願いをいたしておる最中でございます。したがって、今日の時点で幾らという数字はつかみにくうございます。しかし、見通しといたしました、最大の努力を払うとしても、53年度収支のバランスをとれるところまでにはちょっと到達しがたいんじゃないか。どうしても53年度単年度赤字がさらに累積するんじゃないかという見通しを持っておるわけなんです。今後、さらに最善の努力をいたしまして、できるだけ単年度の赤字幅を縮小していきたい、このように努力を重ねていきたいと思っております。

○ 2番(天堀博君) 非常に奥歯にものはさまったような答えですが、いまの助役の答弁では、52年度末で実質12億900万円ですか、約12億円。 今後努力してもらっても、単年度バランスするところまではいかん。ちょっとぐらい単年度赤字、1億出たら13億、2億で14億。そうすると、赤字再建団体転落の限度額が14億7300万円ですから、これではそういうことにならないということですか。現在、21億の赤字ですから、約7億近く救えるという計算をされてるわけですか。いろいろ特交の増額とか要望を出してるということですが、やはり出たらめによけいくれ、くれと言うんじゃなく基礎があると思う。それをはっきりしてもらわんと、一体どのように救うていくのか。

○ 助役(坂口禮之助君) 特別交付税等についても、交付資料等をいろんな角度から普通交付税で救済できない事情等のある内容につきまして十分盛り込んでお願いしておりますけれども、私たちの命望している額になるかどうか、非常に特別交付税につきましては、政治的な要素もございましては御承知のとおりです。われわれは、算定できる範囲のものすべてを網羅してお願いしている現状でございます。

昨年の2億8000万円にどのぐらい上積みできるか、最終的には2月でございます。特交の中でも一応、ある程度ルールによって計算できるものは12月に確定してまいります。この分は、昨年よりもかなり大幅に増額されるだろうという見込みを持っておりますが、問題は、最終2月の決定に大きな比重がかかると存じております。何とか昨年に倍するような全額を獲得したいということで、いま、あらゆる角度で努力しておりますが、これはあくまでも最終段階になってまいらないと、ちょっと全額的には申し上げにくうございます。最終2億ぐらいの赤字にとどまると、再建ラインの範囲内におさまるかどうかが、ちょっと的確な見通しは持っておりません。懸命に努力させていただきたいと思っております。

○ 2番(天堀博君) 私も議員になって3年、確かに来年2月に決定する。それから、いろいろと政府の補助金、その他も年度末ぎりぎりの8月31日ですか、ばたばたと決まるという性格のものもあります。だから、最終的には出納閉鎖の5月末にならんとははっきりしないという側

面も持つことはよくわかります。

しかし、すでに今年度も約9カ月を経過してるわけです。しかもその間、いろいろ資料もそろえて出していただいていると思うが、非常に苦しい答弁やったと思います。しかし、私が申し上げましたように、いまの財政状況は非常事態に陥っている。それは財務部長の答弁の数字でも明らかです。そういう時点に立てば、もっと真剣に考えて、議会の方にも、実はこういう努力してもこれぐらいしか出ません。あかなんだっこれぐらいにしかならない、その場合はこうします、という理事者の姿勢がないと私は思う。それが何か「できるだけ努力するが、2月にならんとわかりません」というのでは、ちょっと私も引き下がりにくいわけです。後でこの点についてはもう少し深めたいと思いますが、いずれにしても、再建団体転落ラインの14億7000万円をオーバーすることは確かやろうと見てるわけです。

そこで、大変な財政状況ということは、市長も指摘のとおり、とおっしゃいましたが、ただ漠然と「えらいことになりました、再建団体転落を回避するために努力します」ということだけではなく、なぜそうなってきたのかという過去の状況をよく分析しなければならないと思います。理事者各位におかれては、恐らく分析されてるだろうと思いますが、交通事故でもそうでしょう、単に車が当たったということで事故の処理をしていいわけではない。居眠り運転か、スピード違反か、わき見運転か、それらについて原因を調べるのと同じです。その上に立って今後の方向を決めていかないとかわりません。

それがないわけです。市長は係長級以上集めて、市民会館かどこかで仕事が終わってから、54年度予算要求の作成について説明会みたいなことをやったんでしょう。僕は直接参加してないからわかりませんが、いろいろまた聞きすると、とにかく新規事業や補助金のつかんやつはやめてくれ、それから節約してくれ、仕末してくれ、の一点張り、職員にこうしてくれ、とは言うが、いままでの経過の上に立って、私はこういうことでいままで来たが、これからはこうやります。という姿勢がない。先ほどの答弁でも、「何とか現状の上に立って自主再建に努力したい」とか、「漫然とした財政運営でなくやっていきたい」、「54年度以降、あらゆる点を見直して現在、精査を重ねている」とか、自主再建の決意を言われてるが、中身がない。あらゆる点を見直すと言ってますが、過去の問題を中心になぜこうなってきたかを明らかにする中で見直しをやらないかん。そのために財務部長からも数字を出してもらったわけです。

特に子どもが先ほど指摘したように、同和関連で非常に大きな負担を受けている。これは事実ですから、いや、そうではない、とは恐らく言えないと思います。特にいま償還時にかかってきておりました、数字でも明らかです。52年度、53年度の公債費の比率を見ると、一般施策と同和関連では、起債の残高の伸び率では大体同じようですが、元利償還の比率では、同和関連の

伸び率が非常に少い。その点で過去の原因、なぜそうなったかをひとつここで市長の口からはつきりお伺いし、そして今後の予算編成、その他について見通していくんだという決意のほどを聞かせてもらわんと、漠然とした、再建団体の転落は免れたい。10条指定し強くお願いしている付帯決議もされた、ということだけではすまんと思う。その辺をひとつはつきりと答弁を願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでございます。先ほどから申し上げておりますように、懸命の努力を払って再建団体転落を回避し、自主再建でまいりたい。この決意でございます。

具体的な方策についてのお尋ねであろうと存じますけれども、現在、理事者間において鋭意分析と分後の対応の仕方をいろいろ協議をしております。54年度を抜本的な財政再建の第一歩にしてまいりたい。もちろん、過去を振り返りつつ現状分析の上に立つて、のつびきならぬ財政の中でどう対応していくか、いま、分析中でございます。

御案内のとおり、新しく生まれた和泉市としてこの23年間、懸命に走ってきたのは事実でございます。そうした中で、人口の社会増に伴う各種の要望にこたえるため、懸命の努力を重ねております。また、特別措置法の中、全国有数の同和対象地区を抱える本市の体質もございまして、重点施策として取り組んでまいつたということの要因もございまして。

こうした諸点すべてが現状の上に立つて分析し、これからの財政再建がいかにあるべきかということでも、対応策を検討している最中でございます。そうした諸般につきまして、議会の御協力もいただきつつ、ぜひ自主再建でやらせていただきたいということで議長さんにもお願い申し上げ、財政対策委員会の御設置と相まち、理事者としても諮問を申し上げ、抜本的な財政再建対策を講じ、54年度を初年度として抜本的な対策を立て、54年度の予算編成あるいは今後に向けて努力を重ねてまいりたい所存でございます。きょうの一般質問の端のお尋ねでございますが、現在、それらについて精査し、検討を重ねてまいつての実情でございます。今後ともひとつよろしく御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

- 2番（天堀 博君） いろいろ現状分析してこういうものもあろうと言われてますが、そんなものは、とうの昔に終わつてると違いませんか。この市職労が何か執行委員会にかけるという資料、たまたま行き合わせのでもらつてきたんですが、一時金闘争の交渉の中でいろんなことが出てます。資料の収集、分析、加工はすでに終わつているということです。恐らく終わつてはるはずで、いままでも学識経験者とかがやつてましたからね。その辺では、どこに問題があるかははつきりしてらんです。市長はしてないのか知りませんが、恐らくほかの幹部の皆さんははつきりされてると思う。その辺で、いまこそ決断しなければいかんときではないか。

あなたは就任後3年、私もちょうどあなたと同じときに議員になつて3年たつたわけです。

3年連続公共料金の値上げをして市民に負担をかけてきた。市の職員、管理職の方には、30%の管理職手当の削減をやっている。3カ月の昇給延伸とか、この間、いろいろ職員を犠牲にするようなこと、ことしの年末一時金でもそうですが、やつてきたわけです。

それで市の財政が好転したかどうか、一向に好転しない。部分的に人件費とか削減されてるかもわかりませんが、全体的には、そんなことぐらいで、とてもじゃないが追いつかんようなことがどんどん水漏れしてるわけです。その状況を改めない限りは、どうしようもない時点で立ち至っているのに、未だにそんなことを言ったら、和泉市の将来はないのんと違いませんか。あなたはこの冠頭でのあいさつで「すばらしい歴史と洋々たる未来に誇りを持ち、明るく豊かなうるおいのあるまちに育つことをめざします」と言ってますが、こうはなりませんよ。

それこそ、ほんまに和泉市はつぶれてしまう状況にきてる。再建団体転落を回避しようとしても、乱開発とか、市民に負担をかける、職員を犠牲にする方法しかない。あなたのいまやつてることではね。これではどうしようもないところまでいつてるわけです。

これをさらに引用すると、「和泉のながれ」というところで「和泉市は、昭和31年9月1日和泉町ほか6カ村が合併し、人口5万人余でスタートし、昭和35年8月1日に八坂町、信太村を編入合併、こし育ちざかりの満22歳を迎え、いまや人口12万都市にまで伸長しました」と書いてあります。

和泉市のこしのみかんは、育ち盛りにきて水がなく、ボコボコのみかんができました。育ち盛りの22歳のときに、和泉市の財政状況がこんなことではどないするんですか。いまこそ根本的に考え直さないかんとたびたび指摘もしてきました。だのに、未だにいまの答弁では、何かしらはつきりせず、このままでいこうとしているが、これは指摘しておきます。

それから、議会の皆さんにいろいろ御協力を、ということでたびたび言われてるわけですが、対策委員会の答弁が来ました。これはどういう構成メンバーで、何回ぐらい開かれ、どういう内容が論議されたのか、ひとつお答え願えますか。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

常々、議会の御協力を得、何とか自主再建をやりたいということで御答弁を申し上げ、お願いをしております。先般、正副議長さんにも御協議を申し上げ、その御指導と御意見をいただきつつ、私の諮問機関として財政対策委員会を御設置いただき、第1回の会合を持たせていただいた次第でございます。

構成につきましては、いろいろと議長団とも御協議する中で、11名の委員をもつて構成願ったわけでございます。そのうち議員さんにつきましては6名、これは議長歴をお持ちの議員さんに御就任をお願い申し上げさせていただきました。理事者側としては、助役以下幹部5名、計11



名をもつて12月15日、第1回の財政対策委員会を御設置いただき、初会合を持つていただきました。今後、御協力をいただきながら、いろいろと現状の財政的な分析を御説明申し上げ、あらゆる分野についての精査、そのあり方について御諮問を申し上げて御指導、御意見をいただく中、今後の財政再建の抜本的な対策を樹立させていただきたい、こういうふうに住じまして御無理をお願い申し上げ、御協力をお願いしておる次第でございます。今後とも回を重ねる中、いろいろと御協議、御意見をいただく中で、基本的な自主再建の方途を講じていきたいと存じております。そうした諸般についても御理解をいただき、今後とも議会の皆様方の御指導、御協力のほどをお願い申し上げたいと存ずる次第でございます。

- 2番(天堀 博君) 対策委員会のメンバーは議長歴を持つたお方、私はここでお断りをしておかなければいけません、決してその議員さんに何ら意を持って発言しているわけでも何でもありませんので、その点は御了解をいただいた上で端的に聞くんですが、この6名の議員さんはいわゆる議会の代表という形になるわけですか。そういうことで市長が委嘱したことになるわけですか。
- 市長(池田忠雄君) 先ほどもお答え申し上げましたように、この大変な事態でございますので、いろいろと御意見、御協議を煩わしたいという意味合いから、議会側、理事者側ということで11名御委嘱申し上げさせていただき、初会合を願つたわけでございます。市長の諮問機関として御協議と御意見をちようだいする中で、財政再建について今後とも選進してまいりたいという私の気持でございます、そういう意味合いからいたしますならば、議会側としてお願い申し上げたというのが実情でございます。
- 2番(天堀 博君) これは議長にもその辺は後で確かめさせていただかないかと思いますが、いまの市長の答弁では、議会側と理事者側ということでやらせていただいたということですね。これは非常に重要な問題であることは、市長のおつしやるとおりだと思いますけれども、そこで議長経験者、いろいろ考えてそういう人になつたんだろうと思います。現時点での議会の中で改善されて、坂上議長さんと柳瀬議長さん、横田議長さんの3人ですね。それ以外の方は、その前の議長経験をお持ちだということですね。議会の中で、あるいは53年前の現時点でもつと深く考える必要があるんじゃないか。私は、財政問題となると、特にいろいろ総務委員会の管轄にも含まれるので、私は別に総務委員会の副委員長やからぐあい悪い、と個人的に申し上げてるわけではないんです。ところが、議会側、理事者側というか、これは先般の田中議員さんの質問にもありましたが、市同促の関係で議会の代表になつているが、どこでも協議されてないやないかということでした。もちろん、正副議長さんの意見を聞いたと言われてますが、それで具体的な経過があることは私も聞いてます。ここでは、あえて問題にはしませんが、本当の意味での議

会の代表ということで市長が考えて選んだということ、どうも納得、理解しがたい問題があるように思う。

本来は、やはり常任委員会とか、議会を構成する各種委員会、それから各党派とか、そういうところから全体の意見が反映できるような委員会の構成にすべきじゃないかと考えるわけです。それがどういうところをついて出てきたのかわかりませんが、議長経験者となつてゐるが、その辺は何かございますか。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほどからお答え申し上げておりますように、議長団とも御協議申し上げ御意見をいただく中で、御委嘱申し上げた経過がございます。いろいろこうした市長の諮問機関としての選出の方法はございますが、こうした財政対策委員会ということで人数的な点もございましたし、そうした意味合いの中で、歴史の議長経験の議員さん方に御委嘱申し上げさせていただきます、今後とも御指導、御協議をいただき今後の自主再建に当たつてまいりたい決意でございますので、選考経過等いろいろ御意見もあろうかと存じますが、御賢察賜りたいと存じます。

○ 2番（天堀 博君） ちよつとこれ以上立ち入りますといろいろ問題もあろうかと思いますが1つはつきりしとかないかんのは、あくまでも、議会側、理事者側と申してありますが、議会の代表ではないということをはつきりしておいてほしい。どこで選んだのでもない。その辺、いまの答弁では、議会の皆さんの御協力やら意見やらと申してありますが、それがそこへきてしまつてから済んでしまい、議会の皆さんの意見も聞きました。ということになれば、市長が勝手に選んだ、議長と相談したと言つてますが、その辺の経過は別にして、市長が委嘱した委員さんで勝手にやつて、議会全体の意見が本当に反映されていないと私は見ている。その辺は、ひとつ私もはつきりここでしておきたいと思ひます。

時間もかなり詰まつてきておりますが、先ほどの答弁をずつと聞いてますと、市長さんの答弁は、私の質問でいろいろ指摘したように大変なとききてる、どないぞせないかんということで本当に解決されることになつていないと思ひます

そこで、最後になります、市のいろんな行政の責任はもちろん市長が最高責任者、同時に先ほど助役さんからも答弁をいただきましたが、助役、収入役、教育長、参与というところ迄までは、これは連帯的な責任はあると思ひます。部長がそれぞれのセクションで市長なり、市の幹部の方針に従つて運営をされてるんだと思ひます。

そこで私は、そういう幹部の方々1人1人に、なぜこうなつてきたか、どんなふうに関現を把握しておられるか、どないしたらいいのか、一遍お聞きしたいと思います。順番言いますので答えてくれますか。助役さん、収入役さん、それから教育長さん、参与の方2人おられますので、財政問題ということでですので公室長も、それから林参与というふうに関1人ずつ答えていただき、

市の幹部としてこう考えてるんや、というやつをひとつ聞かせていただきたい。市長と一諸というんなら、それでもいいんですがね。

○ 議長（横田憲治郎君） 助役。

○ 助役（坂口礼之助君） 幹部職員に対しまして1人1人の見解を、というお話でございますがわれわれは、常に内部的には、財政状況の悪化しておる問題等についても十分協議いたしております、私の分析いたしておることも、他の幹部職員も同じような考え方であるということは自信を持って申し上げられると存じますので、私、かわりまして、考え方だけを述べさせていただきますと思いますので、御了解を賜りたいと思います。

まず、端的に申し上げますと、われわれ行政の執行に当たつてきた者として、最も強く反省しなければならないことは、いわゆる財政的な諸計画の欠如が非常にあつたということだと存じております。非常に財政計画というものを中心にした行政運営に欠けておつたのではないか、いわゆる計画行政というものが欠如しておつたんじゃないかということをしみじみ感じておるわけでございます。あわせて反省をしておるところでございます。

そうしたことから、たとえて申し上げましたら、諸施設の設置等についても、いわゆる施設を設置することによりまして、今後、非常に長い期間、その施設を活用し、維持していくための維持管理経費等についても、長い計画の中でその見通しを十分立て、新しい施策なり施設等々と取り組んでいくことが必要であると反省しておるわけでございます。

ちなみに申し上げますと、一般的な経常経費で経常支出を賅つていく中では、たとえば本市の義務経費的な性格を持っております人件費あるいは扶助費、公債費等については、非常に大きなウェイトを占めてまいっております。先ほど財務部長からも御答弁がございましたように、52年度の経常収支比率は111.2%という、経常的な収入で経常的な支出を賅えない結果が招来してきておるわけでございます。

にもかかわらず御承知のとおり、投資的な事業計画にしても、かなりの伸び率でもつて年々、消化してまいっております。したがつて、そうした投資的経費に充当すべき一般財減がないにもかかわらず、その年度年度、非常に無理をしながら公債費等に頼る、あるいは臨時的な収入をもつてその年度の事業をこなしていくというような過去の行き方が、今日を招来させたと存じておるわけでございます。

これらの内容を1つ1つ分析してございまして、それらの過去の地方財政の運営の実態の上に立つて、今後の財政健全化計画に取り組んでいかなければならないのでございまして、それらの問題点は、われわれ段階ではいろんな角度で検討もし、支出もいたしております。先ほど、市長からお話もございましたように、それらの問題点等についても今後、財政対策委員会等の御諮問

等にも赤裸々に明らかにいたしまして、その反省の上に立つて53年度の残された財政運営並びに54年度以降の計画的行政の樹立を行っていきたい、このように存じております。

非常に舌足らずでございますが、私たちの考えておることを申し述べまして、答弁にかえさせていただきます。

- 2番(天堀 博君) 恐らくは、助役が全部肩がわりして答弁されるだろうと私も思っておりますが、本来、1人1人に聞きたいのですが、時間もないので省きます。

いまの答弁の中で、大きな投資的事業に充当すべき一般財源がない、せやのに、やつてきたのは問題であるということ、54年度から、同和事業も含めてこういうものは十分見直していくということなんでしょうか。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

あらゆる点について再点検していくという考え方でございます。市長も申し上げておりますように、すべての事業あるいは諸制度、諸施策等について、この状態のままに進んでまいりますといかにしても再建団体に転落せざるを得ない、致命的な状態に陥ることは周知の事実でございます。これを回避するためにあらゆる努力を図る、いわゆる「出るを制して入るを図る」という原則を堅持しながら、あらゆる問題に対して緻密に点検をし、今後の財政が健全化していく方向でもつてすべての関係を精査していきたい、このように存じてございます。

- 2番(天堀 博君) 時間がきましたので、質問は大体このぐらいにします。そもそも、きつちり結論づけられるような内容ではありませんので、非常に中途半端なように思われます。本来なら、半日も1日もかけてじっくりやりたいわけですが、そういうわけにいきません。

そこで意見として、先ほどの冒頭の要旨の説明のときにも申し上げましたが、やはりいろんな実態を公開していく、これが原則だと思います。「広報いずみ」でも、新年度の予算はデカデカとグラフ入りで出ますが、その中身の分析は全然ないわけです。その辺をもつと分析したやつを市民にも明らかにしていく、市の職員にも隠さないことが大事やと思います。

それから、同和行政についても、私どもはせんだつての議会で改善要望決議を提案いたしました。やはりいろんな見直しをやる、施設の利用についても考え直していく、さらに、格差是正に重点を置いていく、そういうことにしぼつていかなかつたら再建もならないんじゃないかと思えます。現状が非常に厳しうございますので、私はあえて苦言を呈してるわけです。肝に銘じて54年度の予算編成、出るを制するということですが、市民の切実な要望には真剣に耳を傾けていくことは必要だと思います。するだけのことはする、やるだけのことをやつて、改めるべきところを改めれば、市民だつて負担が大きいということだけの反発はないはずなんです。いわゆるリターンさせていくというか、いろいろ行政需要が多うございます。光明台の方からも先ほど、

私の方に個人的にというか、来られました。交通の便、その他も含めてサービスセンターを設置してほしいとか、いろいろ要望がきております。消防署の方でも、職員は定数はおりますけれども、非常に苦しい人数でやりくりしている。救急も非常に多くなつてるので、職員を流動的に配置し、カバーに回すとか工夫しないと段取りがつかない状態なんです。

その他いっぱいあります。後でうちの直村議員も質問すると思うので省きますが、そういう行政需要に本当にこたえていけるように私は、正すべきところは正していく、そういう基本姿勢に立たなければ、市財政の自主再建どころか、それこそ再建もできない。基金を一時的に取り崩して、小手先だけでその場逃れをするようなやり方は、和泉市にとって未来はないというふうに意見を申し上げて、質問を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。



- 議長（横田憲治郎君） 次に、6番、（大谷昌幸君）
- 6番（大谷昌幸君） 通告に基づきまして趣旨説明を申し上げます。

まず、第1点でございますけれども、ちょうどいまを去る半世紀前の昭和3年、阪和線が和泉府中まで開通いたしました。その当時ありました野砲第4連隊の馬の輸送にかんがみまして。この和泉府中駅、阪和線内の鳳駅に次いで広大な面積を有す貨物駅が誕生したと、われわれは子供の時分から聞いております。

この和泉府中駅は、昭和20年の終戦までは軍隊の輸送に非常に役立ってまいりましたが、それ以後は、当時の繊維の非常な好況によりまして、この府中駅が拡大の一途をたどってまいりましたが、近年の構造不況と言われる繊維業界のあおりを食って、遂に本春、やむを得ず貨物駅を閉鎖したのは周知のとおりでございます。

そして、当市の表玄関でありますこの和泉府中が、貨物駅の閉鎖以後、半年はおろか、年がかわろうとしているのに、いまだに駅舎、プラツトホーム、その他は撤去されながらも、何ら手をつけられずに置かれているわけであります。

私は、この通告の表題を実は「和泉府中駅及びその周辺の整備について」というように書きたかつたのでございますが、この和泉府中駅は残念ながら、当市のものではございません。あくまでも、国鉄のものでございます。しかしながら、この国鉄の広大な用地、私の推測では南北250メートル、東西短経40メートル、長経50メートルで最低1万平米以上のこの用地を、和泉市としてどのように当市発展のために利用しようとしているのか、また、いままでどのようなアプローチを行ってきたかということをお伺いしたいというのが、まず第1点の要旨でございます。

次は、2点目の市民会館の改装整備についてでございますが、この市民会館も昭和37年の9月当時、この泉北地区で切つての最新設備を誇りました建物でございます。それ以後17年たち

今日まで、ただ連日休みなく使うだけで何の改装もされておられません。その後、当市には、市民文化ホールとか勤労青少年ホームなどのように、新しい集会に利用できる会館が建設されておりますけれども、これらにつきましては、何らかの制限が伴っております。この市民会館は、立地条件また使用規定に至るまで、市民のだれもが本当に使いやすく、また、それだけの効果を上げ得るところにあるわけでございます。

しかしながら、現在は収容能力も大変少なく、また、内部の計器に至るまで、17年以前のものでそのまま使われているわけでございまして、いろんな文化団体を初め、市民各位が使われるのに大変不便を感じているわけでございます。この際、何とか新装改装されて、もつと市民の需要にこたえられるべく御努力願いたいと思いますが、さしあつてどのような御計画をお持ちなのか、その点をお伺いしたいと存じます。

第3点目の不燃焼廃棄物の収集についてであります。当市では、約40日おきぐらいに各町内会あるいは自治会の指定する場所に各戸より不燃焼物を持って集め、そして、午前10時過ぎから昼過ぎにかけて市の方から整理に来てくれる現状でございます。

これにつきましては、僭越でございますけれども、私、お世話になつております町内会の実情を一例として申し上げますと、以前は、13号線に面したある私有地の1角をお借りしておりました。しかし、ここは余りにも交通の便がよ過ぎるために、指定収集日以外ものべつ粗大ごみを置かれるような現状であります。その内容を見ますと、どうも普通の家庭で発生したものとは思われぬようなものが多々置かれてます。したがつて、この際、場所を変更しようじやないかということで、横尾川の廃川敷を拝借したわけでございます。そして、町会長さんが指定日の前日の夕方に、「あすは火曜日であるから、皆さん方はあす午前10時までに該当品を指定の場所までお持ち出し願いたい」ということをちよつと放送しますと、この拡声器というのは、案外「灯台元暗し」と申しますか、近くには聞こえませんが、気流の流れに乗つてかなり遠方まで聞こえるわけでございます。そうしますと、夜の間にこの橋の上から粗大ごみを捨てていく。橋は私どもの町内会の境界でございますので、町内会の人はそのまで行く必要がございません。なぜこの橋の上から落とされるのかとを考えるわけでございます。こういうようなことから、放送はしないようにしております。

そうしますと、早朝に出勤される方が後から「ああ、忘れておつた」ということで翌日、こつとりと持つて出られる場合もあるということから考えまして、町内会長さん初め町内会の役員の方々が大変御苦労くださつて。そして、できるだけ行政でやらなければいけないこの不燃焼物のごみの収集に並み並みならぬ努力をしてくださつてゐるわけでございます。

これを端的に申し上げますと、生ごみのように、一定の決めた日に各戸に集めることができな

いものか。どこまで町内会の役員さんがおやりにならなければいけないのかということをお返省いただき、いますぐはできなくても、次年度からそのような手が打たれないものかということをお返省いただきます。

第4点は、和気小学校の通学路の設定であります。来春早々から住宅供給公社が宅地造成にかかるということをお返省しております。この際、その供給公社の予定している地内に何とかして、私、2年前にたしか申し上げたと思いますが、特に小田地区の生徒さんが1キロ200メートルの遠路を、しかも迂回しながら通っている240日考えますとき、この春開園いたしましたすいせん保育園の通園路を設置していただきました努力の上に、父鬼和気線と、この既設通園路を結ぶH型のバイパス通学路が出来ないものか、また、そのようにしていただく御努力があるものかどうかをお尋ねしたいと思うわけでございます。

以上、簡略ではございますが趣旨の説明を申し上げ、御答弁の内容では、まだまだお尋ねしたいことが発生してくると思っておりますので、再質問の権利を留保いたしまして、一般質問の通告を終わらせていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（内田 繁君） お答えいたします。

いわゆる和泉府中貨物駅跡地に対してどのようなアプローチを持つていかということですが、実は、基本的な目標というか、そういうものについては今後、駅前再開発の中で起つてくると思っておりますが、御承知のように、和泉府中貨物駅跡地利用につきましては、かねがね申し上げておりますように、4つの利用項目について、和泉府中駅長あるいは天鉄局とも鋭意協議中でございます。現在、天鉄局においても関係部局内で協議をやつておられまして、いましばらく時間をいただきたいというようなことでございます。

御案内のとおり、市といたしましても、その解決に向けて今後、鋭意努力したいとは考えておりますが、一定の方向が明らかになり次第、所管の委員会等にも御相談申し上げて御協力を得、本事業を推進していきたい、かよう考えるわけでございます。御了解賜りたいと思っております。

- 6番（大谷昌幸君） いま、部長から国鉄にアプローチのことについて説明がございましたが、差し迫つて、どういふことを具体的に国鉄にお願いし、交渉してゐるのか、もう少し御説明願いたいと思つております。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 具体的に申し上げますと、現在の府道の拡幅をまず考えております。

それから現在、どことも問題になつてゐる自転車の駅前放置問題を解決するための自転車の置き場問題。

それから、これも非常にやかましく言われている公衆便所の設置。

また、朝からもございましたタクシーの乗降場の問題。

これらの解決の1つの手だてとして貨物駅跡地を利用するべく、大体4つの具体的な項目は以上でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) 大変結構です。私、聞くところによると、近々に、いままで枕木でさくをしておる国鉄構内のフェンスというか、それを何かネットフェンスに変える予定があると聞いております。どうも部長の御答弁にありましたように、いろいろそういう交渉をしてくださつてると思いますが、相手は何分大きな国鉄でございますので、そう簡単には交渉は進まないと考えます。しかし、かきをするということは、どうも市の要望というか、そういうものが何ら聞き入れられる可能性があるものなれば、もう少しかきをするにしても、事前にこちらに協議もあるやろうし、あるいはまた、いまの要望を何とかかなえる方向でフェンスにしても考えてくれるんじゃないかと思えます。その点については、どのような経過になつてございますか。

○ 産業衛生部長(角谷泰夫君) 過般、貨物駅跡地問題等で和泉府中駅長と種々協議しております中で、実は、いま議員さん御指摘のフェンスの問題が出てまいりました。本市としても、貨物駅跡地利用計画について国鉄に要望しておりますので、この際、協議の都合にもよりますが、この計画の中で当然整備しなければならない問題でもあるということで、ぜひ着手の延期を駅長に折衝しましたが、駅長としては、本市が現在、国鉄に申し上げております4項目の土地利用計画については、私も鋭意努力させていただきます。ただし本件は、かねて駅の保安管理、美観等の問題で天鉄局へ私が要望しておつたもので、予算もやつと53年度についたもので、近日中に事業実施したいと考えている。ただし、これは私も駅長としての管理上、周辺の子供が簡単に中に入れる状態では困るので、和泉市さんの問題とは別のレールの話です。私の管理責任上の問題と御理解賜りたいという言葉がございました。

私もその問題等につきましては、部長、関係課長ともに駅長にあらゆる角度からいろいろ善処を求めたものでございますが、ぜひ管理上やりたい。ただし、和泉市さんの跡地利用計画とは一切関連しないようにいたします、という話し合いの中で折衝したのでございまして、現在、私も駅長の言葉を信じておる次第でございます。

なおまた、フェンスといつても、現在の枕木が非常に老朽しておりますので、この枕木を撤去しても枕木を設置している鉄材等はそのまま再利用し、高さも枕木の高さと同じ現在程度になるというふうに駅長にも聞いておる次第でございますので、その点の経過についてはいま申し上げたようなことでございますので、御了解賜りたいと思います。

○ 6番(大谷昌幸君) その御答弁を信頼申し上げますので、よろしく願いいたします。



それから、和泉府中停車場線と言ってるんですが、泉大津粉河線から北へ281メートルの府道になってますね。この道は現在、幅員が非常に狭いので一方通行で、バスも車も始終通り、歩行者も大変通りにくい。この道は、南1番踏み切りから南2番踏み切りまでの間3、40メートルはやむを得ないとしても、南1番踏み切りから駅の改札口までの間について、何か国鉄の用地内に歩道をつくつていただきたいと思います、そういうことについてどうお考えですか。

○ 産業衛生部長（内田 繁君） お説の路線は、やはり和泉府中停車場線の問題だろうと思います。これに沿つて跡地利用の歩道をつくれという御趣旨かと思ひます。この路線は御承知のように、幅員4メートルと狭いので交通規制を実施しております。そして、歩行者の安全を確保しておりますが、御趣旨のそういう跡地利用のお考えについても、われわれとしては理解できるわけですが、何分、この路線は府の管理の道路でございますので、府とも十分協議していく中で、御趣旨に沿つて努力していきたい、こういうふう考えておりますので、御了承賜りたいと思ひます。

○ 6番（大谷昌幸君） いまの部長の御答弁にあつたように、当然、府道でありますので、府の方と折衝していただかなければいけないわけです。

そこで市長にお尋ねしたいのですが、この府道281メートルは、昔の泉大津粉河線から起算して281メートルでして、昭和25年か26年に泉大津粉河線が経路変更になつた時点がありました、いまの281メートルそのまま現在もきていますと私、聞いているわけでございます。当然、府道でございますが、いまだかつて、府の方からこの道路を手入れたこと、われわれは見ることがないわけです。昭和25、6年、現在の南1番踏み切りから泉大津粉河線の南海バスの車庫のところまで延長したとき、当時は和泉町ですが、和泉町があつせんして立ち退きもおこし、あれだけ3、40メートル延ばしたんです。これについては、府が経費を出してありますが、以後、府の方から手入れに来たことを見ません。先ほどの歩道のこともからめ、いままで府の方に働きかけられたことがあるのか。また今後、先ほど私がお願いしておりますように、歩道設置のために積極的に協議を重ねていかれるおつもりかどうか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○ 参与（林 徳次君） いまお尋ねの府道でございますが、御存知のように、駅前のあの一角につきましては、都市計画決定を打つてございます。その中で停車場線の拡幅、それから駅前広場とかなり大きな計画でございますが、再開発がらみの計画決定が打たれてあり、事業段階には移つていないという経過がございます。

もう1点は、御存知の粉河線の都市計画決定も打たれてございます。これとからめての築造になるわけでございます。めどは、膨大な構想でやられてますので、さだかではございません。そういう構想のもとに和泉市が都市計画決定を打つ前後から、この道路の扱いに関しては、大阪

府と協議した事実経過は数回ございます。

なお、産業衛生部長がお答え申し上げておりますように、当面の促進措置として、市民の利便に供するための歩道拡張に向けて、府ともども現在も協議をしまいつております。

○ 6番(大谷昌幸君) いまの参与の御答弁では、都市計画ということの中で行われるわけですが、都市計画というのは、府中の駅前再開発と、先ほどから言われているのは、恐らく府中町1丁目の10番台から南側及びこの泉大津粉河線の府道に至る間だと思います。これについては、われわれが申し上げるまでもなく、大変な難事業であることは十分御承知やと思います。そういう中で、私はこの際、この和泉府中停車場線は切り離して、現在、目の前にある遊休地、と言えば国鉄にしかられるかもしれませんが、広大な250メートルにつながる遊休地があるのですから、これをきょうあすの問題として、国鉄がわしとこの領地や、とフェンスを張る、その中でもいいが、仮歩道として1メートル半か2メートルでもいい、いますぐにこのフェンスと同時にそういうものに利用させることにかからめて折衝していただくという、積極的な姿勢を持つていただけるかどうかということをお尋ねしてるわけです。

○ 参与(林 徳次君) 先ほども申し上げましたように、産業衛生部長が4つの命題をこの跡地利用の中で果たしたいということは、市の方針でございます。当初からそういった暫定処理であろうとも、歩道の一部も入れるべく、当時、私も意見を述べてまいりました。このことは御指摘を受けるまでもなく、当面の市の仕事として早期に、たとい幅員が幾らになりましようが、相手のあることですが4つの命題が同時に解決できる折衷案になろうかと思いますが、その中で御指摘のこと、十分努力したいと思えます。

○ 6番(大谷昌幸君) 大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

いまお願いしたのはきょうあすの問題として、いわゆる未来の問題としては、この府中駅は、あくまでも、8,400ヘクタールを有する和泉市の表玄関だと思います。いずれ泉北高速鉄道が延伸になつてくるとは思いますが、仮にそうなつたとしても、旧町名で恐縮ですが、旧和泉町、八坂町あるいは信太村という13号線沿線を含めた表玄関であると思えます。

現在、和泉市を考えますとき、先ほどから財政問題が非常に俎上に上がり、理事者の方々は苦しい御答弁をなさつてるわけですが、いまのところは、出るを制することを非常に考えておられるが、もう少し入ることも考えていただきたいと思えます。現状のままでは、和泉市の商業圏としての発展はすでに終わった、極端に言つて、そう申し上げたいと思えます。たとえば和泉府中を見た場合、府中駅から西北わずか100メートルのところはもう泉大津市域です。和泉府中駅北1番踏み切りを渡つて向こうへ行けば泉大津市豊中28番地です。第2阪和国道は、全部泉大津市域についております。そこにできておるスーパー周辺の繁盛ぶりを見られた場合、為政者の

方はどのようにお考えですか。

現在、日曜日に府中駅へおりの乗客の方々は、ほとんどが北1号踏み切りを越えて泉大津市域へ行つて買い物をなさる。また、当市にお住まいの方々も、狭い肥子町1丁目の中の豊中交電所の狭い道を無理に車で通つて買い物に行きはる。いま、豊中地域に密集している商業地域にお金を捨てに行かれる方々の半数は和泉市民であるはずなんです。このため和泉府中駅前商店街の売り上げがいかにダウンしてるかを考えた場合、如実にわかる事実です。

この夏にできた岸和田信用金庫、何という名前をつけてるか、市長、御存知ですか。来年夏になれば、一流都市銀行の三井銀行ができる。大蔵省に申請し、すでに認可がおりています。何ちゆう名前をつけてるか、御存知ですか。いずれも岸和田信用金庫和泉支店であり、三井銀行和泉支店です。和泉という名称は、昔の和泉の国全部やと言われたらそれまでですが、現在、当市に既存している市中3銀行の名称は、あくまでも、当時の名称を冠しておるわけです。かつては和泉府中支店であつたものを、和泉市になると同時に「府中」を取られたという、そういう和泉支店であります。ほかから出てくるところは、皆和泉支店という名前をつける。向こうへ出てはいるんな商店は、泉大津店とはつきり言うてるやありませんか。あれは、あくまでも泉大津市域だと思います。泉大津市はあそこで莫大な税収を上げてます。それで一体何をしていますか、何もすることはない。

一方、上を見ますと、光明池駅ができましたが、御承知のように、堺市域であります。あの周辺でわずかながら和泉市という名前をつけてもらつてるのは、ある1スーパーと、今度できた大阪住宅センター、この2つだけやないですか。ほとんどが堺市域なんです。そして、そこで乗降される人々の少なくとも半数は和泉市民やないですか。去る15日、南海バス路線が全部改定されました。横山高校前から出るバスの時刻表を見てごらん下さい。光明池駅行が、日中の閑散時においてすら4本あります。和泉府中経由泉大津駅行は、わずか2本しかない状態なんです。それで、果たして今後、財政好転のために税収の確保、確保と言われながら拱手傍観しておくことでは、財政収入の伸びをどこまで期待できますか。そういうことを考えた場合、1万平米以上の広大な面積を有する和泉府中駅を、何らかの形でもつと民衆駅と言われるようなりつばなものにされる御計画を今後お持ちになるかどうか、できれば、市長さんから御返答願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんのお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、和泉市の表玄関である和泉府中駅前商店街につきまして、その後の経過から現状を御指摘いただく中で、何とかしなければならぬということでございます。非常に大きな課題でございます。しかし、私たちがいたしましては、府中駅前周辺のいまの課題と、これからの前途を考えた場合、これではと思ってございませぬ。何とか国鉄とも協議する中で、表玄関口をどうしていくかという課題、

いま、即答してどうこう言えませんが、御趣旨はごもつともな点がございまして、今後、われわれ理事者としても鋭意検討をさせていただきたい、このように存じます。非常に雄大な御構想でございますので、十分拝聴させていただきまして、今後、われわれとしても御意見の中で検討を進めさせていただきたいと思っております。

- 6番(大谷昌幸君) ちよつと腰の弱い御答弁で承服しかねる点もあります。市長の申されるように雄大な構想となつてくるとは思いますが、失礼な言い方かもしれませんが、これは御存知でしょう。現在、10月2日からのダイヤ改正によりまして、紀勢線が天王寺までかなりの本数が入ってますね。しかし、阪和線は50年前にできた老朽線として、鳳・天王寺間については特に混雑がひどくて、レールの破損がはなはだしくわずか数年しかもたないということを私、国鉄から聞いております。そういうことなどからして、和歌山は現在、日本の中で太平洋ベルト地帯に面しながらも有数なローカル地帯です。そこで、この紀勢線を何とか新大阪まで持つていきたいということで、城東貨物線と阪和貨物線を客車扱いの路線に変更し、新大阪と紀勢線をドツキングさせたいということを現在、国鉄が計画しておりますが、これは御承知と思っております。

この7月5日のある新聞の一面記事に出たわけですが、そのとき、すでに大阪府の企画室から関係市長に「これに協力せよ」ということが流れたそうです。それを受けて、この原動力になつてるのが東大阪市であると聞いております。東大阪市は鉄工関係の町工場が多く、この構造不況をもろに受けている。何とか交通の便を得て浮揚したいということで、各種団体、労組、市の行政が一体となつて、伏見市長を先頭に立てて当たつているということを新聞記事で読んだわけです。

私は、この記事を読んで、国鉄は非常にええことを考えてくれてると思えました。もともと、この案の出たのは、阪和貨物線の終点は杉本町なんです。そこから横へ行くわけですが、鳳から向こうですから混雑の緩和にならない。したがって、これを鳳以南へ持ていきたいと 漠然と書いてある。ただし、その中に泉大津松原線に乗せたいというんです。当然、どこへ行くか、どなたもすぐ頭にくるわけです。しかるに、関係市長には、東大阪市、大阪、吹田、八尾、堺、守口、大東の7市が、城東貨物線電化客車運行促進連盟を結成して事務局を大阪市の置き、府が顧問として参加している。この中に「鬼界が島の俊寛」、じゃないが、何ば読んででも和泉市という名前が出てこない。この計画が実施されれば当然、北信太の付近から阪和線が分離されるはずなんです。これについては、当局としてどれだけ、わが市も一諸にこの中へ入れてもらえんか、という働きかけをなさつたか。私は、いままでないように思うんです。ないと受けとめてよろしいですか。

- 市長公室企画担当理事(佐原行雄君) 議員さん御指摘の促進連盟の関係でございますが、昭和27年に結成されたと聞いております。御指摘のように、7市が加入しているのは事実でござ

います。御案内のように、和泉市が、この9月にできた専門調査委員会の方にも加わっておらないのも事実でございます。

なお、われわれ企画室でお聞きした段階では、この専門調査委員会は実務担当者によつてできておまして、第1期区間が新大阪ー加美間を促進することが基本になっております。その後、2期区間は、その後のルート決定等の問題もありますが、まず、1期区間を促進し、あわせて2期工事も促進するための専門調査委員会をつくつたと聞いております。

なお、いままでの働きかけ云々につきましては、卒直に申し上げてないわけでございますが、今後の推移を見て、われわれも参画できるものなら参画していきたいと考えております。

- 6番(大谷昌幸君) いまのような消極的な態度では、泉大津松原線の上に乗ってきませんよ。現在、関西新空港の計画と相まつてわかりませんが、和歌山市と泉佐野市の商工会議所が音頭取りになつて、この10月に第1回の会合を開き、去る1日に第2回の会合を和歌山市で開いてるんです。何が目的か、この両市は全然つながつてない、隣接してないんです。泉南市を飛び越してるんです。これは御承知のように、日根野に電車基地ができました。これは紀勢線の電化複線完成と関係してできたんです。そうすると、泉佐野市とすれば、あくまでも、この延伸を山手を通つて日根野に持つてこさせたい、もちろん、国鉄も日根野に行く案がある。だから、日根野に電車基地をつくる時にいざこざがあつたはずですよ。わずか200人働くのに、1,000人を対象にできる浄化槽をつくつた。それをしたいためです。この1番の推進者が和歌山県で、だから和歌山市を抱き込んで運動をやつてるんです。すでに誘致運動が始まつてますよ。しかるに、当市がそのような消極的なことでは、せつかくこの図面に松原泉大津線を通ると書いてるのに、消えてしまいますよ。

私かなぜ申し上げるかと言いますと、もし北信太の向こうで阪和線が新大阪へ分離するとすると、恐らくこの和泉市内の阪和線は当然高架にせんことには、和泉府中駅はどうもなりません。恐らく和泉府中駅で新大阪へ行く電車と、従来どおり天王寺へ行く電車の分岐点になるはずなんです。阪和線内を見渡した場合、日根野以外にこれだけ広大な面積を持つところはない。また国鉄としても、山手を通すよりはうんと営業収益がいいはずなんです。冗談で申し上げるのではありませんが、ちょうど相手は赤字の国鉄、こちらもそれに劣らぬ赤字を抱えそうな当市ですから、案外話が合うんじゃないですか。

それは冗談ですが、市長はちよいちよい東京へ行かれるのですから、一遍国鉄本社の門を叩いていただきたい。国鉄は図体が大きいですから、恐らく大鉄局、天鉄局の両方関係するので、こつちへ行けばあつち、あつちへ行けばこつちだと言われるでしょう。きょうあすの問題をお願いしてもこの調子ですからね。どうか市長さんの腕で、この図面どおりに完成するようにお願いし

たいと思います。その点だけ市長さんから御答弁をいただき、この点は終わりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 今後の大局的な発展構想という点での御指摘もつともでございまして、胸に体して今後、いろんな精査をさせていただき、その上に立つて、将来の発展策について努力を重ねてまいりたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 一応、われわれは新聞記事あるいはそれに関係してはる方から漏れ承る程度で、情報も十分ではございません。ひとつ市長の方から本年度中にでも、これも前にありました和泉中央丘陵地帯の開発と並ぶ大きなプロジェクトとなりますので、当該委員会なりの席において、今後調べられる情報について詳細に御報告していただけることをお約束いただけますか。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんの非常に雄大な計画についての精査が、われわれ理事者としてまだできていなくて申しわけないと思います。御指摘もつともでございますので、至急にいろんな点の情報をまずつかみ、計画等についても把握させていただくのが先でございます。その上に立つて、和泉市としていかにするかということの動きをしていかなければならないと存じております。いろんな情報の収集等に動く中で、また、そうしたことの御協議、御報告もしてまいりたいと存じます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 市民会館の改装と整備についてお答え申し上げます。

過去17年の経過の中で、一応、応急的な補修改修はやってまいってきております。床の張りかえ、集会室の壁の塗装整備、またいす、机の修理とか、すべて応急的な配慮でございます。過去1年間の市民会館の利用状況を見ると、年間10万人の方々が利用され、文化教養の振興に市民会館の果たす役割は大変大であります。利用される方々が、いい環境でより効果的な活用ができるよう対処してまいらなければならないと存じております。

さすれば具体的な案は、という御質問でございましたが、冷暖房の完備はもちろん大ホールと大会議室しかないのも、それ以外の備えつけはどう取り扱うべきか。また、大会議室等は特に汚れがひどいようでございますので、それらの改装にもどう取り組むべきか。また、問題になります結婚式場でございますが、神殿を設けておまして、天井が大変低うございます。現状、特殊な構造で建てられておりますので、これらの高度利用にいかに取り組むか。換気扇の設置とか挙げられようと思います。いずれ現状の利用の中で、広く利用されている市民会館の整備については、職員を交えて改装利用に取り組まねばならない、取り組んでまいりたいと思うわけでございます。なお検討の期間等をいただきたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） いま出ました結婚式場ですが、和楽殿ですが、これはちやんと神殿が設けられており、神聖な場所ということで、平常余り使用できないということはわかります。しか

し、過去5年間の結婚式の挙式の数字を拾いますと、49年度で57件、50年度33件、51年度がやや回復して36件、52年度20件、53年度は昨日現在6件です。1昨日、17日の日曜日に結婚式があつたのが6番目、あと来年3月末まで1件すら申し込みがないという現状なんです。結婚式はきょうあす決まるものでなし、かなり前からわかつてますから、3月末まであつても1件ぐらいやないかと思ひます。

1年間にこれだけの回数しかないわけでしょう。だから、そのほかのときは、この和楽殿を開放したらええと思ふ。私、なぜ解放できないのかと思つて、市の条例を調べて見ました。そうすると、市の条例の中に結婚式場ということで、各部屋と同様に午前、午後あるいは全日とか夜間とか、料金表に載つてゐるわけですね。料金表があるのに、実質的に貸してもらえない。そして、結婚式に使う場合には、いまの表に関係なく5,000円が別に載つてゐるわけです。料金表では区切りをつけてゐるのに、一方、結婚式に使う場合には、条例の施行規則第9条に結婚式場使用料（和室（松、竹の間）及び化粧室を含む）として5,000円と出ている。どうも理解のしようがないわけです。結婚式しか貸せないといつて、料金表はこのようになってゐる。あのカーペットもかえてやつてほしいのです。使い古したカーペットを敷いてますね。何かに使うときには、カーペットをまくり上げてゐるはずですよ。そうすると、ほかの会議に使えるはずですから、早急に換気扇の1つや2つつけてやつてほしい。何ぼせにがないといつてもすぐつけられると思ふ。そして、あそこを開放してもらえるかどうか、その点、まずお答え願ひたいと思ひます。

- 教育次長（広岡史郎君） 過去を振り返ると、昭和45、6年当時は、1年間で100組近い結婚式が挙げられております。近年、結婚式場の利用が減少してきた原因はいろいろございます。和泉市の周辺都市でりつばな結婚式場を持つ市民会館が建設されたり、農協で結婚式が行われたりなど、いろいろ要因がございます。

しかし、市民会館自体、各室に申し込みが殺到し、十分利用できないということもございまして、結婚式場和楽殿の開放につきましてはお説のとおり、内部改装等について検討いたしまして、喫煙も可能なように換気扇の整備とかを配慮、取り組んでまいりたい、かよう思ふわけでございます。

- 6番（大谷昌幸君） そのように願ひするとして、先ほど、1日平均300人ぐらい使つてゐるということですが、市の関係もかなり使つてますね、私の聞ける範囲ではね。恐らく半分近くあるんじゃないですか。たとえば2月16日から3月15日までは、税務の方で全部使うでしょう。この庁舎内に実際の会議室はありませんわな。だから、市の方が使わざるを得ないので、市民の方へそのしわが寄つていくんだと思ひます。

助役さん、この向こうの建物は、聞くところによると、ちゃんと建てられる基礎は打つてある

と聞いてますので、何とかめどをつけていただけないものでしょうか。

○ 助役(坂口禮之助君) この件につきましては、かねがね議員さん方からいろいろ御指摘もご  
ざいます。実際、庁舎内には、会議室らしいものは一つもございません。まして、各部とも非常  
に狭わいになつております。その実態は十分踏まえておりますし、また、御指摘いただてるこ  
とに関し、その必要性も感じておるわけでございますが、財政再建のめどもございまして、本庁  
舎の増築は、財政の見通し等とからみ合わせながら検討させていただきたいというのが本音でご  
ざいます。

○ 6番(大谷昌幸君) すぐ財政が出てくるんですが、12月の今度の議会に多分出るやろうな  
と聞きました、非公式にね。それで期待しておりました。それがどうも出てないので、急拠、市  
民会館ということで出したんですが、その点、どうなつたんですか。

○ 助役(坂口禮之助君) 先ほど申し上げましたように、物理的な条件の中では、確かに必要と  
いうことに痛感しておるわけです。ただ、非常に申しわけございませんが、本年度の最終的な決  
算をどう結ぶかにいま、懸命に努力しておるわけでございますので、それらの関係を十分勘案さ  
せていただきながら、最終的に議員さん皆様方にも御相談申し上げたい、このように存じており  
ますので、御了解願いたいと思います。

○ 6番(大谷昌幸君) 近々に、またええ返事をもらえるものと期待しておりますので、この件  
は終わらせていただきます。

不燃焼物収集について、簡単に個別収集ができるかできんかをお答えください。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 不燃焼物につきましては、機械、人員等の現有体制の問題が  
ございます。基本的な検討をやり直す必要がございますので、本市の実態並びに近隣都市の状況  
等とあわせて検討していきたいと思ひます。

○ 6番(大谷昌幸君) そうすると、近隣都市と言われますが、少なくとも、泉北環境に関係し  
ているところだけでもわかりませんか。近隣都市なんて消極的なことでなく、せめて高石の実態  
ぐらい知らせてくださいよ。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 泉大津市は、粗大ごみという表現で月2回収集、高石につい  
ても、粗大ごみということで20日ないし1カ月に1回程度、堺市は、3カ月に1回と聞いてお  
ります。

○ 6番(大谷昌幸君) 形態は。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 形態は、業者委託になつてございます。うちのように特に不  
燃物ということではなく、粗大ごみという観念でございますので、木製のベッド等も含まれてい



るということでございます。

泉大津も高石も各戸個別収集でございます。

- 6番(大谷昌幸君) うちだけが泉北環境の中でなぜできないんですか。

この高石の窓口の御案内、ちよつと読みます。「一般家庭用ゴミの収集は、市が収集業者に委託して、1月～6月まで週二回、7月～12月まで週3回定期的に行っています。また、月2回粗大ゴミの収集も行っていますので、選別して、それぞれの収集日にお出してください。料金は無料です」と書いてますよ。

月2回個別収集やつてますよ。この前の議会でしたか、泉大津は一諸くたに集めてるとかのお話も出ました。私も現場を見ましたが、一諸くたにやるというのは、道義的に考えてもどうかと思います。高石は月2回やつてる。先ほど私、1町内会の例を挙げましたが、いま、どこの町へ行つても皆困つてるんじゃないですか。また、財政と言われるので先に言つときますが、財政がいかにあろうとも、生活せないかん。生活すればごみは出る。そのごみ収集が、よその市はそうやがうちはこうだ、理屈は後でよろしい。まず、担当課の方で40日に1回でもええやないですか、各戸収集をやつてもらえますか、それだけ返事してください。議長さん、1点だけ残りましたのであと2、3分、すみませんが。。。。。

- 産業衛生部長(内田 繁君) お答えいたします。

現在の収集体系が直営方式でございまして、近隣の実態は委託という形でございますので、その点を考え直さなければならぬという状態でございますが、十分御意思を体しまして、そういうふうにできるかどうか調査研究もし、鋭意努力していきたいと思ひます。

- 6番(大谷昌幸君) 最後に、市長さんをお願いしておきますが、とにかく和泉市の公共料金というか、手数料が非常に高い。青年会議所が「住みよい和泉市」ということで調査した結果、和泉市は全部悪い。何もかも料金は倍、こんなものを市民に報告するのは心苦しいという心遣いで、新聞まで毎年普通のタブロイド版4ページのやつを2ページに縮少した。市長さんに気を遣つてくださったわけですから、そういうことを十分おくり取りいただき、できるところから、何でもないとところから、二言目にはぜにがないと言わんで、ぜにをもうける方法もお考えいただきたい。取るばつかりが能ではありません。何とぞ市民が住みよいように、あすと言わずきょうから前向きにやつてもらいたいことを要望しておきます。

なお、和気小学校の通学路につきましては、時間も約束より2、3分超過していますので、先ほ申しましたように、供給公社と折衝の窓口を持つておられます担当課で必ず実現されるよう、努力いただきますことをお願いいたしまして、まことに長時間ありがとうございました。

- 議長(横田憲治郎君) ここでお諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思ひますが、御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、ここで15分ぐらい休憩、おむね47分ぐらいから再開したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

(午後3時33分休憩)

(午後3時50分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、21番、直村静二君。

- 21番(直村静二君) 一般質問を行う前に一言、御礼を申し上げたいと思います。

去る11月30日、私事で議員の皆様並びに理事者の皆様に御足労をおかけし、非常に寒い中、大変ありがとうございました。本席を借りて御礼を申し上げます。

次に、一般質問の通告どおりに行うわけですが、最初に、常に同和行政につきましては、市行政としては、行政の主体性に基づいて、私と市長とが本会議場で確約してきているので、私は確信をしております。たとえば幸小学校のフェンスに解放同盟和泉支部の看板をあげるとか、保育園に解放同盟和泉支部の掲示板があるとかを指摘、それなりに行政の主体性の確立の方向に進んでおります。

さらにきょう指摘したいのは、ここにある「郷土の歩み」という冊子、これは議員の皆さんがもらいますのでわかるが、第5号ですが、この76ページに「同和对策事業特別措置法強化延長の闘い」、「6・223大闘争報告集会 上田委員長報告から抜粋」が載ってます。これを見ますと、これが果たして和泉市の行政の主体性から書かれてるのかどうかです。中曽根はロッキードでどうのこうの、自民党は2年でどうのこうの、共産党は同和問題で票をかせいでいるとか、全く政治的なことが堂々とノーコメントで公費で書いてる。そして、われわれに渡している。こういうことを容認せよというのかどうか、参考にせよというのかどうか、その辺のあいまいさがあるので、行政の主体性から、これについて明快なお答えをいただきたいと思います。

次に、端的に项目的に質問申し上げます。数字的な面を最初に質問しますので、よろしく御願いたします。現在、病院を除く市職員の人数の中で、同和関係の職員は何人おるか、ひとつお答え願いたい。

次に、池田市長が市政を担当してから市の職員は何人採用されたか。また、このうち同和関係の職員は何人採用したか。

3番目は、同和関係の施設に職員を採用していることについて、公募をしているのか、それと

も公募しないのか。公募は何人、公募しない者何人というふうにお答え願いたい。

それから、同和関連の件費について国の補助が出ていると聞いてますが、それはどの分まで何ぼ出てるか、これをお答え願いたい。つまり同和関連の件費の何%出てるか。

さらに、今後の同和事業を進めていく中で、当市の53年度から58年度までの5カ年計画、約6カ年の中で、何人の同和関連の職員を採用していくという数字が上がってくるのか。また一面、同特法が3年延長となると、当然、当市の同和事業計画もそれなりの見直しをせないかんといい段階で非常にむずかしいと思うが、当初の計算でいくと職員は何人ぐらいの採用になるのか、これもあわせてお答え願いたいと思います。

なお、ほかに非常勤の運動団体からの職員、支部助成金など、これは答弁のいかんによつて関連して質問したいと思います。

次は、和泉診療所の運営関係。これはずっと以前に私が委員会なりで質問してお答えをもらった中で、一定の是正がされてると聞いておりますが、一つは、運営委員会で何人雇っているのか。そのうち一部職員に採用したというが、その人数、その費用はどうなのか。

2番目は、この運営委員会の事務局長の月給は幾ら払つてるのか。

3番目は、この診療所の性格は、果たして公立なのか、民営なのか、その辺が非常に不明確だと思いますので、お答えを願いたい。

さらに、貸付金、運転資金、補助金などをどのように出されてるか、その点の明快な御答弁をお願いしたいと思います。

54年度の予算要望については、先ほどの各議員の質問と重複いたしますが、要望にとどめておきたいという点もござりますが、一応、質問の項目として出しておきます。

① 国府小学校の講堂の建てかえは、今度の補正予算で校舎の増改築が出ておりますが、引き続きこれを行うのかどうか、いつごろになるのか、その辺のお答えを願いたいと思います。

② 駅前整備については、これも重複いたしますが、国鉄貨物駅の廃止に基づく駅前整備の段階で、市の基本方針として、お金を出してでも一定の場所を確保するという姿勢があるかどうか、この点をお尋ねしたい。

さらに、駅前整備のもう一つは、肥子町まできている都市下水路、これは実際は府中町の浸水対策として、少なくとも、府中駅の北側の踏み切りのところまで一挙にやつていただく。今回、若干請負契約が出てますが、54、55年には完成してしまうというふうに一挙にしないといかんのではないか。先ほどの大谷議員の質問でも、市が強力に上乗せして国鉄、府との折衝を一気にやつていただきたいと思いますので、この点のお答えを願いたい。

次は、不燃物でございますが、一つは、和泉市で現在の不燃物の処理能力は1日でどうなつて

るか。いままでのどのぐらいの量が発生し、どのように処理されてるか、その能力について明快に  
お答えを願いたい。

さすればその次に、現在、40日に1回ということですが、これは40日目に出し忘れると、  
今度は80日になり非常にぐあい悪い。だから、途中で一たん場所が決まると、いつでもそこへ  
持つていくということで、その周辺から忌避されてやめないかん。少なくとも、20日または30  
日に1回ということ。これは各議員の多くの要望だと思います。40日ではなく、20日に1  
回となると何ぼお金が要るのか、計算して答弁をしてもらいたい。

次は、開発指導要綱が11月1日に発足していますが、この問題についてはどのような態度で臨  
むか。東京都武蔵野市の市長が検察庁から起訴された問題もあります。ミニ開発問題に規制を加  
えると同時に、市の職員が明快に要綱の根拠を明らかにして対処しても、業者はまた抜け穴を考  
えます。こういう問題について、いかにして市の要綱どおりにさせるかの問題点。たとえば不法  
建築、その他新聞に載りましたが、それを明確にキヤッチして、府と協議してどんな対処をした  
のか。一つの問題が発生したら、それに対して市民がどういう態度をとるのか。ほかの業者がそ  
れを見習うという問題がございますので、きちんとした対処の仕方やつてるのか。明快にお答  
え願いたいと思います。

以上、簡単でございますが、明快なお答えをお願いし、答弁によつては再質問させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 「郷土の歩み」につきましてお答えさせていただきます。

「郷土の歩み」第5号は、ことし8月発行したものでございます。編集前にたまたま王子火災  
が発生し、部落の悪い環境がこうした惨事を引き起こしたということで、中心を王子火災の特集  
とさせていただきます。御指摘の76ページ以下の報告形式の記事でございますが、やはり王  
子火災等の同和問題の環境改善に関する関連事項として、また一面、措置法の期限切れ等がござ  
いまして、非常に住民のこの問題に対する高まりが大きいわけですが、一般的には中央の成り行  
きというか、状況というものが余り知られていない、このように判断いたしまして、判断材料を  
読者の皆さんに提供しようということで、たまたま上田氏の報告がございましたので、それを利  
用させていただいたということでございます。

- 21番（直村静二君） 行政の主体性の点ではどうかという質問です。この中に編集委員とし  
て谷口昇という人がおるが、私はこの人を知りませんがこの人たちは皆職員になってるんじゃないですか。編集委  
員の中で市から金をもろてる、また、市の職員になってる人が、一つの同盟という団体の委員長  
の報告を

こういう公のところに載せる。この中には、各党の誹謗的なものがありますね。国民的課題と言いつつ、ひとりよがりの勝手な解釈もあり、その点で行政の主体性はどうか。館長であるあなたがそんな答弁をしておつたら、下の職員を指導監督できない。地方自治法139条の中立公正をどう守るんか。何ともならない答弁ですね。その点市長、きつちりとしたお答えを願いたい。

- 市長(池田忠雄君) 直村議員さんの御質問、私、不明ながら寡聞にして、その「郷土の歩み」第5号ですか、読んでおりませんが、いまの御指摘をお聞きしておりますと、上田さんの報告の中でいろいろ問題があるということですが、わかりました。一度よく精査をいたしまして、今後十分注意いたしたいと思います。
- 21番(直村静二君) あなたは読んでないのなら、ちよつと読んだげます。「この部落解放の運動というものは、例えば池の埋立でいうならば池の埋立のように土を盛つて埋立てたら、実際、上から見たらですね埋立てたように見えていても、じきに地盤沈下するわけですね。だからもうてんこ盛りにやつてもええ加減ですわな。それでも2、3年したらまたへこんでしまうということになるわけでありまして・・・」、これはまあ、一つの見解ですが、「福田の次は大平が総理かといわれているが、なに言うているんじやということで自分は福田の味方をして大平といまけんかやつてるわけですね」、「中曽根という奴は悪い奴だね・・・」、こういう下劣な舞台裏のものを麗々しく活字にしている。解放センターの事務局扱いで、しかも、編集委員は市の職員になつてる。こんなものは通りませんよ。これは参考としては絶対に避けてもらわないかん。解放同盟の費用でやつてるんならいいですが、行政の主体性の確立からすれば大きく逸脱してる。今後注意するというあなたの答弁ですが、改めますな。
- 議長(横田憲治郎君) 次。
- 人事課長(稲田順三君) まず、市職員のうちの同和関係の職員は何名かということですが、財務部長の御答弁にもありましたが、若干議論の分かれるところですが、同和関連として携わる職員が現在385名で12億2,500万円でございます。

2点目の池田市長になつてから採用した職員は全計198名、このうち同和関係は49名となつております。

それから、公募かどうかということですが、すべて選考で行っております。

それから、同和関係の国の補助金の件ですが、国、府合わせて約5,600万円、全体の人件費総額の約5%でございます。

それから、今後の新規採用の件でございますが、先ほどから市長、助役等がお答えしておりますように、やはり自主再建に向かつていく中、基本的に人事の見直しを行い、今後は、できるだけ不採用の原則を貫りていきたいという考え方に立つております。やはり自主再建に関連いたし

まして、年が明けた段階で採用計画をどうするか態度が出るものと考えております。よろしく  
お願いいたします。

- 21番(直村静二君) いずれ、私は同和対策特別委員ですので、また、各課に行つて聞きます。  
一般質なのでポイントだけ聞きます。

公募をしてない、選考だというのは、推薦ということですか。この解放同盟関係からとなる。  
そこで、はつきりしておきたいのは、われわれ議員にかて、市の職員になりたいという人がたく  
さん来る。しかし、実際問題としてなかなかできない。同和関係はよく入つてるとなる。さら  
に掘り下げていくと、同和地区住民の就労対策という点から言えば、解放同盟だけの推薦ではち  
よつと問題があろうかと思う。というのは、選定の基準が、運動団体関係だけを選定するという  
ことになってしまう。地区住民全体の就労対策の点では、地区全体から有能な人を求めていく角  
度に立たないかん。この編集委員の非常勤の人も結局職員にしたんでしょう。23名か24名い  
たんでしょう。現在、まだ13人おるといふが、この人らも職員になる可能性がある、前の実績  
からね。解放同盟の副支部長なり書記長の肩書のあつた人たちを職員にして、その次に執行委員  
がかわつたら、またその人らも職員になる可能性があるが、そういうルートをこの際、改める気  
があるかどうか。そうでなければ、先ほどの天堀議員の質問に対して、助役の答弁では、あらゆる  
面で見直すということですが、これがあらゆる面に入るのか、入らないのか、この点、市長か  
らはつきり答弁して下さい。

- 市長(池田忠雄君) 御理解をいただいておりますとおり、低位性の同和地区の方々の就職の  
困難さという点からして、仕事、就労の保障という中で推薦を受け、行政としては、その中から  
選考、テストをして採用してるといふ経過でございます。

お尋ねの御趣旨の点でございますけれども、今後とも要求者の解放同盟とかいう意味ではなく、  
事業組合等もでございます。そうした問題についても、府同促方式を導入しておりますので、府同  
促方式の中で今後とも検討させていただき、対処させていただきたいと存じております。

ただ言えることは、いろいろ御懸念があろうと存じますけれども、先ほどからの財政問題でい  
ろいろ申し上げておりますとおり、のつびきならぬ実態に相なっております。そうした点から、  
こうした職員の採用問題については、今後ともシビアにとらえていかなければならないという問  
題がございます。また、先ほどからお話の点につきましては、より行政の主体性を持つて対処し  
てまいりたいと存じております。

- 21番(直村静二君) きつちり言うときますが、私の質問に対するあなたの答えは大体そう  
いうことですが、いままでは、それでごまかしというか、慢然と日を送つてきた。しかし、いま  
や府同促であろうが何であろうが、和泉市が持たん、背に腹かえられんところに来てるんです。

府同促が全部人件費をもつてくれますか、もつてくれないでしょう。きょうび、1人当り300万円としても5,600万円で20名分と違いますか。解放会館の補助金人件費1,000何ぼ、しれてますな、19人もいるんだ。だから、それは府同促方式で国や府が全部人件費を見てくれるかということです。いままであなたは、府同促方式で窓口一本でやつてきたが、そんなことはあかんところまできている。

議会に財政対策委員を委嘱しているが、私の意見なんかどこへ入りますか。議会の代表というが、われわれ4人の議員団の意見は、そもそもこの議席に座つて議員は市財政の再建を願つてと思う。われわれの意見はどうなるか。本会議で質問なり答弁をいただく、責任をもつて聞いてもらわなあかん。府同促が全部人件費をもつてくれるか。和泉市の一般会計から出さんでもええようにしてくれるか。国が何ぼくれるか、5,600万円、5%やという。

市長、あなたの答弁は通り一遍に聞こえる。和泉市には和泉市の実態がありますから何とか考えないかん。どつちをとるかですね、和泉市をとるか、5%しか人件費をくれんような府同促に乗りかかつていくかです。

○ 市長(池田忠雄君) 誤解があつたらいけませんので申し上げますが、私の申し上げました趣旨は、現下の緊迫した再建団体転落直前という財政実態の上に立つて、職員問題はシビアに考えてまいりたいと申し上げております。今後の職員採用については、非常にむずかしいものがあります。施設増に伴つて問題はありますが、できる限り財政対策委員会とも御相談してまいりたいと思ひますが、やはり職員の採用は抑えてまいりたい。不補充的な考え方に立つて再建をやつてまいらなければならないというのが、私の前段の気持でございます。不補充を基本的な柱にしながら、これからの行財政に対応していかななくてはならんという立場でございますので、今後、いまの職員の中で配置等を考えて対処していきたいという考えでございます。

○ 21番(直村静二君) 結論的に言うと、会館職員の19人も要らんということ。今後、金がないから雇えない。国府補助が少ない。ことに同和関係の人件費の補助が5%、半分以上もらわないかん。ここの職員も不補充、よそへ回す場合も出てくるという答弁です。そうなると、一般市民からの募集もあかんとなる。ここまできた3年間の責任は追及したいと思ひます。

あらゆる面での見直し、特に同和行政は主体性をもつて見直さないかん。それをしないとあかん。市の人件費、ラスパイレス指数が大阪府下32市中けつから3番目になつてきている。午前中の天堀議員の質問にもあつたように、何の効果も出ていない。一体何をしておつたんか、その点は強く言うときます。

さらに、財政対策委員の元議長さんがおられるが、こういうことになつてくるんです。われわれの意見をどこで聞いてくれるんや。常任委員会で行くのか、会派代表で行くのかということ

す。同和問題にはつきりメスを入れてくれなあきまへんぜ。そうせんと、あんた方が泥をかぶりますよ、と言いたい。異存があろうとなかろうと、今日、そこまできてということですよ。正しい真に解放につながるもの、役立つんなら適正なものでいでしょうが、適正を上回つてから問題なんです。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 診療所問題で3点ほど御質問がございました。まず、現在運営委員会で事務職員を何人雇つてるかということですが、これにつきましては、医師団を除きまして、医療職看護婦等を含め18名、うち運営委員会の雇用が1名、あとの17名につきましては、市の職員でもつて診療所の方へ出向という形をとっております。

2点目の事務局長の給与につきましては、運営委員会の給与規定に基づきまして、本俸28万7,100円です。

それから、現在の運営はどういう形になつてるかということですが、従来から申し上げておりますとおり、運営委員会に委託し運営を行つていただいております。すなわち、公立設置民営方式という形になるんじゃないかと考えております。

それに対する補助金、貸付金は、当初予算でもすでに載つてますので御存知のように、補助金は1,500万円、貸付金は3,100万円でございます。補助金の用途につきましては、診療所運営上の赤字補てんということでございます。貸付金は御存知のように、保険診療を行つている関係上、保険の請求が1カ月ほどおこなういたします。そうすると、診療報酬等いろいろの手続を経て支払いが3カ月ほどおこなうので、その間の運転資金、薬剤の購入資金等に貸し付けを行つてるといふ状況でございます。

- 21番（直村静二君） 1人の月給だけ聞いたら申しわけない。運営委員をやつてるメンバーで、非常勤嘱託とか、市からお金をもらつてる人は何人おりますか。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 診療所運営委員会が雇つている1人につきましては、一切運営委員会の方から支給しております。
- 21番（直村静二君） 市の職員になったら、金は市から出るんでしょう。運営委員会で金の出ている運営委員はあるかということです。
- 産業衛生部長（内田 繁君） いまはありません。
- 21番（直村静二君） 事務局長の28万円はどこから出てるの。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 運営委員会の会計から出ております。
- 21番（直村静二君） 運営委員会の補助金の1,500万円から出てるのと違いますか。
- 産業衛生部長（内田 繁君） それは赤字補てんの形で補助してる金です。



- 21番(直村静二君) 28万円は運営委員会の会計ですか、売り上げから入ってくるの。
- 産業衛生部長(内田 繁君) 結果的には、そういう運営している収入の中からです。
- 21番(直村静二君) 職員はだれの命令で動くのか。運営委員会の事務局長は市の職員でないが、あとの市の職員は使われる、指探監督を受けるのですか。
- 産業衛生部長(内田 繁君) いわゆる委託してる関係上からです。
- 21番(直村静二君) 職員は、委託された民間の人から地方自治法とかで指探命令を受けるんですか。
- 産業衛生部長(内田 繁君) 会社と同じような・・・。
- 21番(直村静二君) 運営委員会の指導監督はどないしてますか、職員も10数人おるんでしょう。28万円だけでなく、管理職手当も出てるんでしょう。
- 産業衛生部長(内田 繁君) いわゆる市に準じて18%です。
- 21番(直村静二君) 7、8万円ですか、合計30数万円ですね。

市立病院は特別会計、指導命令権がありますわな、事務局長に対してね、本会議にも出ているし、われわれが質問もする。ところが、診療所の事務局長は議会にも出てこないし、運営について質問はできない、どうなるんですか。そして、その人が市の職員を指探監督できるとなると、私はようわからん。だから、私は公立であつても、あいまいなあめやモチやわからんようになってると思う。職員の指探監督は別のところでやられる。しかも、管理職手当ももろうてる。市長の権限が及ぶのかどうか。管理職手当をもろうてるとなると、地方自治法で市長の指探監督に入るのに、運営委員会は入らんし、職員は使えるという、ちよつとその点はつきり答弁してもらいたい。

- 産業衛生部長(内田 繁君) 17名は市の職員でございまして、休職命令を出して診療所に出向している形をとつてます。1名は、運営委員会が雇用した職員でございまして。そういう1つの形をとつております。先ほど言いましたように、診療所については、運営委員会に委託し、いわゆる民営方式ということでございまして。
- 21番(直村静二君) 言葉じりをつかまえて悪いが、開発公社みたいなもんやと言われたが、助役さん、あんたは人事の専門でしょう。一遍、明快に手直しするかどうか答えてください。
- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

確かに仰せのとおり、いわゆる診療所に勤務する17人の職員は、市の職員としての自分を持つてございまして。しかし、現在、休職という形をとり、和泉診療所の方に出向させております。したがって、この方々は、市の職員であると同時に和泉診療所の運営に当たつている運営委員会の傘下にも帰属しておる、こういう考え方を持つております。したがって、事務局長の指探命令

のもとに和泉診療所の業務に従事させておる、こういう考え方でございます。

- 21番(直村静二君) 解放同盟の支部長さんが以前、私に「わしは運営委員会の委員長や」と言いました。運営委員会の長から事務局長に命令がいつて、そして、市の職員を休職させて出向させている、それを指探監督してとなりますが、そんなこと、かなわんぜ。
- 助役(坂口禮之助君) いわゆる解放同盟の支部長さんが、たまたま運営委員会の委員長の職にあるというだけで、いわゆる解放同盟の支部長さんが、事務局長を指探命令してるとは考えておりません。あくまでも、和泉診療所運営委員会の委員長さん、事務局長という職務において指探監督しておる、このように理解しております。
- 21番(直村静二君) そんな答弁してくれると私も一つ言いますが、いま、府同促方式と言われたが、市の協議員がおるでしょう、市長と同対部長、解放同盟から三役の5人、そして、橋本支部長は、府同促の和泉支部の協議員の会長である。そうすると、和泉市の同和の金を払うのに、府同促形式で解放同盟和泉支部のハンコが要る。それが和泉市の市長、助役ら市側と解放同盟の3人の協議員がおるが、橋本支部長が解放同盟ということでお金をもらう。たまたま、診療所運営委員長が橋本支部長、そして、事務局長の月給が28万円で管理職手当が出ている。私はその辺がさっぱりわからない。たまたま、というような答弁ではあかんのです。たまたまと違いますね。府同促形式でそうなってるんでしょう。

私は、市民に対してお金を払う場合、市長が会長になつて当然やと思います。公金を扱うんですからね。助役さん、あんたがそんな答弁をするから、余分な別のことも出したくなる。一民間の団体の長が公金を扱う。診療所も公立か民間委託かあいまいで、運営委員長が事務局長の指探監督をする。運営委員長がたまたま支部長、たまたまと答弁するからね。先ほど言つたように、行政の主体性からいつて地方自治法上問題がない。指探命令、監督はできる、その中で適正なものにしない。これをあらゆる面で貫かないとだめになる。たまたまとか、開発公社のようなものということでは困ります。

市長、どこから突かれても公正に規則どおりやつてます、とならんと市民は認めにくい。それを知つた上でやつてるということじゃなく、議会の協力を得るんでしたら、たまたまとか、そういう実態を改めんと本当の再建はできませんということです。診療所とこの分は意見として申し上げておきます。

解放同盟に対する支部助成金は来年度から大幅に削除してもらいたい。なぜか、解放同盟の役員さんは皆市の職員になつた。将来、それなりの支出をします。公共駐車場から幸保育園、浴場からいろいろ考えるとね。診療所の拡張、これも2億何ぼ、ますます人が要るということです。ほとんど市の職員になつていけば、市長の指探命令が貫徹する。地元にも明るい者が職員になつて

きたんですから、あえて別に非常勤をふやさんでも、減らしていつたらどうですか。13名が職員、また、次にエスカレートしていけば皆職員になれる。肝心の同和地区住民の全体の就労対策がなければぐあい悪い。その意味では、2,700万円もの金についても、十分精査の必要があると思います。そして、本当に必要な分は何ほど計算してやる。会費も取つてる団体ですから、大幅にダウンして結構だと思います。会費払えるような身分になつてきたんでしょう。職員になつたら月給何ほど決まつてます。身分保障もあるじゃないですか。職員になつた人は解放同盟を脱退してるんですか。会費によつて運営してるんですからね。

そこで、市長に申し上げたい点は、これらの点を全面的に手直しし、そして、議会でも十分答弁できるように、その意味でも腹くくつてもらいたい。私は、3年間見ておりましたが、この件に関しては全然なつてない。私もあなたも余り年は変わらない、2つ違いです。同じ世代の人間、昭和1ヶタですからね、ひとつ根生を持つてやつてもらわんと困る。私が言うてるとのことじやなく、市民の多くが言うてると受けとめてください。

以上提言して、この件は終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 教育次長（広岡史郎君） 昭和54年度予算要望事項の中での国府小学校の体育館建設の御質問にお答え申し上げます。

御質問の要旨は、引き続いて行うのか、いつやるのかということでございますけれども、今議会に現計予算にあわせて債務負担行為を追加するほどの大きな校舎増改築事業をお願いしております。体育館の建設は、狭わいな運動場をより広く利用することにあわせて、地域の住宅開発の総合的な計画の中で行つていくものでございます。53、54年度の改築事業に連携を保つ中で、教育委員会で計画を立てたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 参与（林 徳次君） 駅前整備の関係と都市下水路の御質問、それから、開発指導要綱の3点につきましてお答え申し上げます。

駅前整備に市の金をかけてもやるのかという端的な御質問でございました。御存知のように、私どもの現在の国鉄との折衝の中で、あくまでも、用地につきましては、無償貸与を前提に強く要望申し上げます。残念ながら、まだ見通しは立つてませんが、基本的な考え方は変わつておりません。

上物の施設は、先ほどから申し上げますように、4つほど欲張つたものでございますが、一定の協議が整いましたら当然、原因者負担でやらなければいけない、上物の経費は当然、見なければならぬと考えております。

第2点の都市下水路の延長、北1番の踏み切りまで一挙にやれないかということでございます。御存知のように、槇尾川の繁和橋の北詰めから排水口をつくり、長期にわたっております。年次計画で事業認可を取つてございます。経過いたします道路は非常に狭いので、地下埋の各種管の関係もございまして、本年度、議案第57号でございますか、御審議をお願いしておりますように、199メートルで南1番踏み切りのたばこ屋の突き当たりまで、翌年度はちょうど中間まで、旧昭栄劇場下りの道路のクロスするところまでが来年度の計画でございます。御指摘の北1番の踏み切りまでは、2カ年にわたるといふことで計画を樹立しております。

なお、その北につきましては56年度で完了、あと3カ年を残す計画になつてございます。

以上、実態を申し上げます。

3番目の開発指導要綱の改正でございますが、御存知のとおり、11月1日付で新指導要綱の運用を始めたわけでございます。申請者、特にミニ開発業者にとりましては、かなり改正したとは申しますものの、厳しいものが幾つかございます。しかし、従来と比較いたしますと、一般的には、非常に理解を深めていただきまして、具体的には、負担金問題も含みまして、事前協議が数件まとまりつつございます。

しかし一部には、端的に申し上げまして、何と申すか旧要綱と同様、要綱逃れができないかといふ傾向もございまして、これにつきましては、確認申請の段階でも非常に激しい姿勢をとつて現在やっております。どうしても悪質なもので実力行使といふたケースもまれではございますが、あるやに見受けまます。それらに対しましては、お説の府の建築指導課に対しても、市の段階でどうか、市内で厳正な指導をお願いするといふた基本的な考え方で、窓口については、指導を徹底しておるつもりでございます。

○ 21番(直村静二君) いずれ、私の方は予算要望書に添えておりますので、ここで端的なお答えを求めようとしませんが、ここでひとつ市長に要望というか、考えを聞きたい点は、開発基金の9億4,000万円については、あなたの方は、再建団体転落防止に使いたいとほぼ考えてる。私の方は、そんなものに使ってもらいたくないと考えてます。駅前整備から北幹線そこらで使つてもうたら早くできる。昭栄劇場の跡もほつばらかし、あんな金使うんやつたら、国鉄の方へ使えばほんまに整備ができたと思います。いまとなつたら、どつちもいかんわけです。開発基金の金を再建団体転落防止に使う発想はこの際改めてもらいたい。地域整備のためにももうてるんですから、住宅がふえ、人口がふえたら都市施設も必要になる。そのためにも財政再建に思い切つたメスを入れてもらわんと、こつちへ回つてこないと思う。いま答弁がありました。また予算委員会ですらにやります。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 現在の不燃焼物の処理につきましては、先ほども申し上げましたように、ほとんど計画高近くまできております。今後の方向としては、他に埋め立ての希望等も聞いておりました、その分について現在検討中で、小田池は、できるだけ早い機会に整備を完了したいと思っております。

大体1日で12立米程度の不燃物が廃出されてございます。40日に1回ということで、もし、その日に出せない分はどうするかということですが、その分だけ臨時に回収する方法はございません。市の方で処理券を発行し、現地に御搬入をお願いするといった方策しか現在ございません。よろしく願い申し上げます。

なおまた、20日に1回と短縮した経費でございますが、先ほど大谷議員さんにもお答え申し上げましたように、個別収集を検討する中で、そういった20日に1回に短縮したときの経費等についても算出してみたいと思っておりますので、いま、その細かい資料の持ち合わせがございませんので、よろしく願い申し上げます。

- 2.1番(直村静二君) わかりました。大体、予算要望なんてものは、ああせ、こうせ、というもので、金がない、金がないという返事が返ってくる。きつく言うたり、請願したもんが勝ちとか、そうなつたらつまらん。

財政再建対策は本当に真剣に考えてもらいたい。私の方も4人もおりますのでね。これだけ言うという、いまの答弁で再建できたらお目にかかりたいというぐらいです、あなた方の姿勢は・・・もう一遍今晚考えてください。そして、決算委員会並びに予算委員会で明快な答えを求めたいということを希望して、終わります。

- 議長(横田憲治郎君) お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集くださいますよう、よろしく願いいたします。長時間ありがとうございました。

(午後4時45分散会)



第 2 日





昭和53年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	寺田 茂君	15番	横田 憲治郎君
2番	天堀 博君	16番	木下 甲子三君
3番	橋本 佳行君	19番	貝淵 博治君
5番	仁井 明君	20番	田中 包治君
6番	大谷 昌幸君	21番	直村 静二君
7番	金沢 勝君	22番	勝部 津喜枝君
8番	成田 秀益君	23番	三井 正光君
9番	松下 定君	25番	竹内 修一君
10番	山口 義一君	26番	柳瀬 美樹君
11番	上代 卯之松君	28番	坂上 國治君
12番	藤原 要馬君	29番	藤原 利一君
13番	赤坂 和見君		

欠席議員(2名)

18番	池辺 秀夫君	27番	竹下 義章君
-----	--------	-----	--------

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	池田 忠雄	同 和 対 策 部 次 長	生 田 稔
助 役	坂口 禮之助	市 民 部 長	森 保
収 入 役	中塚 白	市 民 部 次 長 兼 市 福 祉 事 務 所 長	富 田 宏 之
参 与 兼 市 長 公 室 長 参 与 兼 建 設 部 長 事 務 取 扱 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	内 田 繁
市 長 公 室 事 務 担 当 理 事	林 徳 次	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長 事 務 取 扱	佐 原 行 雄	建 設 部 次 長	吉 田 日 出 男
財 務 部 長	竹 田 明 郎	改 良 事 業 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	麻 生 和 義	改 良 事 業 部 次 長 兼 改 良 総 務 課 長 事 務 取 扱	明 坂 貞 士
財 政 課 長	北 野 敦 雄	解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長	萩 本 啓 介
	大 塚 孝 之	病 院 長	竹 林 淳

病院事務局 長	平野 誠 蔵	管 理 部 長	杉本 弘 文
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光 夫	管 理 部 次 長	青木 孝 之
水 道 部 長	田中 稔	指 導 部 長	高橋 貞 良
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本 喬 久	指 導 部 次 長	橘本 昭 夫
消 防 長	松村 吉 堯	選挙管理委員会委員長	味谷 日 吉
消防本部次長兼 消防署長	湯川 行 夫	選挙管理委員会 選挙事務局長	岸田 秀 仁
用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩井 益 一	監 査 委 員	久光 喜多男
教 育 委 員 長	堀内 由 延	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
教 育 長	葛城 宗 一	農業委員会事務局長	信田 種 行
教 育 次 長	広岡 史 郎		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

---

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭 男
次 長	吉田 種 義
議事係長	西垣 宏 高
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	山本 雅 俊

---

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第4回定例会議事日程

No.1

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年6月分)	P. 1
2	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年7月分)	P. 6
3	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和53年7月分)	P. 11
4	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和53年7月分)	P. 17
5	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年8月分)	P. 22
6	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和53年8月分)	P. 27
7	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和53年8月分)	P. 33
8	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年9月分)	P. 38
9	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納 昭和53年9月分)	P. 43
10	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和53年9月分)	P. 49
11	議案 第49号	和泉市公共施設整備基金条例制定について (総務委員長報告)	
12	認定 第1号	昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
13	認定 第2号	昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
14	報告 第15号	専決処分報告について(交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について)	P. 2
15	認定 第3号	昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
16	議案 第69号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	別冊P. 1
17	議案 第70号	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊P. 66
18	議案 第71号	昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 74
19	議案 第72号	昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 95
20	議案 第66号	和泉市管住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 26

昭和53年和泉市議会第4回定例会議事日程

No.2

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
21	議案第67号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
22	議案第68号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 38
23	議案第57号	工事請負契約締結について (昭和53年度府中北幹線築造工事)	P. 8
24	議案第58号	工事請負契約締結について (幸団地3期建設工事)	P. 10
25	議案第59号	工事請負契約締結について (幸第二団地2期建設工事)	P. 12
26	議案第60号	工事請負契約締結について ( (仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 14
27	議案第61号	工事請負契約締結について (和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 16
28	議案第62号	工事請負契約締結について ( (仮称)旭温泉建設工事)	P. 18
29	議案第63号	工事請負契約締結について (王子第一団地2期建設工事)	P. 20
30	議案第64号	財産取得について (市立鶴山台北小学校校舎)	P. 22
31	議案第65号	財産取得について(市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 24
32	議案第56号	教育委員会委員の任命について	P. 5

(午前10時20分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には何かとお忙しい中、連日にわたり多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長として報告いたさせます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは17名でございます。池辺議員さんから欠席届、貝淵議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思われまます。現在、17名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(横田憲治郎君) 昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、25番・竹内修一君。

- 25番(竹内修一君) おはようございます。25番・竹内修一、ただいまから一般質問をいたします。

順序に従ってまず、54年度予算について、厳しい財政下で部課長を初め理事者の御努力を多とするものでありますが、議会、その他委員会等、事あるごとに総合都市計画により、あるいは学識経験者を含めた財政健全化委員会の答申を得てとか、精査検討等々の御回答をいただいておりますが、もう数年になるわけですが、答申の要点、メンバー等を聞かせていただいたことがないわけでございますので、要点を聞かせていただきたいと思ひます。

そこで、54年度こそは昨年、多くの議員さん方から聞かされましたが、不都合でない、市長さんが常々言っておられる市民本位の公正民主的な予算編成を強く要望する次第であります。なるほど市民本位の予算を組まれておられるような是正について、私なりに感ずるところを時間の関係もありますので、実例を挙げて少しですが申し上げますので、御賢察のほどをお願いいたします。

その一、これは赤阪議員さん、天堀議員さん、その他の議員さん等が指摘されておりますが、市長就任されて3年来、市民さんの声を代表して強く要望しておられる件でございます。すなわち、交通事情の悪化、公共料金の値上げにより経費、時間等の関係上、和泉を数プロ

ックに分け、そしてサービスセンターあるいは市役所の出張所、取り次ぎ所等を設置していただきたい。精査検討はすでに熱心になされておるように聞きます。しかし、私はここで厳しい財政事情ということもわかりますので、市民要望にこたえて取り次ぎ所ぐらゐは数カ所に設けてこたえてもらいたい。ぜひとも54年度で実施していただきたいと思うのでありますが、その点お聞かせ願いたいと思います。

その2番目、これも同じく市長さん就任以来、教育長等が御努力をいただいております。なお、教育委員長が信太御出身でありますので、中学単位に公立幼稚園を設けるといふ基本方針があって、1番最後に残しておられる懸案だと思います。しかし、これも機はすでに熟していると思います。また、教度にわたって私も住民要望として要望し、5千数百名の署名請願も出ておる件でございます。だから、責任ある立場において、中学単位に公立幼稚園を検討するという御回答をいただきたい。

われわれが鶴山台に入居する前に市民の事前協定があったので、これも了としたわけであります。そこらも含めて、本腰を据えてやってもらえるかどうか、これをお聞かせ願いたいと思います。

その3、行政の広範囲にわたる肩がわり的な任務を果たしている。昨日もいろいろ人件費等の問題があったのですが、本当に一生懸命にやっておる諸団体があります。この補助金の問題です。昨年度も強く要望されておったところでございます。各議員さんからも出ております。いかにまじめに熱心に池田市政を助けてきてくれている方々の団体数個を挙げて、もうるる申し上げておりますので、端的に数字をもってお示しします。

婦人会、これは60万円でございますけれども、40万円アップはぜひ実施してもらいたい。婦人会の新聞すら発行ができない現状でございます。自費出版もやろうと思えばやれるでしょうが、そのときにはどういう記事になるかということを考えてもらいたいと思います。

2番目は防犯、少なくとも50万円。これは市長以下非常に留意され、いろんな面でカバーしておられることは私、よくわかります。しかし、市の行政はいずれもそうですけれども、校区を単位とするところの地区の活動が活発に行えるような体制にもっていかなければ実効は上がらぬのではなからうかと思うわけです。したがって、17校区ありますので、校区活動費として5万円を計上すれば100万円となりますが、財政厳しい中でございますので、50万円ぐらゐはアップしてもらいたいと思うわけです。

3番目、福祉の後退等が言われているとき、市社会福祉協議会も同じ理由に基づいて800万円要求して400万円です。昨年はとまっておりますが、その400万円もほとんど人件費です。地区活動をするならば、100万円はぜひ要るということです。その結果として、日赤の団長

が、おっても、各地区に日赤の業務を推進する組織ができておらない。もってのほかだと思えます。

その4番目は保護士会、たった10万円ですが、本当に40数名の保護士が日夜苦勞しているわけです。あわせて更生保護婦人会、これも抱き抱かえている現状でございます。お隣の例をとりますと、高石市にあっては、たれ幕等 もつくて保護司会と更生保護婦人会両者の存在価値を明らかにし、明るい町づくりに邁進できるような体制をとっておるわけです。数は14名で、28万円ぐらいの助成をしておると思えます。和泉市は47名になろうかと思えますが、それで10万8千円でございませう。そこらも検討願いたい。

以上、2、3の例を示したわけでございませうが、私が申し上げた数値は、わずか206万円でございます。250億の予算を適正配分されると思えますが、0.01%以下の数字でございます。そこらもよく御賢察いただき、善処していただくことを要望しておきます。

大きな項目の次は青少年非行化防止です。これが大事なことは説明を要しないと思えます。しかし残念ながら、わが和泉市は、府下の青少年非行、世界的に犯罪が悪い意味で伸びているわけですが、府下の2倍以上の非行事犯が起きておりますが、これに対する行政としてのお考えはどうか。それから、9月19日に決議案が市長のもとに出されておると思うが、その後、どういふあいにされたか、あるいは今後どうされるのか。これも校区単位なり、そういう組織でもって、何も金だけをかけよというわけではないんですけど、そういう組織なり協力体制をつくるのが第1番ではなからうかと思えます。昨日、仁井議員が250名の暴走族という実例を挙げておりましたが、そのとおりなのであります。これが暴力団に引き入れられる可能性もあると思えます。

3番目、消費者行政について、これは大事なことで、わが和泉市は、よく前向きにモニター等を設けてやっておられることはよくわかるんですけども、最近の消費者物価は高値圏で安定し、物資についても一応、品不足ということもなく出回っておるようであります。年末を控え、一般消費者の家庭に影響を及ぼす生活関連物資、特に生鮮食料品等の計量指導はどのようになっておるのか。先日、市が実施した計量調査で、量目不足が各校区で多く生じているように聞いておりますが、その実態はどうか。また、これらの対策はどのようにしていかうとしておられるのか、お伺いいたします。

4番目、交通安全対策について、過日、市長のもとに信太、鶴山台3校区の婦人会長がお訪ねし、そのときに34町会、1万1024名の署名を携えて来たと思うんです。これは1週間でき上がるといふことは、いかに要望しておるかのあらわれだと思えます。私も同席を求められましたが、今回に限り、あなた方で行きなさい、ということで昨日、3人の会長がい

ろいろ話に見えたわけです。

これは北信太表玄関、北玄関という表現で議会では言われておりますが、阪和沿線の三駅共通の問題でございます。むずかしさはあろうと思えますけれども、どのように対処されるのか。泉佐野の対処の仕方も1つの方法でありましょうが、温かい行政としてどのように対処されるか、お伺いいたします。

4番目の2、これは地方自治法第二条第三項、第八項に規定されておることですが、交通安全施設整備については、国の施策として一次、二次、51年度から55年度高は、第2次の交通安全事業が進められておるところであります。和泉市においては、人口の増加に伴い、財政の黒字とかの伸びはないのに悪い面だけふえてるような感じがします。自動車も増加しております。41年以降、逐年交通事故が増加している現状であり、特に本年はすでに死者12名、昨年4名に対して3倍と急増している状況にあることは御存知のとおりです。

このような事故発生状況に対し、比較的容易にできる事故防止対策として、交通安全事業費以外に道路表示一般整備費を計上、特に車道外側線、交差点、新しいつけかえ道路、あそこはすでにその処置がされております。整備することが望ましいと思われるが、どうですか。

以上で終わりますが、再質問の権利を保留します。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 財政部長（麻生和義君） まず第1点目の過去に行いました財政健全化委員会の設置のメンバー、答申の内容いかんという御質問にお答え申し上げます。

健全化委員会につきましては、8名の市の幹部職員をもって組織いたしました。すなわち市長、助役、前の収入役、教育長、当時の中塚参与、阪本参与、市長公室長、前の財務部長でございます。その上に専門委員として、理論的な立場からということで学識経験者三人をお願いして組織した次第でございます。

答申の要点でございますが、以前申し上げた機会があったように存じますが、改めて申し上げますと、健全化の方策として、やはり自主財源の増収は申すまでもないわけでありまして、いわゆる税収の確保でございます。課税客体の把握、徴収率の向上等いろんな答申があるわけです。それから、使用料、手数料関係の適正化と申しますか、減価計算等、その他受益の範囲等を勘案して、手数料、使用料の設定に向けての内容の答申。それから、もちろん国に向けての地方交付税なり諸税の交付金の増額獲得の努力。

歳出面につきましては、いわゆる経常収支比率の問題については、本市は構造的に財政基盤が脆弱であるといったところにメスを入れ経常経費の削減については抜本的な努力を行わなければならない。その中では、人件費の対策はどうあるべきか。それから、当時の行政事務の間



題ですが、事務の合理化。また、多種多様にわたる各種団体の補助金の整理統合、この問題については、3年来、いろいろ御協力をいただいております。ところでございます。投資的な経費についても、超過負担の問題や市単独事業の緊急度の問題。それから、話は前後しますが、いわゆる公債費のあり方、対策等でございます。

以上が要点でございますが、よろしく御賢察賜りたいと思います。

- 25番(竹内修一君) いま聞いておりますと、答申を得たもののうち都合のええものだけやっておる。昨日も出ておりましたが手数料は他市に比べて2倍、補助金は切ってしまう。それよりも財源の獲得の努力をより一層やってもらいたいと思うんです。また、金でなくても施設整備、その他確実に100%あるいは80%の補助があるという事業を進めていく、それで市民の要求にこたえる道はあると思うんです。幸い、大阪施設局長が本省の建設部長がになっておりますので、鋭意努力してもらいたいと思います。私、7月から毎月各省に行っておりますがなるほど市長は行っておられますが、和泉市からは余り来ておられない。

それから、せっかく予算のついたもの、林参与あたりは、まだ管理局の加藤局長のところに行っていないでしょう、北信太駅の改造問題でね。これは市長も行ってともに努力してくれたのであり、紀勢線乗り入れの10月1日まで待ってくれということで、向こうに貸しをつくっ取るわけですよ。幸い、渡辺局長がまだおりますので、できるだけ早く行ってください。角谷次長が昨日の答弁で言いましたが、これは地元を通じて上層部に行く手順だと思いますけれども、大きなところによつかって予算の獲得なり、市の要望することの実項を図るというようなことをどしどしやってもらいたいと思うんです。

それから、206万円については大丈夫ですな、財務部長。

- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、先ほど申し上げましたのは、昭和51年度の市内での健全化計画でございます。その後、いろいろと補助金等の整理統合した中で、審議会を設置して御審議を煩わし、その議を経て実施に向けるということですので、それを復活するとか、増額するとかいう問題については、現状の財政事情並びにそういった諸方策について現在、健全化に向けて鋭意努力している中、それから、財政対策委員の皆さんにもいろいろと御審議にあずかっていただくわけでございますので、現時点で、それではそうします、ああします、というようなお答えは申し上げにくうございます。

以上、御賢察賜りたいと存じます。

- 25番(竹内修一君) その件に関しては御賢察するというので、そちらもひとつ賢察の上対処してもらいたいと要望しておきます。
- 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

第2点目のサービスセンターの問題でございます。本年第2回定例会ですか、本会議の一般質問でお答え申し上げておりますが、昨年9月末、本市の事務改善研究委員会の臨時委員会として、サービスセンターのプロジェクトチームが発足しております。目的は、広範囲な行政と最近の人に増加にかんがみ、行政サービスの充実を目途として設置されました。

研究課題につきましては、業務内容の方法と実践、センター設置の場所、運営の方法、費用コスト問題、設置都市の実態調査でございます。

メンバーは、私を含めて8名で構成しております。

今日までの研究回数は10回やっておりますが、事務改善研究委員会の中間報告といたしまして2回、最終10月5日にサービスセンター研究委員会の報告書を事務改善研究委員会に報告しております。あと、設置に要する財政問題等、数点についての一部調査を事務改善研究委員長より指示を受けてございます。最終結論までも少し御猶予をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 25番（竹内修一君） そこで、先ほどの財務部長の回答にも関連するのですが、限られた予算の中で当然のことです。切るべきところは切って、やはり妥当と思われるところに予算をつける、これは市長の決心、判断、勇気が必要だと思っております。要望しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 中学校区単位に公立幼稚園の設置に本腰を据えよとの御質問にお答え申し上げます。

信太中学校区の幼稚園建設につきましては、かねがね強い要望をいただいております。教育委員会といたしましても用地の確保のため、それなりの努力を重ねてまいってきたところでございます。

御承知のように近年、土地利用の高度化、また、多様化される中、なかなか適地が見当りません。また用地を求めるにおいて、現下の財政事情から相当の制約もございまして。そのため御質問にもございましたように、委員長さんが信太校区の御出身の方でございますので、借地等についていろいろ物色していただいております。なお現状、この位置にという決定的な答えは出てまいりませんが、2、3かなりいい線に進めてまいっておりますが、それらについて、借地でいくかどうかあわせて用地確保の中で検討してまいりたい、かよう思うわけでございます。

○ 25番（竹内修一君） 教育委員長さん初め努力していただいておりますことはよくわかります。ありがたいと思っております。

なお、地元にも借地等について協力方を要請しておるので、話が進めば持っていきたいと思いますが、先日、私が提案したことは、市長の決心する事項だと思えます。うやむやになっているわけです。16万円で市は買います、と数年前に言っとる土地です。ところが、17万円で民間が買いたいということで来られ、またその後、13,4万円であれば買います、といった土地もあるわけです。約千坪ございます。

そういうことを含めて、本腰を据えて、いま、教育次長からの御回答を頼りにしますので、そのように署名等をいただいた方に回答しておきますので、早期解決を図ってもらいたいと思えます。教育委員会の責任において、また市長として決心してもらわないかと思えます。土地に関連しては、また3月議会で触れたいと思えます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 消費者問題について、質問内容が2点ほどあったと思えます。

まず第1点は、いわゆる小売り業者に対する計量指導をどのようにしているか、特に年末を控えての計量指導はどうかというお尋ねでございます。このことにつきましては、市内商工業者の使用しておられます計量器について、計量法に基づきまして毎年1回、府によって定期検査を実施しております。合格した計量器につきましては、消費者にわかるように合格表示を行っておるわけでございます。

特に年末を控えての市内の生活関連物資の計量指導につきましては、府の協力を得て抜き打ちに小売り店の立ち入り検査を実施、消費者保護に万全を尽くしている状況でございます。

2番目の最近、市が実施した量目調査の実態あるいはその対策についてでございます。量目の調査につきましては、市におきましては、消費者に対する計量の普及、業者の自覚を促す目的でやっております。今回、職員を中心として、バラ売りされておる商品の量目調査を10月8日に実施いたしました。いままでも毎年1回、実施しておったわけでございますが、それによりますと、適正であったという量目の商品は約70%、多く入っていた商品が15.3%、不足しているものが15.3%になっておりまして、他市とはほぼ同等な数値でございます。不足商品としては、肉類、食肉加工品、魚介類等が目立ったものでございます。いずれにしても、量目が大幅に不足しておるものはありませんでした。

今後の対策ですが、本調査結果に基づきまして、市内業者の団体等を通じて指導してまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○ 25番（竹内修一君） いまの件は結構です。業者の指導もさることながら、消費者は、1グラムでも足りない、足りないという声が拡大するわけです。行政の立場として誤解のない

ような措置、これは対立でいく場合が多いが、神戸方式は共同共栄の立場です。その上に立っていく行政の方向を示しているわけです。私も、その方がいいと思います。悪徳業者に対しては厳しく臨んでもらいたい。それだけ要望しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 交通安全対策問題で2点ほどあったと思います。

まず、駅前自転車問題につきましては、かねがね御心配をいただいているところでございまして。私たちも非常に苦慮しておることでございます。ちなみに全国的な問題であるということで、この問題解消策として、全国市長会を通じて、国に対してこの対応策について要望しておるところでございます。

現在、本市といたしまして応急対策でございまして、各駅に一定の仮設集積所を設け、路上に放置しないようにいたしておるわけでございまして、一時的な解消に終わっているような状態でございます。したがって、抜本的対策の必要を痛感しておるわけでございまして、各駅周辺の事情等を調査し、恒久的な自転車置き場を設けるべきであるということで、国の施策とあわせて積極的に検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

それからもう一点は、交通安全施設に対する市単事業の予算化であったと思います。御指摘のとおり、53年度市単独事業でございまして、過般来の補正予算におきまして、50万円の計上をお願いして認めていただきました。

御承知のとおり、お気づきだと思いますが、いわゆる市道の交差点において、交差点マークを設置しておるようなことでございます。来年度以降についても、やはり市単独事業としてのそういった標識、表示等も、財政事情等も踏まえながら十分検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく御賢察いただきますようお願いいたします。

○ 25番（竹内修一君） 産衛部長から回答していただきましたので、期待を持っております。これで約束どおり終わります。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 続いて。13番・赤阪和見君。

○ 13番（赤阪和見君） 通告趣旨に基づきまして説明させていただきます。

休日診療所の業務についてであります。子供の突然起こってくる歯痛、平日でも予約制でなかなか診察してもらえず、父兄、保護者は無理を言う子供にどうすることもできず、また、それが休日ともなれば、もうお手上げであります。そこで、何とか休日診療所に歯科の設置計画を立て実施してもらいたいと思います。

観点が変わりますが、毎年の小中学校、幼稚園、保育園の保健費を見ると、校医の内科

と歯科医の報酬予算は同額です。眼科、耳鼻科の約倍でございます。いかに歯科、内科は他に比べ児童にとって大切であり、特に歯科は、乳歯から永久歯に、後はその永久歯をいかに守るにかかっているわけであります。早期発見、早期治療で学校保健診察を生かしていく、その場をつくっていく考えはないかどうか。

また、市立病院も総合病院を目指し、眼科、耳鼻科の設置スペースの確保はしてあり現在、その設置を検討中と聞くが、歯科も考え合わせていってはどうかということです。まずその第一歩として、休日診療所に歯科の設置を関連医師会の協力を願って実施してもらいたいわけであります。そういう点で基本的なお考をお願いいたします。

次に、心身障害者児の社会復帰についてであります。本定例会補正予算において、通所ミニセンターへの助成を取り上げていただいたことに、まずは御礼を申し上げます。また、本日の新聞でも御存知のように、あの通所ミニセンターには、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等いろいろな方の御好意をいただいております。しかし、市はそれをもってよしとするのか。今後、助成に対する考えはどうか。また、それとは別に、公立の授産所の建設の考えはあるかないか、お聞かせ願いたい。市の行政の中で心身障害者児が希望と喜びを持って仕事ができるよう、公園清掃等何らかの形で仕事を出すことができないかどうか、検討していただけるかどうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に3点目、保育所の建設と今後の方針については、この場で保育所の必要性は言うまでもなく、過去、一般質問等で皆さんが訴えられておりますので、そういう点は省くとして、端的に伺います。

園建設は、新設、建てかえについての基本的な考えはどうか。古い園舎を早急に建てかえが迫られていると考えるところは何園で、どことどこか。また、建てかえる計画の園は今後、現在の公立をそのまま移行していくのか。私立も二園目となり、今後の新設園は私立となるのか。以上の点について基本的な考え方、今後の詳しく御説明願いたいと思います。

4番目、教育施設の格差是正について、よく歴史ある学校と新設校を比べると両方長短があり、比べるのはむずかしく、比べる方が間違いであるとも考えられます。しかし、教育の場としての施設設備を再点検、整備することが大切であると考え、公平で民主的な、だれもが義務としての教育を受ける機会を考えるために、格差是正をしなければなりません。

そこで、2、3点お聞きいたします。特にLL教室の設置を郷荘中学、富秋中学の二校だけではなく、全中学校に設置して当然ではないかと思うものでございます。その点についての計画があるのかどうか。

2点目に、市の目標である一校区一幼稚園の設置はどうなっておるのか。特に狭わいな南松

尾幼稚園の建てかえはどう考えておるのか、お聞かせ願います。

それから3点目に、学校給食について少し確認しておきたいと思いますが、第2回定例会だと思いましたが、先割れスプーンの問題を取り上げ、その答弁をいただきました。その中で今後おはしの使用等を試験的に行って検討してまいります。と前向きの答弁をもらいましたが、その点、その後の経過のほどをこの際、お聞かせ願いたいと思います。

次に、市民スポーツの育成及び施設充実について、まず、育成の面からお聞かせ願います。

春秋2回の軟式野球及びソフトボール大会等各種あると思いますが、教育委員会社会教育課でつかんでいる野球、ソフトボール、テニス、バレーボール等の組織数、また、総スポーツ人口をわかる範囲でお答え願います。

また、それらの育成については現在、どのようにしているのか。また、それらスポーツクラブの使用するグラウンド、これは設備面ですが、体育館の施設等は、スポーツ人口に対して足りておるのか、いないのか。理事者においても足りないと考えるならば、今後の対策はどのようにしようとするのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、国民年金特別納付金の貸し付けについてであります。国民皆年金の実現を目指し、2年間、3、4度目、最終といわれて国民年金特別納付が実施されてはや、6カ月を過ぎようとしております。社会の変化というか、非常に年金に関心を持ち、自分は幾ら納付しなければ、と相談される方が多いと聞きます。しかし、その金額の多額なことにびっくり、また、年金制度自体の複雑さにさらにまたびっくり、と困惑される人々の話をちょくちょく聞くと、何十万円というお金はとても無理です、ということで話に少しも進展はありません。

このような現状を思うとき、この年金は、老後収入がなくなったとき、何らかの形で生活できるお金を公的年金で、という希望を考えたならば、今回の特別納付の機会に、市民皆年金となるような措置として貸し付けを図ってはどうかと思うわけであります。そこで、市財政が苦しいというならば、都市銀行と提携し、市ができる限り弱者を守る行政をこの最終特別納付を通じ実施する気持があるかないかをお聞かせ願いたいと思います。

以上で通公趣旨の説明を終わります。答弁内容によって再質問を留保いたしまして、終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 第1点の歯科の問題について、お答え申し上げます。

確かに議員さん御指摘のとおり人間の体の部分で補正回復のないものは歯でございまして、これに対する処置対策等につきましては、十分理解できるものであります。ただ、診療所発足当時におきましては、直接生命に関連する診療科目ということで、内科、小児科で発足いたし

ました。その後の経過等、現在の医療体制から考えまして、歯科医師会との協議、また、施設設備の改築問題等々とあわせまして、早い機会に前向きで検討していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 13番(赤阪和見君) よく質問、また答えにもあるんですが、他市との吊り合いとか、そういうことは今回抜きにしても、この近くでも歯科医療はやってるわけです。そういう点でどうも言うんじゃありませんが、市が総合病院を目指していく前向きな姿勢があるならば、歯というのは再生が効かないという点からするならば、また、校医の予算の取り方も一緒なんです。眼科、耳鼻科に比べて約倍なんです。内科といえば、胃や方々にありますが、歯科は、まず36本だけです。ですから、早期発見、早期治療が一番大事です。なかなかわれわれも行きにくい。いま、前向きに検討していただくということですので、これで終わりますが、何とか早急に検討してもらって一步でも前進するようによろしく願いしておきます。

- 議長(横田憲治郎君) 次、市民部長。  
○ 市民部長(森保君) お答え申し上げます。

御指摘の点、関係部局といたしましては、日夜、心痛いたしておる件でございます。先ほど議員さんからお話のミニセンターの補助金交付については、本当にやりがいのあることだと思います。御存知のとおり、阪南市町村では、心身障害者に対する施設問題を含め、手をつなぐ親の会、肢体不自由児父母の会など各種団体が中心となりまして、多くの方々の協力を得ながら障害児共同作業場が設置され、取り組んでる現状でございます。本市も少額でございますが、本定例会に御提案申し上げ、御審議を煩わすことになってございます。

基本的な考えの中で、今後、心身障害児のための施設を公正で設置していくかどうかという御質問でございます。これにつきましては、関係部課、国、府とも十分協議、検討してまいりたい、かように考えます。

仕事保障の問題でございますが、比較的軽度の心身障害児に対して、現在、大阪府の労働部と公共職業安定所、大阪府の心身障害者雇用促進協議会が主体となって実施しております身体障害者の雇用関係についても先日来、私も安定所を回って所長さんなりからいろいろお聞きしたわけです。軽度の方で一人でも多くの方が社会復帰ができるよう努力してまいりたい、かよう考えております。

- 13番(赤阪和見君) あのね部長、今後検討するとか、そういう段階ではないわけです。というのは、通所ミニセンターも、個人的にどこの家もそういう人がおったが故に、また、そういう場所があったが故にできたんやと思います。そういう感覚ではなく、本来行政がしなければならぬ弱者を守る立場、国の補助もついているわけですよ、50人以上ですか、30人に

後退したようですが……。前向きに取り組んでいただきたい。

養護教育が義務化されている中、卒業生が出ます。しかし、働く場がなく、家に閉じ込めてだんだん元に戻っていく。成長するんじゃなく、いままで義務教育化の中で訓練された子供が元へ戻っていく。もっと言えば、こういう施設、授産所云々ではなく、医療のリハビリテーションですか、機能回復訓練をする場をつくってもらいたいというんですが、それはそれとして、そういう大きな予算がどうのこうのと言っても無理でしょう。だから第一歩として、もう少し訓練すれば、仕事をやれば、という内容のある授産所設置の考えがあるかないかという点を聞いているわけです。国や府がどうのこうの、市が検討していくとか、そういうことではなく、ほんまに建てようとする気があるのかどうか、その点聞いているわけです。もう少し明快な答弁をお願いしたいと思います。

- 市民部長（森 保君） 再度の御質問で明快な御答弁ということですが、卒直に申し上げて、現段階では十分検討させていただくという報告しかございません。
- 13番（赤阪和見君） そこで一応、市民部長の話は十分検討していくということですから、それで終わりたいと思うんです。

そこで行政の長たる市長に再度、この点を聞かせていただきたいと思います。常に言ってるように、そういう施設を本当に市民が努力してお願いに上がったが、市は動いてくれない。それで見切り発車して、何とか民間のロータリークラブ、青年会議所、また個人的な方の御好意に甘えて何とかしたいんだという、半公共的なものでやってるわけです。この点、計画を立てて検討していくのかどうか、できるのか、できないのかな、こんな財政では無理やろうな、と頭の中で考えるのと大分違う。そういう点で、できる可能性を追求してもらえるのかどうか、再度、市長にお願いしたい。

- 市長（池田忠雄君） 議員さん御指摘の心身障害者児の社会復帰については、お説のとおりです。これは弱者救済という立場からして、市行政の原点的な問題だと私も理解いたしております。その中で、本市は行き届かない中、ミニセンターを民間で各界御協力いただき、施設が一つでき、苦しくとも若干ですが、補助的なものをさせてもらうという現段階でございます。

また、市民部長が十分検討させていただきたいという言葉の中であらわれておるように、未曽有の財政難の中でいかに自主再建をやっていくかという課題の中で、恵まれぬ、親の責任でも子供の責任でもない心身障害児のお子さん方にどういう対策を立てていくか、非常に市としても現状むずかしい局面ではございますが、御賢察のとおりでございます。こうした問題については、福祉の原点的な意味でとらえ、前向きな姿勢で検討させていただきたい、こういうふうに思います。



ただ御案内のとおり、授産施設というものにつきましては、府の認可事業でございます。この中で福祉の関連がいかがか、行政としての一つの課題もございます。この辺は御賢察いただきたいと思います。市行政としても、心身障害児の問題については、いろんな意味で前向きに検討させていただかなければならんと存じております。

なお、過日ミニセンターの要望とあわせまして、身体障害者問題についての審議会の設置につきまして、厚生文教委員会に請願として付託されている現時点でございます。こうした審議会形式がいかがかという点も考え合わせていかなければならないと思いますので、その中で十分検討させていただきたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） いまちょっと最後で、審議会がどういう結果を出すか、合わせて考えていきたいということですが、それでは、審議会が建てないかんとしたら、建てるという考えなのか。現在、市の行政として、それが本当に大事だ、建てないかんと考えるならば、10年先、20年先になるかわからんが、僕は、建てないかんとこの考えを持つのと、審議会がどうのこの、そこから出てくる考え方も合わせて考えるというんでしょうか。行政としてはどうなんだ、大変だけれども、ぜにさえあれば建てないかんと考えるのと大分違うと思う。

僕はくどくど言いませんが、これはよく考えてもらいたいのは、ミニセンターを建てなければいかんとするならば、本当にボランティアな、無料で週5日間御協力願ってるのは、市民部長も御存知のとおりです。これは非常に忍耐と努力の要る仕事です。そういう指導者が必要なんです。保護者以外にね。ここで和泉市がつくらないかんとこの目標のもとにいくならば、今後、その人だけに任すんじゃなく、市としての指導者の張りつけ、まず出向させていくとか、そういう考え方を段階的に持ってもらいたいと思うんです。

そういう点でわからんところもたくさんあるので詰めていきたいと思いますが、最後に、市の行政の中で希望と喜びを持って仕事ができるように、公園清掃等のできる範囲の仕事を市として考えていただふかどうか、再度、市民部長からお願いいたします。

- 市民部長（森 保君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、職業安定所を通じまして、関係部局とも十分協議しなければなりません。市民部単独で清掃業務もやっておりませんので、いろんな問題も御相談し、極の連携も密にして主体制を持って雇用面の検討をしまいたい、かよう考えております。
- 13番（赤阪和見君） 大阪府、国の労働部門の基準となっている企業の責任とありますが、和泉市の行政として、市役所内の身体障害者の雇用率は何％になってますか。
- 市民部長（森 保君） その点は、まだ十分調べてございません。
- 市長公室次長（竹田明郎君） ちょっと手元に資料を持ってございませんので、すぐ調べて

御報告いたします。

○ 13番(赤阪和見君) 担当の部長がこれなんです。企業は身体障害者を雇う責任があるという、市の行政も一つの組織です。そうした中で、本当に身体障害者のことを思って、重度、軽度というのは別にして、そういうことが社会的に大きな問題になってるんです。企業が雇わないというのなら、卒先して市の行政として対処すべきじゃないですか。

○ 参与(西川喜久君) お答えいたします。

その点につきましては、特に私も承知いたしております、身障者雇用促進法がございまして、市としましては、法律で決められた以上の身体障害者児を採用いたしております。数字的には、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告いたします。

○ 13番(赤阪和見君) それは結構です。和泉市は、そのように法律を上回っている雇用をやってるんだという誇りを持って対外的にやってもらいたい、自信を持ってね。その点をよく考えずして、ああだ、こうだと言うだけで上辺を滑っていけばいいと言う考えでは、本当に情けないと思います。今後、よろしく願いいたします。これで結構です。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 市民部長(森 保君) 保育園問題でございしますが、基本的に今後の新設建てかえをどのように考えてるかということでございますが、新設につきましては、待機鬼の多い信太、鶴山地域、旧和泉地域では黒鳥校区、それに阪和線以西の富秋周辺が最適地と考えております。できるだけ早い時期に建設に取り組んでいきたい、かよう考えております。

なお、たびたび申し上げますが、基本的な考えといたしまして、今後、新設する保育園につきましては、すべて民間保育園という方針をあわせて御了解いただきたい、かよう考えます。

2点目の公立保育園の中で今後建てかえを要する保育園はどこかという御質問でございます。建てかえの必要のある個所につきましては、南池田1、南池田2、横山1、横山2、南横山、南松尾、信太2でございます。

今後、建てかえは公立で実施されるのか、民間になるのかという御質問でございますが、厳しい財政状況のもと、すぐに継続的に公立でもって建てかえということについては、いましばしの御猶予を願いたい、財政好転を見まして公立の建てかえを考えていきたい、かよう考えております。

○ 13番(赤阪和見君) 建てかえ計画のうち、幸保育園は今回、公立でそのまま移行するように予算措置されていると思います。南池田の件は、どのようになるんですか。

○ 市民部長(森 保君) 南池田保育園につきましては先日来、ずっと御要望をいただいております。卒直に申し上げまして、用地も確保できましたので、建てかえに踏み切

る段階でございますが、きわめて厳しい財政状況でございますので、もう少しの御猶予を願いたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 市長なり助役でも結構ですが、財政難の折、なかなかむずかしいということですが、公立にするのか、私立にするのか、その点ちょっとお願いいたします。

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

これは公私いずれにするかということにつきましては、最終的に決定はいたしておりませんが、たまたま過般来、地元の関係町会長さん等もかなりたくさんお見えになりまして、財政事情もわかるけれども、現在、土地も確保してあるんだから、できるだけ早期に改築してほしい、という強い要望がございました。

その段階で、現状の財政事情の中で公立に建てかえることになると、御承知のとおり、零歳児からの保育措置をとらなければいけないわけでございます。現在、4、5歳児だけでございます。そういうことから、ただ建設の用地だけではできないようないろいろの問題もございます。ひとつ財政事情等も御推察をお願いしたいというお話の中で、早急に、1日も早くとなりますと、いわゆる民間保育所で、民間の方で設置者のいい方がございましたら、そういう民間方式でもよろしければ、そうした御希望もかなえさせていただくということを申し上げた経過がございます。

しかしその後、全部の七町会長さんとまだひざを突き合わせて御相談するところまでは至ってございません。ただ、最も近くの町会長さんの個人的な意見かもわかりませんが、民間はちょっと困る、というお話もございました。そこらの点については鋭意、詰めをしていきたいという考え方でございまして、必ずしも民間でなければならぬかという結論は出してございません。非常に流動性を持った考え方の中で、地元町会関係の方々との意見調整を進めていきたい、このように存じております。

○ 13番(赤阪和見君) 確認いたします。

早期に建てようと思えば私立に移行せざるを得ない。裏を返せば公立では遅くなるということとでよろしいのですか。

○ 助役(坂口禮之助君) そのようにお答えしております。

○ 13番(赤阪和見君) 老朽なるが故に土地も手当し、いろんな形でやってるわけですので、その点、早急にコンセンサスを図って、七町会あるんですから早く煮詰めてね。何かしらんが、お前とこが私立にまとめてきたら早くできる、公立やったら遅くなるぞ、という感覚でげたを預ける形に聞こえる。そういうことじゃなく、市の財政を考えるならば、そうせざるを得ないんら得ないんで、関係各町会にコンセンサスを図るような積極的な対応をしていくべきじゃ

ないかと思うんですが、その点どうですか。

- 助役（坂口禮之助君） お説のとおりでございまして、担当の市民部に対しても、積極的に地元の意見調整をするよとということ、前回、七町会長さんとお会いさせていただいてから後も継続して、市民部長を先頭に地元への話し合いに入らせていただいております。ただ、いろんな御意見があるようございまして、まだ集約する段階までには至っておらないという報告を聞いておるわけでございます。

7人の町会長さんにお会いした段階では、民間保育所はどんな内容でどうかという概要を御説明申し上げたところ、1、2の町会長さんの御意見では、それだったら別に民間、公立にこだわることない、という御意見もございました。そういうことで、できるだけ早く御意向を調整したい、このように存じております。今後とも積極的に地元へ入らせていただくようにいたします。

- 13番（赤阪和見君） その点で問題点とか、市が段取りして土地とか無償貸与するとかの場合ね。これは有償ですか、無償ですか。
- 助役（坂口禮之助君） 非常にデリケートな点がございまして。議員さん方も御承知のとおり、富田林に例がございました。新しい保育園を建てる前提で起債の許可を取って用地費を借り入れ、民間に建築をお願いしたところ、いわゆる公立で建てることを前提として貸し付けたものを民間に貸与するのは違法である、ということとかなり論議がございました。われわれは、原則的にはそういう轍を踏まないように、いわゆる用地を含めて御協力をいただける民間の施工者を考えておるわけなんです。
- 13番（赤阪和見君） もっといろいろ聞きたいことがあるんです。南池田はそれとして、建てかえしなければいけないと考えられるところは山手に集中してるわけです。山手というのは、大体南横山なんか、定数が足りて余ってるという感覚があって、下の方に非常に待機児が多いということで建てかえ計画も早く進んでるかと思えますが、何とか南横山、横山1、2、南池田の2ですか、そこらの園も格差是正というか、もう一步考えてもらい、全体的に内容のある話を詰めていってほしい。何かしらいまの話では、金がないからどうのこうの、という話がずっと尾を引いてきています。そういう形ではなく、民間にすれば何ほか乗であるならば民間に移行し、市民が安心して保育園に預けられる、仕事もできる形、保育に欠ける子供を行政として助けていかないかんわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。結構です。

- 議長（横田憲治郎君） 次。

- 教育次長（広岡史郎君） 教育施設の格差是正についてお答え申し上げます。

格差是正の件で設備の整備について、L1教育の提案がございました。現状、御指摘ありま

したように、2 中学校でテストモデルとして実施してまいっております。また、研究部会を設けまして、L1教育がどのような教育向上の効果があるか、検討・研究を重ねておりますが、機械の操作において相当高度な技術も要しますので、今後の課題として、さらに研究・検討を重ねていかねばならない部門もかなり表に出てまいっております。これらの結果を見きわめ途中で対処してまいらなければならないと思っております。

なお一方、文部省においても、教材補助制度の中にL1教室の設置を組み入れ、補助対象として行うような方針もあるように聞き及んでおります。国の補助制度の改善と相まって取り組んでまいらなければならないと思っております。

次に、1校区1幼稚園設置は、ということで御質問がございました。教育委員会といたしましては、1校区1幼稚園を努力目標として計画を立て、適正配置についても鋭意努力しております。しかし、財政事情もさることながら、土地利用が高度化、多様化し、今日、用地を求めることが至難でございます。国・府に対しても、財源の確保にあわせ、補助事業の取りつけにも鋭意努力していかねばならないと思っております。1校区1幼稚園の設置計画につきましては、なかなか計画を立てにくい現状でございますけれども、実情御賢察賜りたいと思います。

それで、南松尾幼稚園についての御質問でございますが、現在、設計に入っております、近く設計が上がってくるんじゃないかと思っております。

それから、学校給食の中の先割れスプーンに関するはしの試用実施という形での御質問がございました。過般、先割れスプーンによって子供の姿勢が悪くなってきているとの御指摘を受け、教育委員会では米飯給食、特におはしの試用について、芦部小学校でテストケースとして実施してまいりました。

その結果内容を見ると、児童にはしを持参させるのですが、忘れる子供が相当ありまして、また、食器の関係で、はしでは食べにくいものも明らかになってきております。はしを使用する場合、うどんのときなどはかなり効果があるようですが、スパデッティのときはフォークの方がいいのではないかという答えも出てまいっております。また子供としては、現在の食器類からして、はしよりもスプーンの方が使いやすいという結果も出てまいっております。

理想的な改善方法といたしましては、現実の汁器、献立に見合った食器類の使用を考えていかなければならないと思いますが、現行の食器のパターンを変更するには、食器の収納、消毒等の改善もあわせて必要だと思っております。子供にはしの使い方や食事のマナーを指導するためには、その上において、食器についても安全性や使いやすさ、耐用性、管理負担等の問題についてもなお今後の検討課題として時間を置き、学校を抽出して期間を設け、はしの使用のいろんな長所、短所を研究してまいりたい、かよう思っておりますので、よろしく願いいたしたい

と思います。

- 13番(赤阪和見君) LL教室ですが、研究課題、研究課題と言われますが、郷荘中学ができて何年ですか。
- 教育次長(広岡史郎君) 5年経過しております。
- 13番(赤阪和見君) 富秋は。
- 教育次長(広岡史郎君) 2年経過しております。
- 13番(赤阪和見君) この前も決算委員会か予算委員会で聞いたんですが、5年も研究課題と言っている。こういう教育が必要だということで、会社なり文部省でも検討されているように思う。私が聞いた話の中では、古い教室のところでは入れるわけにはいかん。新たに専門の場所をつくらなければいかなので、僕は、郷荘中、富秋中などの新設校に順次入れてるんだと理解しておったんです。ところが、光明台なんかの場合、新設のことしからの学校です。しかし、そういう新設校にもないということは、どういう計画でやってるのか、どうですか。
- 教育次長(広岡史郎君) 中学校並びに小学校は、義務教育でございます。しかし、このLL教育については、英会話を主体とした教育内容で、より高度な技術を要する中で使われてまいっております。先ほど申し上げました2校はテストケースとして設置し、先生方自身の技術の向上、育成を図る上でよりよき効果を上げられようという形で設置され、現在に至っているのがその実態でございます。

今後の新設校にすべてLL教室を配置し、備品等を整備していくことについては、なかなか研究も必要といたします。現在、2校設置している中で先生方の使用自体、技術面についてもなお研究していかなければならない、十分操作しがい点もありありと出てきていますので、それらを考え合せて今後、研究課題としていかなければならない部門も多いいんじゃないかとお答えさせていただいたわけでございます。

- 13番(赤阪和見君) 操作しがいものをなぜ2年前、富秋中に入れたんですか。試験的に入れるんならばその3年前に郷荘中学へ入れてどんどん研究してるんでしょう。そういう答弁では納得できませんよ。そんなばかな話はありませんよ。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

いまの次長の答弁を補足するものでございますが、新しい教育機器は、LLに限らずいろいろ出てまいっております。その中でわれわれも検討を重ねた結果、効果を挙げてる学校があるということで当初、郷荘に入れました。その後、各学校に普及するということで、職員の技術操作もさることながら、英会話などにも利用できるという高度な利用を図る意味からも、研究部会をつくって組織化してきたのであります。

当初、非常に熱意を持って取り組んだ結果が、成績がよいということで、次の新設校にも位置づけていこうという方針を打ち立てました。現在も基本的にはもちろん、教育の機会均等の理念は変わっておりません。ただ先生方によっては、卒直に申し上げて電気系統に弱い先生と、強い先生がおられます。英語教科担当で電気にも強い先生は、その成果はそれなりに上がっていく結果が出ておるのでございます。しかし、これはお互いに弱いものは強くなるように学ばなければならないというのが原則でございますので、いま申し上げた研究を積み重ねながらも、新しい学校には努めて新しい教育機器を取り入れ、より効果の上がる教育内容の充実に取り組んでまいりたい、かよう考えますので、御理解いただきたいと思っております。

- 13番(赤阪和見君) 光明池はなぜ入っていないのですか。
- 教育長(葛城宗一君) 御承知のように光明池は、まだ住宅入居に見合う一部の校舎設置でございます。現在、12教室の設置とあわせて特別教育も全部そろっておりません。将来の上に立って位置づけていかなければならない、かよう考えるのでございます。
- 13番(赤阪和見君) 入れる計画はある、ないことはないということですね。そういう点では、石尾中学、槇尾中学、今後、槇尾中学校は増設するかせんかは別として、石尾中学は必ず増設があるでしょうし、和泉中学は人口増も考えられております。増設するときには、そういう特別教室も一緒にあわせて考えてもらいたいことを希望して、終わります。
- 議長(横田憲治郎君) 次。
- 教育(広岡史郎君) 次の市民スポーツの育成及び施設充実についてお答えいたします。

前段の育成の面で組織数が幾らあるかということでございますが、体育連合傘下の部数は現在、11部でございます。

育成面にどのように配慮しているかという御質問でございますが、体育連合行事委託料といたしまして、年間55万円を補助的な形で措置させていただいております。

それからスポーツ人口から見て、現状のグラウンド並びに体育館の利用はどうかということでございますが、スポーツの対象人口は、1.2万市民すべてでございます。

体育館は、御承知のように尾内体育館でございまして、体育館自体年次計画を立て、小体育館、大体育館の両施設の高度利用を図っておりまして、市民の要求にこたえて十分に利用されているということで、現状の施設が狭いとか、もう一館必要だというような欲張った話の上での計画は必要ではないか、かように考えております。

それから、御指摘のグラウンドでございますが、これについては種々配慮し、取り組んでまいらなければならない緊急課題ということで、皆様方の意思を体して努力してまいっております。なお今後御指導、御協力をお願いしたいということでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 施設面では、この前にナイター等の提言もしたように思いますが、市教育委員会はどのように考え、できないものか、むずかしい点があれば聞かせていただきたいと思います。

○ 教育次長(広岡史郎君) 現在の軟式野球場のグラウンドの面積は、約8,500平米でございます。これに日没後、野球ができるという形の照明設備をすれば、照明塔6基、ランプ120個、電気容量が140回、5キロワットという形で、設備自体の工事費が約5千万円、1時間当たりの電気消費量が2万円ということで、現在の市民球場にこの程度の照明設備をすれば、十分事故なく野球ができるんじゃないかという形で明らかになってきたわけでございます。

これに対して、周辺にいろんな花などがたくさん植えられてるわけで、これが照明によって育成が阻害されるという難点も出てまいっております。そのためにナイター設備をする場合、その球場周辺に2.0メートル程度のフェンスをめぐるし、周辺に照明の光が漏れないような設備も必要になってまいります。いろんな問題点が出てまいりまして、一応、研究対象とさせていただきますが、そこらを御賢察賜りたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) もう1点お聞きしますが、市民グラウンドが8,500平米、中学校の校庭で1番大きいのは何平米ぐらいありますか。

○ 教育次長(広岡史郎君) 現状、8つの中学校の中で1番大きいのは石尾中学校で、校地面積が4万4千573平米、運動場面積が1万4千999平米でございます。

○ 13番(赤阪和見君) 市民グラウンドは無理だという中で、放課後の校庭開放があります。私も夜間の定時制卒業なので、ここでしたら、横山高校も定時制高校があります。晩、暗いところでもソフトボールをしなければならなかったんです。

そういう点で考えるならば、石尾中学校あたりで最低限の夜間照明をつけてソフトボールができるところ2面ぐらい取れないかどうかという提言をするんです。各市でやるところもあります。岐阜市などは開放して、相当なスポーツ人口が喜んでやっております。横山高校なんか、電気代もそれほど使ってない。小山市なんか、栃木県ですか、ここなどはバッテリー間が800ルクス、内野が500ルクス、外野300ルクスと本格的な照明をやって8,000万円ほどかかったそうです。使用料も1時間4,5千円、電気代もそんなにかかってないと確認してるんですが、最低で1時間1万円ぐらい。ある利用者が言うには、1人千円出すとして1チーム12人で1万2千円、2チームで2万4千円ぐらい、それで2時間やらせてくれるなら出せると言うんです。

全部がそうではありませんが、現在のスポーツ人口を考えた場合、何ほ広いところを2,3



カ所つっておったところで、1週間に1度、日曜日しか利用できない。そういうことではなく、現在ある用地も要らない校庭の開放、石尾中学校あたりでは学校にも迷惑がかからない、運動場だけ開放していくということで、365日は無理としても、夏場の5月から10月いっぱいぐらいまでは、ナイター設備があれば十分にできる。雨の日以外、晴れの日は100%、98%ぐらいまで利用率はあると確信するんです。そういう点、1回考えてもらえないかどうか。

○ 教育次長（広岡史郎君） いろいろ御指摘、御教示をいただいておりますが、十分意を体しまして研究させていただきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

本年7月1日から国民年金法の1部が改正されました。無年金者救済のための特例要綱が実施されております。これは国民年金に当然加入すべきでありながら未加入者となっております……。

○ 議長（横田憲治郎君） 部長、わかってることはよろしい。質問趣旨にだけ答えなさい。

○ 市民部長（森保君） お説のとおり、これらの人々の中には、かなり保険金納付困難な方がおられます。実際そのとおりでございます。市としても今後、十分に検討してまいりたいと思っておりますが、特別納付の金額は最高で76万3,200円もございます。仮にこれらの方々に保険料を市で負担貸しつけることになると、相当な資金が必要となります。財政的な面から申しまして、非常に困難性がございます。

このため無年金者をなくすための救済措置についても、機会あるごとに府・国に対して要望しておるところでございますが、なお、国においても、さきの国会の社会労働委員会ですが、特別納付の実施状況、無年金者の救済措置を別途検討するとの国会答弁もなされております。一部金融機関におきまして、特別納付に係る未納付に対して貸し付けを実施するところもございますが、かなり条件は厳しく、貸し付けを受けられる方も非常に少なく限定されるのが実情でございます。市といたしましても、これらの方々に対する救済措置が1日も早く講ぜられすよう、老後の安定のための年金受給ができるよう、府・国に対して積極的に働きかけをしてまいりたい、かように思います。

○ 13番（赤阪和見君） 最後に要望だけ申し上げます。

特別納付もあと1年半です。順次検討して、という間がありません。できれば保険年金の方で年金相談ももっていただきたい。1人専門に、その人やったら全部わかる。こうして言うていけば銀行で貸していただけるという指導を的確にいただき、市がやはり中心になって無年金者をなくしていくという方向に持って行っていただきたい。その点、よろしく願いいたします。

最後に、54年度予算要望として8項目8節、81項にわたって提出いたしましたが、54年度予算編成に際しては、十分に弱者を守る政策、金がなくても潤いのある和泉市を築くためによく検討していただきたいことをお願いして、終わります。

○

- 議長（横田憲治郎君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

お諮りいたします。22日は議案審議となっておりますが、議会運営委員会の皆様の御了承をいただいておりますので、本日午後より引き続き議案審議の日程に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時2分休憩）

○

（午後2時5分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1より日程第10までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和53年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和53年12月8日
- 2 検査の対象 昭和53年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区 分		收 入			支 出	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		1,406,953,866	△ 3,639,734 2,339,894,191	3,743,208,323	3,407,542,541	△ 23,006,693 1,361,391,398
特 別 会 計	国民健康保険 事業	616,523,180	△ 803,211 107,058,769	722,778,738	44,658,841	△ 1,813,571 210,765,526
	土地区画整理 事業				12,189,545	1,100
	公共用地 先行取得事業		80,163,800	80,163,800	580,135	709,923
	公共下水道事業	20,000,000		20,000,000	2,286,372	16,812,218
基 金	用品調達	9,003,139	763,329	9,766,468	6,156,259	2,197,931
	同和更正資金 貸付	54,433,526	441,640	54,875,166	2,900,686	
	公共施設 整備金					
	土地開発	1,091,424		1,091,424		
特別歳入歳出 外金	1,305,239,053	668,171,911	1,973,410,964	612,188,725	905,411,922	
歳入歳出 外金	130,358,107	83,130,682	213,488,789	93,789,158	41,294,397	
府 税	174,997,644	53,482,351	228,479,995	151,335,433	76,153,509	
住宅資金	12,081,587	44,700	12,126,287		18,600	
合 計	3,730,681,526	△ 4,442,945 3,333,151,373	7,059,389,954	4,333,627,695	△ 24,820,264 2,614,756,524	

算 書

昭和53年6月30日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高
4,745,927,246	△1,002,718,923	1,750,000,000	△19,200,000	728,081,077
253,610,796	469,167,942			469,167,942
12,190,645	12,190,645		12,200,000	9,355
1,290,058	78,873,742		4,000,000	82,873,742
19,098,590	901,410		3,000,000	3,901,410
8,354,190	1,412,278			1,412,278
2,900,686	51,974,480			51,974,480
	1,091,424			1,091,424
1,517,600,647	455,810,317			455,810,317
135,033,555	78,405,234			78,405,234
227,488,942	991,053			991,053
18,600	12,107,687			12,107,687
6,923,563,955	135,825,999	1,750,000,000		1,885,825,999

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	728,081,077	718,081,077		10,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	469,167,942	449,167,942	
	土 地 区 画 整 理 事 業	9,355	9,355	
	公 共 用 地 先 行 業 取 得 事 業	82,873,742	82,873,742	
	公 共 下 水 道 事 業	3,901,410	3,901,410	
基 金	用 品 調 達	1,412,278	488,425	923,853
	同 資 和 金 更 貸 正 付	51,974,480	3,974,480	48,000,000
	財 政 調 達			
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金	787,389,211	455,810,317		
歳入歳出外現金	78,405,234	78,405,234		
府 税	991,053	991,053		
住 宅 敷 金	12,107,687	2,876,458		9,231,229
合 計	2,217,404,893	1,797,670,917	923,853	672,312,29

管 方 法

昭和53年6月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
	20,000,000			
317,658,951	139,199,43			大阪出 24223 962 大阪出 137 13,918,981
317,658,951	339,199,43			

市 税 収 入

科 目		限 定 額	収 入	
			前 月 末 累 計	
市 民 税	個 人	現 年 度 課 税 分	201,222,250	220,372,226
		滞 納 繰 越 分	100,300,495	
	法 人	現 年 度 課 税 分	530,270,100	1,097,261,6
		滞 納 繰 越 分	14,415,140	
固 定 資 産 税	現 年 度 課 税 分	1,631,932,240	35,920,805	
	滞 納 繰 越 分	150,763,435		
	国 有 資 産 等 所 在 金 市 町 村 納 付 金 交 付	54,104,710		
軽 自 動 車 税	現 年 度 課 税 分	430,895,300	306,326,000	
	滞 納 繰 越 分	5,024,710		
市 た ば こ 消 費 税		54,637,120	27,154,100	
電 気 税		32,075,937	15,763,712	
ガ ス 税		3,013,019	1,588,795	
木 材 引 取 税	現 年 度 課 税 分			
	滞 納 繰 越 分			
特 別 土 地 保 有 税		66,576,670		
都 市 計 画 税	現 年 度 課 税 分	353,243,280	5,977,555	
	滞 納 繰 越 分	18,194,421		
合 計		2,781,620,017	150,047,409	



明 細 書

昭和53年6月30日現在(単位円)

濟 額		収入未済額	限定に対する 収入割合
本 月 分	計		
△ 3,053,314 90,783,622	109,767,534	91,454,716	54.55%
639,495	639,495	99,661,000	0.64
16,563,518	27,536,134	25,490,876	51.93
30,000	30,000	143,851,40	0.21
△ 385,817 511,389,341	546,924,329	1,085,007,911	33.51
4,135,674	4,135,674	146,627,761	2.74
21,265,000	21,265,000	32,839,710	39.30
△ 119,750 3,125,150	33,638,000	9,451,580	78.07
5,710	5,710	5,019,000	0.11
14,614,220	41,768,320	12,868,800	76.45
16,312,225	32,075,937		100.00
14,242,224	3,013,019		100.00
22,844,20	22,844,20	64,292,250	3.48
△ 503,53 81,150,145	87,007,342	266,165,938	24.65
1,099,356	1,099,356	17,095,065	6.04
△ 3,609,234 764,822,095	911,260,270	1,870,359,747	32.76

歳 入

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,646,834,000	150,047,409	△ 3,609,234 764,822,095
地 方 議 与 税	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 金	129,458,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	792,759,000	792,759,000
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290	16,270,060	19,842,860
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	36,825,025	△ 30,500 16,815,105
国 庫 支 出 金	4,313,593,000	124,200,000	135,981,000
府 支 出 金	1,640,957,000	6,700,000	120,730,000
財 産 収 入	266,767,000	203,362,5	163,207,907
寄 附 金	330,000,000	17,435,200	27,804,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,199,804,000	260,683,547	142,233,011
市 債	1,655,706,000		
繰 越 金	264,356,213	0	264,356,213
合 計	19,955,047,503	1,406,953,866	△ 3,639,734 2,339,894,191

調 書

昭和53年6月30日現在(単位円)

済 額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
計			
911,260,270		3,735,573,730	196.1%
		102,763,000	
		129,458,000	
		78,520,000	
1,585,518,000		1,536,278,000	50.79
		19,000,000	
36,112,920		227,787,370	13.68
53,609,630		163,983,370	24.64
260,181,000		4,053,412,000	6.03
18,773,000		1,622,184,000	1.14
165,241,532		1,015,254,688	61.94
45,239,200	12,239,200		137.09
		1,000,000	
402,916,558		2,796,887,442	12.59
		1,655,706,000	
264,356,213			100.00
3,743,208,323		16,211,839,180	187.6

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和53年12月8日
- 2 検査の対象 昭和53年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		3,743,208,323	△ 2,916,104 1,089,917,135	4,830,209,354	4,745,927,246	△ 4,290,247 1,288,523,668
特 別 会 計	国民健康保険業	722,778,738	△ 318,853 400,387,654	1,122,847,539	253,610,796	△ 540,159 250,016,409
	土地区画整理業				12,190,645	
	公共用地 先行取得事業	80,163,800	4,236,000	84,399,800	1,290,058	21,628,768
	公共下水道事業	20,000,000	55,400,000	75,400,000	19,098,590	11,334,660
基 金	用品調達	9,766,468	1,560,875	11,327,343	8,354,190	762,963
	同和更正資金付 貸	54,875,166	334,570	55,209,736	2,900,686	
	公共施設 整備基金					
	土地開発	1,091,424		1,091,424		
特別歳入歳出 外金	1,973,410,964	648,516,263	2,621,927,227	1,517,600,647	879,446,899	
歳入歳出 外金	213,488,789	40,777,628	254,266,417	135,083,555	71,764,399	
府 税	228,479,995		387,063,407	227,488,942	111,259,911	
住宅敷金	12,126,287	68,400	12,194,687	18,600	66,500	
合 計	7,059,389,954	△ 4,177,510 2,400,724,490	9,455,936,934	6,923,563,955	△ 4,830,406 2,634,804,177	

算 書

昭和53年7月31日(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高
計				
6,020,160,667	△1,199,951,313	1,300,000,000	△12,200,000	87,848,687
503,087,046	619,760,493			619,760,493
12,190,645	△12,190,645		12,200,000	9,355
22,918,826	61,480,974			61,480,974
30,433,250	44,966,750			44,966,750
9,117,153	2,210,190			2,210,190
2,900,686	52,309,050			52,309,050
	1,091,424			1,091,424
2,397,047,546	224,879,681			224,879,681
206,847,954	47,418,463			47,418,463
338,748,853	48,314,554			48,314,554
85,100	12,109,587			12,109,587
9,553,537,726	△97,600,792	1,300,000,000		1,202,399,208

保 金 の 現

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	87,848,687	77,848,687		10,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	619,760,493	399,760,493	200,000,000
	土 地 区 画 整 理 事 業	9,355	9,355	
	公 共 用 地 先 行 道 事 業 取 得 公 共 下 水 道 事 業	61,480,974 44,966,750	61,480,974 44,966,750	
基 金	用 品 調 達	22,101,190	488,425	1,721,765
	同 和 更 正 資 金 貸 付	52,309,050	43,090,500	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特 別 歳 入 歳 出 外 現 金	471,363,667	224,879,681		
歳 入 歳 出 外 現 金	47,418,463	47,418,463		
府 税	48,314,554	48,314,554		
住 宅 敷 金	12,109,587	2,878,358		9,231,229
合 計	1,448,883,194	913,446,314	1,721,765	267,231,229



管 方 法

昭和53年7月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵便局	追加信託		
	20,000,000			
244,068,248	241,573,8			大阪出 137 2414,861 大阪出 24223 877
244,068,248	224,15,738			

市 税 収 入

科 目		限 定 額	収 入	
			前 月 末 累 計	
市 民 税	個 人	現 年 度 課 税 分	1,826,406,170	109,767,534
		滞 納 繰 越 分	99,699,955	6,894,95
	法 人	現 年 度 課 税 分	106,840,010	27,536,134
		滞 納 繰 越 分	14,415,140	30,000
固 定 資 産 税	現 年 度 課 税 分	1,634,944,830	546,924,329	
	滞 納 繰 越 分	150,671,995	4,135,674	
	国 有 資 産 等 所 在 地 市 町 村 納 付 金 交 付 金	54,104,710	21,265,000	
軽 自 動 車 税	現 年 度 課 税 分	43,300,230	33,638,000	
	滞 納 繰 越 分	4,983,640	5,710	
市	た ば こ 消 費 税	110,259,010	41,768,320	
電	気 税	61,305,176	32,075,937	
ガ	ス 税	45,655,69	30,130,19	
木 材 引 取 税	現 年 度 課 税 分			
	滞 納 繰 越 分			
特 別 土 地 保 有 税		75,754,890	22,844,20	
都 市 計 画 税	現 年 度 課 税 分	353,814,340	87,077,342	
	滞 納 繰 越 分	18,183,941	1,099,356	
合 計		4,558,749,606	911,260,270	

明 細 書

昭和53年7月31日現在(単位円)

済 額		収 入 未 済 額	調定に対する収入割合
本 月 分	計		
△ 1,759,170 2,890,881,116	3,970,964,80	1,429,309,690	21.74 %
4,920 7,397,302	8,031,877	91,668,078	8.06
△ 20,580 51,655,345	79,170,899	27,169,111	7.445
5,246,630	5,276,530	9,138,510	3.600
△ 630,581 204,176,824	750,470,572	88,447,425.8	4.590
△ 25,177 22,310,322	26,420,819	12,425,176	1.754
2,597,830	23,862,830	30,241,880	4.410
△ 298,820 2,793,220	32,132,400	7,167,830	8.345
△ 5,900 102,070	101,880	4,881,760	2.04
28,722,080	70,490,400	39,768,610	6.393
14,041,304	46,117,241	15,187,935	7.523
1,094,464	4,107,423	458,146	8.897
48,296,810	50,581,230	25,173,660	6.667
△ 116,149 39,711,967	126,673,160	227,141,180	3.580
△ 6,693 5,899,528	6,992,191	11,191,750	3.845
△ 2,857,990 723,133,752	1,631,526,032	2,927,223,574	3.579

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,646,834,000	911,260,270	△ 2,867,990 723,133,752
地 方 議 与 税	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 金	129,458,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	1,585,518,000	
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290	36,112,920	△ 37,300 12,899,600
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	53,609,630	△ 6,670 17,481,523
国 庫 支 出 金	4,313,593,000	260,181,000	217,272,400
府 支 出 金	1,640,957,000	18,773,000	4,610,028
財 産 収 入	266,767,000	165,241,532	1,208,380
寄 付 金	33,000,000	45,239,200	200,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,109,804,000	402,916,558	△ 4,144 105,311,452
市 債	1,655,706,000		7,800,000
繰 越 金	264,356,213	264,356,213	
合 計	19,955,042,503	3,743,208,323	△ 2,916,104 1,089,917,135

調 書

済 額	収入済額の子算額に対する差		子 算 に 対 す る 収 入 割 合 %
	過	不 足	
1,631,526,032		3,015,307,968	35.11
		102,763,000	
		129,458,000	
		78,520,000	
1,585,518,000		1,586,278,000	50.79
		19,000,000	
48,975,220		214,925,070	18.56
71,084,483		146,508,517	32.07
477,453,400		3,836,139,600	11.07
23,383,028		1,617,573,972	1.42
166,449,912		100,317,038	62.40
45,439,200	12,439,200		137.69
		1,000,000	
508,223,866		2,691,580,134	15.88
7,800,000		1,647,900,000	0.47
264,356,213			100.00
4,830,209,354		15,124,838,149	24.21

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和53年12月6日
- 2 検査の対象 昭和53年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7 月分月次合計残高試算表

7 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年7月31日現在

(単位 円)

借 高	方		勘 定 科 目	貸		高
	合 計	本 月 計		本 月 計	合 計	
323,416,864	323,416,864		資 産 の 部			
270,650,469	270,650,469		土 地			
3,722,476,911	3,722,476,911		建 物			
631,937,574	631,937,574	100,000	構 築 物			
103,626,856	103,626,856	434,100	機 械 及 装 置			
129,126,553	129,126,553	489,000	量 水 器			
26,947,860	26,947,860		車 輛 及 運 搬 具			
582,781,222	582,781,222	1,098,840	工 具 器 具 及 備 品			
310,000	310,000		建 設 仮 勘 定			
91,500	91,500		水 利 権			
210,000	210,000		電 話 加 入 権			
65,809,491	1,601,607,421	535,271,141	現 金			
210,118,707	1,458,320,270	567,422,511	普 通 預 金	567,422,511	153,579,930	
31,846,469	482,986,012	1,140,624,68	当 座 預 金	567,422,511	145,832,270	
	62,111,556	6,393,090	未 収 金	83,616,713	27,867,305	
			貯 蔵 品	5,949,295	30,265,087	
			仮 払 金			
135,000	135,000		投 資 有 価 証 券			
			前 払 費 用			
			前 払 金			
2,300,000	2,300,000		保 管 有 価 証 券			
			負 債 の 部			
	58,187,970	6,473,490	未 払 金	63,930,990	59,983,460	17,954,990
			未 払 費 用			
	1,030,000,000	470,000,000	一 時 借 入 金	400,000,000	1,595,800,000	565,800,000
	27,682,000	2,285,000	前 受 金	2,446,800	56,284,410	28,602,410
	28,117,521	5,737,824	預 り 金	6,102,774	50,268,071	22,150,550
			預 り 担 保 有 価 証 券		2,300,000	230,000



						減価償却引当金		558,996,914	558,996,914
						退職給与引当金		12,196,000	12,196,000
						資本の部			
						自己資本		119,803,235	119,803,235
						借入資本		3,269,686,884	3,269,686,884
						資本剰余金	37,268,900	17,660,299,094	17,660,299,094
485,986,310		485,986,310				利益剰余金			
						費用の部			
						原水及浄水費	46,650,923		
174,298,975		174,298,975				配水及給水費	89,575,599		
39,623,262		39,623,262				受託工事費	1,025,110		
5,823,306		5,823,306				業務費	6,530,649		
34,178,831		34,178,831				総係費	2,088	2,088	
23,666,764		23,666,852				減価償却費			
						資産減耗費			
10,649,052		10,649,052				支払利息及企業債取扱諸費	1,032,547		
						雑支出			
850,310		850,310				その他の営業費用	129,820		
162,631		162,631				過年度損益修正損			
						収益の部			
						給水収益	118,465,778	364,039,988	363,853,403
						補償		8,707,456	8,707,456
						受託工事収益	658,450	3,066,315	3,066,315
						その他の営業収益		657,286	657,286
						受取利息	597,500	1,369,290	1,369,290
						雑収益			
						固定資産売却益	32,840	37,240	37,240
						過年度損益修正益	636,000	37,190,000	35,760,000
						加			
6,760,811,517		11,203,668,273				合計	1,797,739,250	11,203,668,273	6,760,811,517

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

( 収 入 )

昭和53年7月31日現在

( 単 位 円 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	121,088,223	413,450,990	963,107,010
1. 営業収益	1,202,358,000	114,097,888	375,627,174	826,730,826
1 給水収益	1,170,576,000	113,439,433	363,853,403	806,722,597
2 受託工事収益	16,000,000	0	8,707,456	7,292,544
3 その他の営業収益	15,782,000	658,450	3,066,315	12,715,685
2 営業外収益	174,100,000	6,957,500	37,786,576	136,313,424
1 加入金	159,000,000	6,360,000	35,760,000	123,240,000
2 受取利息	2,600,000	0	657,286	1,942,714
3 雑収益	2,500,000	597,500	1,369,290	1,130,710
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
		32,84		

8. 特別利益	100,000	32,840	37,240	62,760
1 過年度損益修正益	100,000	32,840	37,240	62,760
① 資本的収入	621,400,000	37,268,900	78,935,374	542,464,626
1. 企業債	471,000,000	0	0	471,000,000
1 企業債	471,000,000	0	0	471,000,000
2. 工事負担金	93,000,000	37,268,900	78,935,374	14,064,626
1 工事負担金	93,000,000	37,268,900	78,935,374	14,064,626
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4. 補助金	52,900,000	0	0	52,900,000
1 国庫補助金	52,900,000	0	0	52,900,000
収入合計	1,997,958,000	158,357,123	492,386,364	1,505,571,636

7月分予算執行報告書 乙

(支出)

昭和53年7月31日現在

(単位 円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業費用	1,345,225,000	78,053,789	289,253,631	1,055,971,369
1. 営業費用	1,056,230,000	67,728,311	278,441,948	777,788,052
1 原水及浄水費	591,842,000	46,650,923	174,298,975	417,543,025
2 配水及給水費	124,879,000	8,957,599	39,623,262	85,255,738
3 受託工事業費	16,000,000	1,025,110	5,823,806	10,176,194
4 業務費	104,060,000	6,530,649	34,178,831	69,881,169
5 総係費	79,433,000	4,434,210	23,666,764	55,766,236
6 減価償却費	134,506,000	0	0	134,506,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	129,820	850,310	4,149,690
2. 営業外費用	287,695,000	10,325,478	10,649,052	277,045,948
1 支払利息及 企業債取扱諸費	287,645,000	10,325,478	10,649,052	276,995,948
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 特別損失	300,000	0	162,681	137,369
1 過年度損益修正損	300,000	0	162,681	137,369
4. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	749,930,050	12,011,504	91,585,104	658,344,946
1. 建設改良費	681,993,050	12,011,504	91,585,104	590,407,946
1 事務費	31,998,353	1,979,430	10,435,758	21,562,595
2 擴張工事費	478,682,697	4,491,450	47,073,180	431,609,517
3 改良工事費	53,000,000	4,324,485	25,572,030	27,427,970
4 配水管整備事業費	19,000,000	0	0	19,000,000
5 光明台水道施設建設費	62,230,000	193,039	4,325,066	57,904,934
6 配水管更生事業費	16,000,000	0	314,870	15,685,130
7 營業設備費	21,082,000	1,023,100	3,864,200	17,217,800
2. 企業債償還金	67,937,000	0	0	67,937,000
1 企業債償還金	67,937,000	0	0	67,937,000
支出合計	2,095,155,050	90,065,293	380,838,735	1,714,316,315

和泉市水道事業損益計算書（7月分）

（昭和53年7月1日より 昭和53年7月31日まで）

	円	円
1. 営業収益		
① 給水収益	113,439,433	
② 受託工事収益	0	
③ その他の営業収益	<u>658,450</u>	114,097,883
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	46,650,923	
② 配水及び給水費	8,957,599	
③ 受託工事費	1,025,110	
④ 業務費	6,530,649	
⑤ 総係費	4,434,210	
⑥ 減価償却費	0	
⑦ 資産減耗費	0	
⑧ その他の営業費用	<u>129,820</u>	67,728,311
営業利益		<u>46,369,572</u>

3. 營業外收益			
① 加入金	6,360,000		
② 受取利息	0		
③ 雜収益	597,500		
④ 他會計補助金	0	6,957,500	
4. 營業外費用			
① 支私利息及 企業債取扱諸費	10,325,478		
② 雜支出	0	10,325,478	△ 3,367,978
当月分經常利益			43,001,594
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	32,840		
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	0		32,840
当月分純利益			<u>43,034,434</u>

資 金 予 算 表

昭和53年8月10日

科 目	月 次	7 月 執 行 済 額	8 月 予 定 額	9 月 予 定 額	1 0 月 予 定 額
前 月 繰 越 金		98,170,861円	66,019 千円	19,639 千円	12,470 千円
営 業 収 益		79,785,448	101,000	110,000	110,000
営 業 外 収 益		6,957,500	6,000	6,000	6,000
前 年 度 未 収 金		3,186,535	4,000	1,600	0
企 業 債		0	0	0	0
工 事 負 担 金		37,268,900	10,000	10,000	10,000
一 時 借 入 金		400,000,000	0	100,000	400,000
預 り 金		659,950	1,000	1,000	1,000
前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
前 受 金		2,446,800	1,000	1,000	1,000
計		530,255,133	123,000	229,600	528,000



支	營業費用	64,637,376	60,000	60,000	60,000	60,000
	營業外費用	10,325,478	8,459	105,567	6,034	6,034
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0	0
	建設改良費	9,153,144	60,000	30,000	32,000	32,000
	貯藏品	6,473,490	30,670	16,000	22,000	22,000
	企業債償還金	0	8,251	23,202	0	0
	一時借入金返還	470,000,000	0	0	400,000	400,000
	預り金返還	295,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	前受金	1,522,015	1,000	1,000	1,000	1,000
	計	562,406,503	169,380	236,769	522,034	522,034
出						
收支差引額	66,019,491	19,639	12,470	18,436	18,436	

監査報告第 31 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 285 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 7 月分和泉市立病院企業出納員扱  
の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 53 年 12 月 8 日

監査委員 久 光 喜多男

記

1. 検査実施日 昭和 53 年 12 月 6 日
2. 検査の対象 昭和 53 年 7 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 7 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸  
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

7月分月次合計残高試算表

昭和53年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	累計	合計		当月	合計	
		当月			当月	
153,235,865	153,235,865		資産の部			
2,222,315,983	2,222,315,983		土地			
2,946,791	2,946,791		建物			
3,330,000	3,330,000		構築物			
613,855,690	613,855,690	53,000	車輛			
			機械及備品			
16,016,222	16,016,222		減価償却引当金	83,109,661	83,109,661	
2,347,556	2,347,556		投資			
116,758,187	2,182,441,694	811,682,998	電話加入権			
231,347,282	370,401,861	102,390,694	普通預金	251,225,595	2,065,683,507	
9,734,808	142,146,494	35,321,335	未収金	55,639,652	139,054,579	
950,000	950,000		貯蔵品	35,353,113	132,411,686	
23,100,000	33,100,000		前払金			
16,094,000	178,529,036		定期預金	10,000,000	10,000,000	
			過年度未収金		162,435,036	
			負債の部			
	1,300,000,000		一時借入金		2,600,000,000	1,300,000,000
	48,118,875	28,483,400	未払金	35,321,335	132,349,840	84,230,965
			仮受金			
	64,128,376	19,851,434	預り金	12,547,327	74,437,370	10,308,994
			予納金			
	308,034		固定負債		16,633,835	16,325,801
			公立病院特例債		242,960,000	242,960,000

	82,674,182	4,020,000	過年度未払金		86,713,042	4,038,860
			資本の部			
			自己資本	72,626,000	334,177,371	334,177,371
	6,221,811	1,736,811	借入資本	120,700,000	2,858,851,319	2,852,629,508
1,309,041,222	1,309,041,222		繰越欠損金			
			資本剰余金	1,118,000	1,118,000	1,118,000
			収益の部			
	155,870	29,753	入院収益	75,595,362	259,777,229	259,621,359
	148,129	14,091	外来収益	45,213,312	163,720,757	163,572,628
			その他医療収益	6,219,055	19,748,422	19,748,422
			受取利息配当金	62,500	62,500	62,500
			他会計補助金	13,594,000	13,594,000	13,594,000
			患者外給食収益	879,170	2,605,190	2,605,190
			その他医療外収益	226,765	706,354	706,354
			特別利益	780,000	780,000	780,000
			費用の部			
			給与		36,460	
314,600,401	314,636,361	60,767,251	給与			
140,148,321	140,269,441	38,378,571	材料		121,120	
47,268,330	47,408,330	9,722,679	経費		140,000	
			減価償却費			
			資産減耗費			
1,551,760	1,551,760	293,750	研究修費			
2,658,585	2,658,585	22,590,182	企業取崩諸費			
3,170,590	3,170,590	787,237	患者外給食材料費			
			建設仮勘定			
135,188,020	135,188,020	99,860,000	建設仮勘定			
5,389,589,613	9,401,227,278	735,983,186	合計	735,983,186	9,401,227,278	

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
病院事業収益	1,411,374千円	142,522,632.0	460,690,453	950,683,547
1. 医療収益	1,339,995	126,983,885	442,942,409	897,052,591
1 入院収益	858,261	75,565,609	259,621,359	598,639,641
2 外来収益	413,400	45,199,221	163,572,628	249,827,372
3 その他医療収益	68,334	6,219,055	19,748,422	48,585,578
2. 医療外収益	30,899	14,762,435	16,968,044	13,930,956
1 受取利息配当金	1,300	62,500	62,500	1,237,500
2 他会計補助益	13,594	13,594,000	13,594,000	0
3 患者外給食収益	12,710	879,170	2,605,190	10,104,810
4 その他医療外収益	1,200	226,765	706,354	493,646
5 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	40,480	780,000	780,000	39,700,000
病院事業費用	2,055,839	132,539,670	533,327,987	1,522,511,013
1. 医療費用	1,728,013	109,162,251	503,568,812	1,224,444,188
1 給与	978,795	60,767,251	314,600,401	664,194,599
材 料 費	445,947	38,378,571	140,148,321	305,798,679

3	經費	164,463	9,722,679	47,268,830	117,194,670
4	減價償却費	132,151			132,151,000
5	資産減耗費	1			1,000
6	研究修費	6,656	293,750	1,551,760	5,104,240
2.	業外費用	327,526	23,377,419	29,759,175	297,766,825
1	支払利息及び 企業債取扱諸費	315,867	22,590,182	26,588,585	289,278,415
2	患者外給食材料費	11,659	787,237	3,170,590	8,488,410
3.	予備費	300			300,000
	資本的収入	349,416	193,326,000	193,326,000	156,090,000
1.	出資金	72,626	72,626,000	72,626,000	0
2.	企業債	276,790	120,700,000	120,700,000	156,090,000
	資本的支出	389,896	101,649,811	139,200,845	250,695,155
1.	建設改良費	328,333	99,913,000	132,979,034	195,353,966
1	看護婦宿舍割賦金	1,233		308,034	924,966
2	器械備品購入費	15,000	53,000	113,000	14,887,000
3	病院増設事業費	135,100	80,210,000	96,810,000	38,290,000
4	看護婦宿舍増設事業費	177,000	19,650,000	35,748,000	141,252,000
2.	企業債償還金	61,563	1,736,811	6,221,811	55,341,189
1.	企業債償還金	21,083	1,736,811	6,221,811	14,861,189
2	公立病院特例債	40,480			40,480,000

7 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和53年7月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
人 院 収 益	75,565,609		259,621,359
外 来 収 益	45,199,221		168,572,628
そ の 他 医 業 収 益	6,219,055		19,748,422
計		126,983,885	442,942,409
2. 医 業 費 用			
給 与 費	60,767,251		314,600,401
材 料 費	38,378,571		140,148,321
経 費	9,722,679		47,268,330
減 価 消 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	293,750		1,551,760
計		109,162,251	508,568,812
医 業 利 益		17,821,634	△ 60,626,403



3. 医業外収益					
受取利息配当金	62,500			62,500	
他会計補助金	13,594,000			13,594,000	
患者外給食収益	879,170			2,605,190	
その他医業外収益	226,765			706,354	
国庫補助金					
計		14,762,435			16,968,044
4. 医業外費用					
支払利息及び 企業債取扱諸費	22,590,182			26,588,585	
患者外給食材料費	787,237			3,170,590	
雑損失					
計		23,377,419			29,759,175
経常利益		9,206,650			△ 73,417,534
5. 特別利益	780,000			780,000	
6. 特別損失					
当月分純利益		9,986,650		当月迄の純利益	△ 72,637,534
上記当月分収益中	健保未収金	102,390,694円			
上記当月分費用中	未払金	35,321,335円			

資 金 予 算 表

昭和58年7月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	7月の執行済額	8 月 予 定	9 月 予 定
収	事業収益	81,391,827円	100,000,000円	100,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債	120,700,000		
	過年度未収金			
	一時借入金			50,000,000
	預り金	12,547,327	10,000,000	10,000,000
	他会計繰入金	86,220,000		
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	特別利益	780,000		
	定期預金解約	10,000,000		
	合計	811,689,154	110,000,000	160,000,000

区分	科目	目	7月の執行済額	8月予定	9月予定
支	事業費	用	97,177,106円	153,169,000円	93,404,000円
	建設改良費	費	99,913,000		
	企業債償還金	金	1,736,811	943,000	20,548,000
	貯蔵品購入費	費	28,483,400	30,000,000	30,000,000
	過年度未払金	金	4,020,000		
	一時借入金返還				
	預り金還付	付	19,851,434	10,000,000	10,000,000
	前払金	金			
	期間外費用	用			
	予納金還付	付			
出	仮受金還付	付			
	合計		251,181,751	194,112,000	153,952,000
	収支差引	引	60,457,403	△ 84,112,000	6,048,000
差引	前年度又は前月より繰越		56,300,784	116,758,187	32,646,187
	翌年度又は翌月へ繰越		116,758,187	32,646,187	38,694,187

監査報告第 32号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 8 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 53 年 12 月 8 日

監査委員 久 光 喜多男

記

1. 検査実施日 昭和 53 年 12 月 8 日
2. 検査の対象 昭和 53 年 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

8 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		4880209354	△ 3681962 566,770,101	5898347498	6030,160,667	△ 4448,196 1,158,249,296
特 別 会 計	国民健康保険 事 業	1,122,847,539	△ 1,238,630 708,475,114	1,192,456,423	508,087,046	△ 430,54 240,205,462
	土地地区画整理 事 業		171	171	12,190,645	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	843,998,800	116,426	845,162,226	229,188,226	3,623,274
	公 共 下 水 道 事 業	754,000,000	45,312	754,453,12	30,433,250	20,256,444
基 金	用 品 調 達	113,273,443	418,336	117,456,779	9,117,153	377,441
	同和更生資金付 貸	55,209,736	27,400	55,237,136	2,900,686	18,000,000
	公 共 施 設 整 備 基 金					
	土 地 開 発	1,091,424		1,091,424		
特 別 歳 入 歳 出 外 金	2,621,927,227	537,515,432	3,159,442,659	2,397,047,546	309,995,765	
歳 入 歳 出 外 金	254,266,417	688,170,56	323,083,473	206,847,954	62,775,868	
府 税	387,063,407	△ 287,4374 728,473,330	457,086,363	338,748,853	45,864,585	
住 宅 敷 金	12,194,687	58,565	12,253,252	85,100		
合 計	9,455,936,934	△ 7,744,966 131,746,364	10,765,655,611	9,558,537,726	△ 4,491,250 184,314,813	

算 書

昭和53年8月31日現在 (単位 円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
計					
7,183,961,767	△7,790,614,274	1,700,000,000	287,800,000	197,185,726	
743,249,454	449,206,969			449,206,969	
12,190,645	△12,190,474		12,200,000	9,526	
26,542,100	57,974,126			57,974,126	
50,689,694	24,755,618			24,755,618	
9,494,594	2,251,085			2,251,085	
4,700,686	50,536,450			50,536,450	
	1,091,424			1,091,424	
2,707,043,311	452,399,348		△300,000,000	152,399,348	
269,623,322	53,459,651			53,459,651	
384,613,438	72,422,925			72,422,925	
85,100	12,168,152			12,168,152	
11,392,194,611	△6,265,390,000	1,700,000,000		1,073,461,000	

現金の保

区 分	現 在 高	内			
		普通預金	当 座	定期預金	農 協
一 般 会 計	197,185,726	187,185,726		10,000,000	
特 別 会 計	国 保 事 業	449,206,969	229,206,969		200,000,000
	土 地 区 画 整 理 事 業	9,526	9,526		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	57,974,126	57,974,126		
	公 共 下 水 道 事 業	24,755,618	24,755,618		
基 金	用 品 調 達	225,1085	488,425	1,762,660	
	同 資 和 更 生 金 貨 貸 付	50,536,450	25,864,50		48,000,000
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金	176,413,320	152,399,348			23,408,394
歳入歳出外現金	53,459,651	53,459,651			
府 税	72,422,925	72,422,925			
住 宅 敷 金	12,168,152	2,936,923		9,231,229	
合 計	1,097,474,972	784,467,111	1,762,660	267,231,229	23,408,394



管 方 法

昭和53年8月31日現在(単位円)

訳			備 考	
郵便局				
20,000,000				
605578			大阪公 大阪公	187      605,261 24223      317
20,605,578				

市 税 収

科 目		調 定 額	収 入	
			前 月 末 累 計	
市 民 税	個 人	現 年 度 課 税 分	1,844,287,250	397,096,480
		滞 納 繰 越 分	99,670,835	8,031,877
	法 人	現 年 度 課 税 分	118,306,690	79,170,899
		滞 納 繰 越 分	14,382,660	5,276,630
固 定 資 産 税	現 年 度 課 税 分	1,635,005,670	750,470,572	
	滞 納 繰 越 分	150,611,885	26,420,819	
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 納 付 金 交 付 金	54,104,710	23,862,830	
軽自動車税	現 年 度 課 税 分	43,300,230	36,132,400	
	滞 納 繰 越 分	4,983,640	1,018,800	
市 た ば こ 消 費 税		137,803,100	70,490,400	
電 気 税		79,821,209	46,117,241	
ガ ス 税		4,888,639	4,107,423	
木 材 引 取 税	現 年 度 課 税 分			
	滞 納 繰 越 分			
特 別 土 地 保 有 税		72,966,640	50,581,230	
都 市 計 画 税	現 年 度 課 税 分	353,858,570	126,673,160	
	滞 納 繰 越 分	18,165,451	6,092,191	
合 計		4,632,157,179	1,631,526,032	

入 明 細 書

昭和53年8月31日現在

濟 額		収 入 未 済 額	調 定 に 対 する
本 月 分	計		収 入 割 合
△ 2,872,632 134,225,928	528,449,776	1,315,837,474	28.65 %
4,175,797	12,207,674	87,463,161	12.25
△ 1,450 4,766,250	83,935,699	34,370,991	70.95
152,950	5,429,580	8,953,080	37.75
△ 413,483 52,322,033	802,379,122	832,626,548	49.08
△ 42,581 4,607,766	30,986,004	119,625,881	20.57
8,993,670	32,856,500	21,248,210	60.72
△ 99,020 1,250,840	37,284,220	6,016,010	86.11
△ 1,550 150,900	251,230	4,732,410	5.04
11,778,220	82,268,620	55,534,480	59.7
	46,117,241	33,703,968	57.78
	4,107,423	781,216	84.02
2,297,120	52,878,350	20,088,290	72.47
△ 92,977 12,010,522	138,590,705	215,267,965	39.17
△ 11,319 1,207,820	8,188,692	9,976,759	45.08
△ 3,535,012 237,939,816	1,865,930,836	2,766,226,343	40.28

歳 入

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,646,834,000	1,631,526,032	△3,535,012 237,939,816
地 方 譲 与 税	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 金 交 付	129,458,000		42,950,000
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	1,585,518,000	
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	268,900,290	48,975,220	12,412,700
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	71,084,483	△13,150 11,433,820
国 庫 支 出 金	4,313,593,000	477,453,400	175,648,000
府 支 出 金	1,640,957,000	23,383,028	30,254,969
財 産 収 入	266,767,000	166,449,912	322,220
寄 付 金	33,000,000	45,439,200	
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,199,804,000	508,223,866	△83,800 55,808,576
市 債	1,655,706,000	7,800,000	
繰 越 金	264,356,213	264,356,213	
合 計	19,955,048,503	4,830,209,354	△3,631,962 566,770,101

調 査

昭和 5 3 年 8 月 3 1 日 現 在

済 額	収入済額の子算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
計			
1,865,930,836		2,780,903,104	40.15 %
		102,763,000	
42,950,000		86,508,000	33.18
		78,520,000	
1,585,518,000		1,536,278,000	50.79
		19,000,000	
61,387,920		202,512,370	23.26
82,505,153		135,087,847	37.92
653,101,400		3,660,491,600	15.14
53,637,997		1,587,319,003	3.27
166,772,132		99,994,868	62.52
45,439,200	12,439,200		137.69
		1,000,000	
563,948,642		2,635,855,358	17.62
7,800,000		1,647,906,000	0.47
264,356,213			100.00
5,393,347,493		14,561,700,010	27.03

監査報告第 33 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 8 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 53 年 12 月 8 日

監査委員 久 光 喜多男

記

1. 検査実施日 昭和 53 年 12 月 6 日
2. 検査の対象 昭和 53 年 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月分月次合計残高試算表

8. 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年8月31日現在

(単位 円)

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	高
			資産の部				
			土地				
323,416,864	323,416,864		建物				
270,650,469	270,650,469		構築物				
3,722,476,911	3,722,476,911		機械及装置				
631,937,574	631,937,574	650,600	量器				
104,277,456	104,277,456	1,561,000	車輛及運搬器具	640,000	640,000		
13,833,653	14,473,653		工具器具及備品				
26,947,860	26,947,860		建設仮勘定	14,130	14,130		
612,205,080	612,219,210	29,437,988	水利				
310,000	310,000		電話加入権				
91,500	91,500		電権				
210,000	210,000		現金				
137,592,959	1,783,692,505	182,085,084	普通預金	110,301,616	1,646,099,546		
	1,568,621,886	110,301,616	当座預金	110,301,616	1,568,621,886		
227,125,860	583,783,186	100,797,174	未収金	83,790,021	356,657,326		
22,363,579	66,114,806	4,003,250	貯蔵品	13,486,140	43,751,227		
			仮払金				
135,000	135,000		投資有価証券				
			前払費用				
			前払金				
230,000	2,300,000		保管有価証券				
			負債の部				
			未払金	3,989,120	639,725,80	3,136,020	
			未払費用				
	1,030,000,000		一時借入金		1,595,800,000	565,800,000	
	30,611,880	2,929,880	前受金	2,695,240	58,979,650	28,367,770	
	34,385,343	6,267,822	預り金	5,842,572	56,110,643	21,725,300	
			預り担保有価証券		2,300,000	2,300,000	



	608,000	608,000	減価却引当金		558,996,914	558,388,914
			退職給与引当金		12,196,000	12,196,000
			資本の部			
			自己資本			
	8,250,626	8,250,626	借入資本	119,803,235	119,803,235	
			資本剰余金	3,269,686,834	3,261,436,208	
485,986,310	485,986,310		資本剰余金	60,216,640	1,826,245,734	1,826,245,734
			利益剰余金			
			費用の部			
			原水及浄水費			
222,951,246	222,951,246	48,652,271	配水及給水費			
484,514,72	484,514,72	8,828,210	受託工事費			
8,210,762	8,210,762	2,386,956	業務費			
40,454,374	40,454,374	6,275,543	総係費	16,208	18,296	
27,900,619	27,918,915	4,250,063	減価却費			
	32,000	32,000	資産減耗費			
19,113,477	19,113,477	8,464,425	支払利息及企業債取返諸費			
			雑支出			
870,710	870,710	20,000	その他の営業費用			
162,631	162,631		過年度損益修正損			
			収益の部			
	189,285	2,700	給水収益	100,369,754	464,409,742	464,220,457
			補償			
			受託工事収益	592,956	9,300,412	9,300,412
			その他の営業収益	452,620	3,518,935	3,518,935
			受取利息	262,465	919,751	919,751
			雑収益	703,100	2,072,390	2,072,390
			固定資産売却益			
			過年度損益修正益	37,240	37,240	37,240
	1,430,000		加	84,780,000	71,970,000	70,540,000
6,950,008,366	11,732,122,471	528,454,198	合計	528,454,198	11,732,122,471	6,950,008,366

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和53年8月31日現在

( 収 入 )

( 単 位 : 円 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	137,158,195	550,609,185	825,948,815
1 営業収益	1,202,358,000	101,412,630	477,039,804	725,318,196
1 給水収益	1,170,576,000	100,367,054	464,220,457	706,355,543
2 受託工事収益	16,000,000	592,956	9,300,412	6,699,588
3 その他の営業収益	15,782,000	452,620	3,518,985	12,263,065
2. 営業外収益	174,100,000	35,745,565	73,532,141	100,567,859
1 加入金	159,000,000	34,780,000	70,540,000	88,460,000
2 受取利息	2,600,000	262,465	919,751	1,680,249
3 雑収入	2,500,000	703,100	2,072,390	427,610
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 特別利益	100,000	0	37,240	62,760
1 過年度損益修正益	100,000	0	37,240	62,760
① 資本的収入	621,400,000	60,216,640	139,152,014	482,247,986
1. 企業債	471,000,000	0	0	471,000,000
1 企業債	471,000,000	0	0	471,000,000
2. 工事負担金	93,000,000	60,216,640	139,152,014	46,152,014
1 工事負担金	93,000,000	60,216,640	139,152,014	46,152,014
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4. 補助金	52,900,000	0	0	52,900,000
1 国庫補助金	52,900,000	0	0	52,900,000
収入合計	1,997,958,000	197,374,885	689,761,199	1,308,196,801

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

( 支 出 )

昭和53年8月31日現在

( 単 位 円 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
① 水道事業費用	1,345,225,000	7,889,3660	368,147,291	977,077,709
1. 営業費用	1,056,230,000	7,042,9235	348,871,183	707,358,817
1 原水及浄水費	591,842,000	48,652,271	222,951,246	368,890,754
2 配水及給水費	124,879,000	8,828,210	48,451,472	76,427,528
3 受託工事費	16,000,000	2,386,956	8,210,762	7,789,238
4 業務費	104,060,000	6,275,543	40,454,374	63,605,626
5 総係費	79,433,000	4,233,855	27,900,619	51,532,381
6 減価償却費	134,506,000	0	0	134,506,000
7 資産減耗費	510,000	32,000	32,000	478,000
8 その他の営業費用	5,000,000	20,400	870,710	4,129,290
2. 営業外費用	287,695,000	8,464,425	19,113,477	268,581,523
1 支払利息及 企業債取扱諸費	287,645,000	8,464,425	19,113,477	268,531,523
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 特別損失	300,000	0	162,681	187,369
1 過年度損益修正損	300,000	0	162,681	187,369
4. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	749,980,050	39,886,084	131,471,188	618,458,862
1. 建設改良費	681,999,050	31,635,458	123,220,562	558,772,488
1 事務費	31,998,353	1,921,037	12,356,795	19,641,558
2 擴張工事費	478,682,697	6,690,010	53,768,190	424,919,507
3 改良工事費	53,000,000	16,376,434	41,948,464	11,051,536
4 配水管整備事業費	19,000,000	0	0	19,000,000
5 光明台水道施設建設費	62,230,000	169,377	4,494,443	57,735,557
6 配水管更生事業費	16,000,000	4,267,000	4,581,870	11,418,130
7 營業設備費	21,082,000	2,211,600	6,075,800	15,006,200
2. 企業債償還金	67,937,000	8,250,626	8,250,626	59,686,374
1 企業債償還金	67,937,000	8,250,626	8,250,626	59,686,374
支出合計	2,095,155,050	118,779,744	499,618,479	1,595,536,571

和泉市水道事業損益計算書（8月分）  
 （昭和53年8月1日より昭和53年8月31日まで）

	円	円
1. 営業収益		
① 給水収益	100,367,054	
② 受託工事収益	592,956	
③ その他の営業収益	452,620	101,412,630
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	48,652,271	
② 配水及び給水費	8,828,210	
③ 受託工事費	2,386,956	
④ 業務費	6,275,543	
⑤ 総係費	4,233,855	
⑥ 減価償却費	0	
⑦ 資産減耗費	32,000	
⑧ その他の営業費用	2,400	70,429,235
営業利益		30,983,395

3. 營業外收益			
① 加入金	34,780,000		
② 受取利息	262,465		
③ 雜收益	703,100		
④ 他會計補助金	0	35,745,565	
4. 營業外費用			
① 支払利息及び諸費	8,464,425		27,281,140
② 雜支出	0	8,464,425	58,264,535
当月分經常利益			
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	0	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	0	0	
当月分純利益			58,264,535

資 金 予 算 表

昭和53年9月10日

科 目	月 次	8 月 執 行 済 額	9 月 予 定 額	1 0 月 予 定 額	1 1 月 予 定 額
前 月 繰 越 金		66,019,491円	137,803千円	18,587千円	19,667千円
營 業 収 益		81,436,336	101,000	110,000	100,000
營 業 外 収 益		35,745,565	6,000	6,000	6,000
前 年 度 未 収 金		1,565,095	1,600	0	0
企 業 債		0	0	0	0
工 事 負 担 金		60,216,640	10,000	10,000	10,000
一 時 借 入 金		0	0	400,000	0
預 り 金		410,000	1,000	1,000	1,000
前 年 度 繰 越 金		0	0	0	0
前 受 金		2,695,240	1,000	1,000	1,000
計		182,068,876	120,600	528,000	118,000



支	營業費用	65,677,023	60,000	60,000	60,000	60,000	
	營業外費用	8,448,217	111,613	11,920	11,920	0	
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0	0	
	建設改良費	2,902,568	28,000	35,000	35,000	25,000	
	貯藏品	2,648,590	15,000	18,000	18,000	15,000	
	企業債償還金	8,250,626	23,203	0	0	0	
	一時借入金返還	0	0	400,000	400,000	0	
	預り金返還	835,250	1,000	1,000	1,000	1,000	
	前受金	1,523,134	1,000	1,000	1,000	1,000	
	計	110,285,408	239,816	526,920	526,920	102,000	
	収支差引額	137,802,959	18,587	19,667	19,667	35,667	

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和53年12月6日
- 2 検査の対象 昭和53年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8 月分月次合計残高試算表

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年8月31日

和泉市立病院事業会計

借	方		勘 定 科 目	貸		高
	残	計		当	計	
	果	月		当	計	
153,235,865	158,235,865		資 産 の 部			
2,222,315,983	2,222,315,983		土 地			
2,946,791	2,946,791		建 物			
3,330,000	3,330,000		構 築 物			
614,090,690	614,090,690	235,000	車 輛			
			機 械 及 備 品			
1,601,622	1,601,622		減 価 消 却 引 当 金		83,109,661	83,109,661
2,347,556	2,347,556		投 資			
73,790,578	2,352,788,820	170,347,126	電 話 加 入 権			
201,657,166	468,176,865	97,775,004	普 通 預 金	213,314,735	2,278,998,242	
9,709,953	181,853,224	39,706,730	未 収 金	12,746,512	266,519,699	
950,000	950,000		貯 蔵 品	39,781,585	172,148,271	
23,100,000	33,100,000		前 払 金			
16,094,000	178,529,036		定 期 預 金		10,000,000	
			過 年 度 未 収 金		162,435,036	
			負 債 の 部			
	1,300,000,000		一 時 借 入 金			
	78,476,905	30,358,030	未 払 金	39,706,730	2,600,000,000	1,300,000,000
			仮 受 金		17,205,657	98,579,665
	76,967,961	12,839,585	預 り 金			
			予 納 金	13,084,940	87,522,310	10,554,349
	308,034		固 定 負 債			
			公 立 病 院 特 例 債		16,633,835	168,25,801
	85,895,982	3,221,800	過 年 度 未 払 金		242,960,000	242,960,000
					86,713,042	817,060

				資本の部				
				自己資本				
				入金	948,077			334,177,371
				繰越欠損金				2,851,686,431
1,309,041,222	7,164,888			資本剰余金			1,118,000	1,118,000
				収入				
				入院	30,082			
				外来	45,980			
				その他医療収益				
				受取利息配当金				
				他会計補助金				
				患者外給食収益				
				その他医療外収益				
				特別利益				
				費用の部				
				給与				
				材料				
				経費				
				減価償却費				
				資産減耗費				
				研究修費				
				支払利息及び企業債取扱諸費				
				患者外給食材料費				
				建設仮勘定				
				合計				
5,521,579,702	135,188,020	185,188,020	9,962,122,708	560,895,430	9,962,122,708	560,895,430	9,962,122,708	5,521,579,702

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年8月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
病院事業収益	1,411,374 千円	126,560,911	587,251,364	824,122,636
1. 医業収益	1,339,995	124,981,656	567,924,065	772,070,935
1. 入院収益	858,261	71,689,070	331,310,429	526,950,571
2. 外来収益	413,400	46,090,080	209,662,708	203,737,292
3. その他医業収益	68,334	7,202,506	26,950,928	41,383,072
2. 医業外収益	30,899	1,579,255	18,547,299	12,351,701
1. 受取利息配当金	1,300	581,723	644,223	655,777
2. 他会計補助金	13,594		13,594,000	0
3. 患者外給食収益	12,710	808,610	3,413,800	9,296,200
4. その他医業外収益	1,200	188,922	895,276	304,724
5. 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	40,480		780,000	39,700,000
病院事業費用	2,055,839 千円	204,437,669	737,765,656	1,318,073,344
1. 医業費用	1,728,013	121,271,098	624,839,910	1,103,173,090
1. 給与	978,795	64,340,244	378,940,645	599,854,355
2. 材料	445,947	42,647,157	182,795,478	263,151,522

3. 経費	164,468	14,241,657	61,509,987	102,958,018
4. 減価償却費	132,151			132,151,000
5. 資産減耗費	1			1,000
6. 研究研修費	6,656	42,040	1,593,800	5,062,200
2. 医業外費用	327,526	83,166,571	112,925,746	214,600,254
1. 支払利息及び企業債取扱諸費	315,867	82,404,363	108,992,948	206,874,052
2. 患者外給食材料費	11,659	762,208	3,932,798	7,726,202
3. 予備費	300			300,000
資本の収入	349,416 千円		193,326,000	156,090,000
1. 出資金	72,626		72,626,000	0
2. 企業債	276,790		120,700,000	156,090,000
資本の支出	389,896 千円	1,178,077	140,378,922	249,517,078
1. 建設改良費	328,333	235,000	133,214,034	195,118,966
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233		30,8034	924,966
2. 器械備品購入費	15,000	235,000	348,000	14,652,000
3. 病院増設事業費	185,100		96,810,000	38,290,000
4. 看護婦宿舍増設事業費	177,000		35,748,000	141,252,000
2. 企業債償還金	61,563	943,077	7,164,888	54,398,112
1. 企業債償還金	21,083	943,077	7,164,888	13,918,112
2. 公立病院特例債	40,480			40,480,000

8 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和53年8月81日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	71,689,070		381,810,429
外 来 收 益	46,090,080		209,662,708
そ の 他 医 業 收 益	7,202,506		26,950,928
計		124,981,656	567,924,065
2. 医 業 費 用			
給 与 費	64,340,244		378,940,645
材 料 費	42,647,157		182,795,478
経 費	14,241,657		61,509,987
減 価 却 費			
資 産 耗 費			
研 究 費	42,040		1,593,800
計		121,271,098	624,889,910
医 業 利 益		3,710,558	△56,915,845
3. 医 業 外 収 益			
受 取 利 息 配 当 金	581,723		644,228
他 会 計 補 助 金			13,594,000



患者外給食収益	808,610		3,413,800	
その他医療外収益	188,922		895,276	
国庫補助金		1,579,255		18,547,299
計				
4. 医療外費用				
支払利息及び企業債取扱諸費	82,404,363		108,992,948	
患者外給食材料費	762,208		3,932,798	
雑損				
計		83,166,571		112,925,746
經常利益		△77,876,758		△151,294,292
5. 特別利益			780,000	
6. 特別損失				
当月分純利益		△77,876,758	当月迄の純利益	△150,514,292
上記当月分収益中	健保未収金	97,775,004 円		
上記当月分費用中	未払金	39,706,730 円		

昭和53年8月末

和泉市立病院事業会計

資 金 予 算 表

区分	科 目	8 月 份 の 執 行 済 額	9 月 予 定	1 0 月 予 定
収	事業収益	156,249,227円	100,000,000円	100,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金			100,000,000
	預り金	18,066,490	10,000,000	10,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	合 計	169,315,717	110,000,000	210,000,000

区分	科目	目	8月執行済額	9月予定	10月予定
支	事業	費用	164,685,834円	93,404,000円	89,150,000円
	建設	改良費	235,000		100,000,000
	企業債	償還金	943,077	20,548,000	
	貯蔵品	購入費	30,358,030	30,000,000	30,000,000
	過年度	未払金	3,221,800		
	一時借入	金返還			
	預り金	還付	12,839,585	10,000,000	10,000,000
	前払	金			
	期間外	費用			
	予納金	還付			
出	仮受金	還付			
	合計		212,283,326	153,952,000	229,150,000
	収支	差引	△42,967,609	△43,952,000	△19,150,000
	前年度又は前月より繰越		116,758,187	73,790,578	29,838,578
翌年度又は翌月へ繰越		73,790,578	29,838,578	10,688,578	

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 9 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 53 年 12 月 8 日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和 53 年 12 月 8 日
- 2 検査の対象 昭和 53 年 9 月分の出納状況
- 3 検査の結果

9 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		5,393,347,493	△ 556,142 1,701,209,505	7,094,000,856	7,183,961,767	△ 2,789,031 1,875,661,583
特 別 会 計	国民健康保険 事業	1,192,456,423	△ 6,350,473 71,207,058	1,257,313,008	743,249,454	△ 429,989 241,577,932
	土地区画整理 事業	171		171	12,190,645	
	公共用地 先行取得事業	84,516,226		84,516,226	26,542,100	542,446
	公共下水道事業	75,445,312		75,445,312	50,689,694	17,599,314
基 金	用品調達	11,745,679	396,023	12,141,702	9,494,594	151,676
	同和更正資金 貸付	55,237,136	474,990	55,712,126	4,700,686	
	公共施設 整備基金					
	土地開発	1,091,424		1,091,424		
特別歳入歳出外 金	3,159,442,659	252,441,074	3,411,883,733	2,707,043,311	614,282,368	
歳入歳出外 金	323,083,473	46,928,152	369,991,625	269,623,822	43,795,497	
府 税	457,036,363	△ 125,472 99,956,969	556,867,860	384,613,438	35,344,365	
住宅敷金	12,253,252	336,900	12,590,152	85,100	24,000	
合 計	10,765,655,611	△ 7,032,087 2,172,930,671	12,931,554,195	11,392,194,611	△ 3,219,020 2,878,979,181	

算 書

昭和53年9月30日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
計					
9,056,834,319	△ 1,962,833,463	2,500,000,000	△ 12,200,000	524,966,537	
984,397,397	272,915,611			272,915,611	
12,190,645	△ 12,190,474		12,200,000	9,526	
27,084,546	57,431,680			57,431,680	
68,289,008	7,156,304			7,156,304	
9,646,270	2,495,432			2,495,432	
4,700,686	51,011,440			51,011,440	
	1,091,424			1,091,424	
3,321,325,679	90,558,054			90,558,054	
813,419,319	56,572,306			56,572,306	
469,957,803	86,910,057			86,910,057	
109,100	12,481,052			12,481,052	
14,267,954,772	△ 1,336,400,577	2,500,000,000		1,163,509,423	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内			
		普通預金	当 座	定期預金	農 協
一 般 会 計	524,966,537	514,966,537		10,000,000	
特 別 会 計	国 保 事 業	272,915,611	52,915,611		200,000,000
	土 地 区 画 整 理 事 業	9,526	9,526		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	57,431,680	57,431,680		
	公 共 下 水 道 事 業	7,156,304	7,156,304		
基 金	用 品 調 達	2,495,482	488,425	2,007,007	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,011,440	3,011,440		48,000,000
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金	187,147,117	90,558,054			92,342,805
歳入歳出外現金	56,572,306	56,572,306			
府 税	86,910,057	86,910,057			
住 宅 敷 金	12,481,052	3,249,823		9,231,229	
合 計	1,260,188,486	874,301,157	2,007,007	267,231,229	92,342,805



管 方 法

昭和53年9月30日現在(単位円)

訳			備 考	
郵便局	追加信託			
20,000,000				
4,246,258			大阪公 137 大阪公 24,223	4,245,991 267
24,246,258				

市 税 収 入

科 目		調 定 額	収 入		
			前 月 末 累 計	本 月 分	
市 民 税	個 人	現年度課税分	1,851,286,980	528,449,776	△187,483 177,858,995
		滞納繰越分	99,373,165	12,207,674	△ 14,838 10,018,724
	法 人	現年度課税分	134,158,790	83,935,699	20,287,120
		滞納繰越分	14,382,660	5,429,580	317,440
固 定 資 産 税		現年度課税分	1,642,351,040	802,379,122	△ 63,711 177,048,519
		滞納繰越分	150,544,235	30,986,004	△ 13,193 9,348,831
		国有資産等所在 市町村納付金交付金	54,104,710	32,856,500	
軽 自 動 車 税		現年度課税分	43,302,380	37,284,220	△191,400 1,153,440
		滞納繰越分	4,985,440	251,230	229,590
市 た ば こ 消 費 税			166,907,060	82,268,620	42,813,290
電 気 税			102,556,707	46,117,241	33,703,968
ガ ス 税			5,123,407	4,107,423	781,216
木 材 引 取 税		現年度課税分			
		滞納繰越分			
特 別 土 地 保 有 税			72,966,640	52,878,350	660,390
都 市 計 画 税		現年度課税分	355,008,720	138,590,705	△ 15,729 36,886,310
		滞納繰越分	18,151,341	8,188,692	△ 3,507 2,054,469
合 計			4,705,153,225	1,865,930,836	△489,311 513,157,302

明 細 書

昭和53年9月30日現在

済 額		
計	収 入 未 済 額	調 定 対 する 収 入 割 合 (%)
7 0 6, 1 2 1, 3 3 8	1, 1 4 5, 1 6 5, 5 9 2	3 8. 1 4
2 2, 2 1 2, 0 6 0	7 7, 1 6 1, 1 0 5	2 2. 3 5
1 0 4, 2 2 2, 8 1 9	2 9, 9 3 5, 9 7 1	7 7. 6 9
5, 7 4 7, 0 2 0	8, 6 3 5, 6 4 0	3 9. 9 6
9 7 9, 3 6 3, 9 3 0	6 6 2, 9 8 7, 1 1 0	5 9. 6 3
4 0, 3 1 6, 6 4 2	1 1 0, 2 2 7, 5 9 3	2 6. 7 8
3 2, 8 5 6, 5 0 0	2 1, 2 4 8, 2 1 0	6 0. 7 8
3 8, 2 4 6, 2 6 0	5, 0 5 6, 1 2 0	8 8. 3 2
4 8 0, 8 2 0	4, 4 5 4, 6 2 0	9 7. 4 2
1 2 5, 0 8 1, 9 1 0	4 1, 8 2 5, 1 5 0	7 4. 9 4
7 9, 8 2 1, 2 0 9	2 2, 7 3 5, 4 9 8	7 7. 8 3
4, 8 8 8, 6 3 9	2 3 4, 7 6 8	9 5. 4 2
5 3, 5 3 8, 7 4 0	1 9, 4 2 7, 9 0 0	7 3. 3 7
1 7 5, 4 6 1, 2 8 6	1 7 9, 5 4 7, 4 3 4	4 9. 4 2
1 0, 2 3 9, 6 5 4	7, 9 1 1, 6 8 7	5 6. 4 1
2, 3 7 8, 5 9 8, 3 2 7	2, 3 3 6, 5 5 4, 3 9 8	5 0. 4 5

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,646,834,000	1,865,930,836	△ 489,811 513,157,302
地 方 譲 与 税	1,027,630,000		23,480,000
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,294,580,000	42,950,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	785,200,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	1,585,518,000	637,588,000
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290	61,387,920	△ 24,000 13,223,000
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	82,505,153	△ 39,500 16,574,770
国 庫 支 出 金	4,318,593,000	653,101,400	376,558,600
府 支 出 金	1,640,957,000	53,637,997	71,765,962
財 産 收 入	266,767,000	166,772,132	810,212
寄 附 金	330,000,000	45,439,200	2,280,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 收 入	3,199,804,000	563,948,642	△ 3,331 45,776,659
市 債	1,655,706,000	7,800,000	
繰 越 金	264,356,213	264,356,213	
合 計	19,955,047,503	5,393,347,493	△ 556,142 1,701,209,505

調 書

昭和53年9月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
2,378,598,827		2,268,235,173	51.19 %
23,480,000		7,928,300	22.85
42,950,000		8,650,800	33.18
		7,852,000	
2,223,101,000		898,695,000	71.21
		1,900,000	
74,586,920		18,931,337	28.26
99,040,423		11,855,257	45.52
1,029,660,000		3,283,933,000	23.87
125,463,059		1,515,553,041	7.64
167,582,344		9,918,465	62.89
47,719,200	14,719,200		144.60
		1,000,000	
609,721,970		2,590,082,030	19.05
7,800,000		1,647,900,000	0.47
264,356,213			100.00
7,094,000,856		12,861,046,621	35.55

例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 9 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 53 年 12 月 8 日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和 53 年 12 月 6 日
- 2 検査の対象 昭和 53 年 9 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 9 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9 月分月次合計残高試算表

昭和53年9月30日現在

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

(単位 円)

残 高	借		貸		合 計	残 高
	合 計	本 月 計	勘 定 科 目	本 月 計		
32,341,686.4	32,341,686.4		資 産 の 部			
27,065,046.9	27,065,046.9		土 地			
3,722,476.9	3,722,476.9		建 物			
6,319,375.7	6,319,375.7		構 築 物			
10,462,645.6	10,462,645.6	34,900.0	機 械 及 装 置			
13,833,653	14,473,653		量 水 器			
26,947,860	26,947,860		車 輻 及 運 搬 具		640,000	
771,745,951	771,760,081	159,540,871	工 具 器 具 及 備 品			
310,000	310,000		建 設 仮 勘 定		14,130	
91,500	91,500		水 利 權			
210,000	210,000		電 話 加 入 權			
83,824,437	211,473,638	331,044,393	現 金			
253,079,354	1,943,434,801	374,812,915	普 通 預 金	384,812,915	2,030,912,461	
23,185,448	70,986,626	126,078,440	当 座 預 金	374,812,915	1,943,434,801	
	70,286,366	4,171,560	未 収 金	100,124,946	456,782,272	
			貯 蔵 品	3,349,691	47,100,918	
			仮 払 金			
135,000	135,000		投 資 有 価 証 券			
230,000	230,000		保 管 有 価 証 券			
			前 払 金			
			負 債 の 部			
	66,633,940	5,797,380	未 払 金	4,171,560	68,144,140	1,510,200
			未 払 費 用			
	1,030,000,000		一 時 借 入 金	100,000,000	1,695,800,000	665,800,000
	32,380,880	1,769,000	前 受 金	1,306,840	60,285,990	27,905,110
	41,922,827	7,537,484	預 り 金	6,817,534	62,928,177	21,005,350
			預 り 担 保 有 価 証 券		2,300,000	2,300,000
	608,000		減 価 償 却 引 当 金		558,996,914	558,888,914



				退職給与引当金		12,196,000	12,196,000	12,196,000
				資本の部				
				自己資本				
				借入金	23,201,800		11,980,8235	11,980,8235
				資本剰余金	2,700,000	112,000,000	3,381,686,834	3,350,284,408
				利益剰余金	485,986,310	949,000	1,827,194,734	1,824,494,734
				費用の部				
				原水及浄水費	271,120,041			
				配水及給水費	57,267,705			
				受託工事費	10830762			
				業務費	49,043,001			
				総係費	34,028,433	10,154	28,450	
				減価償却費				
				資産減耗費	32,000			
				支払利息及企業債取扱諸費	130,753,919			
				雑支出				
				その他の営業費用	980210			
				過年度損益修正損	168,231			
				収益の部				
				給水収益	1,161,815	125,697,050	590,106,792	588,944,977
				補償金				
				受託工事収益		4,990,000	14,290,412	14,290,412
				その他の営業収益		427,790	3,946,725	3,946,725
				受取利息		620,323	1,540,074	1,540,074
				雑収益		968,870	3,036,260	3,036,260
				固定資産売却益				
				過年度損益修正益			37,240	37,240
				加人		2,980,000	74,950,000	73,520,000
				合計	1,224,034,088	1,224,034,088	1,295,615,659	7,268,953,639

甲 書 告 報 行 執 算 予 分 月 0

( 収 入 )

現在 昭 和 5 3 年 9 月 3 0 日

( 単 位 円 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
(1) 水 道 事 業 収 益	1,376,558,000	134,706,503	685,315,688	691,242,312
1. 営 業 収 益	1,202,358,000	130,142,310	607,182,114	595,175,886
1 給 水 収 益	1,170,576,000	124,724,520	588,944,977	581,631,023
2 受 託 工 事 収 益	16,000,000	4,990,000	14,290,412	1,709,588
3 そ の 他 の 営 業 収 益	15,782,000	427,790	3,946,725	11,835,275
2. 営 業 外 収 益	174,100,000	4,564,193	78,096,334	96,003,666
1 加 入 金	159,000,000	2,980,000	73,520,000	85,480,000
2 受 取 利 息	2,600,000	620,323	1,540,074	1,059,926
3 雑 収 益	2,500,000	963,870	3,036,260	△ 536,260
4 他 会 計 補 助 金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 特別利益	100,000	0	37,240	62,760
1 過年度損益修正益	100,000	0	37,240	62,760
① 資本的收入	621,400,000	110,249,000	249,401,014	371,998,986
1. 企業債	471,000,000	112,000,000	112,000,000	359,000,000
1 企業債	471,000,000	112,000,000	112,000,000	359,000,000
2. 工事負担金	98,000,000	△ 1,751,000	137,401,014	△ 4,401,014
1 工事負担金	98,000,000	△ 1,751,000	137,401,014	△ 4,401,014
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4. 補助金	52,900,000	0	0	52,900,000
1 国庫補助金	52,900,000	0	0	52,900,000
収入合計	1,997,958,000	244,955,503	934,716,702	1,068,241,298

乙 書 告 報 行 執 算 予 分 月 9

( 出 文 )

現在 日 30 月 9 年 53 和 昭

( 円 位 單 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
(①) 水道事業費用	1,845,225,000	186,048,561	554,195,852	791,029,148
1. 營業費用	1,056,280,000	74,402,519	423,273,702	632,956,298
1 原水及浄水費	591,842,000	48,168,795	271,120,041	320,721,959
2 配水及給水費	124,879,000	8,816,233	57,267,705	67,611,295
3 受託工事費	16,000,000	2,620,000	10,830,762	5,169,238
4 業務費	104,060,000	8,588,627	49,043,001	55,016,999
5 關係費	79,433,000	6,099,364	33,999,983	45,433,017
6 減価償却費	184,506,000	0	0	184,506,000
7 資産減耗費	510,000	0	32,000	478,000
8 その他の營業費用	5,000,000	109,500	980,210	4,019,790
2. 營業外費用				
1 支払利息及企業債取扱諸費	287,695,000	111,640,442	130,753,919	156,941,081
2 雜支 出	50,000	0	0	50,000

3. 特別損失	300,000	5,600	168,231	181,769
1 過年度損益修正損	300,000	5,600	168,231	181,769
4. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	749,930,050	183,091,671	314,562,859	485,367,191
1. 建設改良費	681,993,050	159,889,871	283,110,438	398,882,617
1 事務費	31,998,353	2,666,667	15,023,462	16,974,891
2 擴張工事費	478,682,697	135,116,830	188,880,020	289,802,677
3 改良工事費	53,000,000	2,711,385	44,659,849	8,340,151
4 配水管整備事業費	19,000,000	0	0	19,000,000
5 光明台水道施設建設費	62,230,000	16,046,779	20,541,222	41,688,778
6 配水管更生事業費	16,000,000	2,999,210	7,581,080	8,418,920
7 管業設備費	21,082,000	349,000	6,244,800	14,657,200
2. 企業債償還金	67,937,000	23,201,800	31,452,426	36,484,574
1 企業債償還金	67,937,000	23,201,800	31,452,426	36,484,574
支出合計	2,095,155,050	369,140,232	868,758,711	1,226,396,339

和泉市水道事業損益計算書（9月分）

（昭和58年9月1日より 昭和58年9月30日まで）

	円	円
1. 営業収益		
(1) 給水収益	124,724,520	
(2) 受託工事収益	4,990,000	
(3) その他の営業収益	427,790	180,142,810
2. 営業費用		
(1) 原水及び浄水費	48,168,795	
(2) 配水及び給水費	8,816,288	
(3) 受託工事費	2,620,000	
(4) 業務費	8,588,627	
(5) 総係費	6,099,864	
(6) 減価却費	0	
(7) 資産減耗費	0	
(8) その他の営業費用	109,500	74,402,519
営業利益		55,789,791

3. 營業外收益			
① 加入金	2,980,000		
② 受取利息	620,328		
③ 雜収	968,870		
④ 他會計補助金	0	4,564,193	
4. 營業外費用			
① 支払利息及び企業債取扱諸費	1,116,404	442	
② 雜支出	0	1,116,440,442	
			△ 107,076,249
5. 特別利益			51,836,458
① 過年度損益修正益	0	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	5,600	5,600	△ 5,600
当月分純損失			51,842,058

資 金 予 算 表

昭和53年10月10日

科目	月次		9月執行済額	10月予定額	11月予定額	12月予定額
	前	月				
収 入	前月繰越金		1,378,029,559 円	84,035 円	18,115 円	35,115 円
	営業収益		100,715,996	110,000	100,000	100,000
	営業外収益		4,564,193	6,000	6,000	6,000
	前年度未収金		99,225	0	0	0
	企業債		112,000,000	0	0	0
	工事負担金		949,000	10,000	10,000	10,000
	一時借入金		100,000,000	400,000	0	0
	預り金		1,375,500	1,000	1,000	1,000
	前年度繰越金		0	0	0	0
	前受金		1,306,340	1,000	1,000	1,000
計		3,210,102,554	528,000	118,000	118,000	



支	營業費用	69,662,828	60,000	60,000	100,000
	營業外費用	114,043,875	65,920	0	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	158,516,831	39,000	24,000	26,000
	貯蔵品	5,797,380	27,000	15,000	19,000
	企業債償還金	20,798,367	0	0	0
	一時借入金返還	0	400,000	0	0
	預り金返還	4,862,650	1,000	1,000	1,000
	前受金	1,091,245	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正損	5,600			
計	374,778,776	593,920	101,000	147,000	
収支差引額	84,034,437	18,115	35,115	6,115	

監査報告第 37 号

列 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 285 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 58 年 9 月分和泉市立病院企業出納員扱  
の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 58 年 12 月 8 日

監査委員 久 光 喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和 58 年 12 月 6 日
- 2 検査の対象 昭和 58 年 9 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 9 月末日現主の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳  
簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9 月分月次合計残高試算表

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和58年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

借			貸			方	
残高	合計		勘定科目	合計		残高	
	果	当		当	月		
			資産の部				
			土地				
153,235,865	153,235,865		建物				
2,222,315,983	2,222,315,983		構築物				
2,946,791	2,946,791		車輜				
3,330,000	3,330,000		機械及備品				
61,409,690	61,409,690		減価償却引当金		83,109,661	83,109,661	
135,188,020	135,188,020		建設仮勘定				
2,347,556	2,347,556		電話加入権				
1,601,622	1,601,622		投資				
46,602,722	3,853,840,351	1,501,051,531	普通預金	1,528,239,887	3,807,237,629		
256,286,506	583,884,814	1,157,079,499	未収金	61,078,609	327,598,308		
97,460,76	223,117,854	41,264,630	貯蔵品	41,228,507	213,371,778		
950,000	950,000		前払金				
23,100,000	33,100,000		定期預金		100,000,000		
1,609,400	178,529,036		過年度未収金		162,435,036		
			負債の部				
	2,625,000,000	1,325,000,000	一時借入金	1,400,000,000	4,000,000,000	1,375,000,000	
	1,175,597,40	890,828,335	未払金	41,264,630	213,321,200	95,761,460	
	90,116,098	13,148,137	預り金	13,103,444	100,625,754	10,509,656	
	616,068	308,034	固定負債		1,663,835	1,601,7767	
	2,024,000	2,024,000	公立病院特例債		2,429,600,000	2,227,200,000	

	85,895,982		過年度未払金		86,713,042	817,060
			資本の部			
			自己資本金		334,177,371	334,177,371
	7,164,388		借入資本金		2,858,851,319	2,851,686,431
1,309,041,222	1,309,041,222		繰越欠損金			
			資本剰与金		1,118,000	1,118,000
			収益の部			
	275,570	89,618	入院収益	89,683,765	421,180,146	420,904,576
	252,142	58,033	外来収益	45,305,149	255,161,966	254,909,824
			その他医業収益	6,653,673	33,604,601	33,604,601
			受取利息配当金		644,223	644,223
			他会計補助金		13,594,000	13,594,000
			患者外給食収益	804,400	4,218,200	4,218,200
			その他医業外収益	148,890	1,044,166	1,044,166
			国庫補助金			
			特別利益		780,000	780,000
			費用の部			
4,676,504,58	4,676,860,918	88,709,813	給与		36,460	
226,833,991	226,955,111	44,088,513	材料		121,120	
75,738,533	75,908,333	14,223,546	経費		174,800	
			減価償却費			
			資産減耗費			
2,072,160	2,072,160	478,360	研究修費			
132,359,699	133,280,246	23,366,751	支払利息及び 企業債取扱諸費		920,547	
4,675,502	4,675,502	742,704	患者外給食材料費			
5,720,616,996	13,189,633,162	3,227,510,454	合計	3,227,510,454	13,189,633,162	5,720,616,996

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和58年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	果 計	
病院事業収益	1,411,374 <sup>円</sup>	142,448,226	729,699,590	681,674,410
1. 医療収益	1,339,995	141,494,936	709,419,001	630,575,999
1 入院収益	858,261	89,594,147	420,904,576	437,356,424
2 外来収益	413,400	45,247,116	254,909,824	158,490,176
3 その他医療収益	68,334	6,653,673	38,604,601	34,729,399
2. 医療外収益	80,899	953,290	19,500,589	11,398,411
1 受取利息配当金	1,300		644,228	655,777
2 他会計補助金	13,594		13,594,000	0
3 患者外給食収益	12,710	804,400	4218,200	8,491,800
4 その他医療外収益	1,200	148,890	1,044,166	155,834
5 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	40,480		780,000	39,700,000
病院事業費用	2,055,839	171,559,687	909,325,343	1,146,513,657
1. 医療費用	1,728,013	147,450,232	772,290,142	955,722,858
1 給与費	978,795	88,709,813	467,650,458	511,144,542
2 材料費	445,947	44,038,518	226,833,991	219,113,009

3	經費	164,463	14,223,546	75,733,333	88,729,467
4	減價償却費	132,151			132,151,000
5	資產減耗費	1			1,000
6	研究修費	6,656	478,360	2,072,160	4,583,840
2.	業外費用	327,526	24,109,455	137,035,201	190,490,799
1	支私利息及 企業債取扱諸費	315,867	23,366,751	132,359,699	188,507,301
2	患者外給食材料費	11,659	742,704	4,675,502	6,983,498
3.	予備費	300			300,000
	資本的收入	349,416 <sup>冊</sup>		193,326,000	156,090,000
1.	出資金	72,626		72,626,000	0
2.	企業債	276,790		120,700,000	156,090,000
	資本の支出	389,896 <sup>冊</sup>	20,548,034	160,926,956	228,969,044
1.	建設改良費	328,333	308,034	133,522,068	194,810,932
1	看護婦宿舍割賦金	1,233	308,034	616,068	616,932
2	器械備品購入費	15,000		348,000	14,652,000
3	病院増設事業費	135,100		96,810,000	38,290,000
4	看護婦宿舍増設事業費	177,000		35,748,000	141,252,000
2.	企業債償還金	61,563	20,240,000	27,404,888	34,158,112
1	企業債償還金	21,083		7,164,888	13,918,112
2	公立病院特別債	40,480	20,240,000	20,240,000	20,240,000

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和53年9月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	果 計
1. 医業収益		
入院収益	89,594,147	420,904,576
外来収益	45,247,116	254,909,824
その他医業収益	6,653,673	88,604,601
計	141,494,936	709,419,001
2. 医業費用		
給与費	88,709,818	467,650,458
材料費	44,038,513	226,883,991
経費	14,223,546	75,733,533
減価却費		
資産減耗費		
研究修費	478,360	2,072,160
計	147,450,232	772,290,142
開業利益	△ 5,955,296	△ 62,871,141



3. 医業外収益					
受取利息配当金				644,223	
他会計補助金				13,594,000	
患者外給食収益	804,400			4,218,200	
その他医業外収益	148,890			1,044,166	
国庫補助金					19,500,589
計			953,290		
4. 医業外費用					
支払利息及び				132,359,699	
企業債取扱諸費	23,366,751			4,675,502	
患者外給食材料費	742,704				
雑損					137,035,201
計			24,109,455		
5. 経常利益					△180,405,758
6. 特別利益				780,000	
7. 特別損失					
当月分純利益			△29,111,461		△179,625,758
上記当月分収益中	健保未収金		115,707,949円		
上記当月分費用中	未払金		41,264,680円		

昭和53年9月末

和泉市立病院事業会計

資 金 予 算 表

区分	科 目	9月の執行額	10月 予 定	11月 予 定
収	事業収益	87,818,886円	100,000,000円	100,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金	1,400,000,000		
	預り金	13,084,994	10,000,000	10,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	合 計	1,500,903,880	110,000,000	110,000,000

区分	科 目	9月の執行済額	10月 予定	11月 予定
支	事業費用	130,812,730	89,150,000	80,000,000
	建設改良費	308,034		
	企業債償還金	20,240,000		
	貯蔵品購入費	39,082,885	30,000,000	30,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	1,325,000,000		
	預り金還付	13,148,137	10,000,000	10,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付			
出	仮受金還付			
	合計	1,528,091,736	129,150,000	120,000,000
	収支差引	△ 27,187,856	△ 19,150,000	△ 10,000,000
	前年度又は前月より繰越	78,790,578	46,602,722	27,452,722
	翌年度又は翌月へ繰越	46,602,722	27,452,722	17,452,722
差引				

○ 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 28 号より第 37 号までの報告を終わります。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次に 日程第 11 「和泉市公共施設整備基金条例制定について」を議題といたします。

本件につきましては、去る 9 月開会の第 3 回定例会において総務委員会に付託され、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を総務委員長より御報告をお願いしたいと存じます。

（総務委員長報告）

○ 総務委員長（坂上国治君）

昭和 53 年 9 月開会の第 3 回定例会において、議案第 49 号「和泉市公共施設整備基金条例制定について」の審議を当総務委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概を取りまとめて御報告申し上げます。

去る 10 月 30 日、総務委員会を開催、不肖私が委員長、副委員長に天堀博氏、全委員出席のもとに、理事者側より市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、まず、本件についての概要説明を理事者側より求め、審議に入りました。

まず第 1 点目、この基金を使用する場合、先決処分であるかどうか、との質問があり、これに対し、財産運営制度の基本にのっとりまして、予算の関連議決については、あくまでも、そういった面で議会の御議決、御審議を賜りながら、基本的に進めてまいりたい旨の回答があった。

第 2 点目、9 億 4 千万円をどこから、またどのようにされるのか、その他にまだあるのか、の質問があり。9 億 4 千万円は、開発負担金の収入であります。その他に、ということですが、日本住宅公団鶴山台団地の開発に伴い府道から下の駅前に向かって一部事業の施行については、間もなく建設部事業当局では着工ないし施行ということに話を承っております。そういったもろもろの整理がつき次第、最終的に日本住宅公団との詰めを行い、的確な処理をいたしたい、という旨の回答がありました。

第 3 点目、地方自治法第 241 条の 3 項の目的外処分についてを解釈説明されたい。また、基金条例第 6 条第 2 項、3 項の目的外処分についてをあわせて説明されたい、との質問に、地方自治法第 241 条第 3 項の規定の解釈の問題でございますが、もともと積立基金と申しますのは、特定の目的を持って条例の定めるところにより運用するための基金ということであり、

それについては、地方財政法第4条の4と、この積立金につきましては、処分ができるという別の法律の適用を受けてまいりたいというふうに考えているわけであり、議論の分かれているところは一部であり、地方財政法第4条の4につきましては、経済事情の著しい変動等と申しますか、財源が一部不足する場合において、不足額を埋めるための財源に充てる、こういった場合には、あらかじめ議会に予算の議決を経ることによって処分可能であるという議決の法律があり、そういった財務制度上許された現行の財務制度をフルに活用しながら、なおかつ、議会の議決をいただき、目的処分等を明確に条例に定め、そのときには適切な手続をとり、所要の最小限度額を取り崩し処分していく、旨の回答があった。

第4点目、地方財政法第4条第4項の積立金の処分の解釈説明の質問に対し、財政調整的な意味もございますが、処分するときには、議会の議決をいただくことによって、財政調整的な性格も含んだものであるというふうに存じているわけであります。地本財政法第4条の3、4項の中にも、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、といった条文がございます。当然、そういった現行の地方自治法並びに地方財政法等の制度に準拠した取り扱いということで御了承賜り、法律上の議論だというふうに理解しているわけであります。公共施設整備基金という条例を設定する趣旨で、第6条の1号に掲げるように、公共施設の整備事業の財源に充てるということが本旨であり、当該年度等における財政運営面上歳入欠陥が生じ、再建団体に転落しなければならないという非常事態が生じた場合の特別事項だというふうにわれわれは理解しているわけであります。

この基金条例設定の段階では、法理論的にはいろいろ議論はいたしておりますが、この特例事項をあらかじめ、条例の中に加味して記入をさせていただき、議会の議決を得、非常事態が起きた場合には事前に協議を申し上げ、財政運営の危機を何とか脱却できる方法という意味で、この条項をあえて入れさせていただいたわけでございます。

地方自治法では、一定の目的以外には使ってはならないことは御承知のとおりであり、地方自治法というのは、地方自治全体に対する基本法的な性格のものであり、さらに、それら内容の個々にわたっての運用については、それぞれ独立法を新たに制定されており、財政運営については、地方財政法というものが制定されており、その財政法の中で、解釈等が成り立つという見解をとっております。との答弁があり、その他1、2点の御指摘がありました。それぞれ説明を受け審議を終わり、反対もございましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

以上で、当総務委員会に付託されました議案第49号、和泉市公共施設整備基金条例の審議を終わった次第であります。何とぞ速やかに可決決定くださるようお願い申し上げます。報告を終

わります。

- 議長（横田憲治郎君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。

本報告に対し質疑、御意見はありませんか。

- 1番（寺田茂君） ただいまの委員長報告に対し、共産党議員団の見解、態度を申し上げたいと思います。

公共施設整備基金条例そのものについては、開発負担等に関する審議をあいまいにしないこと、またその名称どおり、公共施設の整備、使用目的なるもので了承できるものでもあります。

しかし、前議会及び総務常任委員会の審議並びに条例等の内容と市当局の答弁などで明らかになったように、名称どおりの公共施設の整備に充当することよりも、市財政危機の折から、第6条第3項「財政運営上特に必要と認めるとき」の適用により、赤字補てんに充当することに期待をかけているのではないか。

その場合でも議会に相談をして、という答弁であります。同時に、年度末に国の補助金、特別交付税等の決定がありますが、専決処分も行う、こういうことが明らかにされてるわけです。議会側からの歯どめがどこまで効くのか、私たちは疑問であります。先ほど申し上げました第6条第3項の地方自治法並びに地方財政法上の法的解釈、この上にも疑問が残るところでもあるわけです。

昨日、私たちの天堀議員が財政問題で質問し意見を述べたように赤字再建団体転落寸前という事態については、だれよりも私たち共産党議員団は憂うものであり、転落についても、決して手をこまねいて見ているわけではありません。しかし市財政の現状、危機に陥った原因、そして再建策についても、一般質問、その他で明らかのように、市長、市理事者は真に自由民主党本位の立場に立ち、市民負担、また市職員を犠牲にすることに重きを置き、今日の財政危機を生み出した、これが根本原因であると私たちは申し上げてきたわけです。同和行政の改善に本格的にかける決意、決断が同えておりませんし、総務委員会の審議においても、現在のそのような状況の上で、法的問題も含めて反対を表明したわけであります。

しかしわが党議員団は、ただすべきはただし、真に財政再建を目指した上での同条例案の提出ではないので、今後の運用を積極的に見守っていく、同時に市財政の現状と当局の構えからわれわれは現時点では責任が持てないという見解に立っているわけです。同条例案については一応、保留を表明し退席をいたしたい、こう見解を述べます。

（共産党議員団退席）

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件について委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決決定いたします。委員の皆さんには慎重な御審議、まことにありがとうございました。

- 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第12「昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について」と、日程第13「昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本件につきましては、去る9月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会付託され、その審議し終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算審査特別委員長より報告をお願いいたしますと存じます。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(三井正夫君)

去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和52年度和泉市水道事業決算並びに昭和52年度和泉市病院事業決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る11月13日議員総会を開き、私が委員長に、山口議員が副委員長に選出されたのであります。当日は、正副委員長の互選のみに終わり、去る12月4日委員会を招集し、委員出席のもと、市長、助役初め関係部課長の出席を求めて、慎重審議を行いました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案時に説明されていることから、水道事業会計から歳入歳出一括して直ちに審議に入りました。

第1点に、水道料金の値上げ等で収益が増加しているが、収益的収支の方で赤字があり、職員給与費、支払利息、その他についてもかなりウエートを占めているが、今後の見通しとしてどのように考えているか、との質問に対し、現在、拡張工事を行っております事業は、昭和53年度来をもって終了する予定であり、利息といたしまして2億5千万円が単年度で必要で、新規企業債を発行しない場合、2億5千万円から2億8千万円で単年度でとどまるということであり、人件費は、人動並びに定期昇給等を計画し、52年度12.8%見込みでしたが、その後、人件費の抑制ということで一企業内で努力し、現在、92名で運営をしておりますが、今後は、人件費の増加を極力避けるようにいたします。との答弁がありました。

第2点、営業外費用で、支払利息が企業債の発行で増改したことによって、前年度より増を見ているが、借入れの方では、利息が下がることにより逆に減になっている、との質問に対

し、営業外費用での利息の借還については、御承知のように縁故債であり、銀行より借りているところの起債の利子が高いわけであり、これにつきましても、府とも十分協議しており、府の方も、私ども企業努力等を十分評価していただき、府の資金を年利三分でできるだけ和泉の方へ回そうということで、本年は1億5千万円借り入れ、他市よりかなり有利にお借りしていることは、借換債にかわるべきものだとは私どもは理解するものである、との回答がありました。

第3点、一般会計よりの繰り入れが1千万円、金額的に少ない。今後、どのように考えているか、との質問に対し、一般会計よりの繰り入れにつきましては、私どももずいぶん慎重にし、財政当局と協議しておるわけで、一般会計の財政事情も思わしくなく悩んでおるわけであり、われわれも懸命に一般会計財政の立て直しに努力をいたしており、できるだけ企業会計等につきましても財政援助しながら、無理に市民負担をふやしていかない方向に持っていき、現状、非常に苦しい中での補助でありますので御理解賜りたい、との答弁がありました。

第4点、工事契約で5百万円以上の内容が出ているが、これで妥当であるのか、との質問に対し、契約関係の5百万円以上ということで載せておりますが、これにつきましては、額が妥当かどうかという問題は確かにございます。いわゆる工事については、配水管の布設がほとんどで、一つの工事で60%弱が配水管の材料費だということであり、これを8百万円契約以上といいますと相当数になるわけで、一応、5百万円ぐらいが妥当ではないかと、部内の協議で決定させていただいたわけで、明細書については、別記で表示させていただいており、今後の課題として検討させていただきたい、との回答がありました。

第5点目に、監査報告の意見書が出たが、本年後期料金及び手数料等の改定を実施したが、この報告書に対し、今後どのように対処されるか、との質問に対し、昭和55年度末には、何とか不良債務を解消するんだという決意でございます。それを実現するため、企業内努力は当然実施しなければなりません。有収率の向上、水を多く売るという面も一つは考えなければならぬわけで、濁水になれば節水を訴えなければならぬ。その半面、収入のことも考えねばならないという、非常に苦しい努力をしている、との回答があり、その他数点の質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また、意見等もあり、水道事業会計決算の審議が終わりました。

お諮りしたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き病院事業会計の歳入歳出取りまとめ申し上げます。

まず第1点に、産婦人科が開設され、内科、外科、その他に加えて総合病院としての方向を出してあるが、民間の医院との関係、歯科、眼科などいろんな科目を含めて今後、診療科目をどのようにするのか、との質問に、今後の市立病院の診療科目の充実等の方向でございますが



いまのところ、医師会とかいろいろな関係があり、総合病院にもっていきたいという考えを持っており、総合病院の要件として、診療科目で欠けるのは眼科、耳鼻咽喉科の2科であります。この2科を他の設備的な要件で全部整っておりますので、総合病院になり得るというわけであり、医師会と接触をいたしまして、なるべく早い時点で議会にも御相談なり御指導を仰ぎたい方針である、との回答がありました。

第2点目、産科についての入院利用状、それと、入院助産制度の措置をどのように考えておられるのか、との質問に、産科の利用状況なり助産制度につきましては、4月から10月までの状況ですが、入院患者数は、1日平均13.2名であります、それから、外来患者については、4月から10月まで1日平均23.8名であり、助産制度の利用は、助産施設の問題もございまして、4月から10月まで4件取り扱った、との回答がありました。

第3点は、救急病院としてのいろいろむずかしい問題もあるが、公立病院としての果たす役割を早期に解決せねばならないと思うが、その経過を聞かしてほしい、との質問に、救急の問題でございますが、建設途上におきましても、各議員さんより完成後の市立病院としての救急のあり方について、いろんな御意見なり催促もいただいております。われわれも非常にこの問題につきまして、いろいろな角度から検討いたしておりますが昨今の社会情勢から見まして、公立病院として、何らかの対応はせねばならないと考えており、救急専門のスタッフを置いて本格的にやり出すのか、それとも、現状のなし得る範囲で一応、当面市民の方の需要を消化していくか、いろんな構えで日夜検討しており、所管の産衛病院委員会の方にも御助言を、御指導を賜り、なすべき方向を見出したい、との答弁がありました。

第4点目は、52年度で200名の職員ということですが、303床に完成するならば、職員数はどのぐらいになるのか、また、それを今後、どのようにされるか、との質問に、職員は現在、245名でございます。特に医師等におきまして、いろんな関係で採用をずらしており、昭和53年度の303床全部開設します段階での人員予定を、現況の245名プラス約25名程度と見ております。したがって、53年度末は、303床に対応すべき人員は約270名である、との答弁があり、その他2、3点の質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また、意見等もあり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全会一致で認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審議いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） ただいま委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対す

る質疑を省略の上、直ちに討論に入りたいと存じます。

反対の方からお願いいたします。

- 22番(勝部津喜枝君) 共産党議員団といたしまして、本決算認定についての意見と態度表明を行いたいと思います。

まず、水道事業会計ですが、年度途中で大幅な基本料金を初めとする値上げ案が出され、値上げ案を審議する特別委員会が設置され、共産党から修正案を提出した経過があります。また、この値上げ案に対し、値上げしないでほしいという住民の要望などが署名となって委員会に出されましたが、こうした中で、議会側の修正案が出され、それが決定されたという経過もございます。

共産党は本来、そういう暮らしに直結する公共料金については、財政の赤字、その他を加味しながらも、大幅な一般財源の補てんで暮らしを守る料金を決めなければならないという基本的な考えを持っております。また、そういう意味からも、この基本料金が値上げされたことは特に低所得者への影響が大変大きいという点で認めることはできないと思います。

本決算の審議の中でも、4億8千598万余の累積欠損を55年度で解消するという方向を出されておりますけれども、そのことにつきましても、一応認めながらも、確定した方向ではない。まだ危ないものがあるというふうに思います。

そうした観点から、本52年度水道事業会計決算認定については認めがたい、反対の態度を表明したいと思います。

さらに、病院事業会計につきましては、委員長報告にもございましたように、公立病院としての性格からぜひ一般会計からの補てんも多くし、また、救急医療体制充実のためにも今後ぜひ努力していただきたい。

以上の意見を述べまして、52年度は市民病院の完成途上であるという点も考慮し、本決算認定については賛成いたします。

- 議長(横田憲治郎君) 次に賛成の方。
- 20番(田中包治君) 認定第1号「昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について」賛成意見を申し上げます。

提出された昭和52年度決算は、改定料金による収益増は2カ月分しかなく、収益が伸び悩み、支出面においては、52年10月の府営水道料金の値上げ等で費用がかさみ、2億1千万余円の欠損金の増加となっているが、事情やむを得ないものと思われま。

また、建設事業関係においては、南面利配水池等の施設を築造、念願の未給水地区への給水を開始するなど、積極的な水道施設の整備が図られております。

今後は早急に財政の立て直しを図り、市民の安定した水の供給とサービスの向上に県命の努力を要望し、賛成意見といたします。

- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方の挙手を願います。  
（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号及び第2号を認定することに決します。委員の皆さんには御審議、まことにありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） 日程第14「専決処分の報告について」を議題といたします。  
報告を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和53年12月4日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市府中町8丁目1番11号  
堺相互タクシー株式会社府中営業所  
代表者 黒田桂次郎  
運転手 田崎節男
2. 損害賠償の額 71,800円

### 3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

#### 報告第15号参考資料

##### 〔I〕 損害賠償等の原因である交通事故の概要

1. 日 時 昭和53年9月29日午後6時50分ごろ
2. 場 所 和泉市伯太町一丁目210番地 府道大阪和泉南線
3. 事故の概要

火災現場に駆け付けるべく、市消防団第1分団の消防車両が府道大阪和泉南線を北に向かって緊急走行中、伯太町一丁目210番地附近で右折しようとするタクシーを発見、反対車線を通して同車を追い越そうとしたところ、対向車が進行して来たため追越しをあきらめ、急ブレーキをかけたが、降雨後のためスリップし、ハンドルがきかず、前方タクシーの後部に衝突、同車を破損させたものである。

##### 〔II〕 損害賠償額の内訳

総額 81,800円

車両修繕料 69,800円

休車補償費 12,000円

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉堯君） ただいま御上程いただきました報告第15号「専決処分の報告について」、専決第5号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」去る12月4日、専決させていただきました内容及びこれに伴います事故の概要について御報告申し上げます。

損害賠償の和解の相手方につきましては、和泉市府中町8丁目1番11号、堺相互タクシー株式会社府中営業所代表者黒田桂次郎氏、運転手田崎節男氏でございます。損害賠償の額は8万1千8百円で、これを支払うことにより和解することとした次第でございます。

次に、これに伴います事故の概要について御報告申し上げます。

去る9月29日の午後6時50分ごろ、府道大阪和泉南線の伯太町1丁目210番地付近すなわち和泉中学校の北約100メートルの地点ですが、当時、鶴山台に発生いたしました火災、火災内容につきましては、非常に小規模で防弾できたのですが、この現場に駆けつけるべ

く、市の消防団第1分団のポンプ車が北に向かって緊急走行中、先ほど申しあげました伯太町一丁目210番地付近で右折しようとして停車したタクシーを発見いたしまして、反対側車線を通して同車を追い越そうとしたところ、対向車線より車が進行して参りましたので追い越しをあきらめ、急ブレーキをかけましたが、降雨後のためスリップいたしまして、前方当該タクシーの後部に接触、同車を破損させたものでございます。

損害賠償額8万1千800円の内訳といたしましては、車両の修繕料6万9千800円、休車補償料1日6千円として2日分、1万2千円でございます。当該金額につきましては、全国市有物件の保険金でもって充当するものでございます。

なお、この事故をきっかけといたしましてまことに申しわけなく存じまして、去る11月26日、全分団の機関員を集めて講習会を開き、また、12月1日より施行されております道路交通法の一部改正をも含め、分団長命令をもちまして全団員に対し、今後、かかる事故のないよう通達をした次第でございます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第15号の報告を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第15「昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第3号

昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第283条第3項の規定により昭和52年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度大阪府和泉市  
一般会計  
特別会計  
決算書

昭和 52 年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) △印は繰

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市	税	4269988000	4442698528	4235421281	18288890	288986357	△ 34560719
	1. 市民	1852527000	1871725106	1844889431	14180886	118204889	△ 8137569
	2. 固定資産	1501540000	1651230982	1497950588	8374799	150895595	△ 4489412
	3. 軽自動車	41478000	44921810	41836050	81570	3254190	158050
	4. 市煙草消費	388882000	317409720	317409720	0	0	△ 20922280
	5. 電気	207425000	192375378	192375378	0	0	△ 15146622
	6. ガス	11445000	10951868	10951868	0	0	△ 498037
	7. 特別土地保有	111062000	117795090	114279438	0	3515652	3217428
	8. 都市計画	206179000	286866479	217288713	751685	18206081	11246718
2. 地方譲与		84195000	92882000	92882000	0	0	8087000
	1. 自動車重量	61134000	66704000	66704000	0	0	5570000
	2. 地方道	23061000	25578000	25578000	0	6	2517000
3. 自動車取得		146017000	12253000	12253000	0	0	△ 23764000
	1. 自動車取得	146017000	12253000	12253000	0	0	△ 23764000
4. 国有提供施設等所在市町村助成		71382000	71382000	71382000	0	0	0
	1. 国有提供施設等所在市町村助成	71382000	71382000	71382000	0	0	0
5. 地方交付		2850687000	2850687000	2850687000	0	0	0
	1. 地方交付	2850687000	2850687000	2850687000	0	0	0
6. 交通安全対策特別		19133000	19133000	19133000	0	0	0
	1. 交通安全対策特別	19133000	19133000	19133000	0	0	0
7. 分担金及負担		663289000	663289590	662440800	0	989290	△ 19848700
	1. 分担	19046000	19082800	19082800	0	0	△ 15400
	2. 負担	663243000	644406990	643407700	0	999290	△ 1983300

( 単位円 )

款	項	予算現額	烟定額	収入落額	不納欠相額	収入未済額	予算現額と収入 落額との比較
8. 使用料及手数料		199695000	204310400	204169100	0	141300	4474100
	1. 使 用 料	163904000	164586691	164445391	0	141300	541391
9. 国庫支出金	2. 手 数 料	35791000	39723709	39723709	0	0	3932709
		418028000	4025030603	3523038603	0	502992000	658249397
10. 府支出金	1. 国庫負担金	1597570000	1513349493	1513349493	0	0	24220507
	2. 国庫補助金	2611672000	2477357750	1974366750	0	502992000	637306350
	3. 国庫委託金	31046000	3423360	8423360	0	0	3277360
11. 財産収入		1626006000	1634760952	1481914952	0	172846000	164991048
	1. 府負担金	115523000	109848130	109848130	0	0	5674870
	2. 府補助金	1428096000	1440841730	1267995730	0	172846000	160100270
	3. 府委託金	82843000	83505517	83505517	0	0	662517
12. 寄附金	4. 府交付金	444000	565575	565575	0	0	121573
		515132000	186213405	186213405	0	0	328918595
13. 繰入金	1. 財産運用収入	1753000	34227611	34227611	0	0	32474811
	2. 財産売却収入	513879000	151985794	151985794	0	0	361398206
14. 繰入金	1. 寄附金	73468000	53636084	53636084	0	0	16831916
		73468000	53636084	53636084	0	0	16831916
15. 繰入金	1. 基金繰入金	100000	869459	869459	0	0	769459
		100000	869459	869459	0	0	769459
		2062989000	2126380939	2126380939	0	0	836608061
16. 繰入金	1. 延滞金及加算金	5000000	7671511	7671511	0	0	2671511
	2. 市預金利子	19070000	36023922	36023922	0	0	16353922
	3. 貸付金元利収入	156342000	151202350	151202350	0	0	5030050



( 単位円 )

款	項	予算現額	確定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 高額の比較
15. 市	4. 受比率 収入	123384000	120748568	120748568	0	0	△ 2685432
	5. 雑 入	2559288000	1810728888	1810728888	0	0	△ 848564012
16. 債	債	3578895000	3186452000	2807512000	0	278940000	△ 672488000
	L. 市 債	3578895000	3186452000	2807512000	0	278940000	△ 672488000
16. 債	債 金	426513957	426513957	426513957	0	0	0
	L. 債 越 金	426513957	426513957	426513957	0	0	0
繰 入	合 計	21688777957	20206040917	18942847080	18288890	1244904947	△ 2745930877

款	項	予算現額	支出額	當年実績總額	不明額	予算現額之比
1. 歳入	1. 歳入	174656000	172720055		1937345	1937345
	2. 歳入	174656000	172720055		1937345	1937345
	3. 歳入	2045190000	2019131506		26067494	26067494
	4. 歳入	138618000	132587825		7655375	7655375
	5. 歳入	335337000	325330025		997975	997975
	6. 歳入	130770000	126500039		426991	426991
	7. 歳入	39270000	39030712		239288	239288
3. 民生	1. 民生	9239000	9154008		8492	8492
	2. 民生	18003000	18054788		38212	38212
	3. 民生	191297000	17508309		3787691	3787691
	4. 民生	4596897000	448288987		110608013	110608013
	5. 民生	1705386000	103036803		74966397	74966397
	6. 民生	1715627000	1688648038		26978962	26978962
	7. 民生	1173945000	1166925433		7019567	7019567
4. 衛生	1. 衛生	1080000	345913		1643087	1643087
	2. 衛生	1518574000	1502759034		15814366	15814366
	3. 衛生	443476000	430006465		13379595	13379595
	4. 衛生	1011482000	1010831100		650391	650391
5. 労働	1. 労働	39296000	37612060		1783040	1783040
	2. 労働	84200000	24220000		0	0
	3. 労働	73311000	73051467		259583	259583
	4. 労働	73311000	73051467		259583	259583

( 単位円 )

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 底 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
6. 農 林 水 産 業 費		244,560,000	243,067,012		1,492,988	1492988
	1. 園 業 費	342242000	240915347		1826853	1326853
7. 商 工 費	2. 林 業 費	2318000	2151665		166335	166335
	1. 商 工 費	177518000	171986194		5581806	5581806
8. 土 木 費		177518000	171986194		5581806	5581806
	1. 商 工 費	5225854857	4201877250	928186508	11231204	98447707
	1. 土 木 管 理 費	14926000	139870401		1055599	1055599
	2. 道 路 橋 梁 費	750051957	589384182	160113000	554775	16087775
	3. 河 川 水 路 費	58101000	42797472	10291000	42528	1039328
9. 消 防 費	4. 都 市 計 画 費	1121717000	1112455226		921374	921374
	5. 住 宅 費	8160090000	2408869589	752812508	376928	753199481
		426097000	425961508		135492	135492
		426097000	425961508		135492	135492
	1. 消 防 費	426097000	425961508		135492	135492
10. 教 育 費		3741356000	3060912341	235123000	895270659	680448859
	1. 教 育 総 務 費	341455000	384487985		697315	697315
	2. 小 学 校 費	1367709000	1360079187		789818	789818
	3. 中 学 校 費	84798000	811875161		3602289	3602289
	4. 幼 稚 園 費	285385000	331960909		337491	337491
	5. 社 会 教 育 費	83303000	207509260	235123000	340870640	825798340
11. 災 害 復 旧 費	6. 保 健 体 育 費	15256000	1523039		185961	185961
		2476000	2280445		89555	89555
	1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1323000	1317787		5218	5218
	2. 農 業 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1147000	1062858		84842	84842

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 所和との比較
12. 公債		2079283000	2079095020		287980	287980
	1. 公債	2079283000	2079095020		287980	287980
13. 繰出金		668751000	667550905		1200095	1200095
	1. 開発公社貸付金	551548000	551547905		95	95
	2. 災害復讐費貸付金	1200000	0		1200000	1200000
14. 予備費		118008000	118008000		0	0
		10149000	0		10149000	10149000
	1. 予備費	10149000	0		10149000	10149000
15. 前年度繰上充用金		695000000	691846508		3353494	3353494
	1. 前年度繰上充用金	695000000	691846508		3353494	3353494
繰出	合計	21688777957	19887879430	1208308503	592589024	1800898527

繰入繰出差引繰入不足額  
 翌年度に繰越すべき財源  
 このため翌年度繰入繰上充用金

945,032,350 円  
 284,350,213 円  
 1,209,388,563 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和52年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は注

歳入	款	項	子算現額	課定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	子算現額と収入 徴収額との比較
1. 国民健康保険料			798301000	833819495	805792102	1504623	56322710	6991162
		1. 国民健康保険料	798301000	833819495	805792102	1504623	56322710	6991162
2. 一部負担金			10000	0	0	0	0	10000
		1. 一部負担金	10000	0	0	0	0	10000
3. 使用料及手数料			201000	301249	301249	0	0	100249
		1. 手数料	201000	301249	301249	0	0	100249
4. 国庫支出金			1399330000	1416364580	1416364580	0	0	16434580
		1. 国庫負担金	1191009000	1176047580	1176047580	0	0	14861420
		2. 国庫補助金	208321000	240317000	240317000	0	0	31396000
5. 府支出金			32926000	39841710	39841710	0	0	6915710
		1. 府補助金	32926000	39841710	39841710	0	0	6915710
6. 諸収入			78000000	12357273	12357273	0	0	4367273
		1. 延滞金及過料	200000	385260	385260	0	0	185260
		2. 預金利子	5000000	6974418	6974418	0	0	1974418
		3. 雑収入	2600000	4997595	4997595	0	0	2397595
7. 繰入金			50000000	50000000	50000000	0	0	0
		1. 一般会計繰入金	50000000	50000000	50000000	0	0	0
8. 繰越金			40918371	40918371	40918371	0	0	371
		1. 繰越金	40918371	40918371	40918371	0	0	371
歳入	合計		2330586000	2423602678	2365575345	1504623	56322710	3498345

( 単位円 )

款	項	予算現額	支出所額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出所額との比較
1. 総務	1. 総務管理費	111,597,000	109,918,801		1,678,399	1,678,399
	2. 徴収費	27,805,000	27,145,457		4,595,48	4,595,48
	3. 運営協議会費	82,822,000	81,751,282		81,0738	81,0738
	4. 歳出普及費	795,000	396,932		398,068	398,068
2. 保険給付		2,203,150,000	2,200,049,888		1,0050	1,0050
	1. 療養費	217,892,400	217,710,488		34,10012	34,10012
	2. 助産費	22,011,000	20,330,000		1,720,012	1,720,012
	3. 葬祭費	2,480,000	2,480,000		1,881,000	1,881,000
3. 保健施設		700,000	698,500		1,500	1,500
	1. 保健施設費	700,000	698,500		1,500	1,500
4. 公債		434,000,000	0		434,000,000	434,000,000
	1. 一般公債	434,000,000	0		434,000,000	434,000,000
5. 諸文出		698,800	627,7057		660,948	660,948
	1. 償還金及還付加算金	698,800	627,7057		660,948	660,948
6. 予備		3,596,000	0		3,596,000	3,596,000
	1. 予備金	3,596,000	0		3,596,000	3,596,000
総出	合計	2,380,586,000	2,316,899,146		13,686,854	13,686,854

歳入歳出差引残額 48,676,199 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和52年度 大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) 三印は四

歳入

款	項	予算現額	繰延額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 繰入金	金	700,000	0	0	0	0	△ 700,000
	1. 繰入金	700,000	0	0	0	0	△ 700,000
2. 国庫支出金		11,784,000	0	0	0	0	△ 11,784,000
	1. 国庫負担金	11,784,000	0	0	0	0	△ 11,784,000
3. 諸収入		0	3,214	3,214	0	0	3,214
	1. 預金利息	0	3,214	3,214	0	0	3,214
歳入合計		12,484,000	3,214	3,214	0	0	△ 12,480,786

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越残額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 土地区画整理費		700,000	369,757		330,243	330,243
	1. 土地区画整理費	700,000	369,757		330,243	330,243
2. 繰上充入金		11,784,000	11,779,562		4,438	4,438
	1. 前年度繰上充入金	11,784,000	11,779,562		4,438	4,438
歳出合計		12,484,000	12,146,319		334,681	334,681

歳入歳出差引繰入不足額 12,146,105 円  
このため翌年度繰上充入金 12,146,105 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和52年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位円) 六印は繰

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠扣額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市	債	720,000,000	720,000,000	720,000,000	0	0	0
	1. 市債	720,000,000	720,000,000	720,000,000	0	0	0
2. 繰入	金	3,455,000	3,384,025	3,384,025	0	0	90,975
	1. 一般会計繰入金	3,455,000	3,384,025	3,384,025	0	0	90,975
3. 繰入	人	0	86,989	86,989	0	0	86,989
	1. 市債金利子	0	86,989	86,989	0	0	86,989
歳入	合計	754,550,000	754,509,84	754,509,84	0	0	40,86

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 公共用地先行取得事業費		743,330,000	743,330,000	163,800	32,000	167,000
	1. 公共用地先行取得事業費	743,330,000	743,330,000	163,800	32,000	167,000
2. 公債		955,000	954,184		816	816
	1. 公債	955,000	954,184		816	816
歳出	合計	754,550,000	752,871,84	163,800	40,86	167,816

歳入歳出差引繰入額

163,800 円

翌年度に繰越すべき財源

163,800 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄



昭和53年度

和泉市各会計

決算審査意見書

和泉市監査委員

和泉監第 39 号

昭和53年12月1日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市監査委員 久光喜多男

昭和52年度和泉市一般会計・特別会計  
決算審査並びに基金運用状況審査意見に  
ついて

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された昭和52年度和泉市一般会計，特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況に関する審査の結果、次のとおり意見を提出する。

## 昭和52年度和泉市各会計決算 並びに基金運用状況審査意見書

### 1. 審査の対象

昭和52年度和泉市一般会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

同 基金運用状況調書

(用品調達基金，同和更生資金貸付基金，土地開発基金)

### 2. 審査の期間

昭和53年11月20日から同年11月24日

### 3. 審査の概要，方法

審査に付された各会計の決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が関係法令の規定に従って作成されているか、又決算の計数は正確であるかどうかを関係諸帳簿，証拠書類と照合確認し、予算執行状況の適否について検討するとともに、関係部課長，担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

### 4. 審査の結果

審査に付された各会計の決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類は何れも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり当年度の決算をおおむね適正に表示しているものと認められた。なお、文中及び表中の計数は一部千円単位として以下は四捨五入し表記した。従って加減乗除に多少の誤差がある。

## 5. 審査の総括

本年度における一般会計決算は前年度を大幅に上回る赤字を計上し（形式収支△945,032千円，実質収支△1,209,389千円）財政運営上益々深刻さを増し、ひっ迫した財政状態を続けている。

一般会計の決算状況については、その規模は前年度に比べ歳入で13.0%、歳出で16.8%のそれぞれ増加である。歳入面で主に市税、分担金及負担金、国庫支出金及び諸収入等の増加が見られ、歳出面では投資的経費が減少したものの義務的経費等の増加があげられる。他面、自主財源比率（37.4%）がやや上昇したものの依然低位にあって経常収支比率も111.2%（前年度105.8%）と悪化し、公債費については20億円の大台を越えるに至っている等財政構造は弾力性を欠き硬直化が続いている。

このような厳しい財政状況の下、行財政需要に対応すべく所期の事業はおおむねその目的が達成されているものと認められ、所要の行政水準の確保向上に努力がはらわれている。

今後、行財政需要の的確な把握を図り、長期的、総合的な財政計画のなかで、より効率的な運営に努め一段と創意工夫をこらし住民福祉の増進に寄与されるより期するものである。

## 各 会 計 決 算 の 総 括

昭和52年度における一般会計及び三特別会計の予算総額 24,107,302,957円  
に対する決算総額は次のとおりである。

(金額単位 円)

区 分	一 般 会 計		三 特 別 会 計		総 計	
	金額	%	金額	%	金額	%
歳 入	18942847080	87.3%	2441029528	100.9%	21383876608	88.7%
歳 出	19887879430	91.7	2404335629	99.4	22292215059	92.5
歳入歳出 差引額	△ 945,082,350	—	36,693,894	—	△ 908,338,456	—
翌年度 繰越財源	264,356,213	—	163,800	—	264,520,013	—
実 質 収 支 額	△ 1,209,388,563	—	365,80,094	—	△ 1,172,858,469	—

(注) %は予算執行率を示めす。

一般会計の赤字は945,082,350円で前年度に比べ679,899,801円(256.4%)の増加である。三特別会計では36,693,894円の黒字を計上し前年度に比べ7,555,085円(25.9%)増加しているが総括的に本年度の歳入歳出差引(形式収支)において908,338,456円の歳入不足額を生じている。

各会計別の決算状況及び前年度比較は(表1)のとおりである。

(表1)

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
○歳入総額	21,383,877	18,765,958	2,617,919	14.0
一 般 会 計	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0
国民健康保険事業会計	2,365,575	1,996,740	368,835	18.5
土地区画整理事業会計	3	4	△ 1	△ 25.0
公共用地先行取得事業会計	75,451	—	75,451	—
○歳出総額	22,292,215	19,001,952	3,290,263	17.3
一 般 会 計	19,887,879	17,034,346	2,853,533	16.8
国民健康保険事業会計	2,316,899	1,955,822	361,077	18.5
土地区画整理事業会計	12,149	11,784	365	3.1
公共用地先行取得事業会計	75,287	—	75,287	—
○歳入歳出差引額	△ 908,338	△ 235,994	△ 672,344	△ 284.9
○翌年度へ繰越すべき財源	264,520	426,514	△ 161,994	△ 38.0
実 質 収 支 額	△ 1,172,858	△ 662,508	△ 510,350	△ 77.0

決算総額を前年度と比較すると歳入で2,617,919千円(14.0%)、歳出では3,290,263千円(17.3%)のそれぞれ増となっている。収支の状況を見ると形式収支は908,338千円の赤字で翌年度へ繰り越すべき財源264,520千円を含めた実質収支額は1,172,858千円の赤字である。

各会計別の実質収支の状況は次表のとおりである。

一般会計においては、前年度を大幅に上回る赤字となっている。国民健康保険事業会計については保険料の改正により、前年度に引き続き48,676千円の黒字を計上したが、単年度収支では前年度黒字額(68,284千円)より大幅に低下し7,758千円の黒字となっている。全体的には一般会計収支の悪化により単年度収支は510,350千円の赤字となり実質収支においても赤字額は1,172,858千円と増大し、一段と厳しい財政状況となっている。

### 各会計別実質収支の状況

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	単年度収支
一 般 会 計	△ 1,209,389	△ 691,647	△ 517,742
国民健康保険事業会計	48,676	40,918	7,758
土地区画整理事業会計	△ 12,146	△ 11,780	△ 366
公共用地先行取得事業会計	0	—	0
合 計	△ 1,172,858	△ 662,508	△ 510,350

なお一般会計決算額の歳入歳出予算に対する執行割合は歳入87.3%、歳出91.7%で、前年度に比べ歳入3.4%、歳出6.4%の上昇を示しているが、今後ともより効率的な予算の執行を図られるよう期するものである。

一 般 会 計

当初予算額 15,849,700千円に補正予算額 2,996,796千円と継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 2,842,282千円を含めた予算現額は 21,688,778千円である。

歳入歳出予算現額に対する決算額は

歳 入            18,942,847,080円（収入率 87.34%）

歳 出            19,887,879,430円（執行率 91.70%）

となり歳入歳出差引 945,032,350円の歳入不足額を生じている。また、翌年度へ繰越すべき財源 264,356千円（継続費通次繰越額 65,154千円 繰越明許費繰越額 44,723千円 事故繰越額 154,479千円）を合わせた 1,209,389千円が実質収支の赤字であり、これを 53年度より繰上充用している。単年度収支は 517,742千円の赤字で、前年度より 112,576千円（27.8%）の赤字増である。

本年度の決算額を前年度と比較すると次表のとおりである。

（金額単位 千円）

区 分	52年度	51年度	増（△）減		
			金額	率（%）	
予算現額 A	21,688,778	19,981,147	1,707,631	8.5	
歳入決算額 B	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0	
歳出決算額 C	19,887,879	17,084,346	2,853,533	16.8	
歳入歳出差引額 （B-C） D	△ 945,032	△ 265,133	△ 679,899	△ 25.64	
翌年度繰越事業 財源充当額 E	264,356	426,514	△ 162,158	△ 3.80	
実質収支額 （D-E） F	△ 1,209,389	△ 691,647	△ 517,742	△ 74.9	
前年度実質収支額 G	△ 691,647	△ 286,481	△ 405,166	△ 14.14	
単年度収支額 （F-G） H	△ 517,742	△ 405,166	△ 112,576	△ 27.8	
予算執行率	歳入 $\frac{B}{A}$	87.3	83.9	3.4	
	歳出 $\frac{C}{A}$	91.7	85.3	6.4	

歳入で2,173,634千円(13.0%)歳出で2,853,533千円(16.8%)が、それぞれ増加している。一方歳入歳出不足額は679,899千円(256.4%)の増となっているが、前年度増加額220,459千円に比べると大幅に増加している。

以下歳入歳出各款別決算状況は次のとおりである。

## 1 歳入

歳入の決算状況は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 能 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率 (%)	
						対予算比	対調定比
市 税	4,269,988	4,542,697	4,235,421	18,239	288,986	99.2	93.2
地方譲与税	84,195	92,282	92,282	0	0	109.6	100.0
自動車取得税 交 付 金	146,017	122,258	122,258	0	0	83.7	100.0
国有提供施設等 所在市町村財政交付金	71,382	71,382	71,382	0	0	100.0	100.0
地方交付税	2,850,687	2,850,687	2,850,687	0	0	100.0	100.0
交通安全対策 特別交付金	19,133	19,133	19,133	0	0	100.0	100.0
分担金及負担金	682,289	663,440	662,440	0	1,000	97.1	99.8
使用料及手数料	199,695	204,310	204,169	0	141	102.2	99.9
国庫支出金	4,180,288	4,025,031	3,522,039	0	502,992	84.3	87.5
府 支 出 金	1,626,906	1,634,761	1,461,915	0	172,846	89.9	89.4
財 産 収 入	515,132	186,213	186,213	0	0	36.2	100.0
寄 附 金	73,468	53,636	53,636	0	0	73.0	100.0
繰 入 金	100	869	869	0	0	869.0	100.0
諸 収 入	2,962,989	2,126,381	2,126,381	0	0	71.8	100.0
市 債	3,579,995	3,186,452	2,907,512	0	278,940	81.2	91.2
繰 越 金	426,514	426,514	426,514	0	0	100.0	100.0
52年度合計	21,688,778	20,206,041	18,942,847	18,239	1,244,905	87.3	93.7
51年度	19,981,147	19,430,329	16,769,213	7,986	2,653,130	83.9	86.3
増(△)減	1,707,631	775,712	2,173,634	10,303	△1,408,225	8.4	7.4



## 1. 収入率

予算現額 21,688,778千円に対し、調定額 20,206,041千円、収入済額 18,942,847千円で不納欠損額 18,289千円、収入未済額 1,244,905千円となっており、決算額の予算現額に対する収入率は 87.3%で前年度に比べ 3.4%、調定額に対する収入率は 93.7%で前年度に比べ 7.4%それぞれ上昇している。収入未済額は市税の外翌年度繰越財源を含む国庫支出金、府支出金及び市債等である。不納欠損は全額市税である。

## 2. 前年度対比

決算額の対前年度比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減		構 成 比 (%)	
	52年度	51年度	金 額	率 (%)	52年度	51年度
市 税	4,235,421	3,674,754	560,667	15.3	22.4	21.9
地 方 譲 与 税	92,282	81,625	10,657	13.1	0.5	0.5
自動車取得税交付金	122,258	96,188	26,115	27.2	0.6	0.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	71,382	50,826	21,056	41.8	0.4	0.3
地 方 交 付 税	2,850,687	2,839,188	11,549	0.4	15.0	16.9
交通安全対策特別交付金	19,138	15,118	4,015	26.6	0.1	0.1
分担金及負担金	662,440	168,632	493,808	292.8	3.5	1.0
使用料及手数料	204,169	142,376	61,793	43.4	1.1	0.8
国 庫 支 出 金	35,220,39	2,974,970	547,069	18.4	18.6	17.7
府 支 出 金	1,461,915	2,338,717	△ 876,802	△ 37.5	7.7	14.0
財 産 収 入	186,213	44,104	142,109	322.2	1.0	0.3
寄 附 金	53,636	78,910	△ 25,274	△ 32.0	0.3	0.5
繰 入 金	869	1,558	△ 689	△ 44.2	0.0	0.0
諸 収 入	2,126,881	1,154,785	971,596	84.1	11.2	6.9
市 債	2,907,512	2,866,255	41,257	1.4	15.3	17.1
繰 越 金	426,514	241,807	184,707	76.4	2.3	1.4
合 計	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0	100.0	100.0

前年度に比べ 2,173,634千円(13.0%)の増である。各款別の決算額を比較すると、減少したのは府支出金、寄附金、繰入金で特に府支出金の大幅

な減が目立っている。一方増加面では特に大きいのは市税分担金及負担金，国庫支出金，財産収入及び諸収入でこの5款で2,715,249千円の増である。

### 3. 財源別収入状況

決算額を財源別に前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減		構 成 比 例)	
			金 額	率(%)	52年度	51年度
◎ 自主財源	7,078,795	5,102,543	1,976,252	38.7	37.4	30.4
市 税	4,235,421	3,674,754	560,667	15.3	22.4	21.9
分担金及負担金	662,440	168,632	493,808	292.8	3.5	1.0
使用料及手数料	204,169	142,376	61,793	43.4	1.1	0.8
財 産 収 入	186,213	44,104	142,109	322.2	1.0	0.3
寄 附 金	53,636	78,910	△ 25,274	△ 32.0	0.3	0.5
繰 入 金	869	1,558	△ 689	△ 44.2	0.0	0.0
諸 収 入	1,309,532	750,402	559,130	74.5	6.9	4.5
繰 越 金	426,514	241,807	184,707	76.4	2.2	1.4
◎ 依存財源	11,864,052	11,666,670	197,382	1.7	62.6	69.6
地方譲与税	92,282	81,625	10,657	13.1	0.5	0.5
自動車取得税 交付金	122,253	96,138	26,115	27.2	0.6	0.6
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	71,382	50,326	21,056	41.8	0.4	0.3
地方交付税	2,850,687	2,839,138	11,549	0.4	15.0	16.9
交通安全対策 特別交付金	19,133	15,118	4,015	26.6	0.1	0.1
国庫支出金	3,522,039	2,974,970	547,069	18.4	18.6	17.7
府 支 出 金	1,461,915	2,338,717	△ 876,802	△ 37.5	7.7	14.0
諸 収 入	816,849	404,383	412,466	102.0	4.3	2.4
市 債	2,907,512	2,866,255	41,257	1.4	15.3	17.1
◎ 合 計	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0	100.0	100.0

自主財源の収入状況は前年度に比べ1,976,252千円(38.7%)の大幅な増となっており、歳入に占める割合も7.0ポイントの上昇を示している。

増加額の主なものは市税分担金及負担金、財産収入及び諸収入等で、使用料及手数料についても48.4%の増となっている。依存財源の収入状況は前年度に比べ197,382千円(1.7%)の増となっているが、府支出金の大幅な減の外、他は全部増となったことによる。特に増加額の大きいものは国庫支出金及び諸収入である。

4. 歳入の主な各款別内容は次のとおりである。

(1) 市税

決算状況は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率 (%)	
						対予算比	対調定比
52年度	4,269,988	4,542,697	4,235,421	18,289	288,986	99.2	93.2
51年度	3,617,802	3,920,070	3,674,754	7,986	237,330	101.6	93.7
増(△)減	652,186	622,627	560,667	10,303	51,656	△ 2.4	△ 0.5
増△減率(%)	18.0	15.9	15.3	129.0	21.8		

前年度と比較すると調定額で622,627千円(15.9%)収入済額では560,667千円(15.3%)のそれぞれ増加となっている。各税目別等の決算額は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金 額	率 (%)
1. 市 民 税	1,844,389	1,626,562	217,827	13.4
個 人	1,589,091	1,387,643	201,448	14.5
法 人	255,298	238,919	16,379	6.9
2. 固定資産税	1,497,051	1,343,672	153,379	11.4
固定資産税	1,443,515	1,295,365	148,150	11.4
国有資産等所在市 町村交付金納付金	53,536	48,307	5,229	10.8
3. 軽自動車税	41,636	40,848	788	1.9
4. 市たばこ消費税	317,410	213,658	103,752	48.6
5. 電 気 税	192,275	170,343	21,932	12.9
6. ガ ス 税	10,952	12,957	△ 2,005	△ 15.5
7. 特別土地保有税	114,279	87,517	26,762	30.6
8. 都市計画税	217,429	179,197	38,232	21.3
合 計	4,235,421	3,674,754	560,667	15.3

(金額単位 千円)

区 分	不納欠損額		増 (△) 減		収入未済額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金 額	率 (%)	52年度	51年度	金 額	率 (%)
市 民 税	14,131	5,191	8,939	172.2	113,205	106,490	6,715	6.3
個 人	14,078	5,165	8,913	172.6	100,301	98,923	1,378	1.4
法 人	52	26	26	100.0	12,904	7,567	5,337	70.5
固定資産税	3,375	2,098	1,277	60.9	150,806	101,909	48,897	48.0
軽自動車税	32	306	△ 274	△ 89.5	3,254	2,916	338	11.6
土地特別保有税	0	0	0	0	3,516	3,504	12	0.3
都市計画税	752	391	361	92.3	18,206	22,511	△ 4,305	△ 19.1
合 計	18,289	7,986	10,303	129.0	288,986	237,330	51,656	21.8

増加額の大きなものは個人市民税，固定資産税，市たばこ消費税で、ガス税を除く各税目とも、前年度と比較して増加となっており、増加率も前年度を2.0%上回る15.3%である。収入率是对予算現額99.2%で前年度に比べ2.4%対調定額93.2%で前年度に比べ0.5%それぞれ低下している。不納欠損額は前年度に比べ10,303千円(129.0%)の大幅な増加である。収入未済額は前年度に比べ51,656千円(21.8%)の増加で法人市民税，固定資産税の増加が目立っている。

(2) 地方譲与税

予算現額84,195千円に対し、調定額，収入済額ともに92,282千円で前年度に比べ10,657千円(13.1%)の増加となっている。収入率は109.6%である。この内訳は自動車重量譲与税66,704千円及び地方道路譲与税25,578千円である。

(3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金

決算額は71,382千円で前年度と比較すると21,056千円(41.8%)の増加である。

(4) 地方交付税

予算現額2,850,687千円に対し、調定額，収入済額ともに2,850,687千円で前年度に比べ11,549千円(0.4%)の増加である。この内訳は普通地方交付税2,569,924千円で前年度に比べ5,662千円(0.2%)の減、特別地方交付税280,763千円で前年度に比べ17,211千円(6.5%)の増だが歳入全体に占める割合は1.9%の低下である。

(5) 分担金及負担金

予算現額682,289千円に対し調定額663,440千円収入済額662,440千円で1,000千円の収入未済額を生じている。収入率是对予算現額97.1%対調定額99.8%である。決算額は前年度に比べ493,808千円(292.8%)と大幅に増加している。これは主に分担金で農林水産業費分担金が10,125千円(116.4%)負担金では民生費負担金29,380千円(29.4%)土木費負担金454,406千円(800.5%)がそれぞれ増加したもので、内容は溜池整備

事業分担金、保育園措置費負担金及び光明池関連事業負担金等である。

収入未済額は日本住宅公団よりの未収入分である。

(6) 使用料及手数料

予算現額 199,695千円に対し、調定額 204,310千円収入済額 204,169千円で141千円の収入未済額を生じている。この決算額の内訳は使用料 164,445千円手数料 39,724千円で前年度に比べ 61,793千円(43.4%)の大幅な増となっている。使用料で 44,487千円(37.1%)手数料で 17,306千円(77.2%)とそれぞれ増加したことによる。これは、主に年度当初に各種使用料及び手数料を改定したことにもよるが、使用料では教育使用料の 24,550千円(54.6%)衛生使用料の 15,767千円(52.9%)手数料では総務手数料の 16,276千円(74.3%)が増加の大きなものである。

(7) 国庫支出金

予算現額 4,180,288千円に対し、調定額 4,025,031千円 収入済額 3,522,039千円である。収入未済額 502,992千円は主に予算の繰越によるものである。収入率是对予算現額 84.3%対調定額 87.5%である。決算額は前年度に比べ 547,069千円(18.4%)の増である。この款の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金 額	率 (%)
国庫負担金	1,513,350	1,303,292	210,058	16.1
国庫補助金	1,974,366	1,641,571	332,795	20.3
国庫委託金	34,323	30,107	4,216	14.0
合 計	3,522,039	2,974,970	547,069	18.4

増加額の大きなものは負担金で民生費国庫負担金 209,269千円(16.2%)及び補助金では土木費国庫補助金 507,025千円(41.6%)である。減少額の大きなものとしては総務費国庫補助金 42,139千円(67.4%)民生費国庫補助金 30,352千円(99.8%)教育費国庫補助金 99,001千円(34.0%)

等である。なお、委託金の増加は主に民生費国庫委託金で年金関係事務委託金である。

(8) 府支出金

予算現額 1,626,906千円に対し、調定額 1,634,761千円収入済額 1,461,915千円である。収入未済額 172,846千円は主に予算の繰越によるものである。収入率は対予算現額 89.9%対調定額 89.4%である。決算額は前年度に比べ 876,802千円(37.5%)の大幅な減となっている。この款の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	52 年度	51 年度	金 額	率 (%)
府負担金	1 09,848	98,859	15,989	17.0
府補助金	1,267,996	2,162,825	△ 894,829	△ 41.4
府委託金	83,505	81,633	1,872	2.3
府交付金	566	400	166	41.5
合 計	1,461,915	2,338,717	△ 876,802	△ 37.5

減少の主な原因は衛生費、農林費、公債費等の各府補助金が増加している反面解放総合センター建設事業費補助金 1,087,530千円の皆減によるものである。

(9) 財産収入

予算現額 515,132千円に対し調定額、収入済額ともに 186,213千円で予算現額に対する収入率は 36.1%と大幅な減である。なお、決算額は前年度に比べ 142,109千円(322.2%)の大幅な増加となっている。これは主に不動産売払収入で千草池売却収入 101,630千円外 2 件の増によるものである。

(10) 寄附金

決算額は 53,636千円で前年度と比較すると 25,274千円(32.0%)の減となっている。宅地開発指導要綱に基づく収入は 3 件 21,833千円である。

## (11) 諸収入

予算現額 2,962,989千円に対し調定額，収入済額ともに 2,126,381千円で前年度決算額に比べ 971,596千円(84.1%)の大幅な増加となっている。なお、収入率は対予算現額 71.8%である。増加の主なもの、国民年金印紙売捌収入 575,168千円で前年度に比べ 228,412千円(65.9%)の増、光明台小・中学校整備事業収入 198,084千円開発事業収入 600,000千円の増等である。

## (12) 市債

予算現額 3,579,995千円に対し、調定額 3,186,452千円収入済額 2,907,512千円である。収入未済額は主に予算の繰越によるものである。決算額は前年度に比べ 41,257千円(1.4%)の増である。増減額の大きなものをみると教育債の 212,832千円借換債で 204,500千円(皆増)の増であり、総務債の 321,120千円財政対策債 173,200千円(皆減)の減である。

## II 歳出

### 1. 執行率

予算現額 21,688,778千円に対し、支出済額 19,887,879千円で執行率 91.7%(翌年度繰越額を含めた執行率は 97.3%)となっており、前年度執行率 85.3%を 6.4%上回っている。不用額は 592,589千円となっている。各款別の執行状況は次表のとおりである。



(金額単位 千円)

区 分	予算現額(A)	決算額(B)	翌年度繰越額	不用額	執行率(%) B/A×100
議 会 費	174,658	172,721	0	1,937	98.9
総 務 費	2,045,199	2,019,132	0	26,067	98.7
民 生 費	4,596,897	4,486,289	0	110,608	97.6
衛 生 費	1,518,574	1,502,760	0	15,814	99.0
労 働 費	783,111	780,511	0	260	99.6
農林水産業費	244,560	243,067	0	1,493	99.4
商 工 費	177,518	171,936	0	5,582	96.9
土 木 費	5,225,855	4,291,377	923,187	11,291	82.1
消 防 費	426,097	425,962	0	135	100.0
教 育 費	3,741,356	3,060,912	285,123	395,321	81.8
災害復旧費	2,470	2,380	0	90	96.4
公 債 費	2,079,388	2,079,095	0	288	100.0
諸 支 出 金	668,751	667,551	0	1,200	99.8
予 備 費	19,149	0	0	19,149	—
前年度繰上充用金	695,000	691,646	0	3,354	99.5
52年度合計	21,688,778	19,887,879	1,208,310	592,589	91.7
51年度	1,998,114	1,703,434	2,842,282	104,519	85.3
増(△)減	1,707,631	2,853,533	△ 1,633,972	488,070	6.4

また、翌年度繰越額 1,208,310千円については明許繰越 2件 363,364千円  
事故繰越 6件 360,033千円及び継続費 1件 逐次繰越額 484,913千円でその  
内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	款	項	事 業 名	繰 越 額
継続費逐次繰越	土木費	住宅費	(仮称)和泉第4団地建設事業	484,913
繰越明許費	"	環境改善施設 整備事業費	細街路整備事業	78,241
"	教育費	社会教育費	図書館建設事業	285,123
事故繰越	土木費	道路橋梁費	市道整備事業	19,174
"	"	"	府立伯太高校前線整備事業	7,773
"	"	"	北信太駅前線整備事業	15,606
"	"	"	市道光明池和田線整備事業	39,319
"	"	河川水路費	水路整備事業	10,261
"	"	住宅費	(仮称)和泉第四団地建設事業	267,900
合 計				1,208,310

## 2. 目的別経費前年度対比

決算額を前年度と比較すると次表のとおりで、2,853,538千円(16.8%)の増加となっている。増加の主なもの民生費(21.2%)農林水産業費(68.0%)商工費(24.3%)土木費(24.9%)教育費(26.3%)公債費(24.7%)及び諸支出金(300.0%)等であり、一方減少したのは、総務費(34.6%)と災害復旧費(94.7%)である。次に決算額に対する款別構成比率は民生費22.6%土木費21.6%、教育費15.4%、公債費10.4%、総務費10.1%等の順となり、この5款で全体の80%余を占めている。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減		構成比(%)	
			金 額	率(%)	52年度	51年度
議 会 費	172,721	149,326	23,395	15.7	0.9	0.9
総 務 費	2,019,132	3,088,529	△ 1,069,397	△34.6	10.1	18.1
民 生 費	4,486,289	3,702,807	783,482	21.2	22.6	21.7
衛 生 費	1,502,760	1,359,762	142,998	10.5	7.5	8.0
労 働 費	73,051	65,930	7,121	10.8	0.4	0.4
農林水産業費	243,067	144,694	98,373	68.0	1.2	0.8
商 工 費	1,719,36	1,383,11	336,25	24.3	0.9	0.8
土 木 費	4,291,377	3,435,880	855,497	24.9	21.6	20.2
消 防 費	425,962	360,355	65,607	18.2	2.1	2.1
教 育 費	3,060,912	2,422,819	638,093	26.3	15.4	14.2
災 害 復 旧 費	2,380	45,032	△ 42,652	△94.7	0.0	0.3
公 債 費	2,079,095	1,667,550	411,545	24.7	10.4	9.8
諸 支 出 金	667,551	166,870	500,681	300.0	3.4	1.0
予 備 費	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	691,646	286,481	405,165	141.4	3.5	1.7
合 計	19,887,879	17,034,346	2,853,533	16.8	100.0	100.0

### 3. 性質別経費前年度対比

決算額を性質別に分類すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減		構成比(%)	
			金額	率(%)	52年度	51年度
○ 義務的経費	9,278,247	7,305,339	1,972,908	27.0	46.6	42.9
人件費	5,122,470	3,875,452	1,247,018	32.2	25.8	22.7
(うち職員給)	3,831,145	3,142,679	688,466	21.9	19.3	18.4
扶助費	2,098,567	1,817,420	276,147	15.2	10.5	10.7
公債費	2,062,210	1,612,467	449,743	27.9	10.3	9.5
○ 投資的経費	6,281,443	6,702,680	△ 421,237	△ 6.3	31.6	39.4
普通建設事業費	6,206,012	6,591,718	△ 385,706	△ 5.9	31.2	38.7
災害復旧事業費	2,380	45,032	△ 42,652	△ 94.7	0.0	0.3
失業対策事業費	73,051	65,930	7,121	10.8	0.4	0.4
○ その他	4,328,139	3,026,327	1,301,862	43.0	21.8	17.7
物件費	1,029,951	1,017,862	12,089	1.2	5.2	6.0
維持補修費	20,693	21,670	△ 977	△ 4.5	0.1	0.1
補助費等	1,843,909	1,454,048	394,861	27.2	9.3	8.5
投資資金貸付金	675,148	213,091	462,057	216.8	3.4	1.2
繰出金	61,841	33,175	28,666	86.4	0.3	0.2
前年度繰上り用金	691,647	286,481	405,166	141.4	3.5	1.7
合 計	19,887,879	17,034,346	2,853,533	16.8	100.0	100.0

義務的経費(人件費,扶助費,公債費)の支出済額は9,278,247千円で前年度に比べ1,972,908千円(27.0%)と大きく増加し、決算総額に占める割合も46.6%となり前年度より3.7%上昇した。義務的経費のうち人件費は退職金で483,572千円の支出及び職員増、給与引き上げ等による増加である。公債費では、長期債元利償還金の増加によるもので決算総額に占める割合は10%台に達した。一方投資的経費の支出済額は6,281,443千円で前年度に比べ421,237千円(6.3%)減少し構成比率も31.6%となり前年度

より7.8%低くなっている。これは、普通建設事業費，災害復旧事業費の減によるものである。その他の経費では、前年度に比べ43.0%と大幅に増加しており、この主なものは土地開発公社に対する貸付金，国民健康保険事業会計に対する繰出金，南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金及び病院事業補助金等である。

4. 各款別の執行の主な内容は次のとおりである。

(1) 議会費

予算現額174,658千円に対し、支出済額は172,721千円で執行率98.9% 不用額1,937千円である。前年度決算額149,826千円に比べ23,895千円(15.7%)の増加となっている。

(2) 総務費

予算現額2,045,199千円に対し、支出済額は2,019,132千円で執行率98.7% 不用額は26,067千円である。支出済額を前年度と比べると1,069,397千円(34.6%)の減少となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
総務管理費	1,328,538	796,443	532,095	66.8
徴税費	325,339	255,972	69,367	27.1
戸籍住民基本台帳費	126,506	97,671	28,835	29.5
選挙費	39,031	41,991	△ 2,960	△ 7.0
統計調査費	9,154	10,174	△ 1,020	△ 10.0
監査委員費	13,055	9,942	3,113	31.3
同和对策費	177,509	1,876,386	△ 1,698,827	△ 90.5
合 計	2,019,132	3,088,529	△ 1,069,397	△ 34.6

この減少の主なものは同和对策費で前年度に解放総合センターの建設事業が完成したことにより同工事費が皆減となったものである。なお、

開設初年度に当り運営費が支出増となった。総務管理費の増は大半は一般管理費で優遇退職による職員手当の人件費増等である。徴税费等の増は主に人件費関係である。

(3) 民生費

予算現額 4,596,897千円に対し、支出済額は 4,486,289千円で 執行率 97.6% 不用額は 110,608千円である。支出済額を前年度と比べると 783,482千円(21.2%)の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
社会福祉費	1,630,370	1,103,615	526,755	47.7
児童福祉費	1,688,648	1,602,984	85,664	5.3
生活保護費	1,166,925	991,768	175,157	17.7
災害救助費	346	4,441	△ 4,095	△ 92.2
合 計	4,486,289	3,702,807	783,482	21.2

社会福祉費が47.7%と大きく増加しているが、これは主に身体障害者解放会館の用地購入費、老人医療等の扶助費の増、増徴保険料改正による国民年金印紙費の増、及び国民健康保険事業特別会計への繰入金増によるものである。児童福祉費の伸びが小幅なのは主に民間保育所整備費市費補助金、保育所用地等造成事業費等の支出増が見られたものの前年度の保育所建設事業費が皆減したことによる。生活保護費は175,157千円の増であるが、その9割強は扶助費で保護基準の引き上げ、被保護世帯人員が増加したことによる。不用額の主なものは社会福祉費の身体障害者解放会館用地の購入につき一部未買収となったこと、老人医療助成費で医療費の改訂時期が予定よりずれしたこと、児童福祉費において児童手当の支給対象者が当初予定より減少したこと、又保育所管理費で経費節減等の外、負担金、補助金の減によるものである。生活保護費では法外扶

助費が対象者の減により生じたものである。

(4) 衛生費

予算現額 1,518,574千円に対し、支出済額は 1,502,760千円 で執行率 99.0% 不用額は 15,814千円である。支出済額を前年度と比べると 142,998千円(10.5%)の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
予 防 衛 生 費	430,096	395,132	34964	8.8
環 境 衛 生 費	1,010,831	848,259	162,572	19.2
墓 地 管 理 費	37,612	92,151	△ 54,539	△ 59.2
上 水 道 費	24,220	24,220	0	—
合 計	1,502,760	1,359,762	142,998	10.5

予防衛生費では病院事業に対する補助金の増、又休日急病診療所については前年度に整備が終ったことにより建設事業費が皆減となり開設2年目に当り運営費等が支出増となった。環境衛生費の増は塵芥処理費の松尾寺不燃性廃棄物処理用地買収費 149,591千円塵芥処理委託料、し尿処理助成金の単価アップによる各支出増が主なものである。墓地管理費の減は観音寺墓地等の整備完了による工事請負費、和田墓地用地購入費の皆減及び備品購入費の一部が減少となったためである。上水道費は泉北水道企業団へ 14,220千円水道事業へ 10,000千円、それぞれの補助金である。

(5) 労働費

予算現額 73,311千円に対し、支出済額は 73,051千円で執行率 99.6% 不用額は 260千円である。前年度決算額 65,930千円に比べ 7,121千円(10.8%)の増加となっている。一般失業対策費では失対事業就労者の賃金単価のアップによる支出増が主なものである。

(6) 農林水産業費

予算現額 244,560千円に対し、支出済額は 243,067千円で執行率 99.4% 不用額 1,493千円である。前年度決算額 144,694千円に比べ 98,373千円 (68.0%) の大幅な増加となっている。農業費の増の主なものは 農業振興費の園芸団地整備事業、農業構造改善事業費の多目的防除施設補助事業及び農地費で土地改良調整事業の各工事請負、老朽溜池事業等各事業の実施増によるもので、林業費では山地崩壊事業費の増によるものである。

(7) 商工費

予算現額 177,518千円に対し、支出済額は 171,936千円で執行率 96.9% 不用額 5,582千円である。前年度決算額 138,311千円に比べ 33,625千円 (24.3%) の増加となっている。金融対策費では融資預託金が増額され、商工振興費では若干の減少となっている。

(8) 土木費

予算現額 5,225,855千円に対し、支出済額は 4,291,377千円で 923,187千円を翌年度へ繰越している。執行率は 82.1% 不用額は 11,291千円である。支出済額を前年度と比べると 855,497千円 (24.9%) の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
土木管理費	139,870	124,728	15,147	12.1
道路橋梁費	589,384	444,940	144,444	32.5
河川水路費	42,797	37,585	5,262	14.0
都市計画費	1,112,456	807,076	305,380	37.8
住宅費	2,406,870	2,021,607	385,263	19.1
合 計	4,291,377	3,435,880	855,497	24.9

道路橋梁費は主に道路維持補修関係の工事費、新設改良工事の用地購

入費及び環境改善施設整備事業で換地造成用地費，道路整備事業費等の支出増によるものである。都市計画費では、公園費及び街路事業費の和泉中央線整備事業費等の減に対し、泉大津阪本線整備（用地購入）費の支出増による外、下水道費で南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金，浸水対策費及び都市下水道費等の増加によるものである。住宅費の増は前年度繰越分の執行による和泉第3団地建設費の減少に対し和泉第4団地建設費の主に工事費が大幅に増加したことによる。なお、翌年度明許繰越として環境改善施設整備事業費1件78,241千円、事故繰越として道路橋梁費4件81,872千円、河川水路費1件10,261千円、住宅費1件267,900千円及び継続費として、住宅費1件484,913千円を通次繰越している。

#### (9) 消防費

予算現額426,097千円に対し、支出済額は425,962千円で執行率はほぼ100.0%不用額は135千円である。前年度決算額360,855千円に比べ65,607千円（18.2%）の増加となっているが、これは主に常備消防費の人件費であり、他に常備消防施設費の防火水槽新設工事費及び化学消防車等の購入費である。

#### (10) 教育費

予算現額3,741,356千円に対し、支出済額3,060,912千円で285,123千円を翌年度へ繰越している。執行率は81.8%不用額は395,321千円である。支出済額を前年度と比べると638,093千円（26.3%）の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。



(金額単位 千円)

区 分	5 2 年 度	5 1 年 度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
教 育 総 務 費	384,468	312,152	22,316	7.1
小 学 校 費	1,360,079	1,015,310	344,769	34.0
中 学 校 費	811,675	535,909	275,766	51.5
幼 稚 園 費	331,961	245,876	86,085	35.0
社 会 教 育 費	207,509	297,611	△ 90,102	△ 30.3
保 健 体 育 費	152,220	15,962	△ 742	△ 4.6
合 計	3,060,912	2,422,819	638,093	26.3

小学校費及び中学校費の増は主に学校の新設、増改築、講堂新築、給食調理室増改築プール新設等の工事費、用地校舎等の買収費、備品の整備費等である。幼稚園費では北池田幼稚園建設費が増加したものである。社会教育費は池上遺跡用地の買収費の減によるものである。一方社会教育関係施設の補修工事費、移動図書バス及び図書の購入費の増加が見られる。なお、図書館建設事業費285,123千円を翌年度へ繰越している。不用額の主なものは社会教育費の文化財保護費338,460千円で、これは池上曾根遺跡用地の買収交渉が難航し、不執行となったものである。他に小学校管理費の維持補修費及び中学校建設費、幼稚園建設費の工事請負費が不用額の主なものである。

(1) 災害復旧費

支出済額は2,380千円で前年度に比べて42,652千円(94.7%)の大幅な減少となっている。本年度は前年度迄の残事業を執行した。

(2) 公債費

予算現額2,079,383千円に対し、支出済額は2,079,095千円で執行率はほぼ100.0%不用額は288千円である。支出済額の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
元 金	596,928	417,711	179,217	42.9
利 子	1,465,282	1,194,756	270,526	22.6
公 債 諸 費	16,885	55,088	△ 38,198	△ 69.3
合 計	2,079,095	1,667,550	411,545	24.7

支出済額を前年度と比べると411,545千円(24.7%)の増加となっている。長期債元金償還金は数年来急増の傾向にある。利子は前年度対比で長期債利子償還金が378,539千円(42.8%)の大幅な増加だが一時借入金利子では108,013千円(34.8%)の減少である。また、公債諸費(公募債事務取扱手数料)の減は縁故借入が少なかったためである。今年度の公債費比率(義務教育施設整備事業等の公債費を除く)は19.9%で51年度18.4%50年度13.1%と上昇傾向にあり3ヶ年の平均が17.1%となっている。

## (13) 諸支出金

支出済額の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増 (△) 減	
			金 額	率 (%)
開発公社貸付金	551,548	90,000	461,548	512.8
災害援護資金貸付金	0	0	0	0
諸 支 出 金	116,003	76,870	39,133	50.9
合 計	667,551	166,870	500,681	300.0

支出済額は667,551千円で前年度に比べて500,681千円(300.0%)の増加となっているが、これは土地開発公社貸付金461,548千円泉北環境施設整備組合にかかる地方交付税配分金39,133千円それぞれの増加である。なお、災害援護資金貸付金1,200千円は災害事件がなく全額不用額となったものである。

(14) 予備費

本年度の充用額は 30,851千円で前年度より 15,218千円(33.0%)減少している。予備費から各款へ充用したものは次表のとおりである。

(金額単位 千円)

款 別	充 用 額	款 別	充 用 額
総 務 費	27,103	消 防 費	1,365
民 生 費	714	教 育 費	918
農 林 水 産 業 費	32		
商 工 費	719	合 計	30,851

(15) 前年度繰上充用金

支出済額 691,646千円でこれは 51年度歳入歳出不足額を補填したもので、歳出総額に占める割合構成比は 3.5%となる。

## 特 別 会 計

### I 国民健康保険事業会計

当初予算額 2,232,514千円に補正予算額 98,072千円を含めた予算現額は 2,330,586千円である。予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入 2,365,575,345円(収入率 101.5%)

歳出 2,316,899,146円(執行率 99.4%)

で歳入，歳出差引 48,676,199円の残額を生じている。本年度決算状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減	増(△)減率(%)
予算現額 A	2,330,586	1,981,186	349,400	17.6
歳入決算額 B	2,365,575	1,996,740	368,835	18.5
歳出決算額 C	2,316,899	1,955,822	361,077	18.5
実質収支額 (B-C) D	48,676	40,918	7,758	19.0
前年度実質収支額 E	40,918	△ 27,366	68,284	249.5
単年度収支額 (D-E) F	7,758	68,284	△ 60,526	△ 88.6
(%) 予算執行率	歳入 $\frac{B}{A}$	101.5	100.8	0.7
	歳出 $\frac{C}{A}$	99.4	98.7	0.7

決算額を前年度と比較すると歳入，歳出共に 18.5%の増加であり、実質収支では 48,676千円の差引残額を生じ単年度収支は前年度に引き続き黒字となったが 7,758千円(19.0%)と大きく落ち込んでいる。これは歳入面で主に保険料の増収，国庫支出金繰入金等の増加が見られるも前年度決算(伸び率 22.5%)に比べ 18.5%と 4ポイント低下を示したのに対し、歳出面では、総務費，保険給付費等の伸びが比較的微増傾向にあったためと思料される。

1. 歳入

歳入決算額の予算現額に対する比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率 (%)	
						対予算比	対調定比
国民健康保険料	798,801	868,819	805,792	1,505	56,523	100.9	93.3
一部負担金	10	0	0	0	0	0.0	0.0
使用料及手数料	201	301	301	0	0	149.8	100.0
国庫支出金	1,399,930	1,416,365	1,416,365	0	0	101.2	100.0
府支出金	32,926	39,842	39,842	0	0	121.0	100.0
諸 収 入	7,800	12,357	12,357	0	0	158.4	100.0
繰 入 金	50,000	50,000	50,000	0	0	100.0	100.0
繰 越 金	40,918	40,918	40,918	0	0	100.0	100.0
合 計	2,330,586	2,423,603	2,365,575	1,505	56,523	101.5	97.6

予算現額 2,330,586千円に対し、調定額 2,423,603千円収入済額 2,365,575千円で 1,505千円の保険料不納欠損額を生じており、収入未済額は 56,523千円となっている。予算現額に対する収入率は 101.5%で前年度 100.8%に比べ 0.7%対調定比では 0.2%の微増である。不納欠損額は前年度 2,614千円(269件)に比べ 1,109千円の減少を示しているが収入未済額は前年度に比べ 5,489千円の増加となっている。尚、国民健康保険料の決算状況の対前年度比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率 (%)
52年度	798,801	868,819	805,792	146件 1,505	56,523	100.9 93.3
51年度	683,284	740,548	686,900	269件 2,614	51,034	100.5 92.8
増(△)減	115,517	128,271	118,892	△ 123件 △ 1,109	5,489	0.4 0.5
増減率(%)	16.9	16.6	17.3	△ 4.24	10.8	

(注) 収入率 上段 対予算比  
下段 対調定比

収入率は対予算比、対調定比共に年々に微増傾向を示している。

また、決算状況を款別に前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	決 算 額		増 減		構 成 比 (%)	
	52年度	51年度	金 額	率 (%)	52年度	51年度
国民健康保険料	805,792	686,900	118,892	17.3	34.1	34.4
一部負担金	0	0	0	0	0	0
使用料及手数料	301	214	87	40.7	0.0	0.0
国庫支出金	1,416,365	1,230,892	185,473	15.1	59.9	61.6
府支出金	39,842	39,421	421	1.1	1.7	2.0
諸 収 入	12,357	9,313	3,044	32.7	0.5	0.5
繰 入 金	50,000	30,000	20,000	66.7	2.1	1.5
繰 越 金	40,918	0	40,918	—	1.7	0
合 計	2,365,575	1,996,740	368,835	18.5	100.0	100.0

前年度 1,996,740千円に対し 368,835千円(18.5%)の増である。増加の主なものは保険料の 118,892千円(17.3%) 国庫支出金 185,473千円(15.1%) 及び繰入金 20,000千円(66.7%) であるが保険料の伸びは 賦課限度額の引き上げ及び自然増によるものであり、国庫支出金は療養給付費負担金及び財政調整交付金の増加によるものである。繰入金は一般会計からの繰り入れ増である。

## 2. 歳出

歳出決算額の予算現額に対する比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)
総務費	111,597	109,919	1,678	98.5
保険給付費	2,203,415	2,200,005	3,410	99.8
保健施設費	700	699	1	99.9
公債費	4,340	0	4,340	0.0
諸支出金	6,938	6,277	661	90.5
予備費	3,596	0	3,596	0.0
繰上充用金	0	0	0	0
合 計	2,330,586	2,316,900	13,687	99.4

予算現額 2,330,586千円に対し、支出済額 2,316,900千円で 13,687千円の不用額を生じている。執行率は 99.4%で公債費、諸支出金以外はおおむね順調な執行状況となっている。公債費は一時借入金が無により当該償還金利息支出がなかったものである。予備費の充用額は 1,122千円でこれは主に賦課徴収関係経費に充てられたものである。また決算状況を款別に前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	決 算 額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金 額	率 (%)
総務費	109,919	93,235	16,684	17.9
保険給付費	2,200,005	1,882,284	317,721	20.1
保健施設費	699	604	95	15.7
公債費	0	803	△ 803	△ 100.0
諸支出金	6,277	1,530	4,747	310.3
予備費	0	0	0	0
繰上充用金	0	27,366	△ 27,366	△ 100.0
合 計	2,316,900	1,955,822	361,078	18.5

前年度決算額 1,955,822千円に対し、361,078千円(18.5%)増である。増加の主なものは総務費 16,684千円(17.9%) 保険給付費 367,721千円(20.1%) 及び諸支出金 4,747千円(310.3%)であるが、総務費は管理費、徴収費等、諸費用の増、保険給付費では受診率の上昇(対前年度比13.2%)による療養給付費の増大また高額療養費等の増加によるものである。諸支出金は主に51年度分府支出金の超過補助に対する精算返還金である。公債費は皆減である。資金繰り面で効率的な運用を図り一時借入金が無かったためである。

#### まとめ

以上が国民健康保険事業会計の審査の概要である。最近の社会情勢からすれば、収入の基幹である保険料の伸長はあまり多くは望めず、一方医療の高度化、被保険者の老令化、受診率の上昇、その他医療費の改定等により保険給付費の増嵩は避け難く、次年度以降も一層窮迫した財政運営を余儀なくされるものと思料される。

こうした状況下において、国保財政の健全化、事業運営の円滑化を期すため諸般に亘り合理化に努められているが、一方関係方面と連携を密にして国、府支出金の増大、医療保険制度の抜本的な改正等の実現のため積極的に取り組み、本事業の健全性を確保し、もって市民の健康の保持、増進に寄与されることを望むものである。

#### II 土地区画整理事業会計

当初予算額 700千円に補正予算額 11,784千円を含めた予算現額は 12,484千円である。予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入	3,214円
歳出	12,149,319円(執行率97.3%)

歳入歳出差引不足額 12,146,105円となっている。なお、この不足額は翌



年度の歳入繰上充用金で補填している。当事業は本年度においても進展は見られなかった。なお、歳入3,214円は預金利子であり、また、歳出の内訳は事務経費869,757円及び前年度繰上充用金11,779,562円である。

## Ⅱ 公共用地先行取得事業会計

当初予算額30,000千円に補正予算額45,455千円を含めた予算現額は75,455千円である。予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入	75,450,964円(収入率99.9%)
歳出	75,287,164円(執行率99.8%)

で歳入歳出差引163,800円の残額を生じているが、これを翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費)としている。本年度は黒鳥山公園用地のうち2,259㎡の購入を行ったものである。歳出決算額の内訳は用地買収費71,836千円、管理費を含め諸経費2,497千円及び公債費954千円である。なお、財源内訳の主なものは、都市計画事業債72,000千円及び一般会計繰入金3,364千円である。

## 基金の運用状況

昭和52年度における用品調達基金，同和更生資金貸付基金及び土地開発基金の運用状況の審査結果は次のとおりである。

### 1. 用品調達基金

基金の額は5,000千円で本年度中の運用状況は次表のとおりである。

(単位 円)

区 分	51年度末現在高	52年度中増減		52年度末現在高
		増	減	
物 品	3,471,805	14,183,724	14,206,812	3,448,717
現 金	4,485,078	14,717,845	15,289,593	3,963,330
合 計	7,956,883	28,901,569	29,446,405	7,412,047

物品及び現金の年度末現在高は7,412千円でこれより買掛金1,543千円と基金額5,000千円を差し引いた869千円が運用利益として一般会計へ繰り入れられている。当基金の運用状況について関係諸帳簿を照合の結果計数に誤りがなく、適正に執行されていることを認めた。

### 2. 同和更生資金貸付基金

本年度中における運用状況は次表のとおりである。

(単位 円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増△減額	決算年度末現在高
基 金 額	88,250,000	0	88,250,000
貸 出 額	111,275,000	4,800,000	116,075,000
償 還 額	73,251,237	5,399,910	78,651,147
現金残額	50,226,237	599,910	50,826,147
償還残額	38,023,763	△ 599,910	37,423,853

本年度の貸付状況は30万円16件4,800千円となっている。また、償還額は5,400千円で貸付金利子314千円及び基金預金利子2,901千円は一般会計へ財産運用収入として繰り入れられている。運用状況については、関係諸帳

簿を照合の結果おおむね適正に執行されていることを認めただ、納期経過後の未償還分のものについては、償還促進に努められるよう望むものである。

### 3. 土地開発基金

基金の額は120,000千円で、本年度においては土地の取得、売払は行われていない。52年度末資産保有高は、土地4,607.17㎡、118,908,576円及び現金1,091,424円となっている。現金の保管については照合の結果適正であることを認めた。

昭和 52 年度  
主要施策の成果説明書

和 泉 市

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳	施 策 の 成 果 の 説 明
② 経 務 費 (1) 経 務 管 理 費	市民交通傷害保 険	4,970,000	4,937,200	繰入 4,556,140 (保険料及び 取扱手数料) 一般財源 381,060	交通事故により傷害を受けた市民数等の一助とするため、市民交通傷害補償制度を完 施した結果は、次のとおりである。 加入状況 52年度中の加入総人員は10,166人で人口の8.81多であった。
市民交通傷害保険加入状況					
		区 分	加 入 人 員	保 険 料	市 負 担 金
		種 別			円
		一 般	6,669人	3,159,840円	
		児 童	2,564	758,750	455,250
		老 人	914	270,725	162,435
		保 護 家 庭	19	5,625	33,750
		合 計	10,166	4,194,940	621,060
市民交通傷害保険金支払状況 (昭和58年3月末現在)					
		分 類	保 険 金	件 数	保 険 金 支 払 額
		死 亡	800,000円	1件	800,000円
		後 遺 傷 害	500,000		
		治療期間 6ヶ月以上	120,000	8	960,000
		" 5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	2	180,000
		" 4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000		
		" 3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	3	150,000
		" 2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	9	270,000
		" 1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	22	440,000
		" 1週間以上1ヶ月未満	10,000	25	250,000
		" 1週間未満	5,000	4	20,000
		合 計		74	3,070,000

款	項	主要事業の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果	説明
		交通安全施設整備	57,073,000	56,946,400	交通安全対策特別交付金 19,182,000 国庫補助金 16,700,000 府補助金 7,500,000 一般財源 13,664,400		人口増加と車の激増により主要幹線道路はもろろん、市内各道路の事情は悪化する一方であり、その中でも交通事故多発地、なちびに多発するおそれのある地域に対し、交通事故防止のための交通安全施設(歩道、防護柵および道路反射鏡等)を設置し、市民の生活圏の安全を図った。
					1. 歩道 唐国・箕形線 納花山原石尾線 猪津池田下線 納花山原石尾線歩道舗装 府中阪本線車道拡幅	延長 延長 延長 延長 延長	222,360,000円 16,789,000円 3,028,000円 83,200,000円 190,000,000円
					2. 防護柵 下ノ宮・国分線 国分・倉ノ上線 信太2号線 伯太町 唐国・箕形線 国分・和田線 黒石・美木多線 春木・久井線	延長 延長 延長 延長 延長 延長 延長 延長	80,000円 85,000円 1,510,000円 300,000円 98,000円 1,180,000円 410,000円
					3. 区画線 池田下町 唐国町他 小野町 鶴山台1丁目 観音寺町 上町・上代町 緑ヶ丘町 太町	延長 延長 延長 延長 延長 延長 延長	180,000円 294,000円 173,000円 84,000円 68,000円 95,000円 412,000円 82,500円
					4. 道路反射鏡 小田町他 和気町他 " " 5. 水銀灯 鶴山台町	17ヶ所 14ヶ所 19ヶ所 " 2基	86,800円 740,000円 1,000,000円 800,000円 598,000円

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明
(7)	同和对策費	同和对策	27,000,000	27,000,000	一般財源 27,000,000	同和地区における、社会的、文化的、経済的生活の向上と、同和問題の解決に資するため、同和对策推進団体にに対し助成を行い、団体の健全育成と同和問題の解決に資した。
③	民生費					
(1)	社会福祉費	身体障害者福祉	33,650,000	30,849,206	国庫負担金 12,183,222 府補助金 20,238,01 一般財源 16,192,188	1. 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者のための補装具並びに更生医療給付等を行った。 手帳無料診断(129件) 補装具の交付(70件) 更生医療給付事業(7件)等の実施。 2. 身体障害者の更生のために更生支援施設等に収容し、更生に努めた。 収容人員 2名 3. 重度障害児等給付金の支給(1級~3級手帳所持該当者) 822件 4. 重度障害者福祉手当金の支給 延520件 5. 身体障害者家族養護事業 養 護 員 1 名 対象家庭 6件
		身体障害者解放 会館公有財産 入費	175,872,000	122,816,625	市 債 122,657,000 一般財源 159,625	身体障害者解放会館建設に伴う用地買収 用地面積 1,368.26㎡
		精神障害者福祉	263,090,000	262,864,555	国庫負担金 19,681,181 施設収容者負担 金 454,100 一般財源 6,201,174	1. 更生支援施設に対する収容措置をなし更生につとめた。 17名 2. 重度障害児等給付金の支給(1475以下) 128件

款 項	主要施設の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳	施 策 の 成 果 の 説 明
	老人福祉	95,230,000	90,889,993	国庫負担金 21,046,186 府負担金 224,297 府補助金 8,890,629 施設収容者負担 金 273,600 一般財源 59,905,381	1. 老人福祉法に基づき、老人福祉施設（養老老人ホーム、特別養老ホーム）に対する収容措置をなし、生活安定のための措置にとめた。 延べ 30名 2. 老人福祉法に基づき、老人の健康を守るため、60才以上65才未満の人に対する向老期健康診査を実施。 受診者数 380人 また、65才以上の老人を対象に老人健康診査事業を実施した。 受診者数 611人 3. 敬老祝金の支給 77才以上の老人1人当たり支給額5,000円、支給人員1,577名 4. 老人家庭養育士派遣事業 養育士 2名 対象家庭 12件
	老人憩の家建設事業	14,865,000	14,880,540	府補助金 3,000,000 地方債 10,400,000 一般財源 1,480,540	老人に対し、教養の向上とリクリエーション等の場を整備し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的として次のとおり事業を実施した。
	老人医療費助成	41,156,000	40,807,452	国庫負担金 17,808,000 府負担金 4,800,400 府補助金 119,289,000 一般財源 6,775,152	老人の健康の保持及び福祉の増進を図るため、65才以上の老人に対し、医療費の助成を行った。 医療費助成延件数 7,645,8件

名 称	和泉市立国府老人集会所
所 在 地	和泉市府中町810-5
構 造	鉄骨造 1階建
建 物 面 積	134.78㎡
敷 地 面 積	364㎡



款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果	説明
		障害者医療費助成	26,099,000	26,094,817	府補助金 2,050,918.9 一般財源 5,585,628	身体障害者及び精神障害者の健康の保持と生活の安定に寄与するため、身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、精神障害者の程度が規則で定める判定機関において重度であると判定された者、身体障害者手帳を保持し、かつ判定機関において精神薄弱の程度が中級であると判定された者を対象に医療費の助成を行った。 医療費助成延件数 3,313件	
		国民年金	74,088,000	72,897,880	国庫委託金 29,899,769 府補助金 14,000.0 雑入 8,640,000 一般財源 34,218,111	1. 未加入者及び未納者を対象に、各町国民年金委員の協力による実態調査及び毎月市広報により、市民に国民年金制度の趣旨を深めるためのチラシを行った結果、年度内加入者数2,610人、又庶所得者の申請免除836人の受付を行った。 2. 年度末現在の被保険者数 強制加入被保険者数 18,866人 任意加入 " 7,130人 合 計 25,996人 3. 年度末現在の年金支給状況	
		児童福祉	19,140,000	18,651,958.8	国庫負担金 14,510,888.3 国庫委託金 3,979,584 府補助金 1,340,380 府負担金 20,465,838 一般財源 1,562,545.8	家庭児童相談室 家庭における適正な児童教育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、児童相談所、保健所及び学校等と連絡を深め、相談及び指導に応じた。 相談員 1名 相談指導件数 389件 身体障害児家庭養育士派遣事業 重度の身体障害児の生活の安定に寄与するため養育士を派遣して、無料で適切な家事、介護等の日常生活の世話を行った。 養育士 1名 介護対象 2世帯	
	(2)	児童福祉費					

区分	高齢者		母子	準母子	遺児	新卒	通算老年
	1級	2級					
概出	3,782	90	20	82	0	2	24
福祉	3,062	856	17	5	0		298

款	項	主要事業の名称	予算額	支出予算額	財源内訳	施策の成果	説明																																										
(3) 生活保護費		社会福祉法人 済成会すいせい 保育園建設補助 事業	4,656,000.00	29,087,000.00	一般財源 29,087,000.00	<p>児童手当扶助 家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及貧困の向上を計るため、児童手当法に定める支給要件児童を算出し、かつこれと生計を同じくする受給資格者に対し児童手当の支給を行った。</p> <p>受給者数 2,809人 受給算定児童数 3,287人</p> <p>和気校区はここ数年人口増の著しい所であり、新設校区のため保育所がなく、又子育てのみの職従業者が少なく、近年の社会情勢により夫婦外勤世帯が多く、受給児童数の多い所で、この対策のため民間保育所を建設し補助したものである。</p> <p>保育園名 すいせい保育園 所在地 和気町32番地 定員 120名 建物の構造 重量鉄骨造り平家建 建物の面積 784.19㎡</p>	児童手当扶助 家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及貧困の向上を計るため、児童手当法に定める支給要件児童を算出し、かつこれと生計を同じくする受給資格者に対し児童手当の支給を行った。																																										
		福音寺第3北 児童園新設事業	700,000.00	698,000.00	府補助金 300,000.00 一般財源 369,000.00	<p>児童に酒当な遊び場を与え、児童の健康を促進し精神をたかめ、あわせて事故等から児童を守ることを目的として新設した。</p> <p>所在地 箕形町120-133 面積 500㎡</p>	児童に酒当な遊び場を与え、児童の健康を促進し精神をたかめ、あわせて事故等から児童を守ることを目的として新設した。																																										
		生活保護	1,105,142,000.00	1,104,487,421.00	国庫負担金 885,044,195.00 府負担金 15,427,000.00 一般財源 203,966,226.00	<p>毎年度生活保護基準が改訂され、昭和52年度に於いても、生活扶助基準が対前年度当初比で12.8%引き上げられ、被保護者に対する経済的保護の改善に有効に資した。</p> <p>尚、年度間に於ける保護の実施状況は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶助別</th> <th>被保護延世帯数</th> <th>扶助延人員</th> <th>扶助費支出額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活扶助</td> <td rowspan="5">8,659</td> <td>16,984人</td> <td>40,771,980.00円</td> <td rowspan="5">定額保護延人員 18,429人</td> </tr> <tr> <td>住宅扶助</td> <td>1,874人</td> <td>4,268,224.80円</td> </tr> <tr> <td>教育扶助</td> <td>397人</td> <td>1,530,453.34円</td> </tr> <tr> <td>医療扶助</td> <td>9,601人</td> <td>63,473,818.70円</td> </tr> <tr> <td>出生率扶助</td> <td>3人</td> <td>1,974.20円</td> </tr> <tr> <td>葬祭扶助</td> <td></td> <td>27人</td> <td>5,954.80円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td></td> <td>18人</td> <td>55,876.00円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td></td> <td>32人</td> <td>20,669.94円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,659</td> <td>44,384</td> <td>110,448,742.10円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	扶助別	被保護延世帯数	扶助延人員	扶助費支出額	備考	生活扶助	8,659	16,984人	40,771,980.00円	定額保護延人員 18,429人	住宅扶助	1,874人	4,268,224.80円	教育扶助	397人	1,530,453.34円	医療扶助	9,601人	63,473,818.70円	出生率扶助	3人	1,974.20円	葬祭扶助		27人	5,954.80円		施設費		18人	55,876.00円		施設費		32人	20,669.94円		合計	8,659	44,384	110,448,742.10円		毎年度生活保護基準が改訂され、昭和52年度に於いても、生活扶助基準が対前年度当初比で12.8%引き上げられ、被保護者に対する経済的保護の改善に有効に資した。尚、年度間に於ける保護の実施状況は次のとおりである。
扶助別	被保護延世帯数	扶助延人員	扶助費支出額	備考																																													
生活扶助	8,659	16,984人	40,771,980.00円	定額保護延人員 18,429人																																													
住宅扶助		1,874人	4,268,224.80円																																														
教育扶助		397人	1,530,453.34円																																														
医療扶助		9,601人	63,473,818.70円																																														
出生率扶助		3人	1,974.20円																																														
葬祭扶助		27人	5,954.80円																																														
施設費		18人	55,876.00円																																														
施設費		32人	20,669.94円																																														
合計	8,659	44,384	110,448,742.10円																																														

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果	説明																																																														
① 衛生費	(1) 予防衛生費	母子衛生対策	5,479,000	3,243,980	府補助金 2,069,581 一般財源 1,174,399	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">出産扶助費</th> <th colspan="2">妊産婦診療費支給者数</th> </tr> <tr> <th>健康保険加入者</th> <th>国民保険加入者</th> <th>国民保険加入者(流産)</th> <th>支給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95,000円</td> <td>155,000円</td> <td>45,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>9人</td> <td>7人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28件</td> </tr> </tbody> </table>	出産扶助費		妊産婦診療費支給者数		健康保険加入者	国民保険加入者	国民保険加入者(流産)	支給者数	95,000円	155,000円	45,000円		17人	9人	7人	21人				28件	<p>妊産婦及び乳児の健康を促進する目的で行った。</p> <p>(1) 妊産婦対策実施状況</p> <p>同和対策の一環として和泉市内の同和地区に居住する妊婦が分娩する場合に支給した。</p> <p>(2) 母子栄養強化食品実施状況</p> <p>母子の栄養と健康を促進する目的で生活保護世帯(市町村民税が非課税世帯もしくは均等割の世帯)に妊婦6ヶ月間、産婦3ヶ月間、乳児9ヶ月間にそれぞれ牛乳を1日1本支給した。</p>																																										
							出産扶助費		妊産婦診療費支給者数																																																												
健康保険加入者	国民保険加入者	国民保険加入者(流産)	支給者数																																																																		
95,000円	155,000円	45,000円																																																																			
17人	9人	7人	21人																																																																		
			28件																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">受給者数</th> <th colspan="2">受給本数</th> </tr> <tr> <th>妊産婦</th> <th>乳児</th> <th>妊産婦</th> <th>乳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者数</td> <td>186人</td> <td>250人</td> <td>436人</td> <td>7,605本</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32人</td> <td></td> <td></td> <td>13,257本</td> </tr> </tbody> </table>	区分	受給者数		受給本数		妊産婦	乳児	妊産婦	乳児	申請者数	186人	250人	436人	7,605本	計	32人			13,257本																																																		
区分		受給者数		受給本数																																																																	
	妊産婦	乳児	妊産婦	乳児																																																																	
申請者数	186人	250人	436人	7,605本																																																																	
計	32人			13,257本																																																																	
		住民保健対策	28,165,000	27,414,969	府補助金 5,254,295 府委託金 179,200 雑入 11,125,050 一般財源 10,856,424	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">対象者数</th> <th colspan="2">接種人数</th> <th colspan="2">実施率</th> </tr> <tr> <th>妊産婦</th> <th>乳児</th> <th>妊産婦</th> <th>乳児</th> <th>妊産婦</th> <th>乳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td>2,907</td> <td>1,025</td> <td>352</td> <td>864</td> <td>12.1%</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,777</td> <td>1,014</td> <td>570</td> <td>868</td> <td>32.1%</td> <td>85.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,684</td> <td>2,039</td> <td>922</td> <td>1,732</td> <td>19.7%</td> <td>84.5%</td> </tr> <tr> <td>上半期</td> <td>3,048</td> <td>1,165</td> <td>382</td> <td>991</td> <td>12.5%</td> <td>85.1%</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,582</td> <td>984</td> <td>621</td> <td>828</td> <td>39.2%</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,630</td> <td>2,149</td> <td>1,003</td> <td>1,819</td> <td>21.7%</td> <td>84.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,314</td> <td>4,188</td> <td>4,499</td> <td>3,551</td> <td>49.3%</td> <td>84.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者数		接種人数		実施率		妊産婦	乳児	妊産婦	乳児	妊産婦	乳児	上半期	2,907	1,025	352	864	12.1%	83.3%	下半期	1,777	1,014	570	868	32.1%	85.6%	計	4,684	2,039	922	1,732	19.7%	84.5%	上半期	3,048	1,165	382	991	12.5%	85.1%	下半期	1,582	984	621	828	39.2%	84.3%	計	4,630	2,149	1,003	1,819	21.7%	84.7%	合計	9,314	4,188	4,499	3,551	49.3%	84.3%	<p>伝染病の予防に万全を期し、市民の予防衛生思想の向上と健康保持に努めた。</p> <p>(1) 急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況</p> <p>生後3ヶ月から48ヶ月以内の乳児を対象に4月と12月の年2回生ポリオワクチンを投与し、その成果は次のとおりです。</p>
								区分	対象者数		接種人数		実施率																																																								
妊産婦	乳児	妊産婦	乳児	妊産婦	乳児																																																																
上半期	2,907	1,025	352	864	12.1%	83.3%																																																															
下半期	1,777	1,014	570	868	32.1%	85.6%																																																															
計	4,684	2,039	922	1,732	19.7%	84.5%																																																															
上半期	3,048	1,165	382	991	12.5%	85.1%																																																															
下半期	1,582	984	621	828	39.2%	84.3%																																																															
計	4,630	2,149	1,003	1,819	21.7%	84.7%																																																															
合計	9,314	4,188	4,499	3,551	49.3%	84.3%																																																															

款	項	主要施策の名称	予算額	支出予算額	財源内訳	施策の概要	説明																																																																								
						<p>急性状白熱炎の発生は生ワクチンの投与によって急激に減少したが、免疫水準が低下すると再び流行するおそれがあるので、今後も生ワクチンの投与を継続して実施する。</p> <p>(2) 日本脳炎予防接種実施状況</p> <p>昭和52年5月6日から6月23日まで35日間実施。なお保育園、幼稚園は3、4、5才児、小学校は1、3、5年生、中学校は1、3年生とし、一歳は8才以上15才までの希望者を対象として実施した。</p> <table border="1" data-bbox="384 231 507 927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>一歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種数</td> <td>2,740</td> <td>1,771</td> <td>6,076</td> <td>3,397</td> <td>920</td> <td>14,904</td> </tr> <tr> <td>接種数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 乳幼児、住民結核検査実施状況</p> <p>結核の早期発見と住民の健康保持に万全を期するため、7月、8月に百日、レントゲン撮影を任々木診療所に委託し、精密検査まで実施しており、乳幼児、ツバムカシ反応、みここ接種は、和泉保健所及び和泉市医師会の協力を得て実施した。</p> <p>1. 乳幼児検査は生後3ヶ月から4.8ヶ月以内のもので、一度も検査を受けていない者を対象として実施した。</p> <table border="1" data-bbox="713 212 836 946"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">ツバムカシ反応検査</th> <th colspan="2">BCG接種</th> </tr> <tr> <th>反応検査数</th> <th>ツバムカシ反応検査</th> <th>陽性</th> <th>陰性</th> <th>接種者数</th> <th>接種者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,874</td> <td>2,365</td> <td>2,311</td> <td>402</td> <td>54</td> <td>219</td> <td>2,038</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,946</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 住民結核検査は満15才以上の和泉市民（但し、学校及び事業所に検査を受けている人は除く）を対象として実施した。</p> <table border="1" data-bbox="919 231 1029 927"> <thead> <tr> <th colspan="2">受診者数</th> <th colspan="2">要精検者数</th> <th colspan="2">精検受診者数</th> <th colspan="2">精検検査結果</th> </tr> <tr> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> <th>要精検者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,385</td> <td>82</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ジフテリア、破傷風（二種混合）予防接種実施状況</p> <p>昭和53年2月1日から昭和53年8月30日まで1期間、市内各小学校で実施。第1期は生後2.4ヶ月以上4.8ヶ月以内の幼児（8週間おきに8回）、第2期は連</p>	区分	幼稚園	保育園	小学校	中学校	一歳	合計	接種数	2,740	1,771	6,076	3,397	920	14,904	接種数							区分	ツバムカシ反応検査				BCG接種		反応検査数	ツバムカシ反応検査	陽性	陰性	接種者数	接種者数	5,874	2,365	2,311	402	54	219	2,038							1,946	受診者数		要精検者数		精検受診者数		精検検査結果		要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	2,385	82	27	0	6	21			
区分	幼稚園	保育園	小学校	中学校	一歳	合計																																																																									
接種数	2,740	1,771	6,076	3,397	920	14,904																																																																									
接種数																																																																															
区分	ツバムカシ反応検査				BCG接種																																																																										
	反応検査数	ツバムカシ反応検査	陽性	陰性	接種者数	接種者数																																																																									
5,874	2,365	2,311	402	54	219	2,038																																																																									
						1,946																																																																									
受診者数		要精検者数		精検受診者数		精検検査結果																																																																									
要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数	要精検者数																																																																								
2,385	82	27	0	6	21																																																																										

款	項	主要施策の名称	予算額	支出予算	財源内訳	施策の成果	説明																															
						<p>加免(1回接種)でいづれも二種混合ワクチンを使用し、第8期は昭和58年3月に小学校卒業児にツフチアトキソイドを接種した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">第1期接種者数 (3回の内2回以上の接種者)</th> <th colspan="2">第2期</th> <th colspan="2">第3期</th> <th rowspan="2">接種済延人数</th> </tr> <tr> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>3,972</td> <td>2,217</td> <td>549</td> <td>562</td> <td>1,962</td> <td>1,823</td> <td>4,602</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1期接種者数 (3回の内2回以上の接種者)		第2期		第3期		接種済延人数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	計	3,972	2,217	549	562	1,962	1,823	4,602										
区分	第1期接種者数 (3回の内2回以上の接種者)		第2期		第3期			接種済延人数																														
	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数																																
計	3,972	2,217	549	562	1,962	1,823	4,602																															
						<p>(5) インフルエンザ(流感)予防接種実施状況</p> <p>昭和52年9月26日から12月7日までの期間、市内各小、中学校にて実施。対象者は小、中学校、幼稚園、保育園の児童生徒、園児である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">保育園</th> <th colspan="2">幼稚園</th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> <th>該当者数</th> <th>接種者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>1,869</td> <td>3,108</td> <td>2925</td> <td>4,539</td> <td>12,964</td> <td>22,984</td> <td>5,680</td> <td>10,427</td> <td>41,177</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 総合計の中に朝鮮初級学校、佐野養護学校等含む。</p>	区分	保育園		幼稚園		小学校		中学校		合計	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	計	1,869	3,108	2925	4,539	12,964	22,984	5,680	10,427	41,177				
区分	保育園		幼稚園		小学校			中学校		合計																												
	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数																														
計	1,869	3,108	2925	4,539	12,964	22,984	5,680	10,427	41,177																													
						<p>(6) 飼犬登録実施状況</p> <p>年2回春と秋に市内各所にて飼犬登録事務を実施し、平日は衛生窓口で受け付けた。(保健所及び獣医でも受け付けた。)春は昭和52年4月1日から4月15日までの土、日曜日を除く11日間、秋は昭和52年10月3日から10月17日までの土、日曜日を除く10日間で開催した。春の登録は1,282頭、秋の登録は3,783頭、昭和52年4月1日から昭和58年3月31日までの登録数は1,792頭であった。</p> <p>(7) 胃集団検査実施状況</p> <p>昭和52年6月10日から7月26日の間、市内21会場で35以上の全市民を対象として希望者に実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">実施回数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th rowspan="2">異常なし</th> <th rowspan="2">症状に 応じて 検査</th> <th colspan="6">検査結果区分</th> </tr> <tr> <th>胃ガン</th> <th>胃ガリ</th> <th>胃炎</th> <th>十二指腸潰瘍</th> <th>十二指腸がん</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>899</td> <td>842</td> <td>6</td> <td>51</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施回数	受診者数	異常なし	症状に 応じて 検査	検査結果区分						胃ガン	胃ガリ	胃炎	十二指腸潰瘍	十二指腸がん	他	計	21	899	842	6	51	1	0	5	3	1	1	1	2	
区分	実施回数	受診者数	異常なし	症状に 応じて 検査	検査結果区分																																	
					胃ガン	胃ガリ	胃炎	十二指腸潰瘍	十二指腸がん	他																												
計	21	899	842	6	51	1	0	5	3	1	1	1	2																									

項	主要事業の名称	予算額	支出予算	財源内訳	実施の成果の概要
1	診療所対策	7,212,800	6,710,775.4	府補助金 3,800,000 雑収入 4,600,000 一般財源 1,730,775.4	(和泉診療所) 向和地域における住民の健康を増進し、予防衛生思想並びに医療レベル向上に積極的に対処した。 (南播山診療所) 南播山地区住民の健康保持増進のため、本市と植山農業協同組合長との間に契約を締結し、毎週月曜日から午後3時から午後4時30分までと、金曜日から午後2時から午後3時30分まで南播山診療所において診療を行った。
2	休日急病診療所の運営管理費	2,019,200	1,647,933.0	府補助金 1,502,000 医療収入 7,660,964 一般財源 7,316,366	休日急病診療所の運営は地区医師会、薬剤師会等はし、市内医療団体系(映霞)の協力を得てより実施した。 診療所の運営概要 診療日 日曜日、国民の祝日に關する法律に規定する日。 診療時間 年末年始(12月31日～1月3日) 内科、小児科 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで ただし、診療受付時間は午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで 従事者 医師2名(内科1名、小児科1名) 和泉市医師会の輪番制並びに大学病院より応援医師等。 薬剤師1名 但し年末年始2名 和泉市薬剤師会の輪番制 看護婦2名(内科1名、小児科1名) 非常勤10名の輪番制 事務長1名、非常勤1名 事務員1名、非常勤6名の輪番制

款	項	主要事業の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明											
						業務実績											
						月別	内科(6才以上)		小児科(6才未満)		計		二次病院搬送				
管内 人	管外 人	管内 人	管外 人	管内 人	管外 人		管内 人	管外 人	(救急車) 1人	(自家用車) 0人							
						76	69	7	68	62	1	189	181	8	1	(救急車) 1人	(自家用車) 0人
						118	110	8	98	89	4	211	199	12	1	(救急車) 0人	(自家用車) 1人
						111	105	6	60	60	0	171	165	6	4	(救急車) 0人	(自家用車) 4人
						112	107	5	95	94	1	207	201	6	2	(救急車) 1人	(自家用車) 1人
						68	59	9	66	64	2	134	128	11	1	(救急車) 0人	(自家用車) 1人
						68	65	3	71	70	1	139	135	4	4	(救急車) 0人	(自家用車) 4人
						98	95	3	69	64	5	162	149	19	2	(救急車) 0人	(自家用車) 2人
						82	75	7	68	59	4	145	134	11	0	(救急車) 0人	(自家用車) 0人
						104	92	12	102	97	5	206	189	17	6	(救急車) 0人	(自家用車) 6人
						190	169	21	187	169	18	377	368	39	1	(救急車) 0人	(自家用車) 1人
						70	68	7	173	168	5	243	231	12	1	(救急車) 1人	(自家用車) 0人
						48	44	4	45	40	5	93	84	9	0	(救急車) 0人	(自家用車) 0人
						1,140	1,043	97	1,037	1,066	51	2,227	2,079	148	25	(救急車) 2人	(自家用車) 21人
						17	16	1	17	16	1	34	32	2	1/3		

款	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明																																																																
(2) 環境衛生費	し尿、塵芥処理対策	1,011,482,000	1,010,881,109	一般廃棄物処理業者許可手数料 30,000 し尿、浄化槽汚濁許可申請手数料 9,000 再生利用品売却代 1,161,456 市債 88,100,000 一般財源 921,530,658	<p>この経費の主なものは東北環境整備施設組合分担金の他、し尿及び塵芥の収集、松尾山不燃性廃棄物処理場の用地買収及び樹木の伐倒に要したものである。</p> <p>し尿の収集処理は次の通りで、特に山間部においては前年同様中継措置により円滑が期されている。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 52年度し尿投入実績 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業者別</th> <th>相模衛生</th> <th>金華商事</th> <th>丸岡清隆</th> <th>本多衛生</th> <th>南大沢環境調整</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投入台数</td> <td>1,0698台</td> <td>7,158台</td> <td>4,011台</td> <td>2,291台</td> <td>2,160台</td> <td>2,6318台</td> </tr> <tr> <td>投入量</td> <td>1,92564t</td> <td>1,28844t</td> <td>72,198t</td> <td>41,238t</td> <td>3888t</td> <td>4,33724t</td> </tr> </tbody> </table> <p>塵芥の処理については、一般家庭は無料とし全地蔵業者委託により処理し、不燃性廃棄物(燃えないゴミ)の収集処理は直営により収集計画に基づき、処理場に立てて処分を行った。</p> <p>又、占有者独自の処理場搬入についても、燃えるゴミ、燃えないゴミとを区分し、搬入許可証を発行し、不法投棄防止と環境美化が期されている。これ等に要する経費については、特に不燃性物収集用トラック(2:車1台)及び処理場に対し多額を要しているがその成果が大きい。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 52年度焼却場への搬入実績 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">委 託</th> <th colspan="2">そ の 他</th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th>搬入量</th> <th>台数</th> <th>搬入量</th> <th>台数</th> <th>搬入量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>784台</td> <td>876t</td> <td>14,733t</td> <td>26,320t</td> <td>5,477t</td> <td>2,904t</td> <td>20,994t</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29,100t</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(その他は市民が直接焼却場に搬入したもた)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 52年度不燃性廃棄物処理実績 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>黒石第1処理場</th> <th>箕形処理場</th> <th>小田処理場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市直営</td> <td>151t</td> <td>661t</td> <td>2,780t</td> </tr> <tr> <td>市民持参</td> <td>140t</td> <td>7t</td> <td>631t</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>291t</td> <td>668t</td> <td>3,411t</td> </tr> </tbody> </table> <p>松尾山不燃性廃棄物処理場用地取得            処理場としての必要用地19筆(内借地1筆)の内、昭和50年度において15筆を取得しておりますが、残り4筆が未了となりました。よって残り4筆を取得したものである。</p>	業者別	相模衛生	金華商事	丸岡清隆	本多衛生	南大沢環境調整	合 計	投入台数	1,0698台	7,158台	4,011台	2,291台	2,160台	2,6318台	投入量	1,92564t	1,28844t	72,198t	41,238t	3888t	4,33724t	地区	委 託		そ の 他		合 計		台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量	784台	876t	14,733t	26,320t	5,477t	2,904t	20,994t							29,100t		黒石第1処理場	箕形処理場	小田処理場	市直営	151t	661t	2,780t	市民持参	140t	7t	631t	計	291t	668t	3,411t
業者別	相模衛生	金華商事	丸岡清隆	本多衛生	南大沢環境調整	合 計																																																															
投入台数	1,0698台	7,158台	4,011台	2,291台	2,160台	2,6318台																																																															
投入量	1,92564t	1,28844t	72,198t	41,238t	3888t	4,33724t																																																															
地区	委 託		そ の 他		合 計																																																																
	台数	搬入量	台数	搬入量	台数	搬入量																																																															
784台	876t	14,733t	26,320t	5,477t	2,904t	20,994t																																																															
						29,100t																																																															
	黒石第1処理場	箕形処理場	小田処理場																																																																		
市直営	151t	661t	2,780t																																																																		
市民持参	140t	7t	631t																																																																		
計	291t	668t	3,411t																																																																		



款	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の概要	説明																																																																																																																																																																																						
(3) 基地管理費	基地及び市営葬儀	39,396,000	87,612,060	葬儀使用料 35,986,000 一般財源 1,626,060	<p>これにより必要用地を全部確保でき、処埋地としての必要施設等施行により将来不燃物の埋立地として多年にわたり使用できるものであります。</p> <p>松尾山不燃物処埋地の樹木伐倒 市所有の埋立予定地にあるみかん樹等に害虫が発生し、附近みかん園に被害を及ぼしているため、樹木等伐倒を委託したものであります。</p> <p>市営葬儀実績 この施策は市営葬儀による霊園施設の他、葬儀受付に伴うすべての経費による取扱いの件数である。</p>	<p>施策の成果 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5段飾</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>4段飾</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>3段飾</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>2段飾</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>祭壇なし</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>火葬のみ</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>死産</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>胎産</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>犬猫</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>68</td> <td>80</td> <td>62</td> <td>79</td> <td>78</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>78</td> <td>88</td> <td>89</td> <td>76</td> <td>93</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>葬儀火葬件数</td> <td>40</td> <td>44</td> <td>38</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>43</td> <td>62</td> <td>570</td> </tr> </tbody> </table>	区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	5段飾	6	6	10	14	5	8	7	11	11	11	11	14	111	4段飾	17	13	12	18	12	10	12	13	15	10	14	16	162	3段飾	5	8	7	10	11	12	10	17	9	13	13	18	133	2段飾	5	9	8	5	7	9	8	6	9	17	2	9	94	祭壇なし	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	7	火葬のみ	4	4	5	5	6	2	6	7	7	7	2	5	60	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	死産	2	9	6	4	4	3	3	5	6	4	6	5	57	胎産	5	3	1	3	5	2	1	2	2	2	4	2	32	犬猫	21	24	17	22	19	16	11	21	24	23	23	24	245	計	68	80	62	79	78	59	59	78	88	89	76	93	904	葬儀火葬件数	40	44	38	50	50	38	44	50	51	60	43	62	570
区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計																																																																																																																																																																															
5段飾	6	6	10	14	5	8	7	11	11	11	11	14	111																																																																																																																																																																															
4段飾	17	13	12	18	12	10	12	13	15	10	14	16	162																																																																																																																																																																															
3段飾	5	8	7	10	11	12	10	17	9	13	13	18	133																																																																																																																																																																															
2段飾	5	9	8	5	7	9	8	6	9	17	2	9	94																																																																																																																																																																															
祭壇なし	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	7																																																																																																																																																																															
火葬のみ	4	4	5	5	6	2	6	7	7	7	2	5	60																																																																																																																																																																															
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3																																																																																																																																																																															
死産	2	9	6	4	4	3	3	5	6	4	6	5	57																																																																																																																																																																															
胎産	5	3	1	3	5	2	1	2	2	2	4	2	32																																																																																																																																																																															
犬猫	21	24	17	22	19	16	11	21	24	23	23	24	245																																																																																																																																																																															
計	68	80	62	79	78	59	59	78	88	89	76	93	904																																																																																																																																																																															
葬儀火葬件数	40	44	38	50	50	38	44	50	51	60	43	62	570																																																																																																																																																																															

款 項	主要施業の名称	予 算 額	支 出 資 額	財 源 内 訳	成 果 の 概 説
⑥ 農林水産業費					
(1) 農業費	農業委員会費	21,121,000	21,070,170	府補助金 5,320,500 手数料 84,800 農業者年金業務 委託料 44,800 一般財源 15,620,070	<p>1. 農地その他の法令による農地利用関係の調整を行なった。七の件数は次のとおりである。</p> <p>(1) 農地所有権移転(第3条) 委員会許可 90件 " " 知事許可 33件 (2) 農地質賃借権設定 4件 (3) 農地使用賃借権設定 10件 (4) 農地転用(第4条) 許可申請 59件 " " 届 出 59件 (5) 農地転用を伴なり所有権移転(第5条) 許可申請 32件 " " 届 出 209件 (6) 農地小作地解約(第20条) 12件 (7) 農地使用賃借附約 0件 (8) 現況証明願 16件 (9) 申請取下げ願 2件 00 許可及び受理取消 18件 01 事業計画変更申請 8件 02 競売適格証明願 15件 03 小作地認定願 1件 04 農地取得資金 1件 05 災害資金 99件 06 各種証明 1,68件 07 転用事実証明願 256件 08 相続納税猶予に関する適格者証明 18件 贈与税に関する適格者証明 4件</p> <p>上記申請審議のため開催した農地部会12回。なお現地調査は七の都度行なった。</p> <p>2. 農政関係 農業委員会等に関する法律で定められた委員会の所掌事務の内、農政関係について行なった主なものは次のとおりである。 (1) 臨時雇用賃金調査</p>

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の概要	結果																								
		農業振興対策	88,777,000	88,300,045	府補助金 7,843,640.00 府委託金 2,270,000 地元分担金 1,060,000 市債 6,500,000.00 一般財源 7,077,664.5	(2) 農地売買価格調査 (3) 農地移動転用実態調査 (4) 農地の宅地なみ賦税対策 (5) 農地の相続税対策 (6) 農業者年金加入促進対策 (7) 農業委員会全農協議会 10回  ① うんしゆりみかん摘果推進事業 うんしゆりみかんの摘果結果を防止するとともに市場価格の高いみかかんを安定的に生産するため、本事業の実施により摘果啓蒙指導と共同摘果を強力に推進し、みかかん経営の安定化を図った。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>事業の内容</th> <th>事業費</th> <th>府補助金</th> <th>市債</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 摘果指導事業</td> <td>1. 講習会開催 3回 2. 巡回指導 2回 3. 摘果確認 3回</td> <td>326,000</td> <td>163,000</td> <td>163,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 共同摘果事業</td> <td>1. 摘果回数 80回 2. 参加農家 850戸 3. 摘果対象面積 810ha</td> <td>2,199,000</td> <td>2,199,000</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2,525,000</td> <td>2,362,000</td> <td>163,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の内容	事業費	府補助金	市債	区分	1. 摘果指導事業	1. 講習会開催 3回 2. 巡回指導 2回 3. 摘果確認 3回	326,000	163,000	163,000		2. 共同摘果事業	1. 摘果回数 80回 2. 参加農家 850戸 3. 摘果対象面積 810ha	2,199,000	2,199,000	0		計		2,525,000	2,362,000	163,000	
事業の種類	事業の内容	事業費	府補助金	市債	区分																										
1. 摘果指導事業	1. 講習会開催 3回 2. 巡回指導 2回 3. 摘果確認 3回	326,000	163,000	163,000																											
2. 共同摘果事業	1. 摘果回数 80回 2. 参加農家 850戸 3. 摘果対象面積 810ha	2,199,000	2,199,000	0																											
計		2,525,000	2,362,000	163,000																											
		③ うんしゆりみかん改種等緊急促進対策事業 うんしゆりみかんの不良系統圃、老木圃等の低位生産圃を中心に改種等を積極的に行うことにより、生産調整を図るとともに、良品質の果実の生産増大を図った。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体名</th> <th>事業実施地区名</th> <th>受益圃面積 (ha)</th> <th>圃数 (戸)</th> <th>植付内容</th> <th>事業費</th> <th>府補助金</th> <th>負担区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市 樹果振興会</td> <td>樹山、兩池田 兩樹山 省農協管内</td> <td>19.45</td> <td>79</td> <td>うんしゆりみかん ハツタク 工中継費</td> <td>7,781,065 1,617,470 735,600 171,865</td> <td>7,781,065 1,617,470 735,600 171,865</td> <td>府補助金 地元負担</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10,306,000</td> <td>5,153,000</td> <td>5,153,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業主体名	事業実施地区名	受益圃面積 (ha)	圃数 (戸)	植付内容	事業費	府補助金	負担区分	和泉市 樹果振興会	樹山、兩池田 兩樹山 省農協管内	19.45	79	うんしゆりみかん ハツタク 工中継費	7,781,065 1,617,470 735,600 171,865	7,781,065 1,617,470 735,600 171,865	府補助金 地元負担	計					10,306,000	5,153,000	5,153,000	
事業主体名	事業実施地区名	受益圃面積 (ha)	圃数 (戸)	植付内容	事業費	府補助金	負担区分																								
和泉市 樹果振興会	樹山、兩池田 兩樹山 省農協管内	19.45	79	うんしゆりみかん ハツタク 工中継費	7,781,065 1,617,470 735,600 171,865	7,781,065 1,617,470 735,600 171,865	府補助金 地元負担																								
計					10,306,000	5,153,000	5,153,000																								

款	項	主要施策の名称	予算額	支出予算額	財源内訳	施策の成果の状況	明	
3	国営団地整備事業	国営団地整備事業 横山農協管内九鬼地区農業者の強い要望により本事業を採択し、農道と近代化施設の有機的連絡を整備することにより、実施区域内の自主経営農家の育成と経営の省力化、健康保持に努め、生産性の向上を図った。						
			事業種目	認定場所	事業主体名	事業量	事業費	府補助金
	農道	和泉市 九鬼町	和泉市 九鬼町	1. = 217.0 ㎡ 1. = 3.0 ㎡	5,300,000 円	3,180,000 円	1,050,000 円	1,060,000 円
	研修施設	和泉市 九鬼町	和泉市 九鬼町	5.1 ha	10,923,000 円	6,553,000 円	1,092,000 円	3,278,000 円
	計				16,223,000 円	9,733,000 円	2,152,000 円	4,338,000 円
4	第二次農業構造改善事業の実施	第二次農業構造改善事業の実施 横山農業協同組合管内農業者の強い要望があった経営の近代化と合理化を図るべく、近代化施設整備事業を横山西地区に於て実施した。						
			事業種目	事業場所	事業主体名	事業量	事業費	府補助金
	防除施設	和泉地区 防除組合	和泉地区 防除組合	11.1 ha	71,370,000 円	63,527,000 円	637,000 円	6,500,000 円
5	地域農業後継者対策特別事業の実施	地域農業後継者対策特別事業の実施 農村地域において若年労働力の流出、新規就業者の減少、農業生産の担い手の老齢化が進行し、次代の農業の担い手の農業後継者の育成を図るため関係者（市教育委員会、農業委員会、農業協同組合、東北地区農業改良普及所）が一体となって農業後継者対策の推進を図った。						
			事業種目	事業場所	事業主体名	事業量	事業費	府補助金
	水田総合利用対策事業	水田総合利用対策事業	水田総合利用対策事業					
	米の恒常的な過剰生産傾向に対処して需給の均衡を図り、あわせて地域の特性に応じた農業生産を確立するため、農業者及び関係団体の協力を得て稲から他作物への転換の促進を図った。							

款	項	主要産物の名称	子	額	出	資	産	内	産	5.2年度実績				経過措置 対象作物 対象作物 9.6		
										項目	面積	調整数量	実効補助金		経費	
															費用	経費
	和	和	和	和	和	和	和	和	和	1,376.6 <sup>a</sup>	46,254	3,982,528 <sup>a</sup>	865.3 <sup>a</sup>	561.7 <sup>a</sup>	9.6	
	香	香	香	香	香	香	香	香	香	128.9	4,331	377,770	81.3	47.6	0	
	信	信	信	信	信	信	信	信	信	517.7	17,394	1,680,610	488.9	28.8	0	
	北	北	北	北	北	北	北	北	北	1,664.6	55,981	5,216,786	1,364.8	291.4	8.4	
	南	南	南	南	南	南	南	南	南	1,489.1	50,084	4,751,762	1,161.4	165.8	161.9	
	徳	徳	徳	徳	徳	徳	徳	徳	徳	1,822.0	61,219	5,726,096	1,376.1	325.8	120.1	
	南	南	南	南	南	南	南	南	南	103.6	3,481	305,594	32.2	64.5	6.9	
	北	北	北	北	北	北	北	北	北	1,040.2	34,951	3,197,284	590.7	258.5	191.0	
	北	北	北	北	北	北	北	北	北	496.2	16,672	1,516,602	372.8	120.7	2.7	
	小	小	小	小	小	小	小	小	小	51.9	1,744	171,270	51.9	0	0	
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	8,690.8	292,011	26,806,292	6,826.4	1,864.6	500.6	

立 政府売渡米穀事前売渡業務  
 稲作の5.2年度産米を食糧管理法に基づき価格安定されている政府事前売渡米として買上げ出来るよう関係団体の協力をもとに実施した。

産協名	生産者数	事前売渡申込限数量
和泉	111人	3,953個
幸	6	136
信太	16	766
北池田	83	4,240
南池田	112	2,849
徳島	3	66
南松尾	6	315
北松尾	9	355
小田	24	1,006
計	370	13,686

款	項	主要施策の名称	予算額	支出実績	新年度内訳	実施概要	成果	説明	
16	畜産関係施設整備業務	農業経営の近代化と合理化をはかり、あわせて農家経済の安定を築くため、借入金等に対し融資給付を下記のとおり行った。	3,217,000	3,199,117	府補助金 1,930,000 一般財源 1,269,117	農業改良資金	10件	6,127,000円	
						農業近代化資金	19件	4,452,000円	
17	畜産振興政策		3,217,000	3,199,117		1 防疫事業	乳牛結核検査	363頭	
						ブルセラ病検査	363頭		
						肝てつ検査	362頭(陽性 229頭)		
						肝てつ駆除	207頭		
						秋そ予防注射	624頭(春・秋 2回)		
						牛流行性感冒予防注射	332頭		
						馬伝染性負血検査	109頭		
						鹿ノ病検査	842群		
						ニモニコカックスルル病抗体検査	1,360羽		
						IBR予防注射	220頭		
2	養蜂飼養指導事業					養蜂振興法及び大阪府養蜂みづばちの飼育の規則に関する条例に基づき、飼育届及び転飼許可申請の履行義務の指導と、7~8月にかけて分割(野生蜂を含む)の苦情について関係業者の協力を得てこれを補償し、危害の防止に努めた。	養蜂業者届出数	16件	883群
						府条例届出数	4件	9群	
						転飼許可	13件	763群	
						密蜂分割処理件数	16件		
3	畜産コンサルタント事業					多頭羽飼育による生産性の高い家畜経営の健全な発展を助長し、もって農業生産性の向上と農業所得の増大を図るため、次のとおり指定され受給した。			

款	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の概要	説明																													
					<p>④ 畜産公害対策</p> <p>船舶 中核農業者講習会事業 新規 望堂町 紀之定 忠量</p> <p>養原処理、努力の省力化と悪臭並びに水質汚濁を防ぎ、畜産経営の安定を計るため、次のとおり乾燥装置を設置した。</p>																														
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業主体名</th> <th rowspan="2">設置箇所</th> <th rowspan="2">受益戸数</th> <th rowspan="2">事業内容</th> <th colspan="2">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>補助金</th> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">畜産経営環境整備事業</td> <td>和泉市農協</td> <td>阪本町 297</td> <td>8</td> <td>レニールハウス 291.6㎡</td> <td>965,000</td> <td>772,000</td> </tr> <tr> <td>坂田協議会</td> <td>阪本町 497</td> <td>8</td> <td>乾燥機 3台</td> <td>193,000</td> <td>193,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>1,930,000</td> <td>1,544,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体名	設置箇所	受益戸数	事業内容	財源内訳		補助金	負担金	畜産経営環境整備事業	和泉市農協	阪本町 297	8	レニールハウス 291.6㎡	965,000	772,000	坂田協議会	阪本町 497	8	乾燥機 3台	193,000	193,000	合計			6		1,930,000	1,544,000	
事業名	事業主体名	設置箇所	受益戸数	事業内容	財源内訳																														
					補助金	負担金																													
畜産経営環境整備事業	和泉市農協	阪本町 297	8	レニールハウス 291.6㎡	965,000	772,000																													
	坂田協議会	阪本町 497	8	乾燥機 3台	193,000	193,000																													
合計			6		1,930,000	1,544,000																													
					<p>(附則) 総事業費 5,580,000円</p> <p>内リース事業 1,720,000円</p> <p>補助対象事業費 3,860,000円</p>																														
					<p>⑤ 鶏卵計画生産推進指導事業</p> <p>近年鶏卵の受給は過剰生産基調で推移されていることから、需要に見合った計画的な生産を推進することが緊要であることから、市内養鶏農家25戸について、鶏卵需給調整協議会を通じ、採卵用成鶏羽数の確認及び計画生産の周知徹底指導を行った。</p>																														
					<p>近代的農業の発展に伴い、機械的農業の推進により、土地基盤整備が重視され、経営の合理化及び近代的農業に改善するための次の事業を実施した。</p> <p>1. 府単独土地改良事業(農業)</p>																														
	土地改良及び防災ため池	7,008,400	6,995,857	<p>地元分担金 1,776,220</p> <p>補助助金 2,804,800</p> <p>市債 1,960,000</p> <p>一般財源 9,438,857</p>																															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事名</th> <th rowspan="2">事業種</th> <th rowspan="2">受益面積</th> <th rowspan="2">受益戸数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>補助助金</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝ノ谷農道</td> <td></td> <td>47.43 ha</td> <td>10</td> <td>500,000</td> <td>250,000</td> <td>1,175,000</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	事業種	受益面積	受益戸数	事業費	財源内訳		補助助金	一般財源	溝ノ谷農道		47.43 ha	10	500,000	250,000	1,175,000														
工事名	事業種	受益面積	受益戸数	事業費	財源内訳																														
					補助助金	一般財源																													
溝ノ谷農道		47.43 ha	10	500,000	250,000	1,175,000																													

款	項	主要施設の名称	予算額	支出予算	財源内訳	施業の成果の説明
② 府県池田改良事業(防護柵)						
	工事名	事業量	事業費	財源内訳		
			府補助金	地元分担金	一般財源	
	水上防池防護柵	8,000 区	384,000 円	192,000 円	76,800 円	115,200 円
	水上防水柵	6,000	294,000	147,000	58,800	88,200
	丸空池	3,100	15,000 円	7,500 円	3,000 円	4,500 円
	山池	6,800	360,000	180,000	0	180,000
	山伏池	3,680	225,000	112,500	4,500	67,500
	河原出池	5,820	355,000	177,500	71,000	106,500
	牛草池	6,660	380,000	190,000	76,000	114,000
	真形今池	15,500	904,000	452,000	180,800	271,200
	解部池	1,682.0	118,900 円	59,450 円	23,780 円	35,670 円
	計	71,880	4,241,000	2,120,500	776,200	1,344,300
③ 府県池田改良事業(水門)						
	工事名	事業量	事業費	財源内訳		
			府補助金	地元分担金	一般財源	
	二ノ井水路水門	1 箇所	555,000 円	277,500 円	111,000 円	166,500 円
④ 老朽ため池事業						
	工事名	事業量	受益戸数	事業費	財源内訳	
				府補助金	地元分担金	市債
				府補助金	地元分担金	一般財源
	軽部池	堤体 188.60 m	101	9,320,000 円	1,998,000 円	920,000 円
	カマキ谷池	堤体 15.60 m	31	2,800,000 円	2,100,000 円	420,000 円
	箕形今池	堤体 41.90 m	30	2,850,000 円	1,710,000 円	570,000 円
	磯ヶ谷池	堤体 38.00 m	50	3,000,000 円	1,800,000 円	600,000 円
	大藪池	堤体 19.00 m 堤管 1ヶ所	31	4,040,000 円	2,424,000 円	808,000 円
	モリ坂池	全水吐 1ヶ所 堤管 1ヶ所	20	1,900,000 円	1,140,000 円	380,000 円
	乃町今池	堤体 30.00 m 堤管 1ヶ所	33	3,310,000 円	1,986,000 円	662,000 円
	計	堤体 333.10 m	346	27,220,000 円	18,150,000 円	4,898,000 円
					1,200,000 円	3,082,000 円



款	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果	説明																																			
	⑤ 市単独土地改良事業 農又用施設で改修新設を必要とするが、規模が小さく、国又は府補助基準に達しないため、市単独でこれらの事業を採択し整備した。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種別</th> <th>件数</th> <th>事業量</th> <th>受益面積</th> <th>受益戸数</th> <th>事業費</th> <th>市補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道</td> <td>7</td> <td>524.0<sup>m</sup></td> <td>27.0<sup>ha</sup></td> <td>71<sup>戸</sup></td> <td>5,935,000<sup>円</sup></td> <td>1,187,000<sup>円</sup></td> </tr> <tr> <td>水路</td> <td>8</td> <td>20.12</td> <td>21.0</td> <td>15</td> <td>1,830,000</td> <td>366,000</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>1</td> <td>12.70</td> <td>10.0</td> <td>5</td> <td>990,000</td> <td>247,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>556.82</td> <td>58.0</td> <td>91</td> <td>8,755,000</td> <td>1,800,000</td> </tr> </tbody> </table>	工種別	件数	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	市補助金	農道	7	524.0 <sup>m</sup>	27.0 <sup>ha</sup>	71 <sup>戸</sup>	5,935,000 <sup>円</sup>	1,187,000 <sup>円</sup>	水路	8	20.12	21.0	15	1,830,000	366,000	ため池	1	12.70	10.0	5	990,000	247,000	計	11	556.82	58.0	91	8,755,000	1,800,000	
工種別	件数	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	市補助金																																			
農道	7	524.0 <sup>m</sup>	27.0 <sup>ha</sup>	71 <sup>戸</sup>	5,935,000 <sup>円</sup>	1,187,000 <sup>円</sup>																																			
水路	8	20.12	21.0	15	1,830,000	366,000																																			
ため池	1	12.70	10.0	5	990,000	247,000																																			
計	11	556.82	58.0	91	8,755,000	1,800,000																																			
	⑥ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、あわせて農業環境の改善に資することを目的とするため、次のとおり大阪府で事業を実施した。				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事名</th> <th rowspan="2">工事量</th> <th rowspan="2">買収面積 戸数</th> <th rowspan="2">立木補償 戸数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">市負担額</th> </tr> <tr> <th>市債</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松尾山農道</td> <td>126.0<sup>m</sup></td> <td>531.60<sup>戸</sup> 8戸・6畝</td> <td>2戸・2種</td> <td>106,951,040<sup>円</sup></td> <td>184,000,000<sup>円</sup></td> <td>4760<sup>円</sup></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事量	買収面積 戸数	立木補償 戸数	事業費	市負担額		市債	一般財源	松尾山農道	126.0 <sup>m</sup>	531.60 <sup>戸</sup> 8戸・6畝	2戸・2種	106,951,040 <sup>円</sup>	184,000,000 <sup>円</sup>	4760 <sup>円</sup>																				
工事名	工事量	買収面積 戸数	立木補償 戸数	事業費	市負担額																																				
					市債	一般財源																																			
松尾山農道	126.0 <sup>m</sup>	531.60 <sup>戸</sup> 8戸・6畝	2戸・2種	106,951,040 <sup>円</sup>	184,000,000 <sup>円</sup>	4760 <sup>円</sup>																																			
	⑦ 大規模老朽ため池事業 梨本池改修工事は規模が大であるため、大阪府で事業を実施した。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>事業量</th> <th>受益面積</th> <th>受益戸数</th> <th>事業費</th> <th>地元分資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梨本池工事</td> <td>中池・環体・堰・ブロック 上池・築込</td> <td>45<sup>ha</sup></td> <td>107<sup>戸</sup></td> <td>55,550,000<sup>円</sup></td> <td>11,287,000<sup>円</sup></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	地元分資金	梨本池工事	中池・環体・堰・ブロック 上池・築込	45 <sup>ha</sup>	107 <sup>戸</sup>	55,550,000 <sup>円</sup>	11,287,000 <sup>円</sup>																								
工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	地元分資金																																				
梨本池工事	中池・環体・堰・ブロック 上池・築込	45 <sup>ha</sup>	107 <sup>戸</sup>	55,550,000 <sup>円</sup>	11,287,000 <sup>円</sup>																																				

款	項	主要施策の名称	予算額	支出予算	財源内訳	施策の成果の概況				
(2) 林業費		林業振興対策	2,818,000	2,151,665	府補助金 1,600,000 地元負担金 200,000 一般財源 351,665	森林のもつ社会的公益性を考慮し、育林保護と林地保安の立場にたつて、林業生産の増大と林業経営の改善を図るため、林業生産強化に重点をおき、次の通り整備を行った。 ① 山地崩壊事業				
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工事箇所</th> <th>事業量</th> <th>事業費</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父見工事</td> <td>父見</td> <td>25.00</td> <td>200,000</td> <td>           府補助金 150,000            地元負担金 200,000            一般財源 200,000         </td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事箇所	事業量	事業費	財源内訳
工事名	工事箇所	事業量	事業費	財源内訳						
父見工事	父見	25.00	200,000	府補助金 150,000 地元負担金 200,000 一般財源 200,000						
④ 商工費	(1) 商工費	商工振興対策	1,287,300	1,158,028	府補助金 1,640,800 一般財源 9,989,988	② 統廃禁止区域の設定 近年狩猟解禁日には、最近各地からのハンターが殺到し、一部心なきハンターによる流れ玉が農作業に従事している農業者の近くに落下して不安を与え、苦情が増えている。このため和泉中央丘陵住宅地帯及び光明池所住宅区域からの統廃禁止区域設定の強い要請があり、第五会及び関係農業者団体の協力のもとに和泉統廃禁止区域545ha及び光明池統廃禁止区域456haを大阪府において設定許可を得た。				
					1. 商工団体指導助成事業 1. 市内小規模企業者の経営指導体制の強化を図るため、経営指導に係る経費の一部を商工会に対し助成するとともに、工業者に対しては異業種間連携を図る布石として、又市民に地場産業に寄せる愛着心の高揚と産業の重要性を深めるため「地場産業まつり」を実施した。 2. 光明池地域の開発に伴う商業環境の激変等に対応し得る商業団体の育成強化を図るため、和泉市商店連合会に対し助成した。 又、商業環境の激変の対応策として既存商業施設の整備により地元購買力の吸引を図るため商業者が行なう商業協同施設を設置した者に対して、その経費の一部を助成した。 3件 208,000円 2. 中小企業者指導対策 1. 商工ニュースの発行 市内中小企業者に施策の周知及び情報の提供を行なうことにより経営の指針とす					

款	主要施策の名称	予算額	支出金額	財源内訳	実施成果	説明																																							
						<p>るため、市と商工会が共同で機関紙「雇工ニュース」を年6回発行した。</p> <p>ロ、雇工相談          中小企業診断士を設置するとともに、府立雇工相談所との提携により市内で移動相談を実施した。又、中小企業の経営指針とするため雇工セミナーを実施した。</p> <p>3. 消費経済対策          消費生活物資に関する苦情や商品知識に関する相談を処理するため消費者相談員を5名配置するとともに、市民相談室に消費相談日も設け相談に応じた。又、住民生活実態と正確な情報を把握するため各校区2名の消費者モニターを設置し消費者対策に努めた。</p> <p>1. 勤労青少年ホーム          働く青少年の健全な育成を図るため、下記により就業講座及びクラブ活動を実施した。</p> <p>イ、就業講座</p>																																							
	雇用対策	18,915,000	15,923,847	府補助金 5,166,476 使用料 8,200 雑入 2,274,810 一般財源 8,440,561																																									
						<p>ロ、クラブ活動</p>																																							
						<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>回数</th> <th>曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料理講習</td> <td>毎月</td> <td>曜日</td> </tr> <tr> <td>フットボール</td> <td>火</td> <td>木</td> </tr> <tr> <td>書道</td> <td>木</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>着付け</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>編物</td> <td>土</td> <td>日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>クラブ名</th> <th>回数</th> <th>曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽法</td> <td>毎月・金</td> <td>曜日</td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td>火・木</td> <td>木</td> </tr> <tr> <td>バスケット</td> <td>金</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>卓球</td> <td>火</td> <td>火</td> </tr> <tr> <td>バトミントン</td> <td>火</td> <td>火</td> </tr> <tr> <td>ダンス</td> <td>火・土</td> <td>土</td> </tr> </tbody> </table>	講座名	回数	曜日	料理講習	毎月	曜日	フットボール	火	木	書道	木	金	着付け	金	土	編物	土	日	クラブ名	回数	曜日	楽法	毎月・金	曜日	バレーボール	火・木	木	バスケット	金	金	卓球	火	火	バトミントン	火	火	ダンス	火・土	土
講座名	回数	曜日																																											
料理講習	毎月	曜日																																											
フットボール	火	木																																											
書道	木	金																																											
着付け	金	土																																											
編物	土	日																																											
クラブ名	回数	曜日																																											
楽法	毎月・金	曜日																																											
バレーボール	火・木	木																																											
バスケット	金	金																																											
卓球	火	火																																											
バトミントン	火	火																																											
ダンス	火・土	土																																											

款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳	施 策 の 成 果 の 説 明
					<p>ハ. 施設利用状況  登録人員 623名  年間利用者数(延) 8,574名</p> <p>2. 中小企業従業員福祉対策  1. 中小企業退職金共済制度加入促進助成  市内中小企業に働く従業員の退職共済制度を確立するため、中小企業退職金共済法に定める掛金を補助することにより退職金共済契約の促進を図るとともに従業員福祉増進に努めた。</p> <p>対象人員 343人  助 成 額 572,055円</p> <p>ロ. 定着対策  勤労意欲の高揚を図るため、市内中小企業に働く従業員に対し、永年勤続者(5年以上)362名、15年以上(87名)の表彰を実施するとともに、新規学校卒業者就職激励大会を県大津職安管内三市一町合同で実施した。</p> <p>3. 職業相談  同和対策の一環として教育と就職の機会均等が著しく阻害され不安定な就職を余儀なくされている地域住民に対し、就職を容易に出来るよう、職業安定所の協力を得て職業相談を設け毎週3回実施した。</p> <p>4. 技能習得事業  同和対策の一環として地域住民の近代産業への常用就職を容易にし、その職業の安定を図るため、技能習得事業を実施した。  自動車運転科(大型・普通) 26名  養成・講習科 6名</p> <p>5. 就職支援金  同和対策事業の一環として地域に居住する者を主要な生産部門に常用就職させるため、就職者に対し就職支援金を支給するとともに、職業転換困難な者に対し職業転換準備資金の貸付を行った。  就職支援金 86名  職業転換準備資金 6名</p>

款 項	主要施業の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳	施 業 の 成 果 の 説 明																																											
③ 土 木 費 (2) 道名橋梁費	金融対策	61,110,000	6,078,684	繰 入 60,000,000 一般財源 7,876,84	(金融対策) 1. 和泉市中小企業融資あっせん 市内中小企業者の経営の安定を図るため貸付限度額を引上げるとともに、返済期間の延長も行った。又完済奨励金の対象枠を100万円から150万円に引上げた。 2. 融資あっせん状況																																											
	道路維持補修	217,060,000	197,879,101	府補助金 60,000,000 受託事業収入 20,020,000 市 債 50,900,000 雑 入 14,000,000 繰 越金 98,800,000 一般財源 8,159,101	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制 度 名</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市単独融資</td> <td>38</td> <td>67,100,000</td> </tr> <tr> <td>常時貸付</td> <td>392</td> <td>777,500,000</td> </tr> <tr> <td>長期設備</td> <td>12</td> <td>40,000,000</td> </tr> <tr> <td>長期運転</td> <td>20</td> <td>79,200,000</td> </tr> <tr> <td>長期融資</td> <td>9</td> <td>45,100,000</td> </tr> <tr> <td>年末融資</td> <td>13</td> <td>67,000,000</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>484</td> <td>1,075,900,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>近年急激な交通量の増加に伴い、道路網の整備、特に幹線道路から一般生活道路に至るまで機能的に活用できるとともに道路網の整備が要求されているが、新設を逐次行いとともに限有道路の最大限利用の向上を図るため、側溝整備及び舗装改修等により、損耗箇所の多い道路の整備に努めるとともに、民間会社等の担割体の本復旧舗装工事並びに道路が起因となる事故防止対策、交通に支障なきより工事を施工したが、一部市道整備が他の公共事業の実施により建設着工が遅れた為、次年度に事故繰越するものである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>池田下町内道路整備工事</td> <td>工事長</td> <td>282.3</td> <td>2,850,000円</td> </tr> <tr> <td>伯太伏屋線道路整備工事</td> <td>"</td> <td>249.1</td> <td>2,250,000円</td> </tr> <tr> <td>松尾寺浦田線道路整備工事</td> <td>"</td> <td>437</td> <td>5,800,000円</td> </tr> <tr> <td>久井長谷線道路整備工事</td> <td>"</td> <td>260</td> <td>8,200,000円</td> </tr> <tr> <td>柳田橋西大寺高橋線整備工事</td> <td>"</td> <td>305</td> <td>5,150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	制 度 名	件 数	金 額	市単独融資	38	67,100,000	常時貸付	392	777,500,000	長期設備	12	40,000,000	長期運転	20	79,200,000	長期融資	9	45,100,000	年末融資	13	67,000,000	合 計	484	1,075,900,000	池田下町内道路整備工事	工事長	282.3	2,850,000円	伯太伏屋線道路整備工事	"	249.1	2,250,000円	松尾寺浦田線道路整備工事	"	437	5,800,000円	久井長谷線道路整備工事	"	260	8,200,000円	柳田橋西大寺高橋線整備工事	"	305
制 度 名	件 数	金 額																																														
市単独融資	38	67,100,000																																														
常時貸付	392	777,500,000																																														
長期設備	12	40,000,000																																														
長期運転	20	79,200,000																																														
長期融資	9	45,100,000																																														
年末融資	13	67,000,000																																														
合 計	484	1,075,900,000																																														
池田下町内道路整備工事	工事長	282.3	2,850,000円																																													
伯太伏屋線道路整備工事	"	249.1	2,250,000円																																													
松尾寺浦田線道路整備工事	"	437	5,800,000円																																													
久井長谷線道路整備工事	"	260	8,200,000円																																													
柳田橋西大寺高橋線整備工事	"	305	5,150,000円																																													

款	項	主要事業の名称	予算額	支出済額	貯蓄内訳	施果の成	果	状	単
		府中町内道路整備工事				工事長	152	㎡	6,000,000.00円
		平井倉ノ上線道路整備工事				"	811.72	㎡	8,500,000.00円
		今瀬町内道路路肩整備工事				"	198.3	㎡	1,120,000.00円
		信太2号線道路改良工事				"	234	㎡	3,885,000.00円
		北池田2号線道路整備工事				"	272.9	㎡	5,100,000.00円
		信太2号線道路改良工事				"	231	㎡	5,292,000.00円
		信太1・2号線道路整備工事				"	470	㎡	5,300,000.00円
		和気町道路並び水路改修その他工事				"	117.5	㎡	8,650,000.00円
		信太7号線道路整備工事				"	808.7	㎡	12,500,000.00円
		福瀬九鬼線道路整備工事				"	475.5	㎡	2,100,000.00円
		信太64号線道路整備工事				"	136	㎡	2,843,000.00円
		黒島宮前線道路整備工事				"	313.4	㎡	2,500,000.00円
		松尾寺浦田線道路整備工事				"	420	㎡	5,382,000.00円
		黒島観音寺線道路整備工事				"	61.6	㎡	2,214,000.00円
		福瀬町内道路整備工事				"	228	㎡	2,145,000.00円
		米田坂久保線他1線道路整備工事				"	327.2	㎡	1,415,000.00円
		唐国住宅内道路整備工事				"	253	㎡	3,301,000.00円
		府中清水ノ里線道路整備工事				"	280	㎡	4,180,000.00円
		信太69号線道路整備工事				"	269.7	㎡	3,325,000.00円
		唐国内田線高崎四十分線内田上線道路整備工事				"	49.5	㎡	3,400,000.00円
		唐国池田線道路整備工事				"	328	㎡	3,828,000.00円
		寺田摩磨線道路整備工事				"	355	㎡	7,500,000.00円
		北池田1号線道路整備工事(系3)				"	364.2	㎡	4,500,000.00円
		登御川線道路整備工事				"	478	㎡	7,754,000.00円
		北池田1号線道路整備工事(系1)				"	600	㎡	5,250,000.00円
		篠津線道路整備工事				"	638	㎡	1,740,000.00円
		市営伯太屋敷住宅内道路整備工事				"	170.5	㎡	1,812,000.00円
		伯太府中線道路整備工事				"	325.5	㎡	4,867,000.00円
		唐国町内道路整備工事				"	82	㎡	3,250,000.00円
		父鬼町地内道路整備工事				"	28.1	㎡	2,479,000.00円

款	項	主要施設の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施設の種類	成果の説明
						北池田1号線今在家鳥池線道路整備工事 工事長 604.7 m 3,687,000円	
						唐国池田線道路整備工事 " 76 m 3,477,000円	
						国府山直線他1線整備工事 " 186.65m 1,948,000円	
						旧唐国内田線道路整備工事 " 375 m 3,338,000円	
						久井長谷線道路整備工事 " 260 m 6,700,000円	
						狹津池田下線道路整備工事 " 90 m 2,687,000円	
						国府山直線道路整備工事 " 173 m 1,240,000円	
						登朝川線道路舗装工事 487.6 m 3,000,000円	
						次年度繰越分 工事費 1,917,400円	
						唐国池田線新設工事 昭和47年度よりの継続事業で府道父鬼和気線(唐国町)と泉大津粉河線(池田下町)を結ぶ唯一の幹線市道で、近年宅地開発が著しく通行量も増大し、車輛の安全通行及び地域産業の発展向上に寄与するもので本年度分は次のとおりである。 用地費 8,502,000円 面積 390㎡	
		道路新設改良	145,051,957	82,348,684	府補助金 4,250,000 市債 2,000,000 繰越金 47,612,195 一般財源 10,486,489	府立第119高校前線 府立伯太高校附校に伴い、高校と泉大津阪本線を結ぶ道路として事業を実施したが、用地買収が難行し、工事を次年度に事故繰越するものである。 用地費 25,810,820円 面積 324,438㎡ 次年度繰越分 工事費 7,773,000円	
						北信太駅前線整備事業 現在、大阪府泉南線までは施行済みであり、北信太駅前(聖ヶ丘住宅内)までの計画道路であるが、地元住民と用地買収等の問題で難航し、工事及び補償費を次年度に事故繰越するものである。 用地費 1,661,390.5円 面積 274.61㎡ 次年度繰越分 工事費 1,490,600.0円 補償費 700,000.0円	

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明
		光明池和田線				光明池和田と府道泉大津粉河線を結ぶ主要道路として51年度より事業に当たっているが、一部用地買収が困難なため、やむなく次年度に事故繰越するものである。 用地費 29,895,290円 面積 68,707㎡ 次年度繰越分 用地費 39,319,000円
		環境改善施設整備事業	282,152,000	203,905,055	国庫補助金 31,606,000 府補助金 106,152,000 市債 62,487,000 一般財源 3,660,055	同和地区環境改善整備事業の一環として地域住民の福祉向上、産業発展を目的とし、本年度の事業は次のとおりである。 地区内道路整備 用地費：地区内4号線 2,662,800円 304.14㎡ ：地区内5号線 2,187,400円 268.45㎡ ：東側1号線 6,000,000円 80㎡ 補償費：地区内4号線 30,861,000円 物件1件 細街路整備 ○仮称第3保育園通線 用地費 5,873,000円 193.33㎡ 補償費 8,210,000円 物件1件 次年度繰越分 9,131,000円 ○仮称解放センター通線 次年度繰越分 69,110,000円 換地造成事業 換地造成事業として10区画を工事完了した。 伯太町1丁目298-15他8筆 7区画 438.72㎡ 池上町824-11他7筆 6区画のうち3区画 151.17㎡ 用地費 60,469,916円



款	項	主要施策の名称	予算額	支出予算	財源内訳	施策の成果	説明
		防衛施設	58,954,000	58,845,444	国庫補助金 45,249,000 市債 10,400,000 一般財源 3,196,444	上伏屋線 演習場の演習訓練は主として近隣市道及び里道を経由し、場内中心部を南北に通過し、借太1号線を利用してはいるところから、一般交通と重複し演習場の使用上大きな障害を生じ、演習場の整備計画に伴い、借太1号線の代替道路を新設し障害の緩和を計るものである。 用地費 18,317,590円 465.65㎡ 工事費 35,611,000円 250.6㎡ 委託費 8,277,000円	
(3)	河川水路費	河川水路	58,101,000	42,797,472	国庫補助金 3,000,000 府補助金 3,000,000 市債 26,900,000 一般財源 9,897,472	近年宅地開発の急激化により、下排水の増大及び未改修水路により、降雨時には溢水し、土砂くずれ等による災害を防止するため次の様な改修を行った。 東松尾川河川改修工事 工事長 41m 9,173,000円 長谷川護岸整備工事 " 29m 3,075,000円 防城川支流改修工事 " 60m 1,762,000円 白太町内排水改修工事 " 10m 1,537,000円 府中北水路整備工事 " 28.7m 1,600,000円 鳥池水路しゅんせつ工事 " 260m 1,252,000円 寺田町内水路改修工事 " 169m 2,354,000円 一ノ井水路支流改修工事 " 217.6m 3,200,000円 河頭井水路戸部支流改修工事 " 57m 2,750,000円 南池田第1保習園南側水路改修工事 " 97.4m 18,140,000円 南池田第1保習園南側水路改修に伴う水道管伏替工事 " 154m 1,560,000円	
(4)	都市計画費	公園整備事業	172,440,000	171,098,830	住宅公団負担金 15,000,000 国庫補助金 71,850,000 府補助金 40,600,000	公園については市民の生活環境の向上を主として、自然景観緑地への保全、リクリエーション等総合的な機能の発揮を計るよう、各種用途に応じて児童公園、地区公園等を継続的に配置、市民の利用に供するため計画的に配置を計るもので、5年度は次の事業を行う。	

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果	説明
					市 3,271,900 一般財源 1,142,930		<p>1. 肥子池公園            既成市街地で和泉府中駅の西地区中心の近隣公園として計画されている肥子池公園について、本地処分に際し公園用地として取得する事となり、本年度は用地買取を行った。</p> <p>2. 旭公園            和泉北部住宅地区改良事業計画に伴い、本公園を整備し近隣住民の憩の場とするため、本年度は次の事業を行った。            用地買取 1,180㎡ 69,877,498円</p> <p>3. 光明池公園            住宅公園の新住事業の進捗に合せ、本公園の事業化を行い、本地区の人口増加に対応し憩の場を確保しようとするものであり、次の事業を住宅公園に委託した。            施設一式 29,180,000円</p> <p>4. 王子西公園            本市区には子供の遊び場を得る空間がほとんどなく、児童の健康増進及び危険性の排除と併せ、住宅地の環境向上を図る必要性から、本年度は次の事業を行った。            施設一式 6,297,000円</p> <p>5. 王子東公園            本市区には子供の遊び場を得る空間がほとんどなく、児童の健康増進及び危険性の排除と併せ、住宅地の環境向上を図る必要性から、本年度は次の事業を行った。            用地買取 1,244㎡ 43,520,471円</p> <p>6. 松尾寺公園            本公園は行政区域内のはば中心に位置し、史跡文化財の指定を受けている松尾寺に隣接した豊かな丘陵地であるが、近年周辺丘陵地において大規模な宅地開発が進む中で、早急に整備することによって、住民に健全な環境を提供し都市の基幹整備の一環につくせりとするものである。            施設一式 4,414,000円</p>

状 項	主要事業の名称	予 算 額	支 出 済 額	財 源 内 訳	施 策 の 成 果 の 状 況	明 記
	街路整備事業	361,928,000	361,875,069	住宅公団負担金 27,800,000 国庫補助金 195,400,000 府補助金 17,000,000 市 債 98,900,000 一般財源 22,775,069	近年急激な人口増加と自動車の保有台数増加により交通量は益々増大しており、これに対処するため幹線道路網の整備及び既存幹線道路の高能率化と、住民の生活利便の増進と、秩序ある市街の形成のため広の事業を行った。  1. 和泉中央線 工事長 ㌈~430m   36,518,000円 物件補償 2件   6,600,000円 委託料   1,001,000円  2. 和泉府中北通線 物件補償 1件   12,000,000円  3. 光明池巻木線 工事長 ㌈~418m   42,418,000円  4. 泉大津阪本線 用地買収 1,699㎡   207,662,572円  5. 光明池1号線 工事長 ㌈~381m   98,820,000円	
	南大阪湾岸北部流城下水道事業	198,658,000	193,657,950	市 債 189,000,000 一般財源 4,657,950	南大阪湾岸北部流城下水道事業は昭和48年度より大阪府が施行しているもので、本年度は高石泉大津幹線(管径1,600mm、延長584m)、和泉泉大津幹線(管径800mm、延長370mm)と処理場汚泥工事1,180mを、事業費3,145,500千円で施工されたもので国庫補助金、府支出金を差引いた額を地元負担金として関係6市1町が負担割合により負担したものである。	
	浸水対策事業	96,402,000	93,056,147	国庫補助金 15,034,000 受託事業収入 71,414,000 一般財源 6,508,147	浸水対策事業について本市は公共下水道の整備が立ち遅れている現状において、市街地の排水は従来の農業用水路に依存し排水されているが、そのほとんどが軟弱いな水路のため家庭からの汚水などが流入し随所に停滞し、環境衛生上憂慮されるものである。特に浸水被害の恐れのある箇所について、府米公共下水道の雨水幹線として転用を配慮し排水路の整備を行うりもので、本年度は下記のとおり事業を施行する。	

款	項	主要事業の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の概況
						<p>1. 物が池水路 本水路は泉北用水貯水池惣が池より王子町地区市街地まで延長約700mの狭い用水路で、周辺の開発等により流出量が増大し市街地に浸水被害の恐れがあるため、昭和50年度より改修工事を行っているものである。 開渠 2,000mm×1,700m 工事延長 527m 62,979,000円</p> <p>2. 伯太東排水路 本排水路は信太山荘とん地より雨水及び送合兼業務用施設からの排水が流出しており、現況用水路が狭いための豪雨時に溢水をなし周辺市街地に浸水の被害を起しているため、基地周辺障害防止対策事業として防衛庁の補助をうけ整備を図ったものである。 管径 1,000mm 工事延長 159m 14,793,000円</p>
		都市下水路	10,203,100	10,202,677	<p>国庫補助金 38,000,000</p> <p>府補助金 5,000,000</p> <p>起 債 5,200,000</p> <p>一般財源 7,026,777</p>	<p>都市下水路は市街地の雨水を排除するため都市計画決定により、市街地の降雨による浸水が著しい地域について幹線下水路の整備をいたすもので、本年度は下記のとおり施行した。</p> <p>1. 府中北幹線 和泉府中駅前周辺は本市の中心市街地で近年商店住宅が急激に増加し市街化が進んでいるが、本地区の排水路は殆ど狭いまま農業用排水路の現状にあり市街化の進展により雨水の流出量が増大し、加えて生活汚水の流入のため水質が汚染され豪雨被害により地区住民の生活環境が憂慮されるもので、本地区の排水を在来水路に依存することは困難な状況に鑑み、府中町の北地区44ヘクタールを阪和線において排水をなし櫃尾川に流出すべく昭和49年度より事業着手をしているものである。 管径 2,000mm 工事延長 245m 88,806,000円</p>
		公共下水道事業	27,310,000	25,917,312	<p>国庫補助金 1,020,000</p> <p>府補助金 5,000,000</p> <p>起 債 11,300,000</p> <p>一般財源 8,917,312</p>	<p>公共下水道は市街地の汚水や雨水を排除処理する施設であり、大阪府事業の南大阪湾岸北部流域下水道計画に基づき流域関連公共下水道として本市の市街化区域995ヘクタールについて都市計画決定をなし、事業化を図るべく対応しているものである。本年度は下記のとおり事業を施行した。</p>

款 項	主要事業の名称	予算額	支出済額	財源内訳	完 成 の 果 実	注 意 事	
(5) 住 宅 費	(仮称)和泉第 8団地建設費	138,278,000	188,042,250	国庫補助金 7,252,200.00	1. 小田第2幹線 小田町地区市街地の排水は従来決壊な用排水路に依存し、豪雨時には再三溢水による浸水被害を起しているため流域関連公共下水道の事業認可をうけ、小田第2排水区として27ヘクタールの排水区をうけもつ雨水幹線の整備に着手し、本年度は松尾川に内径2.5m×2.5mの社口と、仮固め工を施工した。 工事費 15,876,000.00円		
				府補助金 31,147,000			(仮称)和泉第三団地二期 鉄筋4階建 3エタ 18戸
				市 債 278,240.00			
				繰越金 118,000			
				一般財源 648,125.00			
(6) 住 宅 費	(仮称)和泉第 4団地建設費	1,579,908,000	1,311,990,814	国庫補助金 782,292,000	北部第一住宅地区改良事業に基づき改良住宅120戸のうち64戸が完成、残る56戸については事業計画変更等により着工が遅延し繰越さざるを得なくなった。 (工事概要) (仮称)和泉第四団地Aブロック 鉄筋4階建 8エタ 40戸 " " " " " " 24戸 " " " " " " 56戸 次年度繰越分 267,900,000.00円		
				府補助金 229,637,000			
				市 債 292,916,000			
				繰越金 57,205,814			
(7) 住 宅 費	(仮称)和泉第 4団地建設費	1,418,420,000	928,501,085	国庫補助金 428,430,000	北部第一住宅地区改良事業に基づき改良住宅建設66戸については事業計画変更、用地買収の遅延等により繰越を余剰なくされた。 (工事概要) (仮称)和泉第四団地Bブロック二期 鉄筋4階建 8エタ 24戸 " " " " " " 24戸 " " " " " " 6戸 " " " " " " 18戸 " " " " " " 12戸 次年度繰越分 484,912,503.00円		
				府補助金 194,178,000			
				市 債 300,800,000			
				一般財源 7,098,085			

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明
⑥	(1)	消防費	40,120,000	40,072,863	国庫補助金 11,550,000 府補助金 960,000 市債 15,640,000 一般財源 11,922,863	1. 化学消防ポンプ自動車Ⅱ型 1台 13,850,000円 和泉市の危険物施設は昭和51年末で456施設に及び今後増加の傾向にあるが、一朝災害が発生すればこれに対処出来る化学消防施設が希無のため、今年度消防ポンプ自動車Ⅱ型を購入した。 2. 小型動力ポンプ付積載車 3台 6,000,000円 本市は道路狭少のうえ、山林火災等山間部における火災出動体制の迅速化を図ると共に、山間部の消防機動力の増強を図りつつ、自衛消防力の強化を図る。 浦田町 大野町 小野田町 3. 積載車 1台 1,200,000円 旭出張所に配置していた小型動力ポンプ付積載車の車両が老朽化し使用にたえなくなり更新する。 4. 防火水槽新設 3ヶ所 6,640,000円 過密地域で人口急増が激しく、火災発生の危険性と、発生すれば被害拡大が予想されるにもかかわらず消防水利の弱少地域に重点的に防火水槽の増強を図った。 箕形町 1ヶ所 葛ノ葉町 1ヶ所 浦田町 1ヶ所 5. 消防器具庫新設 2ヶ所 2,925,000円 老朽化、雨もれ等による機械器具等の保全管理をはかるため新設した。 春木川町 1ヶ所 大野町 1ヶ所
		教育費	83,448,000	78,724,524	府補助金 20,550,400 一般財源 52,374,128	同和地区幼稚園奨励費 68人 計3,883,759円 支給人員 同和地区小中学校特別奨励金 小学生488人 支給人員 中学生198人 計636人 計3,285,727円
⑥	(1)	教育総務費				

款	項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明
(2)	小学校費					<p>同和地区高・大学修学奨励金 支給人員 高校生 100人 大学生 30人 計130人 計28,695,500円</p> <p>同和地区小中学校教育推進補助金、全国同和教育研究会負担金、大阪府同和教育研究会負担金、その他 計4,636,734円</p> <p>1. 同和地区の小中学生に対し教育の機会均等を保障し、高校本学生に対しては進学を奨励し、進学後の修学を奨励した。</p> <p>2. 上記制度のため年々同和地区児童生徒の学力は向上し進学率も上昇している。</p>
		幸小学校増築事業	50,016,000	49,988,287.4	市 債 34,288,900.0 一般財源 15,704,387.4	<p>幸小学校は昭和49年度より校舎、運動場等の整備を進めており、今年度第2期工事として校舎増築事業を実施したものである。</p> <p>事業実施 鉄筋コンクリート3階建 3,338㎡ 普通教室12 図工室 理科室 読書室 調理室 音楽室 各1</p>
		鶴山台南小学校整備事業	57,818,000	57,805,000	国庫補助金 33,118,000 市 債 15,700,000 一般財源 8,987,000	<p>鶴山台南小学校は日本住宅公団が立替施工した校舎を借用していたが、本年度国庫補助を仰ぎ、議院契約に基づき借用建物を買収したものである。又教室不足に伴い仮設教室3を設置したものである。</p> <p>事業実施 鉄筋コンクリート2階建 590㎡ 普通教室6 仮設教室3</p>
	緑ヶ丘小学校プール新設事業	45,596,000	45,154,743	国庫補助金 647,400.0 市 債 36,000,000.0 一般財源 2,680,743	<p>緑ヶ丘小学校は水泳プールが未整備な為、本年度において国庫補助を仰ぎ児童の体力づくりにより一層の効果が発揮できるより措置した。</p> <p>事業実施 鉄筋コンクリート水泳プール 水面積 375㎡ 25m×13m 6コース 5m×10m 小プール</p>	

款	項	主要事業ノ名称	予算額	支出済額	財源内訳	事業の成	果の状
(3)	中学校費	光明台南小学校 新設事業	150,746,000	150,742,429	国庫補助金 5,316,000 市債 38,600,000 雑入 98,075,000 一般財源 1,375,1429	光明台南小学校は日本住宅公団が光明池団地開発に伴って新設するに当たり、用地取得、校地整備事業等を実施したものである。 事業実施 校地整備事業 造成工事 石積擁壁工事 排水工事 外柵工事 用地 2,2063㎡	
		幸小学校改造事業	8,000,000	8,000,000	一般財源 8,000,000	幸小学校は校舎等の整備をすすめており、既設校舎の改造も併せて実施したものである。 事業実施 既設校舎(1F、2F)の改造 玄関整備 校長室 職員室の改造	
		郷荘中学校増築 事業	147,430,000	116,336,858	国庫補助金 6,7714,000 市債 42,600,000 一般財源 6,022,858	郷荘中学校は当該年度において2教室の不足を生じている為と今後の生徒増に処するため、増築事業を実施したものである。 事業実施 鉄筋コンクリート3階建 1,138㎡ 普通教室4、技術室2、理科室1、図書室1	
	信太中学校増築 事業	信太中学校増築	40,041,000	40,040,700	国庫補助金 6,837,000 府補助金 8,406,700 市債 25,297,000	信太中学校は日本住宅公団が立替施行した校舎、水泳プールを借用していたが、本年従国庫補助を仰ぎ譲渡契約に基づき買収したものである。 事業実施 鉄筋コンクリート3階建 391㎡ 普通教室4 買収費 25,297,000円 鉄筋コンクリート水泳プール 325㎡ 25m×13m 6コース 買収費 14,744,000円	
		光明台中学校新 設事業	169,347,000	169,274,143	国庫補助金 5,457,000 市債 47,300,000 雑入 105,009,000 一般財源 11,508,143	光明台中学校は日本住宅公団が光明池団地開発に伴い新設するに当たり、用地取得、校地整備事業等を実施したものである。 事業実施 校地整備事業 造成工事 石積擁壁工事 排水工事 外柵工事 用地 27,001㎡	



款	項	主要事業の名称	予算額	支出済額	財源内訳	実施系の成果の概要	備考																	
		富秋中学校整備 事業	189,488,000	189,479,810	市債 119,800,000 繰入金 68,088,000 一般財源 2,091,810	富秋中学校に於いて校舎及び体育館は完成しており、昭和51年度より講堂及びプールの建設を実施してまいりましたが、工期の都合により講堂建設について建設費及び備品の一部が繰越され、本年度に於いて完成したものであります。 事業実施 鉄骨鉄筋一部二階建 981㎡																		
(4)	幼稚園費	北池田幼稚園 改築事業	79,559,000	77,199,952	国庫補助金 261,820,000 市債 48,100,000 一般財源 7,917,952	北池田幼稚園は51年度に北池田小学校木造校舎を借りて開園してありましたが、本年度において新園舎の事業を実施したものである。 事業実施 鉄筋コンクリート1階建 582㎡ 保育室8、遊戯室1、管理諸室																		
(5)	社会教育費	池上遺跡用地買 収事業	408,500,000	65,040,000	市債 65,000,000 一般財源 40,000	池上遺跡遺跡は約60万㎡にわたる広大な遺跡で、約2,000年前(弥生時代)の文化歴史を知る上でたいへん重要な意味を持つものであり、昭和51年4月26日付をもって、国(文化庁)より中心部約86,835㎡(和泉市部分)が史跡指定されたものである。当市としても遺跡の保護、保存に力を入れており史跡公園として保存する為、土地公有化を計画し昭和52年度には1,084㎡を買収し公有化率10.4%となった。																		
①	災害復旧費	土木施設災 害復旧費	1,323,000	1,317,787	国庫補助金 877,872 一般財源 439,915	集中豪雨により河川敷崩壊が生じ河川維持上支障をきたす為、次のとおり施行した。 東松尾河川河川災害復旧工事 工事長 15m 1,200,000円																		
(2)	農林水産施設 被災害復旧 費	農林水産施設災 害復旧対策	1,147,000	1,062,658	府補助金 683,800 地元分担金 210,400 一般財源 168,458	復旧箇所は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1049 241 1145 917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事名</th> <th rowspan="2">事業量</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>府補助金</th> <th>地元分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>池ノ谷池工事</td> <td>15.0<sup>㎡</sup></td> <td>1,052,000<sup>円</sup></td> <td>683,800<sup>円</sup></td> <td>210,400<sup>円</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>157,800<sup>円</sup></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	事業量	事業費	財源内訳		府補助金	地元分担金	池ノ谷池工事	15.0 <sup>㎡</sup>	1,052,000 <sup>円</sup>	683,800 <sup>円</sup>	210,400 <sup>円</sup>					157,800 <sup>円</sup>	
工事名	事業量	事業費	財源内訳																					
			府補助金	地元分担金																				
池ノ谷池工事	15.0 <sup>㎡</sup>	1,052,000 <sup>円</sup>	683,800 <sup>円</sup>	210,400 <sup>円</sup>																				
				157,800 <sup>円</sup>																				

款 項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果と説明																					
	国民健康保険事業	2,330,586,000	2,316,899,146	国庫支出金 1,416,864,580 府支出金 89,841,710 一般財源 860,692,856	昭和52年度における国民健康保険事業運営の概額は次のとおりである。 1. 被保険者数 年度末 4,1633人 年平均 4,1758人 2. 世帯数 " 1,2581世帯 " 1,2568世帯 3. 保険給付の状況(実績)																					
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養の給付</td> <td>230,329件</td> <td>1,984,986,654円</td> </tr> <tr> <td>療養費</td> <td>2928</td> <td>15,123,090</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>3,133</td> <td>159,695,906</td> </tr> <tr> <td>助産費</td> <td>508</td> <td>20,320,000</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>249</td> <td>2,480,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>237,142</td> <td>2,182,605,650</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年間件数	金額	療養の給付	230,329件	1,984,986,654円	療養費	2928	15,123,090	高額療養費	3,133	159,695,906	助産費	508	20,320,000	葬祭費	249	2,480,000	計	237,142	2,182,605,650
区分	年間件数	金額																								
療養の給付	230,329件	1,984,986,654円																								
療養費	2928	15,123,090																								
高額療養費	3,133	159,695,906																								
助産費	508	20,320,000																								
葬祭費	249	2,480,000																								
計	237,142	2,182,605,650																								

- (横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました昭和52年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計の決算認定について御説明申し上げたいと存じます。

昭和53年8月30日付をもちまして、収入役より昭和52年度一般会計並びに特別会計の決算が提出され、本市監査委員さんの審査を煩わしたところ、12月1日、別冊のとおり審査見書をちょうだいいたしました。

御承知のとおり、わが国経済を深刻な状況に陥れたオイルショック以来、多岐にわたる政府の不況打開策にもかかわらず、景気は好転するさざしを見せないまま今日に至っております。

このような厳しい状況のもとで種々経費を節減する半面、財源確保に最善の努力を重ねてまいりましたが、昭和52年度一般会計決算は、12億9百余万円の実質赤字と相なった次第でございます。今後、本市財政運営の健全化を促進するとともに、1日も早く赤字解消に向けて努力いたす決意でございます。

それでは、各会計ごとに決算の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額189億4千284万7000円、歳出総額198億8千787万9000円、歳入歳出差し引き9億4千503万2000円の形式赤字でございます。これにすでに御承認をいただいております53年度への繰り越し財源2億6千435万6千円を加えますと、12億938万8000円の実質赤字と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入総額23億6千557万5000円、歳入総額23億1千689万9000円、歳入歳出差し引き4千867万6000円の黒字決算と相なる次第でございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計でございますが、前年度までの赤字額でございます。1214万6000円の歳入不足でございます。

最後に、公共用地取得事業特別会計でございますが、歳入総額7千545万1000円、歳出総額7千528万7000円となり、残額16万4000円が翌年度への繰り越し財源となっております。

以上が、今回認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。何とぞよろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 説明が終わりました。  
本件について総括質問をお願いいたします。
- 20番(田中包治君) この決算認定の中で、本年1月の決算委員会で非常勤職員に対する

退職金が違法であるということで、一応53年度予算には出てないわけです。ところが、監査委員もかわり、議会側の監査委員もおらないということで意見書にも出ておりませんが、非合法である時点で、この退職積立金を決算で落とすのはおかしい。どういう意味で決算で落としたのか、この点について、はっきり説明願いたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 同和对策部次長（生田稔君） ただいま田中議員さんから御指摘いただきました問題でございますが、前回の決算委員会におきまして、この積立金についての御指摘を賜ったわけでございます。この決算委員会のときに、すでにこの金額につきましては、52年6月1日に支出済みであったわけでございます。このことにつきましては、いわゆる53年度における措置といたしまして、十分考慮いたします、という答弁をさせていただいておりますので、53年度におきましては、田中議員さんの御指摘の趣旨を十分体しまして精査いたしました次第でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと存じます。
- 20番（田中包治君） これは非常に問題やと思うんです。地方自治法に違法性があるんだということで、53年度予算は削ったわけですね、それはそうだと思う。そうなってくると、大体予算、決算は3月末でやるのが常識ではないだろうか。それを6月で落としたということがちょっとおかしい。普通の会社なら、積立金というと保留金です。議会の監査委員さんがおらないので、過去のいきさつはわからないとしても、決算意見書にも出ておらない。出ておらんなら、私は文句言いませんよ。そして、パサッと落としている。53年度で削ったのならいいとしても、決算に落とす方に問題があるのではなからうか。ここらが市としてどう思っているか。同対部はいいとしても、市長はどういう見解を持っていますか。
- 財務部長（麻生和義君） 事務的な手続でございますので、私からお答え申し上げますが、ただいま同対部次長が申しあげました時期といえますのは、実際支出いたしましたのは、昭和52年7月であるという旨の答弁でございます。田中議員さんの御指摘をいただいたのは、昭和53年の1月の決算委員会の席上でいただいたという趣旨の御答弁を申し上げておきまして、御指摘の以前に執行いたしておったという事務的なことでございますので、よろしく御了承したいと思います。
- 20番（田中包治君） これね、事務的といわれるのはね…。これは済んだことなのでとかく言いませんが、地方自治法上問題がある。だから、退職積立金というのは使わないでしょう。はっきり言えば、戻入措置もあるわけでしょう。それもやっておらない。これは違法だとわかりながら、戻入措置をやっておらない。そこらに問題があると思う。なるほど同対部がやった、それはそれでよろしい。私が言いたいのは、1月の決算委員会やから違法性の問題か

ら言ってる。そうしたら、執行したときに戻入措置が必然的に生まれてくると思う。退職積立金はパッと使うものと違う。事業費なら予算化したらすぐできる。退職積立金は、将来起きるであろうところのもののために積み立ててあるんです。戻入措置はできるはずですが、何遍言ったかてしょうがないが、そういうことをやらないところに市の行政の姿勢の問題があるのではないか。それと、決算審査意見書にも出ておらないからおかしいと言ってる。議会側の監査委員がおらない。現在の監査委員も9月にできた。議会側の監査委員がおらんから、こういうことが決算の中で出てきたということです。もう結構です。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 21番（直村静二君） いずれ決算委員会に付託になると思いますが、ポイントだけお尋ねしたい。

12億の赤字ですが、昭和52年度の決算でどのように赤字を減らす努力をされたのかという点をお聞きしたい。また、同和関連の見直しはどの程度されてきたか、まず1点お聞きしたい。これは大阪府の52年度の関係でも、子供会とか、いろんなバスとかについては見直し削減をやっているという実績がございます。当市においても52年度、このような赤字の出た結果として、どんな措置をとり努力されてきたか、その金額は幾らか。

第2点は、93ページの解放センターの運営費、4368万円が補正で5800万円、このうち人件費は幾らか、お答え願いたい。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

12億900万円の一般会計の累積赤字の決算につきましては遺憾に存じますが、52年度の赤字減らしの努力につきましては、諸施策の範囲がかなり広がるわけでございますが、御指摘の同和の見直しをどう行ったかということでございますが、補助金の面でもかなりの協力を求めています。51年度の同和関連の補助金でございますが、約9260万円の実績があったわけですが、いろいろ御協力を願ひまして、7900万円で52年度執行をお願いした、そういう御協力を求めています。

その他各種団体の補助金、それから物件費についても、全般的に職員を初め関係各位の御協力を求めています。

13億以上の赤字が出たら再建団体でございますが、何とかその範囲内の12億余万円の赤字にとどめることができたというのが実態でございます。

以上でございます。

○ 21番（直村静二君） 昨年5月、解放同盟和泉支部に市は見直しをするんだと申し入れし

ているわけです。ここに載っていますが「市長初め行政が一部予算を見直したいと発言、具体的には老人入浴券の廃止、小中学校の給食費は父母負担、保育所は一般並み、支部への団体助成金は4分の1に減らす、子供会のサマースクールの予算はゼロに、子供会の活動助成金は8万7000円のみ、その他にも市は全体的に4分の1かゼロにしたいという意図である」ということが出ている。ところが、支部助成金は2700万円ですから、その点では何らやられていない。そして、こういうことが後ろ向きの同和行政ということで、池田市長がそのとき大分やられたという。そういうこと自身は、羽曳野の津田市長に匹敵する悪らつな差別行政だということ。参考資料ですが、1977年5月12日に出ています。

これは参考資料ですから、私は知りませんよ。しかし、決算委員会でこの点は掘り下げて本当の見直しをするということ、私はきのうも言いましたが、それは頭に入れて考えてくれと。だから、52年度決算でどれだけ減らしたか。昨年5月に申し入れてその後の経過がわからない。支部助成金を4分の1にするという意向を示したが、ひとつ確認したい。同対部長か財政かな、支部助成金を4分の1にするという見直しの意向、はっきり答えてください。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、昭和52年度の当初予算編成の過程におきまして多額の財源不足が見込まれるというところから、当初には、そういった年間を通した各種団体の補助金の計上が困難な状態に陥ったわけでございます。もちろん 補助金だけではなく、その他の経費も含みますが、その中で補助金計上がむずかしかった段階で、補助金の見直しを行いたい旨理事者から御提案を申し上げました。さしあたり52年3月の議会でもございましたので、4、5、6月の次の定例会までにそういった見直しを完了したい旨御答弁申し上げておりました、その期間の範ちゅうにおいて執行しなければならないであろうと思われる経費、これは事務的に考えて約4分の1、3カ月分でございます。逐一、個々の団体、個々の補助金の内容等につきましては、10月に発生するものとか、年度末、4月当初とかいろいろございますが、おおむね資金的には4分の1ぐらいはどうしても必要であろうという観点に立ちまして、52年度当初に必要な最少限に計上申し上げた、その後精査検討し、いろいろ御審議をお願いし、次回の定例会において補正予算で見直した補助金を追加計上措置した経過がございます。そういった経過を踏まえ、52年度予算の執行を行ったというのが実態でございます。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） 決算委員会では老人入浴券、保育料、給食費等をやりたいと思いますが、その4分の1というのは、1年を4で割って4分の1にするということですか。私は意見を言うと、4分の1でええんやという判断ができた根拠は、大幅に削減する、4分の3削減せよということです。あなたの答弁では、年間の3カ月分出す、四つに割ってね、そんな答弁

ですか。

- 財務部長（麻生和義君） ちょっと説明不足で申しわけないと思うんですが、おおむねそういうことで、ズバリ4分の1ということではございません。その点ちょっと誤解のないよう、お願いしたいんですが、たまたま年間を通じて必ず要するという経費であっても4分の1計上というふうに基本的に考えておりました、その中でさしあたり4、5、6月に発生するであろうという経費について当初予算に計上したというのがいきさつでございます。必ずしも当初の財源がなかったので4分の1組み、後で4分の8補正して、合計100%の実績という安易な考えではございません。先ほど申し上げましたように、すべての補助金について精査検討し、御審議を煩わしたところでございます。その結果、昨年御協力を願いまして52年度を執行したという経過でございますので、御了承賜りたいと思います。

- 21番（直村静二君） どないでも答えられまんね。一つのこの資料が出てますので、そこらははっきりしてもらわないとんとなんと思えます。いずれ決算委員会で詳しく聞いていただくと思います。

93ページの解放センターの5千800万円、人件費は幾らですか。

- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 職員の人件費につきましては、この中に含まれてございません。総務費の中で一括して計上してるわけでございます。解放センターにつきましては28名分でございます、職員の給与、手当、共済を含めまして9515万7000円でございます。
- 21番（直村静二君） そうすると、解放センター運営費に人件費を含めると1億5千万円ぐらいになるわけですか。
- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 隣保館の分も含め、人件費、物件費トータルで約1億8千600万円でございます。

- 21番（直村静二君） 昨日、一般質問で言ってますので、余り同じようなことになるのでやめますが、徹底的に決算委員会でやりたいと思います。

本当の見直し、市長、よう聞いてもらわないかん。府の方は大分削減してきてますよ。ただ切ったらええということやない。どういう理由で要らん、こういう理由で削ると、ちゃんと評価してますから、削減の方の指導も府に学んでもらわないかん。大阪府も財政危機やけど、和泉はそれに輪をかけた財政危機です。この点をぜひ認識してもらいたい。決算委員会のやつは、必ず来年の予算の編成に十分活用できるようにいまから言うとかないかんという立場で一応、総括質問を終わっておきます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては十分審議をお願いしたいと思いますので、決算審査特別委員会に付託し閉会中も御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決算審査特別委員会に付託することに決めます。決算委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

---

○ 議長(横田憲治郎君) お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明21日にも議案審議を行いますので、定刻御参果くださいますようお願いいたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後3時26分散会)

---



第 3 日



昭和53年12月21日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田茂君	15番	横田憲治郎君
2番	天堀博君	16番	木下甲子三君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君

欠席議員(1名)

27番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	池田	忠雄	市長公室次長兼秘書広報課長事務取扱	竹田	明郎	
助	役	坂口	禮之助	財務部長	麻生	和義	
収	入	役	中塚	白	財務部次長	北野	敦雄
参与兼事務取扱	市長公室長	西川	喜久	財政課長	大塚	孝之	
参与兼建設部長事務取扱	土地開発公社事務局長	林	徳次	同和対策部次長	生田	稔	
市長公室企画担当理事		佐原	行雄	市民部長	森	保	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市民部次長兼 福祉事務所長	富田 宏之	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井 益一
産業衛生部長	内田 繁	教育委員長	堀内 由延
産業衛生部次長	角谷 泰夫	教 育 長	葛城 宗一
建設部次長	吉田 日出男	教 育 次 長	広岡 史郎
改良事業部長	逢野 一郎	管 理 部 長	杉本 弘文
改良事業部次長 兼改良総務課長事務取扱	明坂 貞士	管 理 部 次 長	青木 孝之
解放総合センター所長	萩本 啓介	指 導 部 長	高橋 貞良
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 次 長	橋本 昭夫
病院事務局長	平野 誠蔵	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
病院事務局次長 兼管理課長事務取扱	藤原 光夫	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
水道部長	田中 稔	監 査 委 員	久光 喜多男
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本 喬久	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消 防 長	松村 吉堯	農業委員会事務局長	信田 種行
消防本部次長兼消防署長	湯川 行夫		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 吉岡 昭男  
次 長 吉田 種義

議 事 係 長 西 垣 宏 高  
 議 事 係 佐 土 谷 茂 一  
 議 事 係 山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月21日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第69号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	別冊P. 1
2	議案第70号	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊P. 66
3	議案第71号	昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 74
4	議案第72号	昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 95
5	議案第66号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 26
6	議案第67号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
7	議案第68号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 38
8	議案第57号	工事請負契約締結について(昭和53年度府中北幹線築造工事)	P. 8
9	議案第58号	工事請負契約締結について(幸団地3期建設工事)	P. 10
10	議案第59号	工事請負契約締結について(幸第二団地2期建設工事)	P. 12
11	議案第60号	工事請負契約締結について((仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 14
12	議案第61号	工事請負契約締結について(和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 16
13	議案第62号	工事請負契約締結について((仮称)旭温泉建設工事)	P. 18
14	議案第63号	工事請負契約締結について(王子第一団地2期建設工事)	P. 20
15	議案第64号	財産取得について(市立鶴山台北小学校校舎)	P. 22
16	議案第65号	財産取得について(市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 24

日程	種別及び番号	件名	摘要
17	議案第56号	教育委員会委員の任命について	P. 5
18	議案第73号	工事請負契約締結について(市立南松尾小学校改築工事)	追加P. 1
19	議案第74号	工事請負契約締結について(市立国府小学校改築工事)	追加P. 3
20	意見第1号	高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書	別紙
21	決議第6号	有事立法反対決議	別紙

(午前10時53分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中、連日御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告いたします。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは21名でございます。欠席届け出の議員さんはございません。遅刻の届け出の議員さんは天堀議員さんから出てございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思われまます。現在、21名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(横田憲治郎君) 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第69号

昭和53年度 和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和53年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,697,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,335,137,3千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第4条 既定の一時借入金の借入れ最高額に500,000千円を追加し、一時借入れの最高額を4,500,000千円とする。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	4,646,834	190,907	4,837,741
	1. 市民税	1,991,887	140,800	2,132,687
	2. 固定資産税	1,636,341	21,234	1,657,575
	7. 特別土地保有税	45,237	28,873	74,110
4. 国有提供施設等所在 市町村交付金		78,520	8,633	87,153
	1. 国有提供施設等所在 市町村交付金	78,520	8,633	87,153
5. 地方交付税		3,121,796	38,888	3,160,684
	1. 地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684
7. 分担金及負担金		262,901	4,317	267,218
	1. 分担金	14,998	1,510	16,508
	2. 負担金	247,903	2,807	250,710
8. 使用料及手数料		217,593	2,640	220,233
	2. 手数料	36,677	2,640	39,317
9. 国庫支出金		3,896,381	421,797	4,318,178
	2. 国庫補助金	2,108,758	421,797	2,530,555



10. 府支出金		1,520,047	307,821	1,827,868
1. 府負担金		121,691	21,596	143,281
2. 府補助金		1,319,448	280,968	1,600,416
3. 府委託金		78,464	425	78,889
4. 府交付金		444	4,882	5,276
12. 寄附金		45,000	46,580	91,580
1. 寄附金		45,000	46,580	91,580
14. 諸収入		4,170,838	123,321	4,294,159
4. 受託事業収入		20,000	2,544	22,544
5. 雑収入		3,995,988	120,777	4,116,765
15. 市債		1,496,942	553,015	2,049,957
1. 市債		1,496,942	553,015	2,049,957
歳入	合計	20,653,454	1,697,919	22,351,373

2. 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		181,724	2,994	184,718
	1. 議会費	181,724	2,994	184,718
2. 総務費		1,520,269	45,201	1,565,470
	1. 総務管理費	840,716	45,201	885,917
3. 民生費		4,966,888	628,178	5,595,061
	1. 社会福祉費	1,940,030	134,113	2,074,143
	2. 児童福祉費	1,623,346	492,015	2,115,361
4. 衛生費	3. 生活保護費	1,401,607	2,050	1,403,657
		1,233,493	6,559	1,240,052
5. 労働費	1. 予防衛生費	317,701	6,159	323,860
	3. 墓地管理費	44,578	400	44,978
6. 農林水産業費		77,593	4,182	81,775
	1. 失業対策費	77,593	4,182	81,775
		225,494	60,310	285,804
	1. 農業費	221,759	62,876	284,635
	2. 林業費	3,735	△2,566	1,169

8. 土 木 費		3,769,176	507,803	4,276,979
4. 都 市 計 画 費		959,434	38,019	997,453
5. 住 宅 費		2,267,871	469,784	2,737,655
9. 消 防 費		417,936	32,725	450,661
1. 消 防 費		417,936	32,725	450,661
10. 教 育 費		2,797,072	405,492	3,202,564
1. 教 育 総 務 費		332,056	37,476	369,532
2. 小 学 校 費		1,361,426	296,180	1,657,606
3. 中 学 校 費		463,528	8,128	471,656
4. 幼 稚 園 費		250,375	15,123	265,498
5. 社 会 教 育 費		371,016	46,985	418,001
6. 保 健 体 育 費		18,671	1,600	20,271
15. 災 害 復 旧 費		2,120	4,475	6,595
1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		2,120	4,475	6,595
歳 出 合 計		20,653,454	1,697,919	22,351,373

第2表 債務負担行為補正

(単位千円)

事項	補正		前		正		後	
	期	間	限	度額	期	間	限	度額
同和向公営住宅建設事業	昭和53年度～ 昭和54年度			402,591				
幸保育園建設事業	昭和53年度～ 昭和54年度			234,904				
環境改善整備事業用地取得事業	昭和53年度～ 昭和56年度			2,220,943	昭和53年度～ 昭和56年度		1,778,733	
横山小学校改築事業	昭和53年度～ 昭和54年度			69,946				
南松尾小学校改築事業					昭和53年度～ 昭和54年度		173,765	
国府小学校改築事業					昭和53年度～ 昭和54年度		188,710	
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和53年度～ 昭和56年度		元金 3,329,784	及びその利子	昭和53年度～ 昭和56年度		元金 2,887,574	及びその利子

第3表 地方債補正

起債の 目的	補			正			前			正			後			
	限度額	起債の 方法	利率	資金 区分	償還 期限	償還 据置 期間	償還の方法	その他	限度額	起債の 方法	利率	資金 区分	償還 期限	償還 据置 期間	償還の方法	その他
共同浴場 整備事業	千円		年 % 以内		年 以内	年 以内			千円	普通貸 借又は 証券発 行	年 % 以内	政 府 其 他	年 以内	年 以内	年賦又は半 年元金均特 等又は、当 初3年 %以上半 賦償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 先に通条 先に融通条 件がある場 合、その条 件に依りこ る。財政の 都合により 償還期限 及び据置期 間を短縮し、 若し償還又 は繰上借 換えがで き
老人福祉 施設整備 事業	8,900	同上	8.5	同上	25	3			8,900	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上
保育所 建設事業	218,315	同上	8.5	同上	25	3			218,315	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上

起債の 目的	補 正 前				補 正 後										
	限度額	起債の 方法	利率	償 還 の 方 法			限度額	起債の 方法	利率	償 還 の 方 法					
				資金 区分	償還 期限	据置 期間				償還の方法	その他	資金 区分	償還 期限	据置 期間	償還の方法
農道整備 事業	千円 11,800	普通貸 借又は券行 借証発	年 8.5 以内	政府 その他	25	3	年 以内	年賦又は半 年賦元均等 又は、当初 発行額の3 %以上半年 賦償還	政府 その他	年 8.5 以内	25	3	年賦又は半 年賦元均等 又は、当初 発行額の3 %以上半年 賦償還	政府 その他	左記の条件 の範囲内借 入融通する 先が、その 条件に従う こと。但し、 財政上、財 政都合によ り償還期間 及び据置期 間を短縮し 若し償還は 繰り替えさ る。
都市計画 事業	千円 144,400	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上	同上	8.5	25	3	同上	同上	同上
改良住宅 建設事業	千円 644,000	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上	同上	8.5	25	3	同上	同上	同上

消防施設 整備事業	17,000	同上	8.5	同上	2.5	3	同上	同上	同上	18,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育 施設 整備事業	414,200	同上	8.5	同上	2.5	3	同上	同上	同上	587,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	1,496,942									2,049,957							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 市 税	千円 4,646,834	千円 190,901	千円 4,837,741		千円	千円
(1) 市 民 税	1,991,887	140,800	2,132,687			
1. 個 人	1,732,085	140,800	1,872,885	1. 現 年 度 分 課 税	140,800	現年度課税分追加
(2) 固 定 資 産 税	1,636,341	21,234	1,657,575			
1. 固 定 資 産 税	1,580,129	21,234	1,601,363	1. 現 年 度 分 課 税	21,234	現年度課税分追加
(7) 特 別 土 地 保 有 税	45,237	28,873	74,110			
1. 特 別 土 地 保 有 税	45,237	28,873	74,110	1. 現 年 度 分 課 税	28,873	現年度課税分追加
④ 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520	8,633	87,153			
(1) 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520	8,633	87,153			



1.	国有提供施設等 所在市町村助成 金 交付	78,520	8,633	87,153	1.	国有提供施設等 所在市町村助成 金	8,633	8,633	自衛隊施設にかか る交付金追加
⑤	地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684					
(1)	地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684					
1.	地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684	1.	地方交付税	38,888	38,888	地方交付税追加
⑦	分担金及負担金	262,901	4,317	267,218					
(1)	分担金	14,998	1,510	16,508					
1.	農林水産業費 分担金	14,998	1,510	16,508	1.	農林水産業費 分担金	1,510	1,510	農業構造改善事業分 担金追加 875 農道整備事業分担金 追加 255 溜池整備事業分担金 更正減 △149 土地改良調整事業分 担金追加 27 土地改良事業分担金 500
(2)	負担金	247,903	2,807	250,710					
2.	農林水産業費 負担金	1,575	△1,198	382	1.	農林水産業費 負担金	△1,198	△1,198	更正減

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
					区	分		
3.	土木費負担金	千円 68,000	千円 4,000	千円 72,000	1.	都市計画費 負担金	千円 4,000	光明池緑地住宅公団負担金
(3)	使用料及手数料	217,593	2,640	220,233				
(2)	手数料	36,677	2,640	39,317				
3.	農林水産業 手数料	590	2,640	3,230	2.	家畜診療料	2,640	家畜診療料追加
(3)	国庫支出金	3,896,381	421,797	4,318,178				
(2)	国庫補助金	2,108,758	421,797	2,530,555				
1.	総務費国庫 補助	9,648	175	9,823	2.	公営監福 設備整備費 補助	175	騒音振動監視設備補助金追加
2.	民生費国庫 補助	52,428	57,590	110,018	2.	児童福祉費 補助	57,590	幸保育園建設事業補助金
4.	土木費国庫 補助	1,639,545	280,964	1,920,509	1.	都市計画費 補助	16,000	光明池緑地整備事業補助金 4,000 和泉中央線整備事業補助金追加 12,000

6. 教育補助	341,147	80,216	421,363	264,964	改良住宅建設費補助金追加
6. 教育補助	341,147	80,216	421,363	80,264	要保護・準要保護児童援助費補助金追加 226 要保護・準要保護児童給食費補助金更正減 △1,250 学校給食用牛乳冷蔵設備補助金 200 要保護・準要保護児童医療費補助金追加 50 国府小学校改革事業補助金 26,608 横山小学校増設改革事業補助金追加 24,700 南松尾小学校改革事業補助金 29,735
3. 改良住宅建設費補助金				△48	要保護・準要保護生徒援助費補助金追加 611 要保護・準要保護生徒給食費補助金更正減 △1,056 要保護・準要保護生徒医療費補助金追加 297 学校給食用牛乳冷蔵設備補助金 100
1. 小学校校費補助金					
2. 中学校校費補助金					

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		明 明
				区 分	金 額	
3. 災害復旧費 国庫補助金	千円 1,400	千円 2,852	千円 4,252	1. 災害復旧費 補助金	千円 2,852	東松尾川河川災害復旧事業補助金 1,417 添原川河川災害復旧事業補助金 1,435
⑩ 府支出金	1,520,047	307,821	1,827,868			
(1) 府負担金	121,691	21,596	143,287			
1. 民生費府負担金	120,566	21,596	142,162	3. 児童福祉費 負担金	21,596	幸保育園建設事業負担金
(2) 府補助金	1,319,448	280,968	1,600,416			
2. 民生費府補助金	274,600	177,883	452,483	1. 社会福祉費 補助金	3,288	簡易身障害者通所授産事業運営 補助金 288 老人集会所建設事業補助金 3,000
				2. 児童福祉費 補助金	171,211	幸保育園建設事業補助金
				6. 共同浴場整 備費補助金	3,384	共同浴場整備事業補助金追加

4. 農林水産府補助金	99,825	35,983	135,808	2. 農業補助金	△ 6,780	848 73 300 △ 8,001
				3. 農業振興費補助金	43,823	農業構造改善事業補助金追加 34,459 園芸団地整備事業補助金更正減 △ 1,299 都市農業近代化事業補助金 6,330 農業生産組織育成対策事業補助金 383 うんしゅうみかん改権等促進緊急 対策事業補助金 3,329 水田利用再編対策指導推進補助金 276 水田利用奨励事務補助金 345
				4. 林業補助金	△ 1,060	更正減
6. 土木費府補助金	567,432	67,102	634,534	4. 都市計画費補助金	2,000	松尾寺公園整備事業補助金

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 算 千円	節 金 額 千円		説 明
				区 分	金 額	
(3) 府 委 託 金	78,464	425	78,889	6. 改良住宅建設費補助金	65,102	改良住宅建設事業補助金追加 千円
3. 土木出府委託金		425	425	1. 開発委託金	185	ダイヤモンドトレール清掃及び除草委託金
(4) 府 交 付 金	444	4,832	5,276	2. 都市計画費委託金	240	都市計画基礎調査委託金
3. 農林水産業費交付金		4,832	4,832	1. 農業振興費交付金	4,832	水田利用再編推進特別交付金
⑬ 寄 附 金	45,000	46,580	91,580			
(1) 寄 附 金	45,000	46,580	91,580			
1. 一 般 寄 附 金	45,000	46,580	91,580	1. 一般寄附金	46,580	一般寄附金追加
⑭ 諸 収 入	4,170,888	128,321	4,299,159			
(4) 受託事業収入	20,000	2,544	22,544			

1. 土木費受託収入	20,000	2,544	22,544	2. 都市計画費受託収入		2,544	悠々池水踏整備事業費受託収入	
(5) 雑入	3,995,988	120,777	4,116,765					
1. 雑入	3,995,988	120,777	4,116,765	3. 過年度収入		117,677	過年度収入追加	
				4. 雑入		3,100	和泉丘陵周辺調査事務委託料 1,500 コミュニティ助成事業収入 1,600	
⑤ 市債	1,496,942	553,015	2,049,957					
(1) 市債	1,496,942	553,015	2,049,957					
1. 民生債	90,242	229,015	319,257	3. 共同浴場整備事業債		1,800	共同浴場整備事業債	
				4. 老人福祉施設整備事業債		8,900	老人集会所建設事業債	
				5. 保育所建設事業債		218,315	幸保育園建設事業債	
2. 農業債	11,800	2,400	14,200	1. 農業者道整備事業債		2,400	農道整備事業債追加	

科	目	補正前の額	補正額	計	節		明
					区分	金額	
3.	土木債	918,300 千円	146,000 千円	1,064,300 千円	6.	都市計画事業債	和泉中央線整備事業債追加 4,800 松尾寺公園整備事業債 1,500
					6,300 千円		
4.	消防債	17,000	1,900	18,900	7.	改良住宅建設事業債	改良住宅建設事業債追加 189,700
					1,900		
5.	教育債	459,600	173,700	633,300	1.	消防施設整備事業債	消防施設整備事業債追加 1,900
					1,900		
5.	教育債	459,600	173,700	633,300	1.	小学校	横山小学校増改築事業債追加 49,100 国府小学校改築事業債 53,200 南松尾小学校改築事業債 71,400
					173,700		
歳入合計		20,663,454	1,697,919	22,361,373			



2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 支	府 出 金	地 方 債				
① 議 会 費	181,724	2,994	184,718	千円	千円	千円	千円	千円		
(1) 議 会 費	181,724	2,994	184,718			2,994				
1. 議 会 費	181,724	2,994	184,718			2,994				
[2] 事 務 局 費	48,213	2,994	51,207			2,994	2. 給 料	1,161	給与改定等による追加	
							3. 職 員 手 当	1,183	給与改定等による追加	
							4. 共 済 費	650	給与改定等による追加	
② 総 務 費	1,520,269	45,201	1,565,470	175		43,526				
(1) 総 務 管 理 費	840,716	45,201	885,917	175		43,526				
1. 一 般 管 理 費	677,167	43,296	720,463			43,296				
[1] 給 与 費	605,348	42,296	647,644			42,296	2. 給 料	15,489	給与改定等による追加	
							3. 職 員 手 当	11,844	給与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	所 其 他	一 般 財 源			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
[2] 秘書費	10,521	1,000	11,521				1,000	4. 共済費	14,963	給与改定等による追加
4. 財務会計 管理費	4,953	405	5,358				405	8. 報償費	1,000	報償費
[3] 財政対策 委員会費		405	405				405	1. 報 酬	105	委員報酬
5. 財産管理費	56,882	1,500	58,382			1,500		11. 需用費	300	○ 消耗品費 ○ 食糧費 ○ 印刷製本費
[3] 車輛管理費	21,032	1,500	22,532			1,500		18. 備品購入費	1,500	自動車購入費
③ 民生費	4,966,863	628,178	5,595,061	257,069	229,015		142,094			
(1) 社会福祉費	1,940,030	134,113	2,074,143	6,672	10,700		116,741			
1. 社会福祉 総務費	242,121	109,803	351,924	288			109,515			

[1] 給与費	171,289	109,225	280,514					109,225	2.給料	43,408	給与改定等による追加
									3.職員手当	37,658	給与改定等による追加
									4.共済費	28,159	給与改定等による追加
[3] 福祉事務総務費	3,451	578	4,029	288			290	19.負担金補助及交付金	578		簡易心身障害者通所授産事業運営補助金
7. 身体障害者福祉費	56,602	357	56,959				357				
[1] 身体障害者福祉費	48,471	357	48,828				357	20.扶助費	357		身体障害者児夏期歳末給付金追加
5. 老人福祉費	108,319	19,352	127,671	3,000	8,900		7,452				
[1] 老人福祉費	108,319	2,740	111,059				2,740	20.扶助費	2,740		夏期歳末給付金追加 1,300 老人入浴扶助費追加 1,440
[2] 老人集会所建設事業費		16,612	16,612	3,000	8,900		4,712	9.旅費	2		府内旅費
								11.需用費	10		○印刷製本費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 説
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	千 円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	設計委託料
10. 共同浴場費	196,186	4,601	200,787	3,384	1,800		△ 583	13.委託料	300	
[1] 共同浴場 運営費	15,895	4,601	20,496	3,384	1,800		△ 583	15.工事請負費	15,300	建設工事費
(2) 児童福祉費	1,623,346	492,015	2,115,361	250,397	218,315		23,303	18.備品購入費	1,000	集会所用備品購入費
3. 保育所費	1,359,058	492,015	1,851,073	250,397	218,315		23,303	15.工事請負費	4,601	整備工事費追加
[2] 保育所 管理費	242,121	23,192	265,313				23,192	7.賃金	23,192	臨時保母賃金追加
[4] 幸保育園 建設事業費		468,823	468,823	250,397	218,315		111	9.旅費	10	府内旅費
								11.需用費	60	○消耗品費 ○印刷製本費
									30	30

									13.委託料	4,560	設計委託料
									15.工事請負費	230,510	園舎建設工事費
									17.公有財産購入費	215,683	用地買収費 215,398 電話債券購入費 285
									18.備品購入費	18,000	園用備品購入費
(3) 生活保護費	2,050	1,403,657	2,050								
1. 生活保護総務費	2,050	72,010	2,050								
[2] 生活保護総務費	2,050	41,052	2,050					19.負担金補助及交付金	1,050	生活保護家庭研修会補助金	
								20.扶助費	1,000	緊急援護扶助費追加	
④ 衛生費	6,559	1,240,052	6,559								
(1) 予防衛生費	6,159	323,860	6,159								
1. 予防衛生総務費	5,399	220,752	5,399								
[1] 給与費	5,399	78,489	5,399					2.給料	738	給与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	所 の 他	一 般 財 源			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2. 予 防 費	102,348	760	102,108				760			
[8] 各 種 予 防 接 種 費	24,469	760	25,229				760	8. 報 償 費	420	介助者出務報償費追加
(3) 墓 地 管 理 費	44,578	400	44,978				400	11. 需 用 費	340	○印刷製本費追加
1. 墓 地 火 葬 場 費	44,578	400	44,978				400			
[2] 霊 園 管 理 費	4,357	400	4,757				400	15. 工 事 請 負 費	400	霊園施設整備工事費追加
⑤ 労 働 費	77,593	4,182	81,775				4,182			
(1) 失 業 対 策 費	77,593	4,182	81,775				4,182			
1. 失 業 対 策 総 務 費	26,350	4,182	30,532				4,182			

〔1〕 給 与 費	26,850	4,182	30,532		4,182	4,182	4. 給 料	1,341	給与改定等による追加
							3. 職員手当	2,296	給与改定等による追加
							4. 共 済 費	545	給与改定等による追加
⑥ 農 林 水産業費	225,494	60,810	285,804	2,400	2,400	2,957	14,138		
(1) 農 業 費	221,759	62,876	284,635	2,400	2,400	4,150	14,451		
1. 農 業 委 員 会 費	21,855	7,791	29,646				7,791		
〔1〕 給 与 費	17,002	7,791	24,793				7,791	3,901	給与改定等による追加
								2,399	給与改定等による追加
								1,491	給与改定等による追加
3. 農業振興費	84,416	57,840	142,256			875	8,310		
〔1〕 農業振興費	10,459	15,899	26,358				1,703	300	水田利用再編対策推進事業 現地確認報償費
									府内旅費追加
								32	費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 支	府 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	11. 需用費	千円 541	○消耗品費追加 406 ○印刷製本費追加 135
								18. 備品購入費	50	器具購入費
								19. 負担金補助 及 交付金	14,976	九鬼園芸団地整備事業補助 金更正減 △1,515 桑原都市農業近代化事業補 助金 8,228 りんしゆりみかん改植等促 進緊急対策事業補助金 3,329 池田下農業生産組織育成対 策事業補助金 308 水田利用再編推進特別交付 金 4,626
[4] 農業構造 改善事業費	71,439	41,941	113,380	34,459	875	6,607		9. 旅 費	40	府内旅費
								11. 需用費	180	○消耗品費追加 90 ○印刷製本費追加 90



									13.委託料	250	土質調査及び測量委託料
4.畜産業費	2,197	2,640	4,771					15.工事請負費	17,400	福瀬今池連絡農道整備工事費追加 3,000 仏並川原田連絡農道整備工事費 14,400	
[1] 家畜衛生費	478	2,640	3,118					18.備品購入費	160	工事用備品購入費	
5.農地費	63,264	△5,395	57,869	2,400	2,640	635	△1,650	19.負担金補助及交付金	28,911	大池多目的防除事業補助金更正減 △18,589 福瀬園芸団地造成事業補助金 42,500	
[1] 農道事業費	3,855	1,700	5,055					11.需用費	2,640	○医薬材料費追加	
[2] 溜池事業費	35,750	△9,674	26,076	△8,001				15.工事請負費	1,700	湯の谷農道整備工事費追加	
								15.工事請負費	△9,674	輕部池整備工事費更正減 △850 カマス谷池整備工事費更正減 △2,484 箕形今池整備工事費更正減 △2,560	

科目	補正前の額	補正額	計	補正前の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国支	府金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	大蔵池整備工事費更正減 △ 1,950 橋ヶ谷大池整備工事費更正減 △ 3,400 そば坂池整備工事費更正減 △ 420 万町今池整備工事費追加 20 中野池整備工事費 1,970
[3] 土地改良 調整事業費	967	176	1,143	73		29	74	15. 工事請負費	176	二ノ井水門整備工事費更正減 △ 770 堂の前池防護柵整備工事費追加 26 うとじ池防護柵整備工事費 920
[5] 農免道路 事業費	14,127	1,403	15,530		2,400		△ 997	19. 負担金補助 及 交付金	1,403	松尾山農道工事負担金追加
[7] 水路事業費		1,000	1,000	300		500	200	15. 工事請負費	1,000	漆原水路整備工事費
(2) 林業費	3,785	△ 2,566	1,169	△ 1,060		△ 1,198	△ 318			

2. 林業事業費	3,510	△2,566	944	△1,060	△1,198	△318			
[1] 林業事業費	3,510	△2,566	944	△1,060	△1,198	△318		15.工事請負費	△2,566 箕輪林道整備工事費更正減
③ 土木費	3,769,176	507,803	4,276,979	348,491	6,544	6,768			
(4) 都市計画費	959,434	38,019	997,453	18,425	6,544	6,750			
1. 都市計画 総務費	66,855	240	67,095	240					
[3] 都市計画 総務費	5,051	240	5,291	240				13.委託料	240 都市計画基礎調査委託料
2. 公園	340,487	12,235	352,722	6,185	4,000	550			
[1] 公園管理費	7,869	185	8,054	185				13.委託料	185 ダイヤモンドレーン清掃及 び除草委託料
[8] 松尾寺公園 整備事業費		4,050	4,050	2,000	1,500	550		15.工事請負費	4,050 公園整備工事費
[9] 光明池緑地 整備事業費		8,000	8,000	4,000	4,000			2.給料	186 一般職給
								3.職員手当	56 職員手当
								9.旅費	8 府内旅費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 額	府 地 方 債	其 他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3. 街路事業費	234,072	23,000	257,072	12,000	4,800		6,200			
[1] 和泉中央線 街路整備 事業費	41,096	23,000	64,096	12,000	4,800		6,200	15.工事請負費	23,000	築造及び舗装工事費追加
5. 浸水対策費	34,462	2,544	37,006				2,544			
[3] 惣ヶ池水路 整備事業費		2,544	2,544				2,544	15.工事請負費	1,954	水路整備工事費
(5) 住 宅 費	2,267,871	469,784	2,737,655	330,066	139,700		18			
2. 住宅建設費	2,236,640	469,784	2,706,424	330,066	139,700		18			
[2] 改良住宅 建設事業費	1,316,056	469,784	1,785,840	330,066	139,700		18	15.工事請負費	469,784	改良住宅建設工事費
								11.需用額	50	○消耗品費 ○印刷製本費
								13.委託料	7,700	工事委託料

⑨ 消 防 費	417,936	32,725	450,661	1,900		30,825			
(1) 消 防 費	417,936	32,725	450,661	1,900		30,825			
1. 常備消防費	350,334	32,725	383,059	1,900		30,825			
(1) 給 与 費	328,244	29,225	357,469			29,225	2.給	15,809	給与改定等による追加
							3.職	5,952	給与改定等による追加
							4.共	7,464	給与改定等による追加
(2) 本部及署費	22,090	3,500	25,590	1,900		1,600	15.工	3,500	通信室移設改築工事費
⑩ 教 育 費	2,797,072	405,492	3,202,564	173,700	1,600	149,976			
(1) 教育総務費	332,056	37,476	369,532			37,476			
2. 事務局費	198,916	37,476	236,392			37,476			
(1) 給 与 費	198,843	37,476	231,319			37,476	2.給	20,464	給与改定等による追加
							3.職	11,369	給与改定等による追加
							4.共	5,643	給与改定等による追加
(2) 小学校費	1,361,426	296,180	1,657,606	173,700	80,264	42,216			

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支	府支	地方債				
1. 小学校 管理費	千円 442,608	千円 20,256	千円 462,864	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
[1] 給与費	276,408	19,044	295,452			19,044		2. 給料	11,807	給与改定等による追加
[3] 維持補修費	84,588	1,212	85,795					3. 職員手当	2,172	給与改定等による追加
2. 学校保健費	126,361	△2,401	123,960					4. 共済費	5,065	給与改定等による追加
[1] 保健費	32,348	100	32,448					13. 委託料	1,212	学校警備委託料追加
[2] 給食費	94,013	△2,501	91,512	△1,000					△1,401	
8. 教育振興費	86,983	454	37,437	50				20. 扶助費	100	要保護・準要保護医療費扶助費追加
[2] 就学奨励費	14,792	454	15,246					20. 扶助費	△2,501	更正減
				226					228	
				226				20. 扶助費	454	要保護・準要保護児童扶助費追加

4. 学校建設費	755,474	277,871	1,033,345	81,038	173,700	23,133					
[7] 横山小学校 増築費	185,786	75,089	260,825	24,700	49,100	1,239			13.委託料	1,661	設計委託料追加
[1] 南松尾小学 校舎建築費		122,022	122,022	29,735	71,400	20,887			15.工事請負費	73,378	校舎建設工事費追加
[2] 国府小学校 改築事業費		80,810	80,810	26,608	53,200	1,007			13.委託料	2,400	設計委託料
									15.工事請負費	119,622	校舎建設工事費
									13.委託料	790	設計委託料
									15.工事請負費	79,320	校舎建設工事費
									19.負担金補助 及交付金	700	光明池土地改良区施設使用 負担金
(3) 中学校費	463,528	8,128	471,656	△48		8,176					
1. 学校管理費	262,214	8,442	270,656			8,442					
[1] 給与費	146,581	7,446	154,027			7,446			2.給料	4,812	給与改定等による追加
									3.職員手当	182	給与改定等による追加
									4.共済費	2,452	給与改定等による追加
[3] 維持補修費	45,276	996	46,272			996			13.委託料	996	学校警備委託料追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区	金 額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	所 他				
2. 学校保健費	千円 54,044	千円 △ 1,537	千円 52,507	千円 △ 659	千円	千円 △ 878		千円		
[1] 保 健 費	13,910	575	14,485	△ 297		278	20.扶 助 費	575	要保護・標準保護医療費扶助費追加	
[2] 給 食 費	40,134	△ 2,112	38,022	△ 956		△ 1,156	20.扶 助 費	△ 2,112	更正減	
3. 教育振興費	31,883	1,223	33,106	611		612				
[2] 就学奨励費	17,859	1,223	19,082	611		612	20.扶 助 費	1,223	要保護・標準保護生徒扶助費追加	
(4) 幼稚園費	250,375	15,123	265,498			15,123				
1. 幼稚園 管理費	248,169	15,123	263,292			15,123				
[1] 給 与 費	176,762	15,123	191,885			15,123	2.給 料	7,669	給与改定等による追加	
							3.職 員 手 当	4,016	給与改定等による追加	
							4.共 済 費	3,488	給与改定等による追加	



(5) 社会教育費	371,016	46,985	418,001				46,985						
1 社会教育 総務費	78,029	36,229	114,258				36,229						
[1] 給与費	67,457	36,229	103,686				36,229	2.給料	18,422	給与改定等による追加			
								3.職員手当	14,063	給与改定等による追加			
								4.共済費	3,744	給与改定等による追加			
8. 同和教育費	244,516	2,176	246,692				2,176						
[1] 同和教育費	17,026	2,176	19,202				2,176	13.委託料	2,176	旧山手中学校跡警備委託料 追加 青年会館警備委託料追加 752 1,424			
10. 図書館費	17,632	8,580	26,212				8,580						
[2] 市立図書館 運営費	16,476	8,580	25,056				8,580	18.備品購入費	8,580	図書購入費追加			
(6) 保健体育費	18,671	1,600	20,271				1,600						
1. 保健体育費	18,671	1,600	20,271				1,600						

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 説
				国 支 出 金	府 地 方 債	特 定 財 源		区 分	金 額	
						一般財源	その他			
[6] 地域スポーツ 育成事業費	千円 2,250	千円 1,600	千円 3,850	千円	千円	千円	千円	18.備品購入費	千円 1,600	千円 スポーツ教室用備品購入費
⑨ 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	2,852		1,623				
(1) 土木施設 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	2,852		1,623				
1. 土木施設 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	2,852		1,623				
[2] 東松尾川河 川災害復旧 事業 費		2,145	2,145	1,417		728		11.需 用 費	20	○消耗品費 ○印刷製本費
[3] 添原川河川 災害復旧 事業 費		2,330	2,330	1,435		895		16.工事請負費	2,125	災害復旧工事費
								11.需 用 費	20	○消耗品費 ○印刷製本費
								13.委 託 料	158	測量委託料
								15.工事請負費	2,152	災害復旧工事費
歳 出 合 計	20,653,454	1,697,919	22,351,373							

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給			与			費	合計	備考	
		報	酬	給	料	職員手当	計				共済費
補正後	1,249人	千円	2,452,817	千円	1,621,556	千円	4,074,373	千円	635,997	千円	4,710,370
補正前	1,249		2,307,610		1,526,816		3,834,426		559,272		4,393,698
比			145,207		94,740		239,947		76,725		316,672
職員手当の内訳			扶養手当 6,605		時間外手当 35,893		期末勤勉手当 40,869				
			調整手当 11,373								

一般職職員の1人当り給与費の状況		初任給の状況					
区分	1人当り給与費 千円	区分	学歴	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職
補正後	3,245	S53年1月1日	高校卒	95,900	85,000 ～ 95,900	95,900	95,900
補正前	3,062	現在	大学卒	115,700	91,000 ～ 105,400	115,700	115,700
		S52年1月1日	高校卒	89,700	79,700 ～ 89,700	89,700	89,700
		現在	大学卒	108,100	86,000 ～ 98,500	108,100	108,100

平均給料額及び平均年齢の状況

区		分		一般行政職	技能労務職	消防職	教育職
S 53年1月1日	現在	平均給料月額	平均年齢	156,372円	159,275円	153,021円	174,475円
S 52年1月1日	現在	平均給料月額	平均年齢	145,139円	147,703円	141,029円	166,732円
		平均年齢		29歳8月	43歳6月	29歳9月	33歳3月

等級別職員数の状況

区分	一般行政職		技能労務職		消防職		教育職	
	1等級	2等級	1等級	2等級	1等級	2等級	1等級	2等級
S53年 1月1日 現在	56	31			5	2	5	13
	2		2		2		2	
	3		3		18		3	
	4		4		43		4	
	5		5		22		5	
計	821		314		90		60	
S52年 1月1日 現在	59	36			5	1	5	14
	2		2		2		2	
	3		3		19		3	
	4		4		31		4	
	5		5		33		5	
計	660		290		89		59	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	145,207	1. 給料改定に伴う増加分		給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.8% 給与改定実施時期 5 3年 4月
		2. 普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 4.1% 昇給期別職員数 { (昇給期) 4月 (職員数) 7月 0人 10月 687人 1月 226人 195人
職員手当	94,740	1. 調整手当の増減分		調整手当の支給率 補正後 { 支給対象地域 全地域 8% 支給率 1,249人 支給対象職員数 補正前 { 支給対象地域 全地域 8% 支給率 1,249人 支給対象職員数
		2. 期末勤続手当の増減分		
		4. その他の増減分		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				一 般 財 源	
						国 支	府 出 金	地 方 債	そ の 他		
南松尾小学校改築事業	千円 173,765			昭和53年度 昭和54年度	千円 173,765	千円 49,060	千円 109,300	千円	千円 15,405		
国府小学校改築事業	188,710			昭和53年度 昭和54年度	188,710	39,904	75,800		73,006		
環境改善整備事業用地取得事業	1,778,733			昭和53年度 昭和56年度	1,778,733	1,275,349	489,800				13,584
和泉市土地開発公社に委託し、 先行取得する上記用地取得事業費 金の元金及びその利子 (債務保証)	元金 2,887,574 及びその 利子			昭和53年度 昭和56年度	元金 2,887,574 及びその 利子						元金 2,887,574 及びその 利子

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込に関する調

(単位千円)

区分	前々年度末 現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額				当該年度末 現在高 見込額
	借入済額	事業費 繰越による 繰延伸分	計	当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額		
				補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	19,980,000	278,940	20,258,940	1,496,942	553,015	2,049,957	564,361	21,744,536	
(2) 民生	1,393,512		1,393,512	90,242	229,015	319,257	54,001	1,658,768	
(4) 農林水産	77,156		77,156	11,800	2,400	14,200	2,840	88,516	
(6) 土木	1,865,906	106,040	1,971,946	274,300	6,300	280,600	86,016	2,166,530	
(7) 公営住宅	3,406,500		3,406,500	644,000	139,700	783,700	59,492	4,130,708	
(8) 消防	266,975		266,975	17,000	1,900	18,900	45,992	239,833	
(9) 教育	10,248,101	172,900	10,421,001	459,600	173,700	633,300	223,665	10,830,636	
計	21,023,460	278,940	21,302,400	1,584,642	553,015	2,137,657	588,319	22,851,738	

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第69号「昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、人事院勧告に伴います給与の改定、国の補正予算に伴う一部事業費の補正並びに市税収入見込みの伸び、普通交付税の確定等により追加の必要が生じてまいりましたので、本補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。議案書の1ページでございます。

第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億9,791万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を223億5,137万3,000円といたすものでございまして、款・項の区分及び当該に分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、同和向公営住宅建設事業、幸保育園建設事業及び横山小学校改築事業につきましては、更正減いたしました。南松尾小学校改築事業1億7,376万5,000円、国府小学校改築事業1億8,871万円につきましては、新たに追加計上いたしました。環境改善整備事業用地取得事業につきましては、4億4,221万円減額し、17億7,873万3,000円といたしたものでございまして、それに関連し、和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子の債務保証額4億4,221万円減額し、28億8,757万4,000円といたした次第でございまして、期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、一部事業費の追加等によりまして起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借り入れ条件等は、第3表のとおりでございます。

第4条は、一時借入金の補正でございまして、年度末における財政需要を勘案いたしまして、一時借り入れの最高額を45億円といたしたものでございます。

続きまして、事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容について御説明申し上げます。

まず、30ページの歳出から御説明申し上げたいと存じます。

議会費につきましては、事務局職員の給与改定等の追加といたしまして、299万4,000円を追加計上いたしました。

総務費につきましては、職員の給与改定等の追加4,229万6,000円及び報償費100万円、財政対策委員会費40万5,000円、自動車購入費150万円を計上したものでございまして、4,520万1,000円の追加計上と相なるものでございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、職員の給与改定等による追加1億9,222万5,000円、簡易心身障害者通所授産事業運営補助金57万8,000円、身体障害者夏期歳末給付金の追加35万7,000円、老人福祉費扶助費274万円の追加、老人集会所建設事



業費1,661万2,000円及び共同浴場整備工事費の追加460万1,000円を計上いたしました。

児童福祉費につきましては、臨時保母賃金の追加2,319万2,000円、幸保育園建設事業費4億6,882万3,000円を計上し、また、生活保護費につきましては、生活保護家庭研修会補助金及び緊急援護扶助費として、205万円を計上いたしました。

以上が民生費でございますが、総額6億2,817万8,000円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、衛生費でございますが、職員の給与改定等による追加、各種予防接種費の追加及び霊園施設整備工事の追加でございますが、655万9,000円を計上いたしました。

労働費につきましては、職員の給与改定等の追加といたしまして418万2,000円を計上いたしました。

次に農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費につきましては、職員の給与改定等の追加でございますが、779万1,000円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、水田利用再編対策事業、都市農業近代化等といたしまして、1,589万9,000円追加。また、農業構造改善事業費として、4,194万1,000円を追加計上いたしました。

畜産業費につきましては、家畜衛生費の医薬材料費264万円を追加計上。農地費につきましては、農道事業費170万円、土地改良調整事業費17万6,000円、農免道路事業費140万3,000円及び水路事業費100万円を追加計上し、また、溜池事業費967万4,000円を更正減額いたしましたものでございます。

林業費につきましては、箕輪林道整備工事費を256万6,000円減額計上いたしました。

以上が、農林水産業費でございますが、6,031万円を追加計上いたしました。

次に、土木費でございますが、都市計画費につきましては、都市計画総務費24万円、公園管理費18万5,000円、松尾寺公園整備事業費405万円、光明池緑地整備事業費800万円、和泉中央線街路整備事業費2,300万円並びに惣ヶ池水路整備事業費254万4,000円を追加計上いたしました。

住宅費につきましては、改良住宅建設工事費として、4億6,978万4,000円を追加計上いたしました。

以上が、土木費でございますが、総額5億780万3,000円を追加計上いたしました次第でございます。

消防費につきましては、職員の給与改定等の追加及び通信室移設工事費といたしまして、3,2

72万5,000円を追加計上いたしました。

次に教育費でございますが、教育総務費につきましては、職員の給与改定等の追加でございますして、3,747万6,000円を計上いたしました。

小学校費につきましては、職員の給与改定等による追加1,904万4,000円、学校警備委託料の追加121万2,000円、要保護、準要保護医療費扶助費の追加10万円、給食費の更正減250万1,000円、就学奨励費の追加45万4,000円、横山小学校増改築事業費7,503万9,000円、南松尾小学校改築事業費1億2,202万2,000円並びに国府小学校改築事業費8,081万円、差し引きいたしまして、2億9,618万円を計上いたしました。

中学校費につきましては、職員の給与改定等による追加744万6,000円、学校警備委託料の追加99万6,000円、要保護、準要保護医療費扶助費の追加57万5,000円、給食費の更正減211万2,000円並びに就学奨励費の追加122万3,000円、差し引きいたしまして、812万8,000円を計上いたしました。

幼稚園費につきましては、職員の給与改定等による追加でございますして、1,512万3,000円を追加計上いたしました。

社会教育費につきましては、職員の給与改定等による追加3,622万9,000円、旧山手中学校跡及び青年会館の警備委託料の追加217万6,000円並びに図書館の図書購入費の追加858万円で、合わせまして4,698万5,000円を追加計上いたしました。

保健体育費につきましては、地域スポーツ育成事業費として、160万円追加計上いたしました。

以上が、教育費でございますして、総額4億5,49万2,000円と相なる次第でございます。

次に、災害復旧費でございますが、土木施設災害復旧事業費として、東松尾川河川災害復旧事業費214万5,000円及び添原川河川災害復旧事業費233万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項別の内容でございますして、総額16億9,791万9,000円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

議案書の13頁でございます。

まず、初めに市税でございますが、課税客体のより正確な把握等によりまして、固定資産税及び特別土地保有税の増加が見込まれますので、総額1億9,090万7,000円を追加計上いたしました。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、国有提供施設等所在市町村助成交付金の確定に伴い、863万3,000円を追加計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴います追加として、3,888万8,000円を計上いたしました。

次に、分担金及負担金でございますが、分担金につきましては、農林水産業費分担金151万円追加計上。負担金につきましては、林道工事負担金の更正減額119万3,000円及び光明池緑地住宅公団負担金400万円をそれぞれ計上いたしました。

使用料及手数料でございますが、家畜診療料の追加といたしまして、264万円追加計上いたしました。

次に、国庫支出金でございますが、総額4億2,179万7,000円を計上し、歳出経費の特定財源として措置したものでございます。

次に、府支出金でございますが、各種事業の補助対象内定によります追加といたしまして、3億782万1,000円を追加計上したものでございます。

次に、寄附金につきましては、一般寄附金の追加として、4,658万円を追加計上いたしました。

次に、諸収入でございますが、惣ヶ池水路整備事業費受託収入254万4,000円を計上。雑入といたしまして、1億2,077万7,000円を追加計上いたしました。

次に、市債でございますが、総額5億5,301万5,000円を計上してございます。これは適債事業に対して、充当率を勘案いたしましてそれぞれ計上したものでございます。

以上が、歳入予算の内容でございます。16億9,791万9,000円の追加と相なる次第でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 28番（坂上國治君） ちょっとお尋ねしますけれども、21ページの共同浴場整備補助金、これは後に出てくる建設費と関係はないんですか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 後の建設費とは関係ございません。これにつきましては、王子温泉、丸笠中央温泉の補修工事費でございます。

○ 28番（坂上國治君） これに関連して後から議案が出てくるわけでしょ。工事請負の議案ですが、私は、ここで前段で市長に一言申し上げたいと思うんです。

現在の段階で昨日、一昨日と2日間にわたっての一般質問の中で、市長以下課長に至るまで、皆声をそろえて現在の和泉市の財政状態の厳しさを言われているわけです。昨日も名前は発表してなかったけれども、議長歴のある議員ということで財政対策委員会を設置した、理事者がこうだ、ああだとおっしゃってるんですけど、もうちょっと理事者は理事者なりの考え方をもって、

やはり12万市民の責任ある市長としてやってほしいと思う。

ここではまだ触れることではないが、この浴場のところまできたとき、いまは関係ないという  
ことですので差し控えておきますけれども、これらの問題については肝に銘じて、これは恐らく  
きょう1日で私に対する納得のできる答弁、理事者はできないと思う。私、前置きしておきます。

行政の怠慢さというか、議会を無視してるといふか、これは絶対に各議員さん、私の質問を聞  
いてくれたらわかってくれると思いますが、前段で時間取ったら悪いと思うんですけど、ちょっ  
と議長にお許しをいただきたい。後に出てくる浴場問題、岸田さんが個人経営でやってる風呂、  
これを市が学校の拡張のために買収したんでしょ。それなら、私は速やかにそれを撤去して学  
校の拡張に持っていくのが当然やと思う。ところが、個人経営している風呂を市が買収し、それ  
を即市営の公営浴場としてやられた。ところが、まだこの風呂は余り古くない、新しい。それを  
つぶして新しく建てようとしておる。

あんたはこの間、財政対策委員会の場でどない言うた、見直しせないかん、これからは鉛筆1  
本、紙1枚でも仕末せないかん。そして、和泉市の再建に向かって前進するんだと言われたんで  
す。それにもかかわらず、まだ新しいあの風呂をつぶして建てかえる。その予算として1億11  
0万円出てる。結構使えるものをつぶし、それだけの金を使おうとされる。これが市民本位の考  
え方であるのかどうか。十分心に余裕を持って後ほど答弁してほしいので、抜き打ちでは悪いの  
で、ちょっと事前に時間もろうと言わせてもらってるんです。

そこで、昨日も教育長にも話したが、教育長もびっくり、市長もおったんやからね。私は学校  
拡張のために風呂を買収してもらいました。ところが、いつや知らん間に市営浴場になってると  
は知らなんだということでしょう。当然、学校の敷地として買収したんやから、行く行くはやは  
り学校の施設に使おうてもらわないかん。現状、伯太小学校も非常に狭い。その中で1,300人  
の児童がおるわけです。現在の幸小学校の生徒が、伯太小学校の三分の一弱です。そこへもって  
きて、今度は相当広範囲にわたって買収をし学校に使用してもらってる。だから、あの風呂がつ  
ぶれるまで、使えんようになるまでしんぼりはしてもらえと思う。

金がなんぼでもあったらやったらええ。しかし、現在の和泉市の財政状態は非常に圧迫され、  
もう18.5%、あと余すところ1.5まで詰め寄ってる。そこまできたら再建団体転落になる。そ  
の時点で市長さん、一体どんなお考えなのか。これは解放同盟から言われてやったのか、あるい  
は町会から言われてやったのか私は存じませんが、やはり12万市民という、あんたの下  
には子供がおるんです。それを平等に考えてもらわんと、まだまだピンピンしている風呂をつぶ  
して建てかえることになっては、現在の和泉市をより以上に追い込む結果になるんではないかと  
思うわけです。

各議員も同じことだと思ひ。何とかして時限立法化された同和事業、特別措置法という法律によってやらなければならないことは肝に銘じております。そこで私が申し上げたいのは、逆差別という声を市民から上げさせないようにしていくのが市長の役目やないか。逆差別、逆差別という声が上がってくるのが、差別につながっていくのではないかと私たちが心配している。ただいたずらに市長がええ格好していく、自分だけええ格好したらええんだということでは困ると思ひます。やはり12万市民が平和で明るい町づくりに協力してもらえ体制があつて当然やと思ひます。

私の言ひてゐることは皆さんすべて聞いてくれますので、間違つたことがあつたら、また後ほど答弁を聞かせていただき、そこで反省したいと思ひますが、私、自分が恐らく反省することはないと思ひます。理事者に反省してもらわない限り、という気持を持っていますので、後に出てくる議案について前段でちょっと考えてもらふ余地を与えるために、議長さんをお願いして発言させてもらふわけでございますので、ひとつ肝に銘じて明確な答弁をお願いして私、終わります。議長どうもありがとうございました。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に。

○ 20番(田中包治君) 議事進行について、16億何億の補正予算でしょう。これね、一括して質疑応答すれば、次から次へと出てきてどうにもならないんじゃないかと思ひます。せやから、この議案は款項的にいくのか、あるいは特別委員会をつくつてやるのか、どつちかに決めてもらわないと困ります。われわれも16億余となれば、やはり相当質問したいと思ひます。だから、款項目ごとにいくのか、一定の特別委員会をつくつて付託するのか。このままどうだこうだと審議を十分しないままに採決されたら困ります。したがつて、款項目ごとにやるのか、特別委員会をつくるのか、はっきりしてもらいたいと思ひます。

○ 議長(横田憲治郎君) 現在、皆さんに提案されて説明を受け、審議をお願いしております。その審議の過程の中から皆さん方の御意見を拝聴して扱ひを諮つてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 20番(田中包治君) 過程の中と言われますが、そうしたら、1人が何遍質問してもええということですね。それで理解してくれますね。せやつたら、わしも1項目ずつ質問しますからね。

○ 議長(横田憲治郎君) 他にございませんか。

○ 1番(寺田茂君) 質問に入る前に、今度の補正の16億9000余万円の問題、かなり内容としては大きな論議になるだろうと思ひていたところなんです。まだ部分的にしか追つていませんが、追つていく過程の中で大変な事態が起こつてくるだろうと思ひます。その意味から私、歳入の問題だけまず若干お聞きしておきたい。歳出については後でまたお聞きします。

16億9,000余万円の補正で現在の予算が223億という膨大な額になる。私たちは絶えず和泉市の現状と総額の問題で、他市に比べてかなりの負担をしていることは、再々指摘してきたわけなんです。しかし、この補正で223億という総額については、かなり危機状態が一段と強化されてきたと考えております。そこで、私は5点ほどお聞きしたい。審議の過程の問題が出ましたが、これは議場ですから一つずつ聞かれる方もあるだろう、私はいま、歳入問題だけお聞かせ願いたいと思います。

まず自衛隊施設交付金、これはわが党も絶えず申し上げてきましたように、これは共産党の国会議員の荒木さんも国会の中で十分やってきた成果がここで伺えるんじゃないかと思えます。

ちょっとページを申し上げます。歳入のところでも20、21ページと並ぶんですが、幸保育園の建設の国庫補助金、府の負担金・補助金が出てます。府の負担金が2,159万円、府の補助金が1億7,121万円、国の補助金が5,759万円出てきてます。それから、27ページに幸保育園建設事業債ということで2億円余出てまいります。27ページまで幸保育園の問題が出てますので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、幸保育園の国の補助金5,759万円、これはどの部分に対する補助金なのか。たとえば国が言うように、同和施策に対して80%補助しますという、これはどの部分に当たるのか、その分としてこの5,700万円なのか、その辺ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、一般寄附金というのがありましたが、これは大体どういうものなのか。

それから、続いて26ページに過年度収入の雑入1億1,760万円の追加と出てますが、これはどういうものか。

それと、歳入の最後の市債5億5,300万円と出てますが、一体市債というのは限度があるのかないのか。きのうからの一般質問でも、かなり和泉市の財政問題で論議されてます。いまま坂上議員さんからも本当に危ないぞ、という問題を出されてるんですが、今回の市債の5億余、それで累計20億ぐらいになってるが、この限度額はどこまでいってもないのか。また、現状の中で起債を見直していく形があるのかないのか。何でも市債でつくったらいいのか。皆さんが心配しているのと全くつながった要素になるので、この辺の答弁をいただき、理解できたら結構ですが、恐らくできないと思いますので、再度質問させていただきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

歳入の面と合わせまして負担金・補助金の問題でございますが、国庫補助金につきましては、定員120名に対する5.8平米、合わせまして単価が11万2,600円の3分の2になります。本体工事を含めまして、暖房、浄化槽を入れて合計5,759万円になっております。ただ、一般

園との違いは、こちらは3分の2、一般園は2分の1ということでございます。

府の負担金ですが、本体、暖房、浄化槽を入れて8,638万5,000円の4分の1、2,159万6,000円になります。

府の補助金でございますが、特に一般園と同和園のある程度の違いがございまして、定員120名に対して、1人当たり10平米を見ていただいております。単価が17万4,000円の10分の8、8,785万4,000円になります。

以上でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 続きまして、起債、寄附金、その他についてお答え申し上げます。

まず、27ページの民生債の保育所建設事業債2億1,831万5,000円計上してございますが、本件起債につきましては、先ほど市民部長が御説明申し上げましたように、国庫補助金、府の負担金・補助金の関係を差し引き、さらに、用地についての府の貸付金の基準がございまして、これの府の補助が2分の1でございますので、この2分の1と府の貸付金でもって10分の8になるように、実はルール計算するわけです。いわゆる5年間無利子のあと3%償還、5,001万5,000円、約5,000万円計上してございます。

そのほか一般の起債と申しますか、同和対策事業債になりますが、鉄筋の関係の25年償還の1億6,800万円見込んでございます。このうちすでに御承知のとおり、保育所建設の自治大臣の指定分がございまして、この枠が狭小であるという御指摘をいただいておりますが、現行措置法の範囲内におきまして私の方が見込んでおりますのは、1億6,800万円のうち約2,900万円が10条指定の対象になるんじゃないかならうかということでございますので、約1億4,000万円の起債については、一般財源等で償還を行っていくという内容の起債でございます。

次に、寄附金でございますが、これにつきましては、一般財源充当ということで一般寄附金と明記してあるとおりでございまして、教育関係で858万円、それから、土木のいわゆるミ=開発と申しますか、そういった関係での寄附金収入が3,800万円を見込み、合計4,658万円と相なる次第でございます。

それから、過年度収入の関係でございますが、1億1,767万7,000円につきましては、すでに御承知のとおり、いわゆる首都圏、近畿圏というのがありますが、本市の場合は近畿圏、大阪市役所を中心として計算するわけですが、その近畿圏での公共事業、いわゆる国庫補助対象事業を行いました場合、その事業量と当該団体の標準財政規模、いわゆる交付税のルール計算等によって標準的な財政規模をはじき出すわけですが、そういったものを勘案して、財政力に準じて

かさ上げを行ってくれることになっておりまして、それが翌年度以降にかさ上げ補助金化され、当然、一般財源扱いということで52年度の計算も完了してございますので、その見込み額を今回、計上させていただいた次第でございます。

最後に、今回の市債の補正5億5,301万5,000円の追加、これについて、市債というのは無制限か、限度があるのかといった端的な御質問でございますが、すでに御承知のとおり、起債にはおのずから制限がございます。いつか御説明申し上げたと存じますが、いわゆるその団体の一般会計と申しますか、普通会計で負担する元利償還金に要する一般財源の額が標準財政規模の20%を超えた場合、過去3カ年の平均の率を出すことになっておりまして、それが20%を超えると、翌年度から一般単独事業、それから厚生福祉施設事業の起債がストップされます。さらに、その率が過去3カ年平均が30%をオーバーすると、災害復旧等の一部制限にかからない事業を除きましてほとんどの事業がストップする。現行の地方債許可制度上のそういった基準がございます。結論といたしましては、市債、起債の借り入れについてはおのずから限度がございます。

以上でございます。

- 市民部長(森 保君) 先ほどのお答えの中で、21ページのところでちょっと私の補足がございますが、1億7,121万1,000円の内訳の中で、8,785万4,000円と申し上げましたが、あとの用地費の分、特に同和事業は、用地費も補助対象になってございますが、8,335万7,000円でございます。これを申し忘れておりましたので、おわびいたします。
- 1番(寺田 茂君) これで大体わかったんですが、幸保育園の問題でいま改めて土地の問題が補助金として出てきた、8,300余万円ですが、幸保育園の支出の方で出てますが、これは建てかえですか。
- 市民部長(森 保君) そうでございます。
- 1番(寺田 茂君) たしか昨日、赤阪議員の一般質問で助役さんが答えたと思うんですが、今後の保育園は、市当局の考え方としては、南池田は土地を買い取るが市はやれないという問題が出ましたね。これからは民間に委託するんだと申されたことをちょっと思い出したんです。幸保育園の場合は、この土地はどうなるんですか、市で買うんですか、それとも私立でいくんですか、ちょっとこれだけ答えてくれませんか。
- 助役(坂口禮之助君) 幸保育園の場合は公立で建てかえしておりますので、その土地についても、市が買ってございます。
- 1番(寺田 茂君) 私、歳入のところ聞いてるのですが、きのうの答弁の要旨とはかなり食い違いがあるんじゃないか。私は質問してない、他の人の質問なのですが、その人はなかなか



理解できないのではないかと思います。

保育所建設について、それなりに財源の獲得内訳を聞きました。ただ、財政、行政は一つですので、昨日ときょうで若干違う答えが出たのではなからうか。私、この点をもうちょっと明確に…。私は要りませんが、明確にしといてもらわんと問題が起こるのではないか。きのうは公立では一切やらないという答えでした。たとえば土地を買うたら、ある程度公立として見ていく形はあると思う。南池田も土地を買ったが、そこから向こうへはいかない、私立でなければいけないという話があったので、どうも関連性があるんじゃないかならうかと思ひます。

それともう一つ、保育園の国の計算をもらいましたが、これも皆さん一般市民の方々が理解してるような補助対象とは若干、漠然としていると思ひます。同和対策事業、特別措置法とかいろいろな問題で、やはり10分の8とかが国の補助だ、一般的にはそう理解してます。部分的にはそうであるものもありますが、そうでないものもかなり多いので、私たちはその都度指摘してきておりますので、この点は明快にしてあげないとわかりにくいんじゃないかと思ひます。

それと、一般寄附金について聞きましたが、教育関係で800余万円とか土木で何億とか、それらはどういうことで徴収できるのか、ちょっと教えてください。

- 財務部長(麻生和義君) 説明不足で申しわけございません。実は、図書館建設に伴って御寄付を御無理申し上げたわけでございます。御了承願ひます。
- 1番(寺田 茂君) だから、図書館建設の寄付といっても、どんな形でやるのか。どこからもらうのか。また、金でもらうやつとか、相手があるわけでしょう。どういう形をとるのか、それだけ教えてください。
- 教育次長(広岡史郎君) 直接事業主体でございます教育委員会からお答え申し上げます。図書館建設に伴い御寄付ではございませんので、図書購入費等で御寄付を願ひたいということで、教育委員会から願ひに上がったわけでございます。
- 1番(寺田 茂君) 相手はどんなところですか。
- 教育次長(広岡史郎君) ロータークラブとかライオンズクラブ、青年会議所、それから銀行関係、また、市内の住民の方々に直接かかわり合ひのある泉北臨海の石油業者、農協連合会等の団体から願ひに上がったわけでございます。
- 1番(寺田 茂君) ちょっと一般質問でないので、こんなことはなかなか聞けません、いま聞くと図書館の寄付をもらうた、ロータリーや、いろんな団体の名前が出てますが、それが858万円、それで図書を買う。そうせんとなかなか金がないんですか。私、もらうことが悪いとかええとかではなく、これぐらいは市の主体性で図書を買う、それぐらいはできるんじゃないかならうかと思ひます。もらうたやつを返すというのではなく、余り言うた、お前要らんのか、となるが、

このやり方そのものがちょっと理解できないということです。もらうことが悪いとは言わないが、今後は、こういうやり方しか仕方がないのか、ひとつ考えといてください。

それと、最後の市債の問題で標準財政規模、私はわかっています。そういう意味での限度額というのはわかりますが、いま、われわれが心配するのは、昨日からもずっと出てるように、和泉市の今後の財政問題です。赤字再建団体に転落すると、いまの交付金、補助金並びに地方債も含めて何もできない。特別の災害とかでは特交はもらえると思うんですが、それ以外は何も国・府から入らない。そういう事態を私は心配して市債の限度額を聞いたんです。市長さん、もういっぱいいいばいに来ています。赤字再建団体に転落すれば、あなたの言うてることは何もできません。こういう状態の中で歳入面で心配があったので聞いたが、財務部長が答えてくれましたが、今後の歳入面で市長、ひとつ考え方を言うてください。それだけで結構です。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

非常な財政危機の中で53年度の補正予算を御提案申し上げているわけでございます。先般来の御質問にお答えいたしましたように、非常な財政危機でございますが、現状、あらゆる方途を講じていきたい、たとえば特交の大幅なカサ上げのお願い、これはシビアにいろいろとお願いをさせていただいております。また振興補助金、その他あらゆる方途を講じて何とか再建団体転落は回避させていただき、年度末に向けていろいろと努力を重ねているところでございます。御理解、御協力をお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 21番（直村静二君） 関連ですが、よくわからないのでたしかめておきたい。

幸保育園は建てかえということですが、既存の保育園の坪数、用地と建物についてお願いしたい。それから入所の定員、保母職員数、これを出してくれますか。

そして、この既存の施設をつぶして、そこへ建てかえると思うてたんですが、そうでもなさそうです。というのは、用地費に2億余が出てますので、その坪数。既存の保育園の坪数にプラスして建てかえるのか、あるいは場所が変わって建てかえるのか、その辺ちょっといままでの答えではわかりませんので、その点ははっきりしてください。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 保育課長（中川鉄也君） お答え申し上げます。

現在の幸保育園の用地面積は、1,845平米でございます。建物は、延べ643.56平米でございます。現在の幸保育園については、都市計画道路府道池上下ノ宮線の計画用地になってございますので、この幸保育園を建てかえた段階で、大阪府に現在の保育園用地を買収していただく予定になっております。

それから、幸保育園における現在の職員数でございますが、保母職と現業職を含め合計20名でございます。

定員は現行120名、今後の建てかえにおいても120名を考えております。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) そうすると、用地費は2億余、それで新しく買ったということですが、その用地の坪数は…。
- 保育課長(中川鉄也君) 新しい用地については、3,286平米予定しておりますが、そのうち里道、水路の廃道等がございますので、それが165平米、したがって、新たに買収を予定しておりますのは、3,118平米でございます。
- 21番(直村静二君) 新しく建てかえるということで、用地は、既存の1,845から3,000平米にふえたということですね。
- 建物は既存が643、これはどうなるのか。
- 保育課長(中川鉄也君) 建物の予定は、延べ面積で1,221.3平米、一部2階建てでございます。
- 21番(直村静二君) 1,221という約倍ですね。用地もかなりふえるということですね。用地費2億1,000万円で坪単価は何ほどですか。
- 保育課長(中川鉄也君) 1平米あたり6万9,014円という金額でございます。
- 21番(直村静二君) 既存の用地が完成後府に売るといいますが、その用地費は何ほど入ってきますね。
- 保育課長(中川鉄也) まだ金額等は最終的に出ておりませんが、付近の鑑定価格としては、平米当たり6万円前後と聞いております。
- 21番(直村静二君) 既存の用地を府に売ったら6万円。買った土地が6万9,000円、9,000円の差を出費してるということですね。先ほどからの答えであらゆるものを精査していくとなれば、府道が設定されるのですから仕方ないとして、同和保育園は一般行政で行ってるように、共働きして一定の収入がある者で保育に欠けるから保育園に入る体制でいくならば、現在、幸保育園は、待機者が何人かおってもほぼ入ってるわけですね。見直しする以上は、基礎的なことから見直していってもらいたい。全般的に既存の用地を売るから、そない損をしないという感じはしますが、既存の1,845が3,200になる、坪数がふえてますし、建物も大きくなる。
- 私は、この用地についてちょっと勘定が合わないと思う。府に売るのが6万円、買ったのは6万9,000円、3,286というと約1,200坪、新しく買う土地の場合、家も買ってるのと違いますが、その場合、家の補償金が出てますよね。それが何軒あるのか。それとも、さら地を買う

た用地代なのか。さら地の計算やったら勘定は合うてきますが、家を補償して6万9,000円、府へ売るのはつぶした跡のさら地を6万円、えらいええ値で買うてもらうようになるが、片方は物件補償があると思う。明快に財務なり公社なりからお答え願えますか。

○ 参与(林 徳次君) 当該土地について上物があるんじゃないかという内容でございますが、確かに環境改善整備事業地区内の買収地で、ほとんど密集地でございます。ちょっと件数は把握してございませんが、御存知のように建物は改良地区内不良住宅の認定、不良住宅につきましては、改良法の建物も補助申請をし、除却まで国庫、府の補助対象事業で施行しております。

○ 21番(直村静二君) なぜこのように緻密に聞くかという、やはり見直しの場合、現在の幸保育園は大体あふれていないわけですね。それを今度拡大する、定数は同じだが、坪数も建物もふえている。実際の密集地で件数はわからない。もう少し考えてやってもらいたいというふうに思います。さしあたり、府に売った金は起債の2億何ぼ、そこに入って返済するんですか。このように詰めていけば、内部では9,000円多いだけやが、物件補償してある。そない損せんとなるが、予算上では、2億余の起債は純然たる借金になる。しかし、府道になるので、府に買い上げてもらって非常に得したことになるんかどうか。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、当然、現在は行政財産でございます。公物を廃止した段階で普通財産に引き継ぎがなされ、市の普通財産として処分することになりますので、市の一般歳入ということになります。

○ 21番(直村静二君) あと1点、老人入浴券の追加が出るが、同和の風呂は料金は何ぼ、老人入浴券は何ぼ、それが何枚の追加になるのか、ちょっと答えてください。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 市民部長(森 保君) お答え申し上げます。

現在の入浴券は、1人当たり30円でございます。1カ月20枚でございます。52年度は対象者約630人、入浴券の利用率は70%程度でございます。

53年度当初予算では、この実績より低い48%で計上いたしましたが、本年10月までの実績を検討いたしましたところ、昨年より人数が690人に増加、利用率も伸びておりますので、予算補正をお願いしたわけでございます。

風呂代は30円でございます。

○ 21番(直村静二君) 風呂代が30円、入浴券も30円、無料ということですね。年齢は。

○ 市民部長(森 保君) 60歳以上でございます。52年度は厳しい査定でしたので…。

○ 21番(直村静二君) 630人が60人ふえた、厳しい査定だったので追加したということですか。

○ 市民部長(森 保君) 52年度は、630人の70%でしたが、本年度におきましては48%、厳しい財政下でございましたので計上いたしました。10月に実績を勘案、検討いたしますと、対象者が690人にふえてございますので、補正をお願いしたということでございます。

○ 21番(直村静二君) 何の意味もない。厳しい査定で人数減らしたから、ふえたから追加したという。ふえることがわかってるんなら、厳しい査定と違いでしょ。異論のあるところですが、時間がきたのでやめておきます。

○ 議長(横田憲治郎君) ここで議案審議の途中ですが、お昼のため休憩したいと思います。

(午後零時休憩)

(午後1時5分休憩)

○ 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中御審議されております和泉市補正予算第4号について、他に質疑をお願いいたします。

○ 20番(田中包治君) この債務負担行為の中で、同和事業であると、いわゆる特別措置法で6割が国、2割が府となっておりますわけですが、その中で起債が出ているわけです。幸保育園建設事業で2億3,490万円がね。これでは2割ということにならないのではないか。特別措置法に言い同和事業でないという考え方が成り立つのかどうか第1点。

それから、同和向公営住宅建設事業とか環境改善整備事業とかは、改良事業法に基づくやつですが、この関連においても、どのぐらいの率で市が負担しているかということですが、

それからもう一つ、国府小学校の改築事業でございますけれども、これはすでに大阪府供給公社との話し合いの中で9億という金が入っているわけですが、なぜ1億8,871万円の起債をしなければならないのか。

それから、土地開発公社の問題でございますけれども33億2,978万4,000円、これは前のときに20億円を債務保証が出てるんですが、どういうことでどうするんだという明確な答えをお願いしたいと思います。

○ 議長(横田憲治郎君) 理事者答弁。

○ 市民部長(森 保君) お答え申し上げます。

第1点目の幸保育園に対する国・府の起債合わせのパーセンテージ、実数でございますと、用地費を除き国庫22.7%、府で43.2%、起債貸付が34.1%でございます。

○ 20番(田中包治君) それでは、同和特別措置法に言う事業ではないということですか。一般の保育園と同じだという考え方ですか。そこら、いや10条規定がどうだ、同和事業がどうだと言っていますが、これでは4割弱が市の借金でやらなくちゃならない。これは同和特別措置法に基づく事業ではないということですか。市の単独事業だということですか。どっちですか。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

最近建設いたしました一般の芦部保育園で申しますと、国、府合わせて38%でございます。同和につきましては、国、府で8割、あと2割が一般の起債で充当するということですが、やはりいろんな問題がありまして、御指摘の国、府の8割、あとの2割という計算には必ずしもならないということでございますので、御了承願いたいと思います。

○ 20番（田中包治君） おかしいのと違いまっか。私の言うてることとちょっと合わない。これは国民的課題であり、国、自治体が責任をもって事業を行うということでしょう。それをやってくれんなら、地方自治体は何程金があっても足りませんよ。市長、どうするつもりですか。2割の起債ならわかる。借金は一般財源ですよ、どないしまんね。こんなでたれめな話あるかいな。国民的課題だと言ひ、地方自治体と国の責務だと言ってるのに、国が責任を果たさず、その分を地方自治体にかぶさってくる。一般園は、一般財源でつくってるが、どうなるんですか。実態と、あんた方が言うてる市民に対するアピールが相反する。なぜ国に働きかけないんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問の趣旨はよくわかります。われわれとしても、特別措置法が施行されて以降、その時点で国、府合わせて8割の補助金、残り2割は起債を含めて地方自治体ということで発足したのでございます。

しかし、過般来、私が御答弁申し上げておる趣旨からいたしまして、国、府の8割が現状では実現していないという大きな問題の中で、国に対して猛烈に運動もし、交渉、お願いもしてまいりました。実態に合わない、国の責任はどうなってるんだ、たてまえだけやってもらったら困る。ということについて、シビアに交渉も続けてまいりました。

そういう中で、超廻負担問題は、いわゆる起債分が多いということについて、10条の拡大をお願いしてきたところでございます。しかし、国のガードはなかなかかたいというのが現実の姿でございます。先般、3年延長とともに、衆参両院で地方自治体の財源負担を軽減せよ、実態を洗い直し、実態把握の中で適切な改善をしなければならぬ、こういう3項目の付帯決議をいただいているわけでございまして、これらをテコにして、いま国に対して猛烈な運動を展開しているわけでございます。

御指摘ごもっともでございます。8割補助のうたい文句の中で、実態としては市民部長が申し上げましたように、6.5.6にしかならず、残りが起債という点については問題の中で、これらもろもろの超廻負担には、皆起債がからまってるわけです。この起債の救済措置をとることが10条の拡大であり、いま、国に対して交渉している趣旨でございます。今後とも、この件だけではなく、同和事業全体の問題として交渉を続けてまいる所存でございます。

○ 20番（田中包治君） おかしいと思ひ。あんた方が特別措置法だ、措置法だと言ってるが、

法律には国も従わなければならないし、地方自治体も従わなければならない。しかし、国が勝手に法律をつくって従わなくてもええということはどういうことか。そうすると、あんた方はやはりこれは一般事業だという考え方に立って国が起債でいく、補助を出さないから…。

この跡の土地を売ったら一般財源へ入るが、借金だけ残る、そうでしょう。こんな運営がありませんか。あんた方は当面の目的だけやって借金だけ残る、寄付金だとか土地代では、あんた方は好きなことに使い、そういうことですか。公有財産を売って建てかえし、借金をする。それを一般財源で埋めていく、そうすればええということですか。こんなばかな話はないでしょう、だれが聞いたかてね。これが和泉市の財政運営だと言うんなら、破綻させた方がましですよ、違いませんか。債務負担行為でもそうですよ。土地を買うが、その金は市の起債か何かになるでしょう。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 債務負担行為についてお答え申し上げます。

本市の土地開発公社に対する債務保証 28億8,757万4,000円の元金及び利子についての御質問でございますが、この根拠につきましては、すでに3月議会で債務負担行為の議決を賜っております。その債務負担行為の表の中にごさいますように、学校用地の取得事業11億884万1,000円、それから、環境改善整備事業用地の先行取得事業22億2,094万3,000円がございまして、議決いただいております。

この事業につきましては、いわゆる翌年度以降において一般会計が補助金、起債、その他の財源でもって取得、買い戻しをいたす措置を講ずるわけでございます。当然、翌年度以降で予算措置を議決願うわけでございますが、それに伴いまして、本市の土地開発公社が金融機関から資金の借り入れを行うについて、その元金及び利子について一般会計が債務保証を行うといった現行の制度に基づきまして、そういった債務保証の議決をいただいております。

今回、第2表で掲げさせていただいておりますように、環境改善整備事業用地の取得事業が4億4,000万円減額、28億8,757万4,000円というところで議決賜りたく存ずるわけでございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

国府小学校の改築事業に伴う債務負担1億8,871万円につきましては、今回、現計予算に債務負担行為の追加補正でございまして、国の第1次補正の補助対象事業として実施しようとするものでございまして、53、54年度の4割、6割の事業に当たるものでございます。

公団がらみという御質問でございますが、補助金、起債以外の一般財源相当分を予定してお

りますけれども、これはあくまでも一時収入で、5年据え置き、年利6%の20年償還をお願いするもので、いわゆる公団関連資金の導入という形で考えております。これは54年度事業または55年度事業の中で、一般会計現計予算に補正するときいろいろ操作してまいりたいと思ってるわけでございます。

- 20番(田中包治君) 確認しておきますが、1億7,376万5,000円の金は、改築するときには9億の中から取るということですね、それでよろしいですね、はっきりしてください。

それから、土地開発公社は、9月議会で20億の債務負担行為が決まっていますね、不良地の問題でね。これにプラス28億余の金、合わせて48億ということですね。

- 財務部長(麻生和義君) 債務負担行為の南松尾小学校を御指摘されておりますが、先ほど教育次長がお答え申し上げましたように、建築工事費はあくまでも単年度、すなわち53年度で国庫補助対象になりました4割相当分が、53年度に現金支出を議決いただいて支出を行い、残金につきましては、来54年度において国庫補助対象になるということでございますので、この現金支払いにつきましては、来年度予算議決いただいた後、4月1日以降において支出を行う措置を講ずるものでございます。

それから、2点目の土地開発公社の9月のお話でございますが、あくまでも、この28億8,700万円につきましては、52年度までの開発公社の残高に加えることの53年度新規に開発公社が取得する資金の債務保証でございますので、御了承賜りたいと存じます。

- 20番(田中包治君) 私が言ってるのは、債務負担行為1億8,000万円は、予算のときに9億の中から崩して、現金で一般財源から出すということでしょ。

もう一つは、53年度から56年度までの間は28億の債務負担行為をするということでしょう、前の20億は関係なくね。はっきり質問に答えてもらわんとわかれへん。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

前段の債務負担の内容につきましては、後で財務部長から詳細申し上げるといたしまして、国府小学校の予算並びに債務負担行為、それから、開発基金の9億との関連の問題についてお答えしたいと思います。

今回、国府小学校は53、54両年度にわたりまして増改築を行う計画をいたしてございます。この財源につきましては、国庫補助金と、それに伴う国の起債をもって充てていきたいという基本的な考え方でございます。

ただ、供給公社よりいただいております9億につきましては、この中に導入をしない、こういう考え方でございます。と申しますのは、御承知のとおり教育債でございます。教育債の元利償還につきましては、一部地方交付税の中で償還財源を見ていただけるという利点がございます。



また、供給公社からいただいております9億円は、将来、もう1校増設する場合の資金としてカバーしておく必要があるということでございます。

今回、社会増の一部は、供給公社の府中団地に発生する児童の収容のことも考えて増築をいたしてございますが、いわゆる建築費に対する府の供給公社増に伴う負担分につきましては、その数などが確定した段階で別途、助成措置をいただき、9億以外にね、そういう考え方でございます。御了解を賜りたいと思います。

○ 20番(田中包治君) わかりました。あんた方はわしが言ったとおり、9億円は使わない、好きなところへ使。そして、借金は借金で置いとくということでしょう。土地開発公社も同じ、どんどん借金をこしらえていく、はっきり言うたらね。わかりました。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第69号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第2「昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第70号

#### 昭和53年度 和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和53年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和53年12月19日 提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		112,963	5,198	118,161
	1. 総務管理費	28,768	1,258	30,026
6. 予備費	2. 徴収費	82,619	3,940	86,559
	1. 予備費	30,000	△5,198	24,802
歳出	合計	279,127	△5,198	273,929

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	金額	説明	
				国支	府金	地方債	その他				一般財源
① 総務費	112,963	5,198	118,161				5,198				
(1) 総務管理費	28,768	1,258	30,026				1,258				
I. 一般管理費	27,639	1,258	28,897				1,258	2.給料	給与改定等による追加		
								3.職員手当	給与改定等による追加		
								4.共済費	給与改定等による追加		
(2) 徴収費	82,619	3,940	86,559				3,940				
I. 徴収総務費	35,366	3,940	39,306				3,940	2.給料	給与改定等による追加		
								3.職員手当	給与改定等による追加		
								4.共済費	給与改定等による追加		
⑤ 予備費	30,000	△5,198	24,802				△5,198				

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区	分 金		額
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他					
(1) 予 備 費	千円 30,000	千円 △ 5,198	千円 24,802	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1. 予 備 費	30,000	△ 5,198	24,802			△ 5,198					
歳 出 合 計	2,791,272		2,791,272								

国民健康保険事業特別会計

給 与 費 明 細 書

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与				費 計	共 済 費 合 計	備 考
		報 酬	料 給	職 員 手 当	計			
補 正 後	17人	千円 30,449	千円 20,474	千円 50,923	千円 7,920	千円 58,843		
補 正 前	17		18,147	46,739	6,906	53,645		
比 較	0		2,327	4,184	1,014	5,198		
職員手当の内訳	扶養手当	4.5	時間外手当	1,592	期末勤勉手当	542	調整手当	148

一般職員一人当たり給与費の状況

区 分	一人当り給与費
補 正 後	千円 2,995
補 正 前	2,749

初任給の状況

区 分	学 歴	一般行政職
53年1月1日	高校卒	千円 95,900
現 在	大学卒	115,700
52年1月1日	高校卒	89,700
現 在	大学卒	108,100



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,857	1 給与改定に伴う増加分		給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 3.8% 給料改定実施時期 5 3 年 4 月  平均昇給率 4.1% 昇給期別職員数 { (昇給期) (職員数) 7 月 1 0 人 1 0 月 4 人
		2 普通昇給に伴う増加分	千円 1,193	
職員手当	2,327	1 調整手当の増減分		調整手当の支給率 支給対象地域 全地域 8% 補正後 { 支給率 17人 支給対象職員数  支給対象地域 全地域 8% 補正前 { 支給率 17人 支給対象職員数
		2 期末勤働手当の増減分		542
		3 その他の増減分		1,637

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第70号「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う給与改定により追加の必要が生じたので、予備費より追加額の充当を図るべく措置し、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、第1条でございますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

今回提案申し上げますのは、職員の給与改定等による追加でございます、519万8,000円を計上し、全額予備費より充当いたすべく措置いたしてございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第70号を原案どおり可決決定いたします。



- 議長（横田憲治郎君） 日程第3「昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）



議案第 71 号

昭和 53 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 昭和 53 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 昭和 53 年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 1 項第 4 号中「382,000 千円」を

「419,000 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )	
			入	出
第 1 款 水 道 事 業 収 益	1,376,558 千円	50,000 千円	1,426,558 千円	
第 1 項 管 業 収 益	1,202,358 千円	46,000 千円	1,248,358 千円	
第 2 項 管 業 外 収 益	174,100 千円	4,000 千円	178,100 千円	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	1,345,225 千円	53,898 千円	1,399,123 千円	
第 1 項 管 業 費 用	1,056,230 千円	53,898 千円	1,110,128 千円	

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

収

入

第1款 資本的収入	495,500千円	109,600千円	605,100千円
第1項 企業債	359,000千円	44,000千円	403,000千円
第2項 工事負担金	93,000千円	65,000千円	158,000千円
第4項 補助金	39,000千円	600千円	39,600千円

支

出

第1款 資本的支出	621,249千円	84,118千円	705,362千円
第1項 建設改良費	553,312千円	84,118千円	637,425千円

第5条 予算第5条中起債の限度額「和泉上水道第8回拡張事業325,000千円」を「368,000千円」に、「配水管整備事業18,000千円」を「10,000千円」に、「配水管更生事業16,000千円」を「30,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第8条中職員給与費「390,678千円」を「401,159千円」に改める。

第7条 予算第9条中「132,153千円」を「163,758千円」に改める。

第8条 予算第9条の次に次の一条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。



昭和58年度水道事業会計予算実施計画

1 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 水道事業収益	1. 営業収益	給水収益	1,170,576	水道料金及び量水器使用料
		受託工事収益	62,000	給水装置の新設、増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益
		その他	15,782	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査奨励検査、材料検査、道路占用及び柵制申請、管証明手数料
		営業収益	178,100	
	2. 営業外収益	加入金	159,000	新規水道加入金
		受取利息	2,600	預金利息及び有価証券利息
		雑収益	6,500	不用品売却及び配給水管破損弁償金等
		他会計補助金	10,000	一般会計補助金
	3. 特別利益		100	
		1. 過年度損益修正	100	過年度損益修正益

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 水道事業費用			1,899,128	
	1. 営業費用		1,110,128	
		1. 原水及び浄水費	596,594	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	127,889	配水、給水に要する費用
		3. 受託工事費	62,000	受託工事に要する費用
		4. 業務費	106,808	検針、調定、集金、その他業務の運営に要する費用
		5. 総係費	76,876	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	134,506	固定資産の減価償却費
		7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		その他 の営業費用	5,000	材料売却原価
	2. 営業外費用		287,695	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	287,645.	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 雑支出	50	雑支出
	3. 特別損失		300	
		1. 過年度 損益修正損	300	過年度損益修正損
	4. 予備費		1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的収入			605,100	
	1. 企業債		403,000	
		1. 企業債	403,000	第8回拡張事業並びに配水管整備事業及び配水管更生事業債
	2. 工事負担金		158,000	
		1. 工事負担金	158,000	配水管布設工事等負担金
	3. 負担金		4,500	
		1. 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	4. 補助金		39,600	
		1. 国庫補助金	39,600	排水処理施設整備国庫補助金

支 出

款	項	目	予 定 額 (和)	備 考
1. 資本的支出			705,362	
	1. 建設改良費		687,425	
		1. 事務費	31,878	第3回拡張事業に要する事務費
		2. 拡張工事費	387,122	第3回拡張事業に要する工事費
		3. 改良工事費	88,000	改良工事に要する工事費
		4. 配水管業整備費	10,925	配水管整備事業に要する工事費
		5. 光明台水道建設費	67,418	光明台水道施設建設費
		6. 配水事業管費	31,000	配水管更生事業に要する工事費
		7. 営業設備費	21,082	営業に係る諸資産購入費
	2. 企業債償還金		67,937	
		1. 企業債償還金	67,937	企業債の元金償還金

昭和53年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区分	分	当年度予定額	区分	分	当年度予定額
受入資金		2,815,868	支払資金		2,807,133
1. 事業収益		1,218,558	1. 事業費用		1,259,107
2. 前年度未収金		116,727	2. 前年度未払金		16,983
3. 企業業債		515,000	3. 建設改良費		766,106
4. 工事負担金		158,000	4. 企業償還金		67,987
5. 負担金		4,500	5. 一時借入金返済		680,000
6. 補助金		53,500	6. 前受金払出		10,000
7. 一時借入金		650,000	7. 預り金返済		7,000
8. 前受金		10,000			
9. 預り金		7,000			
10. 繰越金		82,583	差引		8,735



給 与 費 明 細

1. 総括

区 分	職 員 数		報 酬	給 料	与 費			法定福利費	合 計
	特別職	一般職			賃 金	手 当 等	計		
補 正 後	0	88	3,769	174,742	140	132,982	811,639	461,639	857,796
	0	9	0	205,885	0	17,571	381,06	53,97	435,08
合 計	0	92	3,769	195,277	140	150,553	949,739	51,560	401,299
補 正 前	0	85	3,769	170,061	140	184,832	308,302	41,596	349,898
	0	9	0	195,668	0	16,588	361,56	4,764	409,20
合 計	0	94	3,769	189,629	140	150,920	344,458	46,360	390,818
比 較	0	△2	0	4,681	0	△1350	9331	4,567	7,898
	0	0	0	967	0	983	1,950	633	2583
合 計	0	△2	0	5648	0	△367	5280	5,200	10,481
手 当 等 の 内 訳	調 整 手 当	16,481	扶 養 手 当	7,890	通 勤 手 当	65,99			
	期 末 手 当	69,425	勤 勉 手 当	20,982	時 間 外 勤 務 手 当	11,122			
	管 理 職 手 当	2,976	夜 間 勤 務 手 当	23,02	特 殊 勤 務 手 当	4,447			
	住 居 手 当	2,929	児 童 手 当	400	退 職 給 与 金	50,00			
	一 般 職 員 1 人 当 り 給 与 費 の 状 況		区 分	1 人 当 り 給 与 費					
			補 正 後	3,705	千 円				
			補 正 前	3,570	千 円				

備考	初任給の状況		学歴	事務員	技術員
	区分	現在			
	53年1月1日現在	95,900円	高校卒	95,900円	95,900円
		115,700円	大学卒	115,700円	115,700円
	52年1月1日現在	89,700円	高校卒	89,700円	89,700円
		108,100円	大学卒	108,100円	108,100円
平均給料月額及び平均年令の状況	53年1月1日現在	161,958円	平均給料月額	161,958円	175,480円
		37歳	平均年令	37歳	34才
	52年1月1日現在	138,210円	平均給料月額	138,210円	148,200円
		36才	平均年令	36才	33才
等級別職員数の状況	昭和53年1月1日現在	区分		事務員	技術員
		1等級	3人	1等級	2人
		2等級	1人	2等級	2人
		3等級	7人	3等級	24人
		4等級	8人	4等級	11人
		5等級	20人	5等級	16人
		1等級	3人	1等級	2人
		2等級	1人	2等級	2人
		3等級	7人	3等級	24人
		4等級	8人	4等級	11人

備考

		昭和52年1月1日現在			
		3等級	8人	3等級	24人
		4等級	8人	4等級	9人
		5等級	19人	5等級	17人

2. 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
給料	5,648	1. 給料改定に伴う増加分		給与改定の状況 補正後 { 給与の改定率 3.8% 給与改定実施時期 53年4月
		2. 普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 4.1% (昇給期) 4月 7月 10月 1月 昇給期別職員数 { 0人 35人 20人 16人 (職員数)

		△4,601	<p>職員数の異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計)</p> <p>補正後 92人 0人 92人  補正前 94人 0人 94人  増減 △2人 0人 △2人  採用、退職の状況等  退職 1人 0人 1人</p>
手当等	△ 367	△ 65	<p>特殊勤務手当の状況 (1人平均月額)</p> <p>(事務員) (技術員)  補正後 4,000円 4,000円  補正前 4,000円 4,000円</p>
		-1,636	<p>給与改定による増減分</p>
		△1,938	<p>調整手当、扶養手当、時間外勤務手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、夜間勤務手当</p>

継続費に関する調査

款	項	事業名	全 体				計 画 内 訳		前前年度 未までの 支払義務 発生額	前年度 未までの 支払義務 発生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生(見 込)額	当該年度 未までの 支払義務 発生(見 込)額	翌年度 以降の 支払義務 発生(見 込)額	継続費の 対 進捗 率	備 考
			年 割 額	企 業 債 出 資 金	同 左	財 源	損 益 勘 定 内 部 留 保 金	其 他							
			41	47,000	43,000	4,000	4,000	46,933	46,933		46,933		1.8	通次繰越 67 円	
			42	113,000	107,000	6,000	6,000	42,142	42,142		42,142		1.2	"	
			43	26,600	26,000	600	600	76,720	76,720		76,720		2.2	"	
			44	110,000	109,000	1,000	1,000	129,780	129,780		129,780		3.7	"	
			45	156,600	145,000	11,600	11,600	154,956	154,956		154,956		4.4	"	
			46	143,800	127,000	16,800	16,800	145,675	145,675		145,675		4.2	"	
			47	223,000	210,000	9,880	3,110	119,723	119,723		119,723		3.4	"	
			48	190,000	175,000	15,000		290,960	290,960		290,960		8.3	"	
			49	317,000	302,000	15,000	15,000	264,284	264,284		264,284		7.6	"	
			50	483,000	396,000	37,000	37,000	469,995	469,995		469,995		13.4	"	
			51	842,000	815,000	27,000	27,000	793,918	793,918		793,918		22.7	"	
			52	480,000	459,000	21,000	21,000	418,233	418,233		418,233		12.0	"	
			53	419,000	363,000	56,000	56,000			547,681	547,681		15.6	"	
			計	3,501,000	3,277,000	24,890	199,110	2,535,086	2,953,319	547,681	547,681	3,501,000		10.0	

昭和53年度水道事業予定貸借対照表

(昭和54年3月31日)

資産の部

(単位 千円)

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地		323,417
2. 建物	270,650	
建物減価償却引当金	<u>25,519</u>	245,131
3. 構築物	3,722,477	
構築物減価償却引当金	<u>455,307</u>	3,267,170
4. 機械及び装置	631,837	
機械減価償却引当金	<u>158,588</u>	473,254
5. 量器	124,411	
量器減価償却引当金	<u>34,464</u>	89,947
6. 車輛及び運搬具	15,227	
車輛減価償却引当金	<u>9,929</u>	5,298

ト. 工具器具及び備品  
 工具器具及び備品  
 減価償却引当金  
 チ. 建設仮勘定

29,489

14,166

15,323

1,240,084

5,659,624

有形固定資産合計

(2) 無形固定資産

1. 水利権

260

ロ. 電話加入権

91

無形固定資産合計

351

(3) 投資

1. 投資有価証券

135

投資合計

135

固定資産合計

5,660,110

2. 流動資産

(1) 現金預金

8,735

(2) 未収金

208,000

(3) 保管有価証券

2,300

(4) 貯蔵品

15,690

流動資産合計  
 資産合計

234,725  
5,894,835

負債の部

3. 固定負債  
 (1) 引当金

17,196

固定負債合計

17,196

4. 流動負債  
 (1) 一時借入金  
 (2) 前受金  
 (3) 預り金  
 (4) 預り担保有価証券

530,000  
 44,409  
 19,835  
2,300

流動負債合計  
 負債合計

596,544  
613,740

資本の部

5. 資本金  
 (1) 自己資本金  
 (2) 借入資本金

110,803



1. 企業	3,716,750	3,716,750	
資本合計			
剰余金			3,836,553
6. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
1. 国庫補助金	57,448		
ロ. 府補助金	9,778		
ハ. 工事負担金	1,745,495		
ニ. 負担金	30,000		
ホ. 受贈財産評価額	60,372		
資本剰余金合計		1,903,098	
(2) 欠損金			
1. 当年度未処理欠損金	485,986		
繰越欠損金年度末残高	27,435		
当年度純利益		458,551	
欠損金合計			
剰余金合計			1,444,542
資本合計			5,281,095
負債合計			5,894,835

昭和53年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	前回の 累計額	補 予 定 額	正 額	計	各 目		明 細 備 考
							節	金 額	
1. 水道事業収益			1,876,558	50,000		1,426,558			
	1. 営業収益		1,202,358	46,000		1,248,358			
		2. 受託工事 収 益	16,000	46,000		62,000	受託工事 収 益	46,000	受託工事収益追加
	2. 営業外収益		174,100	4,000		178,100			
		1. 雑 収 益	2,500	4,000		6,500	雑 収 入	4,000	雑収人追加

支 出

款	項	目	前回迄の 累計額	補 予 定 額	正 額	計	各 目 明 細		
							節	金額	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,345,225	58,898	1,399,128				
			1,056,230	58,898	1,110,128				
		1. 原水及び 浄水費	591,842	4,752	596,594		給料	2,213	給料追加
							手当等	580	手当等追加
							法定福利費	1,959	法定福利費追加
		2. 配水及び 給水費	124,879	2,960	127,839		給料	1,281	給料追加
							手当等	704	手当等追加
							法定福利費	975	法定福利費追加
		3. 受託工事費	16,000	46,000	62,000		請負工事費	46,000	請負工事費追加
		4. 業務費	104,060	2,743	106,803		給料	2,147	給料追加
							手当等	△ 684	手当等更正減
							法定福利費	1,280	法定福利費追加
		5. 総係費	79,433	△ 2,557	76,876		給料	△ 960	給料更正減
					手当等	△ 1,950	手当等更正減		
					法定福利費	353	法定福利費追加		

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	前回の 累計額	補 正 額	計	各 節		明 細 備 考
						節	額	
1. 資本的収入			495,500	109,600	605,100			
	1. 企業債		359,000	44,000	403,000			
		1. 企業債	359,000	44,000	408,000	44,000	企業債追加	
	2. 工事負担金		98,000	65,000	158,000			
1. 工事負担金		98,000	65,000	158,000	65,000	工事負担金追加		
4. 補助金			39,000	600	39,600			
	1. 国庫補助金		39,000	600	39,600	600	国庫補助金	

支 出

款	項	目	前回迄の 果計額	補 予 定 額	正 額	計	各 目		明 備 考
							節	金額	
1. 資本的支出	1. 建設改良費		621,249	84,113	84,113	705,362			
			558,812	84,113	84,113	687,425			
		2. 拡張工事費	850,122	37,000	37,000	387,122	請負工事費	22,000	請負工事費追加
							材料費	15,000	材料費追加
		3. 改良工事費	48,000	40,000	40,000	88,000	給料	860	給料追加
							手当等	960	手当等追加
							法定福利費	575	法定福利費追加
							請負工事費	20,000	請負工事費追加
							材料費	17,605	材料費追加
		4. 配水管 整備事業費	19,000	△ 8,075	8,075	10,925	請負工事費	△ 5,075	請負工事費更正減
							材料費	△ 3,000	材料費更正減
5. 光明台水道 施設建設費	67,280	188	188	67,418	給料	107	給料追加		
					手当等	23	手当等追加		
					法定福利費	58	法定福利費追加		
6. 配水管 更生事業費	16,000	15,000	15,000	31,000	請負工事費	13,000	請負工事費追加		
					材料費	2,000	材料費追加		

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（田中 稔君）

それでは、ただいま上程されました昭和53年度水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、補正いたしますのは、一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行い職員の給与費とその他の経費並びに資本収支につき若干補正の必要が生じたので、補正せんといたすものでございます。

内容について申しますと、第2条は、主要な建設改良事業であります和泉上水道第3回拡張事業の本年度事業費3億8,200万円を4億1,900万円に改めるものでございまして、第4条及び第5条並びに第10条と関連いたすものでございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出について補正するもので収入につきましては、第1項営業収益において、住宅公団光明池団地開発に関連する受託工事収益4,600万円及び第2項営業外収益において、配給水管等破損弁償金外で400万円をそれぞれ追加するものであります。

以上の結果、補正後の水道事業収益は14億2,655万8,000円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、第1項営業費用において、職員給与費合計789万8,000円、受託工事収益追加に伴う請負工事費4,600万円、合計5,389万8,000円追加し、補正後の水道事業費用13億9,912万3,000円といたす次第であります。

次に、第4条であります。予算第4条に定めた資本収支について、収入において第1項企業債4,400万円、工事負担金6,500万円、補助金60万円をそれぞれ追加し、補正後の資本的収入を6億510万円といたすものでございます。

また、支出面につきましては、建設改良費で8,411万3,000円追加するものでございますが、その内訳としましては、企業債の追加に伴う工事費を拡張工事費で3,700万円、配水管更生工事費で1,500万円それぞれ追加し、配水管整備事業におきまして807万5,000円減額し、さらに、工事負担金追加に伴う工事費として、改良工事費で職員給与費も含めて4,000万円、光明台水道施設建設費で給与費18万8,000円をそれぞれ追加し、補正後の資本的支出を7億536万2,000円といたすものでございます。

次に、第5条でございますが、予算第5条に定めております起債の限度額を変更するものでございまして、前述いたしました企業債の追加により、第3回拡張事業3億2,500万円を3億6,300万円に、配水管整備事業1,800万円を1,000万円に、配水管更生事業1,600万円を3,000万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第6条は、予算第8条に定めた職員給与費でありまして、今回の追加補正により、職員

給与費の額 3 億 9 6 7 万 8,000 円を 4 億 1 1 5 万 9,000 円に改めるものでございます。

次に、第 7 条は、予算第 9 条に定めた棚卸資産の購入限度額 1 億 3,215 万 3,000 円を、今回の補正により、1 億 6,375 万 8,000 円に改めるものでございます。

次に、第 10 条において、予算第 9 条の次に 1 条を追加し、第 10 条として、継続費の総額及び年割額を変更しようとするものであります。

総額につきましては、34 億 6,400 万円を 35 億 100 万円に改め、年割額を次のように変更するものであります。すなわち企業債の追加に伴い、昭和 53 年度の年割額 3 億 8,200 万円を 4 億 1,900 万円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては、77 ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案御可決下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 71 号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（横田憲治郎君） 日程第 4「昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第72号

昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和53年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「201床」を「303床」に、同条第2号中「620人」を「62300人」に、「106326人」を「120500人」に、同条第3号中「358人」を「405人」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	1,411,374千円	1,545,335千円	1,565,909千円	
第1項 医業収益	1,339,995千円	1,493,655千円	1,493,650千円	
第2項 医業外収益	30,899千円	880千円	31,779千円	
		支	出	
第1款 病院事業費用	2,055,839千円	1,438,288千円	2,199,667千円	
第1項 医業費用	1,728,013千円	1,641,588千円	1,892,171千円	
第2項 医業外費用	327,526千円	△20,330千円	307,196千円	

第4条 予算第8条中職員給与費「978,795千円」を「1,064,256千円」に改める。

第5条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「466,653千円」を「536,045千円」に改める。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田 忠雄



昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			1,411,374	154,535	1,565,909	
	1. 医療収益		1,339,995	153,655	1,493,650	
		1. 入院収益	858,261	36,639	894,900	
		2. 外来収益	413,400	111,600	525,000	
		その他 の医療 収益	68,334	5,416	73,750	
	2. 医療外収益		30,899	880	31,779	
		1. 受取利息配当金	1,300	50	1,350	
		その他 の医療 外収益	1,200	830	2,030	

支 出

( 単位千円 )

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業費用	1. 医業費用		2,055,839	143,828	2,199,667	
			1,728,013	164,158	1,892,171	
		1. 給 与 費	978,795	85,461	1,064,256	
		2. 材 料 費	445,947	66,870	512,817	
		3. 経 費	164,463	11,827	176,290	
	2. 医業外費用		327,526	△20,330	307,196	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	315,867	△20,330	295,537	

昭和53年度和泉市病院事業会計資金計画

区分		当年度予定額	区分		当年度予定額
		千円			千円
受	入	資	支	資	金
	業	収	業	業	用
1.	医	業	1.	医	業
2.	医	業	2.	医	業
3.	出	資	3.	建	設
4.	他	会	4.	企	業
5.	企	業	5.	看	護
6.	国	庫	6.	特	例
7.	一	時	7.	一	時
8.	繰	越	8.	繰	越
9.	預	り	9.	預	り
10.	特	別			
11.	前	期			
		繰			引
		越			
		益			
		金			
		3,875,368			3,885,364
		1,257,000			1,645,019
		15,090			306,196
		72,626			434,640
		13,594			21,083
		384,330			1,233
		1,093			40,480
		1,700,000			1,200,000
		162,435			86,713
		100,000			100,000
		40,480			
		128,720			40,004

給 与 費 明 細

1. 総 括

区 分	一 般 職 員 数	給 与				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	賃 金	手 当		
損益勘定 支弁職員 補正後	272人	49,629千円	482,085千円	350千円	408,987千円	123,205千円	1,064,256千円
損益勘定 支弁職員 補正前	234	36,206	452,396	350	378,611	111,232	978,795
比 較	38	13,423	29,689	0	30,376	11,973	85,461
手 当 の 内 訳	調 整 手 当	40,541千円	通 勤 手 当	15,819千円	時 間 外 勤 務 手 当	20,663千円	
	扶 養 手 当	7,654	期 末 手 当	168,866	宿 直 手 当	2,612	
	管 理 職 手 当	17,047	勤 勉 手 当	47,629	夜 間 勤 務 手 当	4,019	
	特 殊 勤 務 手 当	67,419	住 居 手 当	5,363	児 童 手 当	20	
	退 職 給 与 金	11,165	育 児 休 業 給	170	合 計	408,987	
一般職員1人当たり給与費の状況							
区 分	1人当たり年間給与費						
補 正 後	3,418千円						
補 正 前	3,686千円						

初任給の状況

区分	学歴	医療職(一) (医師)	医療職(二) (医療技術員)	医療職(三) (看護婦)	医療職(四) (准看護婦)	行政職 (事務員)	行政職 (労務員)
53年1月1日 現在	高卒	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	102,200 <sup>円</sup>	95,900 <sup>円</sup>	85,000 <sup>円</sup> ~ 95,900 <sup>円</sup>
	大卒	193,600	116,800	118,400	—	115,700	91,900 ~ 105,400
52年1月1日 現在	高卒	—	—	—	95,700	89,700	79,700 ~ 89,700
	大卒	180,800	109,000	110,600	—	108,100	86,000 ~ 98,500

平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	分	医療職(一) (医師)	医療職(二) (医療技術員)	医療職(三) (看護婦)	医療職(四) (准看護婦)	行政職 (事務員)	行政職 (労務員)
		平均給料月額	282,213 <sup>円</sup>	171,246 <sup>円</sup>	166,291 <sup>円</sup>	183,672 <sup>円</sup>	178,845 <sup>円</sup>
53年1月1日 現在	平均年齢	37歳2月	32歳7月	38歳1月	29歳4月	34歳0月	40歳1月
	平均給料月額	258,979 <sup>円</sup>	152,643 <sup>円</sup>	151,061 <sup>円</sup>	124,564 <sup>円</sup>	173,678 <sup>円</sup>	141,316 <sup>円</sup>
52年1月1日 現在	平均年齢	36歳7月	31歳4月	38歳6月	29歳0月	35歳6月	40歳6月

考

備

等級別職員数の状況

区 分	医療職(一) (医師)		医療職(二) (医療技術員)		医療職(三) (看護婦)		医療職(四) (准看護婦)		行政職 (事務員)		行政職 (労務員)		
	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	
53年1月1日 現 在	特 1	1	特 1	2	特 1	4	特 1	1	1-甲	1	1-甲		
									1-乙	3	1-乙		
		7		3		3		1		2		2	
		12		7		7		2		3		3	
		3	2		3		20		3		4		4
		4	1		4				4		5		5
	計	23	計	-24	計	34	計	52	計	22	計	28	
52年1月1日 現 在	特 1	1	特 1	2	特 1	2	特 1	1	1-甲	1	1-甲		
									1-乙	3	1-乙		
		5		2		4		1		2		2	
		10		6		6		2		3		3	
		3	3		3		10		3		4		4
		4			4				4		5		5
	計	19	計	23	計	22	計	35	計	18	計	25	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減分(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	29,689	1. 給与改定に伴う増加分 16,547		給与改定の状況 { 改定率 3.8% 給与改定の実施時期 昭和53年4月1日
		2. 普通昇給に伴う増加分 4,847		平均昇給率 3.3% 昇給期別職員数 { 4月 0人 7月 58人 10月 29人 1月 36人
	8,293	3. その他の増加分 8,293	新陳代謝等に係る増減分 8,293	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) { 補正後 245人 27人 272人 補正前 183人 51人 234人 増減 62人 △24人 38人 採用退職等の状況 (採用) (退職) 補正後(見込) 56人 18人 補正前(見込) 33人 2人





昭和53年度和泉市病院事業予定貸借対照表

(昭和54年3月31日現在)

(単位千円)

資 産 の 部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
1. 土地	地	153,236	
2. 建物	物	2,641,956	
	建物減価償却引当金	95,550	2,546,406
3. 構築物	物	2,947	
	構築物減価償却引当金	925	2,022
4. 車両	両	3,330	
	車両減価償却引当金	1,491	1,839
5. 器械及び備品	品	628,742	
	器械備品減価償却引当金	117,295	511,447
6. 建設仮勘定	定	2,630	
有形固定資産合計			3,217,580

(2) 無形固定資產

1. 電話加入權

2,347

2,347

(3) 投資

1. 投資有價証券

7,215

2. 長期貸付金

8,801

投資合計

16,016

固定資產合計

3,235,943

2 流動資產

(1) 現金預金

40,004

(2) 未收金

254,746

(3) 貯藏品

9,797

(4) 前払金

750

流動資產合計

305,297

資

3,541,240

負債の部

3	固定負債	202,480
	(1) 特例債	
	(2) その他固定負債	<u>15,401</u>
	固定負債合計	217,881
4	流動負債	
	(1) 一時借入金	1,700,000
	(2) 未払金	116,300
	(3) その他流動負債	
	1. 預り金(共済基金)	3,100
	2. 預り金	<u>10,065</u>
	その他流動負債合計	<u>13,165</u>
	流動負債合計	1,829,465
	負債合計	<u>2,047,346</u>
5.	資本金	
	(1) 自己資本金	334,177

(2) 借入資本金

1. 企業債

3,101,398

資本金合計

3,435,575

6. 剰余金

(1) 資本金

1. 府補助金

1,118

(2) 利益剰余金

( 当年度純損失 ) ( 633,758 )

当年度未処理欠損金

1,942,799

利益剰余金合計

△1,942,799

剰余金合計

△1,941,681

資本金合計

1,493,894

負債資本合計

3,541,240

昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
						節	金額		
1.	病院事業収益		1,411,374	154,535	1,565,909				
		1.	1,339,995	153,655	1,493,650				
		1. 入院収益	838,261	36,639	894,900				
						入院収益	36,639	注射料追加 処置料追加 検査料追加 X線料追加 手術料追加 その他追加 計	8,880 3,318 2,853 9,951 7,286 4,401 36,639
		2. 外来収益	413,400	111,600	525,000				
						外来収益	111,600	初診料追加 再診料追加	4,218 10,782

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 日 明 細		
						節	金 額	備 考
								投薬料追加 17,344 注射料追加 1,405 処置料追加 8,031 検査料追加 53,894 X線料追加 11,657 その他追加 4,319 計 111,600
		3. その他医 業収益	68,334	5,416	73,750			
								新生児介補料追加 5,000 分娩材料等保険外収益 416 計 5,416
2.	医 業 外 収 益		30,899	880	31,779			
		1. 受取利息 配当金	1,300	50	1,350			
						預 金 利 息	50	預金利息追加 50
		5. その他医 業外収益	1,200	830	2,030			
						そ の 他 医 業 外 収 益	830	フィルム定着廃液売却等追加 830

支 出

( 単位千円 )

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目		明 備	細 考
					節	金 額		
1. 病院事業費用		2,055,839	143,828	2,199,667				
	1. 医療費用	1,728,018	164,158	1,892,171				
	1. 給与費	978,795	85,461	1,064,256				
					(給料)	29,689		
					医師給	△2,194		
					看護婦給	5,239		
					准看護婦給	14,478		
					医療技術員給	8,188		
					事務員給	4,949		
					労務員給	△971		
					(手当)	24,211		
					医師給	2,847		
					看護婦給	4,106		
					准看護婦給	12,266		
					医療技術員給	8,112		
					事務員給	4,754		
					労務員給	△2,874		

					13,423 6,999 3,180 8,244	(報酬) 嘱託医師 当直医師 嘱託看護婦
					11,973	法定福利費 健康保険負担金追加 7,072 互助会補給金追加 2,564 共済組合負担金追加 2,337 計 11,973
					6,165	退職給与金
2. 材料費	445,947	66,870	512,817			
					49,686	薬品費 注射薬追加 38,891 外用薬追加 3,859 試薬他追加 6,936 計 49,686
					15,826	診療材料費 X線フィルム追加 5,263 カルテ及び処方箋追加 1,443 綿花、ガーゼ等衛生材料追加 9,120 計 15,826
					1,358	医療消耗品費 病棟用医療器具追加 1,358



3. 経費	164,468	11,827	176,290	消費品費	688	事務用品等追加	688
				消耗備品費	1,834	病棟用備品追加 外来用備品追加 計	1,300 534 1,834
				光熱水費	4,442	電気使用料追加 ガス使用料更正減 計	6,522 △ 2,080 4,442
				賃借料	2,633	准夜勤看護婦タクシー借上 料追加	2,633
				通信運搬費	2,240	電話料追加 郵便料追加 計	2,200 40 2,240
2. 医療外費	327,526	△ 20,330	307,196				
	315,867	△ 20,330	295,537				
							企業債利息更正減 △ 24,600 一時借入金利息追加 4,060 企業債手数料及び取扱費追加 計 210 △ 20,330

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 昨年末の新館竣工に続きまして、本館の改造工事並びに看護婦宿舎の増設工事を進めてまいりまして、現在、そのほとんどを完了いたしました。目下のところ、し残しの一部塗装仕上げと外部の整備工事を実施中でございますが、年内には完了し、予定いたしました病院の整備事業は、本年度をもって完結いたす運びでございます。

事業の進行にあわせまして、本年度の前半には新館201床を運営いたしまして、10月16日には本館3階44床を開き、残っております本館の2階58床についても新年の早期に開くよう、目下、看護婦確保を進めておるところでございます。非常にむずかしい状況の中で、事業がこのように無事に完結に近づき得ますことは、ひとえに議会の絶大なる御支援のおかげでございます。今後とも御期待に沿いますよう、内容の充実向上に努力して参りますので、何とぞ一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、53年度病院事業会計補正予算案を御説明申し上げます。95ページです。

今回の第1号補正は、本館の102床の開設にあわせまして年度前半の実績を元にいたしまして、収益的収支全般に調整を行わせていただきました。あわせて職員の給与改定費を措置いたしましたものでございます。

補正予算第2条の業務の予定量でございますが、病床数を201床に本館102床を加えて303床とし、年間の患者数は、入院6万2,050人を6万2,300人に、外来10万6,326人を12万5,000人にそれぞれ改めるものでございます。当初の予定に対しまして、入院250人外来患者1万4,174人の増加見込みでございます。これらの1日平均患者数は、入院で170人と当初と変わりませず、外来は358名から47人増の405人と相なります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入では、医業収益1億5,365万5,000円、医業外収益88万円、合計1億5,453万5,000円の追加。支出の方では、医業費用1億6,415万8,000円の追加、医業外費用は2,033万円の更正減額、差し引き1億4,382万8,000円の追加でございます。補正後の収支の予定額は、医業収益14億9,365万円、医業外収益3,177万9,000円。支出では、医業費用18億9,217万1,000円、医業外費用3億7,19万6,000円と相なりまして、これらの医業収支の差し引きで3億9,852万1,000円、また、医業外の収支では差し引き2億7,541万7,000円といずれも大幅な欠損でございます。両方を合わせました経常的損益におきましては、6億7,393万8,000円の欠損見込みでございます。

経常的な損益は、52年度以上に欠損額が増大しておりますが、事業関係の支払い利息の急増によりまして、医業外の収支におきましても巨額の欠損を生ずることが大きな原因となっております。

ます。明年度から事業起債の一部の元利償還が本格化いたしますので、一層むずかしい状況に向かうことが予想されております。

当面、改善目標としております医業収支につきましては、減価償却費が従来の1,500万円台から1億3,000万円に増加したことが欠損金増大の大きな要素でございます。不良債務額につきましては、前年度52年度より減少いたしております。また、医業収入に対する医業費用の収支比率あるいは医業収益に対しまする給与費比率、経費比率等の分析指数はよくなりつつありますので、収支均衡に向けまして今後も努力を尽くす所存でございます。

追加の内容につきましては、給与費、材料費、経費等いずれも経常的な費用の追加でございます。給与費につきましては、年度内に採用を予定しております25名相当分の医師、看護婦等の給与並びに職員の給与改定費等の追加でございます。

また、材料費につきましては、薬品購入費、診療材料購入費。経費につきましては、電力料、電話料、夜勤明け看護婦帰宅用タクシー借り上げ料のそれぞれの追加でございます。

また、医業外費用の更正減額につきましては、企業債利息で2,460万円の更正減額、一時借入金利息4,270万円の追加、差し引き2,033万円の更正減額でございますが、これは金利の引き下げと、事業資金の調達を起債前借りないし一時借入金より手当し、長期企業債への借り入れは、後期にずらした事情によるものでございます。

予算第4条につきましては、流用について議会の議決を必要といたします職員の給与費の額。また、第5条につきましては、たな卸資産購入限度額につきましては、予算の補正に伴いまして、それぞれの金額を改めるものでございます。

なおまた、今回の補正におきましては、最初に申し上げましたように、事業が完結に近づきまして、ほとんどの支払い額なり起債額が決定しておりますので、資金的収支並びに継続費についても今回、あわせて補正を行べきところでございますけれども、新看護婦宿舍用地等に充てるために一部取り壊しました建物の起債の残額につきましては、繰り上げ償還等の一時の問題が整理中でございますので、これらを整理いたしまして次回補正といたしたいと考えてございますので、その辺何とぞよろしく御了承方お願い申し上げます。

以上、大変簡略でございますが、補正予算の概要を御説明申し上げます。

なお、97ページ以下に付属書、参考資料等を添付申し上げますので御参照賜りまして、何とぞ十分御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長(横田憲助郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 第5条のたな卸資産購入限度額約7,000万円の追加の内訳は何ですか。112ページでは材料費が出ておりますが、その辺の内訳だけちょっと。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 材料費では、確かに6,687万円ですが、次の経費で1,182万7,000円の追加補正をお願い申し上げております。一部消耗備品等におきまして、その残額が含んでおります。
- 21番（直村静二君） たな卸資産は、減価償却に入るやつと入らんやつが出てますね。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 1件1万円未満の消耗品のものは入らないことになってございます。
- 21番（直村静二君） 注射、薬は消耗品と違いまんのんか。たなたな卸に入るのんと違いますか。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 申しわけございません。実は、償却資産との食い違いがございまして、確かに貯蔵品、薬品なりの材料費は、全部貯蔵品としてたな卸資産に入ります。1件1万円と申しましたのは、償却資産のことで大変失礼いたしました。
- 21番（直村静二君） これだけ買ったらいける、回転できるということですね。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） はい。
- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、議案第78号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 日程第5「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）

議案第 66号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営住宅条例（昭和35年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第1条第1項の表中幸第二団地の項の次に次のように加える。

旭第二団地 | “ 旭町144番地 |

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設の住宅を同範囲に加える必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第66号参考資料

和泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

新

(設置等)

第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名	称	位	置
横山坊繁	住宅 住宅 住宅	和泉市北田中町185番地の1 " 伯太町一丁目9番1号~25号 " 繁和町718番地	
( 中 略 )			
幸王子	第一団地 第二団地 第二団地 第二団地	幸町22番地の1 " 王子町188番地の1 " 王子町103番地 " 幸町138番地 " 旭町144番地	

旧

(設置等)

第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名	称	位	置
横山坊繁	住宅 住宅 住宅	和泉市北田中町185番地の1 " 伯太町一丁目9番1号~25号 " 繁和町718番地	
( 中 略 )			
幸王子	第一団地 第二団地 第二団地	幸町22番地の1 " 王子町188番地の1 " 王子町103番地 " 幸町138番地	

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（林 徳次君） ただいま御上程いただきました議案第66号「和泉市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

本市環境整備事業の一環といたしまして、従来から取り組んでおります改良住宅の一部がこのたび完成いたしましたので、その名称及び位置を定めたく、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、条例第1条第1項の表がございまして、その末尾に名称「旭第二団地」、位置は「和泉市旭町144番地」を加えたく存ずるものでございます。

なお参考までに、このたび完成いたしました住宅は、1棟18戸でございます。

なお、28ページ以下に参考資料を添付しておりますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 28番（坂上國治君） ちょっとお尋ねしますが、この参考資料の中に横山住宅、坊城川住宅、繁和住宅とあるわけですが、現在、和泉市の市営住宅はこれだけですか、ほかにもあるんでしょう。これだけ見たら、和泉市の市営住宅はこれだけしかないかのように思うのは当然でしょう。伯太の自衛隊の下にもあるので、これは明確にしていきたい。

このことに関連してちょっと申し上げたいんですが、昔の舞小田線、現在の大阪岸和田南海線、その道路にひっかかるということで空き家になった、その時点でね。それが全部そのまま置いたるわけですよ、貸もしないでね。ところが、市の方では、建築許可の申請があれば、その通路の敷地内でどんどん53条で建てさせているわけです。そうすると、大阪岸和田南海線というものは、幻の道路としか考えられないと思う。いかに53条で鉄筋の建物が建てられないとしても、木造であっても、一たん家が建ったら、なかなか3年や5年や10年で取り壊させるんなら、私は許可はしないと思う。

その時点では、住宅難で市民が現在困ってる中で、家を空き家にしたままで貸しもせんと置いてある。こちらについて、市長は一体どない考えてるんか。自衛隊の下の公務員住宅というのがある。何とか貸してやってくれ、と言っても、貸すことはできないと空き家のままでほってある。近々のうちに道路事業を進めるんなら話はわかるんですけど、事業の予定地に53条でどんどん許可を出しているんです。そこらをどうお考えになってるんか、この際ひとつお聞きしておきたい。

前段で申し上げたように、いろいろ各方面に相当な市営住宅がある。横山住宅、坊城川住宅、こちらは古い住宅ですが、これだけをここへ明記してね、普通やったらこんなもの書かんと、今度新たにつくるやつだけ書いたらええと思う。ところが、同じ市営住宅でありながら、ここへ書



いてあるところと書いてないところ、どうい理由で差別したのか。できるだけ差別をなくさないかんという時点でね。黒鳥にも大きな住宅があります。昔からあるやつも全部書いておきなさいよ。その辺、一遍明快に答弁してください。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 参与（林 徳次君） 御質問の第1点でございますが、確かに御指摘のとおり、市営住宅条例の第1条の表は、横山住宅から23のそれぞれの住宅名称が定められてございます。あくまでも、参考資料掲示という形で簡略させていただくといった意味しかございませんので、真中に（中略）という表示で明示したわけでございまして、今後、こういった資料の掲示につきましては、本文にございますとおり掲示したいと存じますので、よろしく御了承願いたいと思います。深くお喜びいたします。

○ 28番（坂上國治君） いま（中略）と言うが、市民が見たときに、しからは、上の三つは代表的なもんですか。どこから、何から拾ってここへ載せたんか、説明してもらわないかん。全体ここに入れるところがなかったら、もう1枚書使うてもええんと違うんか。ほかにたくさんある和泉市の住宅を載せて、これだけふえます、ということならわかるんです。何のために（中略）としたんか、何が原因か。紙を仕末するためにやったんか、ずぼらでしたんか。黒鳥にもあれだけ大きな住宅がある。せやから、大きいところから拾ったのか。もし、きっちり書いたら、先ほど言うたように、そういう公務員住宅の問題も出てくるであろう。せやから、議員をどまかすにはこうしたらええんと違うかと考えてやったんか、そこらしかないと思ふ。

参与、あんたがやってくれたらええが、わしの納得のいく答弁をようせんやろう。はっきり申し上げておきますが、現在、25名の議員がおりますが、皆市民から選ばれた代表です。市長もそうです。そこで特別職、助役、収入役、教育長、現在お見えになってる監査委員さん、この方々は、議会の同意を受けてやってる方、だから責があると思ふ。しかし、こういうことを各部課長に責任を持たす市長の政治姿勢はなってないと思ふ。これは責任はないと思ふよ、各部課長には、しかし、責任はないが、この方々がなかったら行政をやっていけない。それをうまいこと指導するのはあんた方の立場や。それを何でも私は知りません、と逃げようとする。それで（中略）と書いたんやないか。筋通して一遍説明してください。説明せん限り、後で全部明記して全部に配らな、こんなもんであかんぜ。

それと公務員住宅の問題。何がために開発から許可をおろして家を建てさせ、一方では、住宅難で入る家がなくて市民が困ってるんです。私はいつも市長に言うように、先見の明というのは、石にけつまずかんと歩くために目をあいてるんと違う。5年、10年先を見通していくのが政治家の先見の明です。それがなくて、ちゃうど市長のやり方はぶんぶんと一緒。壁に突き当た

る前にカーブしたらええのに、何も知らんと壁へ突き当たって落ちたらしまい、一寸先きが見えないことでは、私は、12万市民の頭に立ってやってるりっぱな政治家とは言えんと思ふ。一遍はつきり得心のいくように説明してください。

- 参与(林 徳次君) 納得のいく説明が部長段階ではできないのではないかという、非常に厳しい御指摘がありました。恐れ入ります。ただ、私どもの気持といたしましては、ここに出席させてもらってる以上、精いっぱい御納得のいくより努力していきたいと思ふので、以下説明申し上げますので、よろしく願ひいたします。

まず、第1点の表の(中略)の問題でございますが、いろいろ伯太住宅の問題とか、紙を仕末するためにやったんかとか、数点の理由を挙げて御指摘をいただきましたが、大変恐縮ですが、私ども、そういう意図はございませんので、旭団地をつけ加えるのが1番末尾になるので、たまたま前段と後段だけ記載させていただいたわけでございます。資料といたしましては、わずか23行でございますので、扱いといたしましては軽卒でございました。この程度の資料でございますので、一覧表として正確に掲げるのが当然と存じます。おわび申し上げ、よろしく御了承願ひたいと思ふます。

それから、第2点の伯太改良住宅の空き家の件でございますが、御指摘の大阪岸和田南海線は、大阪府施行となっております計画街路で、一時かなり進捗する時期がございました。それぞれの該当区域に対しましては、特に公共事業が張りついておりますところに対しましては、近々に、数年後には、明け渡さなければならぬであろうといったことが、大阪府との協議でもたれた経過がございます。その当時の判断のまま現在に推移しております。特に数年前には、第1工区ということで桑原地区等の説明会がもたれ、たまたま景気後退で事業も後退しております。そういう情勢の変化に対応した判断も、いまの時点ではすべきであろうと私も存じます。

以上、私の存する範囲の経過でございます。よろしく願ひ申し上げます。

- 28番(坂上國治君) あんたのは通り一遍の答弁やと思ふ。何年前から53条の家を建てさせてるんか、もう大分長いですよ。1年や2年と違いますよ。ということは、現在の市営住宅のところへ道が通らんということでしょう。一たん計画した真中へ建築許可を与えとるんです。

現在、本市では非常に財政難ということで困ってる状態の中で、私は市長に聞きたい。鉛筆1本、紙1枚でも仕末せよとなっているが、別に必要なものは仕末する必要はないと思ふ。落書するんやったらやめてもらわないかんけど。市の業務のために一生懸命にやって鉛筆減るんやったら仕末させんでもええと思ふ。だから、そうしたところを貸して多少でも家賃があがるところがあるのに、そこへ目をつけんと、これは家賃をもらえるんと違うんですか。先見の明というのはそこにあるんじゃないか。困ってる人に貸したのが親心と違いますか。家というのは、空き家に

しておいたらよけい傷みますよ。入って掃除してもらい、風を通してこそ長もちする。そこらをもうちょっと考えてほしい。

しかし、これをどうします、こうします、ということは、部長、参与では答弁はできないと思う。市長の方針によって決めることやから、あんたでは満足な答弁はできませんと言ってる。現在、同和事業で団地は建ってるが、伯太あたりは建ててくれない。皆が困ってるわけや。そこらを肝に銘じてほしいと思います。そこで、こういう住宅をどうしていかうとするのか、お考えがあったらひとつ市長から聞きたいと思うんです。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ坂上議員さんから御指摘をいただき、とりわけ岸和田南海線にからむ公務員住宅の空き家の問題でございます。先ほど、林参与からお答えいたしましたように、オイルショックによる府財政の悪化により足踏み状態の中で空き家になって過ぎてきたという点につきましては、非常に問題もあろうかと思えます。御指摘ごもっともでございます。林参与と十分相談いたしまして、府とも協議いたしまして処置させていただきたいと思えます。

○ 28番（坂上國治君） 相談して、と言いますが、相談する必要はないのんと言いますか。この際御希望があれば入居させたい、ということぐらいね。いま、1年に何回か抽せんしてやってるんでしょ。次々と当たってる人があると思う。それを早く消化するために入れたらええんと言いますか。入っておれば文句はこないが、空いてるのになぜ入れんのか、といろいろ問い合わせがあるんです。部長と相談せんでも、あんたがわかりました、そうします、とね、あんた、そんなことぐらいいふ言えまへんのか。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘はごもっともですが、担当セクションがございまして、率直な話、岸和田南海線とのからみで用地買収の中で処理したという経過がございまして、それがおこなわれていることの中で、いまの御指摘が出てまいっているとします。岸和田南海線の見通しの問題もあろうかと存じ、現課と協議して善処したいとお答えさせていただいたのをごさしまして、議員さんの意を体して処置に当たってまいりたいと思えます。

○ 28番（坂上國治君） その答弁はなってない。私は前段であんたに言うてある。53条で敷地内に家が建ってるんですよ。見通しがあるもないも、府知事が認めてる。府がやってる府道でしょ。つかんのは明らかなので、そこへ家を建てさせてるんです。それをセクションと相談してと、セクションから一遍答弁してみなさい。1プラス1は何ぼ、子供でもわかつた。それと同じ質問ですよ。市長や部長でなくても、平の職員でもそのぐらゐのことははっきり言えると思えます。それを部長や参与、市長という人が、相談せなより答弁せんよりやったら、えらい気の毒やが、大きな顔して、わしは市長です、参与です、と言ってもらいたくないと思う。

あの路線やるんだから買収に協力せよということ、わしもせんど走り歩きました。そのあげ

く協力してくれなかった家がまだ相当ありますが、そこが申請して分家建てたりしてる。不法建築やない、ちゃんと府の認可を得て建ってます。その時点で、まだ府道がつくんかつかんのかわからないということでは困りますよ。林参与、あんたらはよりわかってるやろう。許可受けて家を建てたら、2年や3年で取り除かないといかんのやったら許可しませんやろう。それがどんどん建ってるのに、片方は空き家でぼってある。どうするんか、と言ったら、即刻市民の皆さんに入ってもらいようにいたします。という答弁ならわかるが、いちいちセクションと相談してと。そんなもん、相談する必要はないやないか。

参与も参与や、あんたが、わかりました、そうします、とね、市長がより言わんのなら、あんたが言うたらええ。そのぐらいのことは言うてもかまわんと思う。市長が頼りにしている参与やったら、もうちょっとはっきりしてもらわないかん。係長でもそのぐらいの返事はよりする。部長を越えて参与という肩書がついたら、そのぐらいのことは言うてもらわんと困ります。

わしの言い方はちょっときついかもしれんが、もうちょっとしっかり何事も踏まえてやってもらわんと、ここへ並んでるのはひな壇の人形と違う。市民から選ばれてちゃんと当選させてもらうて並んでるんです。それをごま化そうという根性があるからいろんな問題が起きてる。だから赤裸々にガラス張りて、何事にもぶち当たって相談するぐらいの気持でやってもろりたら、私は、いまの苦しい財政問題等々も皆さん方の御協力を得られると思う。ところが、何とか議会中はいまいことごまかして、それさえ済んだらわしら用はないんやという軽い考えがあるんやないか。常にそう思ってるので、議会軽視という形につながってきてると判断してます。もう一遍はっきりと空き家の問題についても答弁してもらわんと、相談してと言っても、一致点を見えんたらあかんねんやからね、はっきり答弁してくださいか。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘いただき、恐れ入ります。決して議員さんが御指摘のよりの、議会に対する理事者の姿勢ではございません。いろいろと行き届かない点は多々あろうかと存じますが、御指摘を胸にいただいて今後の市政運営に当たってまいりたい、このように存じます。

なお、先ほどからの関連の御質問の中でも、いわゆる伯太の公務員の住宅問題につきましては、率直な話、行政セクションで現課がある関係で私は申し上げましたが、現課から十分実情を聞いて前向きで善処させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第66号を原案どおり可決いたします。

- 議長（横田憲治郎君） 日程第6「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」と日程第7「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第67号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「8,000円」を「9,000円」に、「2,300円」を「2,700円」に、「5,000円」を「5,500円」に改める。

第25条第2項中「100分の200」を「100分の190」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	-	-	-	104,200	90,500	-
2	178,800	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	192,900	164,200	138,100	120,700	104,200	79,000
5	201,200	171,500	144,700	126,700	109,400	81,400
6	209,700	178,800	151,300	132,400	114,700	84,300
7	218,200	185,800	157,700	138,100	120,700	87,400
8	227,100	192,900	164,200	144,700	126,700	90,500
9	236,000	201,200	171,500	151,300	132,400	94,600
10	245,000	209,700	178,800	157,700	138,100	99,100
11	254,600	218,200	185,800	164,200	144,100	104,200
12	264,600	227,100	192,900	170,800	150,100	109,400
13	274,600	236,000	200,000	177,400	156,100	114,700
14	285,000	245,000	207,300	184,100	162,100	120,100
15	295,700	254,000	214,700	191,000	168,000	125,400
16	306,400	262,800	222,100	198,000	173,900	130,700
17	317,100	271,600	229,500	205,100	179,900	136,000
18	327,800	280,400	237,000	212,200	185,900	141,200
19	338,000	289,000	244,500	219,300	191,700	145,900
20	348,200	297,400	251,900	226,200	197,400	150,400
21	357,600	305,200	259,300	233,100	203,000	154,900
22	366,200	311,300	266,500	239,700	208,100	159,300
23		317,400	273,700	246,300	213,100	163,700
24		321,700	279,400	251,400	216,700	167,700
25			285,100	256,400	220,000	171,600
26			289,000	260,000	223,100	175,400
27			292,800	263,600	225,600	179,000
28			296,600	267,200	228,000	182,100
29				270,800	230,400	185,100
30					232,800	187,400
31						189,700
32						191,900
33						194,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	365,600	264,200	201,900	-	120,800
2	375,300	273,100	210,800	175,900	128,000
3	385,000	282,000	219,700	184,500	135,200
4	394,700	290,900	228,600	193,100	142,400
5	404,600	299,800	237,500	201,900	150,700
6	414,500	308,500	246,400	210,700	159,100
7	425,200	317,200	255,300	219,500	167,500
8	436,200	325,600	264,200	228,300	175,900
9	447,200	334,000	273,100	237,100	184,300
10	458,200	342,400	282,000	245,900	192,600
11	469,200	350,800	290,900	254,700	200,900
12	480,200	359,100	299,100	262,200	207,800
13	490,900	367,300	307,300	269,700	214,500
14	501,600	375,500	315,500	276,700	221,200
15	512,000	382,400	323,700	283,700	227,900
16	522,400	389,300	331,900	290,700	234,600
17	532,300	396,000	339,500	297,700	241,200
18	542,000	401,700	347,000	304,700	247,800
19	550,600	406,500	354,500	311,700	253,800
20		411,300	360,800	317,600	258,200
21			367,100	323,500	262,500
22			371,400	328,800	265,600
23			375,700	332,500	
24				336,200	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	208,400	157,700	116,700	92,900	-
2	217,200	164,400	122,300	97,200	76,700
3	226,200	171,200	127,900	101,800	79,200
4	235,300	178,800	133,500	106,500	81,900
5	244,400	185,800	139,100	111,400	85,200
6	253,500	192,900	144,800	116,300	88,600
7	262,400	200,000	150,900	121,400	92,300
8	271,400	207,300	156,400	126,500	96,300
9	280,400	214,700	162,400	131,500	100,800
10	289,000	222,100	168,400	136,500	105,300
11	297,400	229,500	174,400	141,500	110,500
12	305,200	237,000	180,300	146,200	116,300
13	311,300	244,500	186,200	150,800	121,400
14	317,400	251,900	192,100	155,400	126,500
15	323,500	259,300	197,800	159,900	131,500
16	327,800	266,500	203,500	164,300	136,500
17		273,700	209,000	168,400	141,500
18		279,400	214,300	172,300	146,200
19		285,100	218,100	176,100	150,800
20		289,000	221,600	179,700	155,400
21		292,800	224,900	182,700	159,900
22		296,600	227,400	185,000	164,300
23			229,900	187,300	168,400
24			232,300	189,500	172,300
25					176,100
26					179,700
27					182,700
28					185,000
29					187,300
30					189,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。



ウ 医療職給料表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	176,700	-	118,800	89,600	82,300
2	183,000	138,600	123,700	93,500	86,000
3	189,700	144,500	128,700	97,500	89,600
4	197,000	151,300	133,700	101,500	93,400
5	204,300	158,000	138,100	105,800	97,300
6	212,100	164,800	143,100	110,100	101,300
7	219,900	171,800	148,100	114,500	105,500
8	228,300	178,800	153,100	118,400	109,700
9	236,700	185,800	158,100	122,600	113,900
10	245,300	192,900	163,100	126,800	118,100
11	254,000	200,000	168,100	130,900	122,300
12	262,800	207,300	173,100	135,000	126,500
13	271,600	214,700	178,000	139,100	130,600
14	280,400	222,100	182,900	143,100	134,700
15	288,700	229,500	187,800	147,100	138,800
16	296,700	237,000	192,300	151,000	142,800
17	303,900	244,500	196,800	154,900	146,800
18	311,100	251,900	201,300	158,800	150,700
19	317,200	259,300	205,800	162,300	154,600
20	321,500	266,500	210,300	166,000	158,300
21		273,700	214,300	169,600	162,000
22		279,400	218,300	173,100	165,700
23		285,100	222,300	176,500	169,200
24		289,000	224,800	179,600	172,700
25		292,800	227,300	182,200	175,900
26		296,600		184,800	179,100
27					181,700
28					184,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。
2. 昭和53年12月1日に在職する職員（同月に支給する期末手当がない職員で市長が定めるものを除く。）に対して同月及び昭和54年3月に支給する期末手当に関する新条例第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の200」と、「100分の50」とあるのは「100分の40」とする。昭和53年12月1日に在職していないが、同条第1項後段の規定により昭和53年12月に期末手当を支給される者に係る当該期末手当並びに同月に同条及びこの項の規定による期末手当に相当する給与を支給され引き続き職員となり昭和54年3月に期末手当を支給される者のうち市長が定めるものに係る当該期末手当についても、同様とする。
3. 職員が改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和53年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、新条例（期末手当については、新条例第25条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。
4. 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定その他の事情にかんがみ、本市の一般職の職員についても、これに準じて、給料月額を改定し、並びに扶養手当及び期末手当の額の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第67号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（扶養手当）	（扶養手当）
第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2. 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親	2. 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親

新	旧
<p>族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については<u>9,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ<u>2,700円</u>（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>5,500円</u>）、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の</p>	<p>族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 不具廃疾者</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については<u>8,000円</u>とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ<u>2,300円</u>（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については<u>5,000円</u>）、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の</p>

新	旧
<p>期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
〔表〕 略	〔表〕 略
3 略	3 略
別表第1 略	別表第1 略
別表第2 略	別表第2 略

議案第68号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「退職し」を「失職し」に改め、同条第2項中「退職」を「失職」に、「100分の260」を「100分の250」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和53年12月1日から適用する。

2 昭和53年12月1日に在職する議長、副議長及び議員に対して同月及び昭和54年3月に支給する期末手当に関する新条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の250」とあるのは「100分の260」と、「100分の50」とあるのは「100分の40」とする。昭和53年12月1日に在職していないが同条第1項後段の規定により昭和53年12月に期末手当を支給される者に係る当該期末手当についても、同様とする。

理 由

一般職の職員の給与改定の趣旨等にかんがみ、議会議員に対する期末手当の支給割合を変更する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第68号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの基準日前1月以内に、任期が満限に達し、<u>退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者</u>(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満限、<u>退職、失職、除名、死亡</u>又はギ会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については</p>	<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの基準日前1月以内に、任期が満限に達し、<u>退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者</u>(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満限、<u>退職、除名、死亡</u>又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については</p>

新	旧
<p>100分の50、6月1日である場合については100分の190、12月1日である場合については<u>100分の250</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合においては任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>〔表〕 略</p>	<p>100分の50、6月1日である場合については100分の190、12月1日である場合については<u>100分の260</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>〔表〕 略</p>

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第67号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第68号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由及び内容の御説明を申し上げます。先に議案第67号から説明申し上げます。

本年8月11日、人事院は国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与を平均3.8%引き上げるよう勧告いたしました。それを受けまして10月21日関係法令の改正が行われ、本年4月1日にさかのぼって同勧告どおり給与改定が行われました。また、各地方自治体におきましても、これに準じて給与改定を行うべく順次、条例改正を行っております。本市におきましても、この勧告の趣旨、労働情勢等にかんがみまして、同改定に準じて給与改定を行う必要がありますので、ここに条例案を御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容の御説明を申し上げます。第13条第3項の改正は、扶養手当の月額を改定するものでございまして、配偶者に係る者8千円を9千円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る者2千3百円を2千7百円に、そのうち職員に配偶者がいない場合の一人に係る者5千円を5千5百円にそれぞれ改めるものでございます。

第25条第2項の改正は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の10引き下げ、100分の190とするものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療給料表を全面的に改正し、全職員の給料月額を改善するものでございます。

以上申し上げた給与改定による改善を入院方式で算出いたしますと、行政職給料表適用職員の一人当たり平均月額、給料で5千736円、手当で404円、その他で491円、合計6千631円、率にいたしまして3.81%の改善となるものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、改正後の新条例の規定は、昭和53年4月1日にさかのぼって適用することといたしております。

第2項は、期末手当の経過措置を定めるものでございまして、12月に支給する期末手当の支給割合の0.1カ月分引き下げを本年分についても適用しますと、給料月額の引き上げが少ない関係上、すでに支給した額より新条例による額の方が少なくなりますので、本年12月1日に在職して同月の期末手当を支給された者及びこれに準ずる者に対する本年12月の期末手当の支給割合は従来どおり2カ月分とし、それを調整するために、明年3月の期末手当の支給割合を0.1カ月引き下げ、0.4カ月分とするものでございます。

附則第3項は、昭和53年4月1日以降に支払われた給与は、新条例及び附則第2項の規定による給与の内払とみなすもので、また、附則第4項は、新条例への切りかえのその他の細部については、市長が別に定めるものといたすものでございます。

以上、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第68号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

ただいま申し上げましたように、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げること及びその他の諸事情にかんがみまして、市議会議員の期末手当の支給割合につきましても変更する必要がありますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の10引き下げて100分の250とするのと同時に、あわせて規定の整備をいたすものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の新条例は、本年12月1日にさかのぼって

適用するものとし、あわせて本年12月及び明年3月に支給する期末手当について、一般職の職員におけると同様の経過措置を講ずることといたしております。

以上、簡単でございますが、議案第67号及び第68号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第67号及び議案第68号を原案通り可決決定いたします。

○

- 議長（横田憲治郎君） 日程第8「工事請負契約締結について」（昭和53年度府中北幹線築造工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第57号

##### 工事請負契約締結について

昭和53年度府中北幹線築造工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 昭和53年度府中北幹線築造工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 104,400,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内 務



6 工 期 自 昭 和 年 月 日 ( 議 決 の 日 )

至 昭 和 5 4 年 3 月 2 0 日

7 契 約 保 証 金 5,220,000 円

8 保 証 人 和 泉 市 伯 太 町 四 丁 目 13-39

白 川 建 設 株 式 会 社

代 表 取 締 役 白 川 健 一

議案第57号参考資料

昭和53年度府中北幹線築造工事概要

- 1 工事場所 和泉市肥子町地内
- 2 工事種別 管路施設
- 3 構 造 工事延長 196,80 m  
管体延長 2,000% 194.40 m  
推進延長 2,000% 188,70 m  
マンホール 2ヶ所 発進杭 1ヶ所  
到達坑 1ヶ所 付帯工 1 式

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 参与(林徳次君) ただいま御上程いただきました議案第57号「工事請負契約締結について」(昭和53年度府中北幹線築造工事)につきまして、提案の理由と内容の御説明を申し上げます。

本件は、都市下水路事業といたしまして、府中地区の浸水防止並びに生活環境整備のため、昭和49年度に事業の認可を受けました。以来、工事を進めておるものでございますが、今年度も引き続き施行いたしたく御提案申し上げた次第でございます。

契約内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額1億440万円、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務、工期につきましては、御議決の日から昭和54年3月20日までといたしたく存するものでございます。

なお、工事の概要は9ページの参考資料のとおりでございまして、肥子町2丁目の北野鉄工所の前から肥子町1丁目、府中病院前を通り突き当たりまで延長196.8メートルの管路を推進工法によって施行しようとするものでございます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番(直村静二君) 参考資料に赤い線が入ってますね。百何メートルかね。市長にお願いしたいのは、たばこ屋のところまで一挙にやってもらえば、ほんまに助かるということを前に言いました。これは頭の中に入れてやってもらいたいと思います。これをきっちりとお願したい。それを早くしとかんと、整備関係とか交渉するときね、早くすれば、非常に都合がいいと思います。

さて、竹内努が契約の相手方で保証人が白川健一と挙がってるんですが、お聞きしたいのは、竹内務氏は現在どうなってるの。もう判決がおきて無罪なら無罪となっているか。また、保証人の白川建設、私は白川という名字は知っておりますが、この健一という人はどうなってるんですか。公判にかかっているか、かかってないのか、その辺ひとつ先にお答え願いたい。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 参与(林徳次君) お尋ねの件でございますが、現在、いずれも公判が継続されておると聞いております。

それから、白川建設につきましては、事件の当該者は、当時の営業部長ということでございます。

○ 21番(直村静二君) 白川氏は本人ではなく、当時の営業部長が公判にかかっているという、この人は社長ということですか。

○ 参与(林徳次君) はい。

○ 21番(直村静二君) 市長ね、卒直に言って、この竹内務氏を入札から外してもらいたいという気持があります。どうしたらやめさせることができるか、ちょっと教えてほしい。指名業者を外すとしたらどうしたらいいか、そのお知恵をひとつお答え願いたい。

○ 参与(林徳次君) ちょっと御趣旨のほどは正確に判断しかねるのですが、業者としての営業行為をやめさせることができるのは知事でございます、許可権の取り消しといった措置が必要かと存じます。許可権の取り消しがない限り営業はできるということでございます。ただ恐らく和泉市での、という御趣旨ではないかと思いますが、それにつきましては和泉市内で登録され、市内業者でも相当数登録されているわけでございますが、その中での取り扱いとなりますと、はなはだむずかしい問題があると思います。

○ 21番(直村静二君) あんたは事務的に答えてるんです。私は市長に聞いている。どないしたらやめてもらえるのかな、そういう方法があるんなら教えてほしい。いまのお答えは府の許可権の問題でしょう。

○ 市長(池田忠雄君) ちょっとむずかしい御質問だと思います。いろいろと遺憾なことがございまして、それなりに指名停止の措置もとったわけでございます。停止措置が解除しました

後の業者の取扱いにつきましては、林参与が答えたことをごさいます、そうした措置はむずかしいと存じます。

- 21番(直村静二君) 私があなたに答えてほしかったのは、この人は、あなたの顔に泥を塗ってると思う。あなたが公正な同和行政をやると言ってるのに、あなたの片腕のような人でしょう。市同促の副会長でしょう。そういう人が贈賄容疑で逮捕されて公判中でありながら、9千万円以上の工事請負契約に堂々と出てくるのは、市長の顔に泥を塗ってると思う。あなたの公正な公約に泥を塗ってる。だから、どうしてやめさせてくれるのか、と言ったら、あなたの答えはどうもできないと。方法としては、あなたの方から自棄してもらいたいと言えば、市長権限ですから答えが出てくるんじゃないですか。議会の議決に係る9千万円以上のものについては、自棄してもらいたいと言えば聞いてくれるんじゃないですか。聞いてくれなかったら、私の顔に泥を塗ったんやから、和泉市全体の市同促副会長の委嘱は取り消します。という措置もとれるんじゃないですか。そんなことはゆめゆめ考えたことはないんですか。先ほどの林参与の答弁は事務的なものです。あなたは長ですから、単に法律の問題じゃなく、和泉市行政の姿勢を問われてると問題としてね、和泉市の同和行政に泥を塗ったんです。こんな案件が出て来て審議するのは恥ずかしいといった気持から言ってる。

7件出てきてるが、私はピックアップしたが、竹内務氏が3件で7億5千万円、保証人が白川、福本、奥野とある。榎並というのが2件で2億1千万円、保証人が藪内、藪内、小野林1件で2億1千万円、奥野が1件2億2千8百万円、この保証人が竹内となっている。こういう公判中の人、大高建設の奥野、この前の議会でもそれなりに問題になりましたが、公判中の業者が保証人に上がってくる。この配分は、竹内氏が3件で、あと榎並が2件、小野林、奥野が1件ずつ。そうすると、お互いに保証人のし合い、話合でしょう。こうなると、次は国府はだれが取るか、ここに載ってない藪内か福本となってくる。榎並は同建業者だから入れる。竹内は同和の業者だが、北幹線へ、と話しはできた。お互いにこういう談合でね。

だから、私のもう一つ言いたいのは、ここで竹内を外しても、同和地区内で小野林とか他の業者が一部入ってますから、何も支障を来してません。同建業者の竹内務氏を外したら、同和地区内の事業が進まんということになりませんわな。竹内さんは北幹線まで出て来てる。見た目には、竹内建設を外しても、別に事業の進捗に支障を来さないという観点にもなってます。こういうつまらない、人から疑惑を受けるような人がぬくぬくと出てくるというのは、市長の政治姿勢からいって、どうやってこれをやめさせてもらえるのかと聞いてるんです。少なくとも、判決があるまでは、議会にかかる9千万円以上のものは遠慮してもらいなさい、と言ってるんです。9月何日ですか、解除して早速上代伏尾線ですか、やっていますわな。そして、市同

促の副会長という半公職についてるのに、事件を起こしても、3カ月たったら元へ戻ってしまうという例をつくってしまう。この点明快に答弁してください。

この竹内務氏、私に何回もいやみを言いに来ました。「お前だけや、文句言うな」とね。その点でも、本当に本人にも自粛してもらいたい。業者としてどうのこうのやなく、市同促副会長たる半公職の立場にありながら事件を起こしてる。本人が辞職しなければ、市職が委嘱してるんやから取り消してもらうたらええ。その姿勢がなくて、どうしてあなたの口で言うてることが実行できるか、どこで喰い違いをとめていくんか。明快な御答弁を願いたい。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問の要旨いろいろございますが、私の顔に泥を塗ったとか片腕とかの御発言がございましたが、卒直な話、何ら関係のないことでございますので、念のため申し上げておきたいと思ひます。

なるほど解放同盟和泉副支部長であるということの意味はございますが、何ら片腕とかどうとかは、何ら関係もないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思ひます。

なお、業者の扱いのお話がございましたが、機関でいろいろ論議した上、一定の指名停止の措置もとり、その後のこうした請負契約でございまして、結果的に落札されたということの意味合いでございます。これをどうせよということについては、むずかしいことでございますので、その点はひとつ御理解を賜りたいと存じます。

なお、市同促の副会長につきましては、市同促の協議会でも、公判の判決がおりていない時点で、そうした措置はとりがたいという一つの御意見でございました。したがって、いま即座にやめよとかについては、その時期ではないと思っております。

○ 21番（直村静二君） 私の言葉の揚げ足をとったようですが、解放同盟の副支部長で、あなたが窓口1本で委嘱してるんです。しかも、いままでの経過から言えば、重要な同建業者ですからその意味で片腕的になり得ると言ってる。あなたの顔に土で泥を塗ったということではなく、公正な同和行政というあなたの公約に対して泥を塗ったと言ってる。何ら関係がないと言うが、そうは思わないですか。あなたも市会議員やった、政党の一員だったので、私の言う意味は十分わかるはずだと思ってるんですがね。機械的なそんなお答えではなく、むずかしいなら、どこが一体むずかしいのが、そこを聞きたい。あなたの政治姿勢として、自粛してくれと言わんのかと聞いている。ただ、むずかしいと逃げられると、前から言ってるように、行政の主体性、あなたの政治姿勢からいって、あなたのいま発言しようとするのは大きな問題ですよ。

これが問題なくいくのでは、私は非常に暗い感じがするんです。しかし、遅まきながらも改善する気持があるならば、自粛の方向で、9千万円以上は今後遠慮してもらいたい。あなたが委嘱している市同促の副会長はみずから遠慮したらどうか。判決がまだ出ておらない、疑わしきは罰

せず、しかし、疑わしき場合もストレートでいいとは言えない、両方あるんじゃないですか。あなたも、決していいとは思ってないでしょう。そこは知恵をしぼって自粛してもらいたい。その方が市民に対して非常にきれいにいけると思う。そうでないと、政治的なあなたの基本姿勢にかかってくる。今後の行政に関係してくる。むずかしいというだけではあかんと違いませんか。その辺の改善措置について、あなたの気持を聞かせてもらいたいと思います。他の議員さんの質問もあるでしょうし、いまは北幹線の件だけで、また、個々の問題も出てきますが、まず、あなたの基本姿勢、むずかしい中でもいろいろ方法もあるんじゃないかと思ってます。いまのあなたの答弁は大事です。いよいよ正念場にきてるんですから、再度明確に御答弁を願います。

- 市長（池田忠雄君） 重ねてのお尋ねでございます。私自身、同和行政につきましては、今後とも当然のことながら、財政再建の中であらゆる分野にメスを入れ、自主再建でまいりたい、こういうふうに存じております。卒直な話、直村議員さんの御質問は両面性がございまして、業者としての措置は当然自粛、あるいは一定の指名停止という措置の中で処理をしまいった経過がございます。その後、請負契約の落札という点にまで、私の方からどうこうというわけにはまいらない、これは当然、市行政と業者としての立場でござります。この辺はひとつ割り切った御見解を申し上げ、御理解をいただきたいと思ひます。

片や、市同促の副会長ということについては、いわゆる解放運動の地元の代表という形の中で入っていただいている一員でございます。その中で互選されて副会長になられたという経過でございます。これは当然のことながら、別個の問題として今後対処してまいりたい、こういうふう存じます。

- 21番（直村静二君） お言葉を返すようですが、市同促副会長は、地元の解放同盟の代表として出てきたからやむを得んということですね。地元の解放同盟から出てくるからかえられないという、地元の解放同盟からなぜ竹内のような者が、事件が起こったときは副支部長、それをやめないで出てくるのか、私はわからない。6月8日ですか、贈賄で逮捕され、7月27日起訴、指名停止、その間に役員会があったが、この人を選んできたという解放同盟の体質、これは問題があるかと思ひます。言うなれば、そのような解放同盟という団体に2千7百万円の補助金を出してるという問題についても疑義を感ずる。われわれに対して誹謗、中傷が出ており、そういう団体に公金が出て、われわれが特定政党としてやっつけられてる。しかも、贈賄で起訴、公判中でも、副支部長として市同促の副会長という形、あなたは、解放同盟の代表として出てくるのだからしょうがないと言うが、そういう団体に対しては、今後、助成金を出す対象にはならないという問題があるという規定づけをしてもらいたいと思ひます。あなた

市政立て直しの件、同和問題についてのメスの入れ方は、いま言っただけでも2,8出てきた。その刃をきっちりやってもらえば、少なくとも、いままでよりも改善できるんじゃないか。あなたは他人の責任のように、副会長は解放同盟から出てくるのだからしょうがないとお逃げになるが、もう各議員も大体わかってくれたと思うので、市長の態度もわかっていただけたと思うのだ、この辺でやめておきます。この案件については、共産党議員団は絶対に容認できないということを申し上げておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 20番（田中包若君） 私、非常に不思議に思うんですが、常識的に考えまして、国家公務員なり、そういう人が起訴されたら休職になる。そして、判決がおきた時点で処分、これが世の中の常識でしょう。したがって、あなた方が論議したんなら、罪状はどうであるから処分した。秘密会か何かだろうと思いますが、それをはっきり言うてもらわないとどうにもならない。

われわれ公務員として在職中に起訴されたら直ちに休職です。休職というのは、指名業者であるなら停止です。そして、終わった段階でどうするか、処分問題は、終わった段階です。これが国なり、地方公共団体の筋なんです。だから、あなた方がどうしても正しいからやるんだというんなら、われわれが知ってるのは、単に新聞報道だけです。詳しい罪状なり、そういうものがあるんなら、現在どうなってるんか、はっきりしてもらわんと審議できませんよ。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 参与（林徳次君） ただいまの御指摘でございますが、いわゆる公判内容に触れる問題は、刑法上の裁判所段階における審理内容でございます、われわれの方では、内容をつぶさに承知することは できないわけでございます。

指名の問題は、前の山本部長も私どもも初めてのことで、そのやり方については、一般的な指導を受けてまいっております。そういったやり方では、事実を知るのは、新聞ニュース等の発表による方法しかございません。あと、具体的なことは、逮捕され起訴が確定した時点、この二つしか新聞報道で知るより方法がございません。あと、刑法上の問題として、長年月公判にかかる場合もあり、その確定を待つとか、私どもが、その内容を裁判所に行って聞くという手段はございません。

したがって、当面、結果的に無罪になろうと有罪になろうと、それは結果論でございまして、新聞発表により指名停止措置をした、それから日程を追い、逮捕時で確定的な指名停止措置をした、その日を追って行ったということでございます。

○ 20番（田中包治君） そうなると、和泉市政は何でもええ、クロであろうとシロであろうと、また黄色であろうと、都合さえよければ、指名業者にするということですか。もうよろし

いわ。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 1番（寺田茂君） 工事請負契約の入り口だと思うんですが、私建設水道常任委員会に入っているのですが、あの時点では、われわれは細かい審議はできない、報告事項みたいな形になったので、そういう範ちゅうから質問しました。そのときから今回の、工事請負契約が議会に出ると、漠然と見て大きく混乱する要素がありますよ、と提起もしました。しかし、いろんな資料も提出願ひ、共産党の考えてることも言ったわけなんです。

いま、各議員から質問が出てくるように、なかなか前に進まない状態が続くだろうと察します。共産党議員団の見解については、直村議員が申し上げておりましたが、私、建設委員会で議会の対策も御披露し、一面の注意をしてきたわけなんです。こういう一つ目で前へなかなか進めない状態で始まっている。大体総体的にもの言うなれば、一目瞭然として出てくる問題だと思うんです。一遍、市長さんもよく考えてもらわんと、なかなか後へ進まない状態になると思いますので、検討してもらうたらどうですか。このことだけ意見として申し上げておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては反対意見等の表明がございますので、挙手により採決いたしたいと思ひます。本件について賛成の方は挙手願ひます。

（挙手不明）

（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

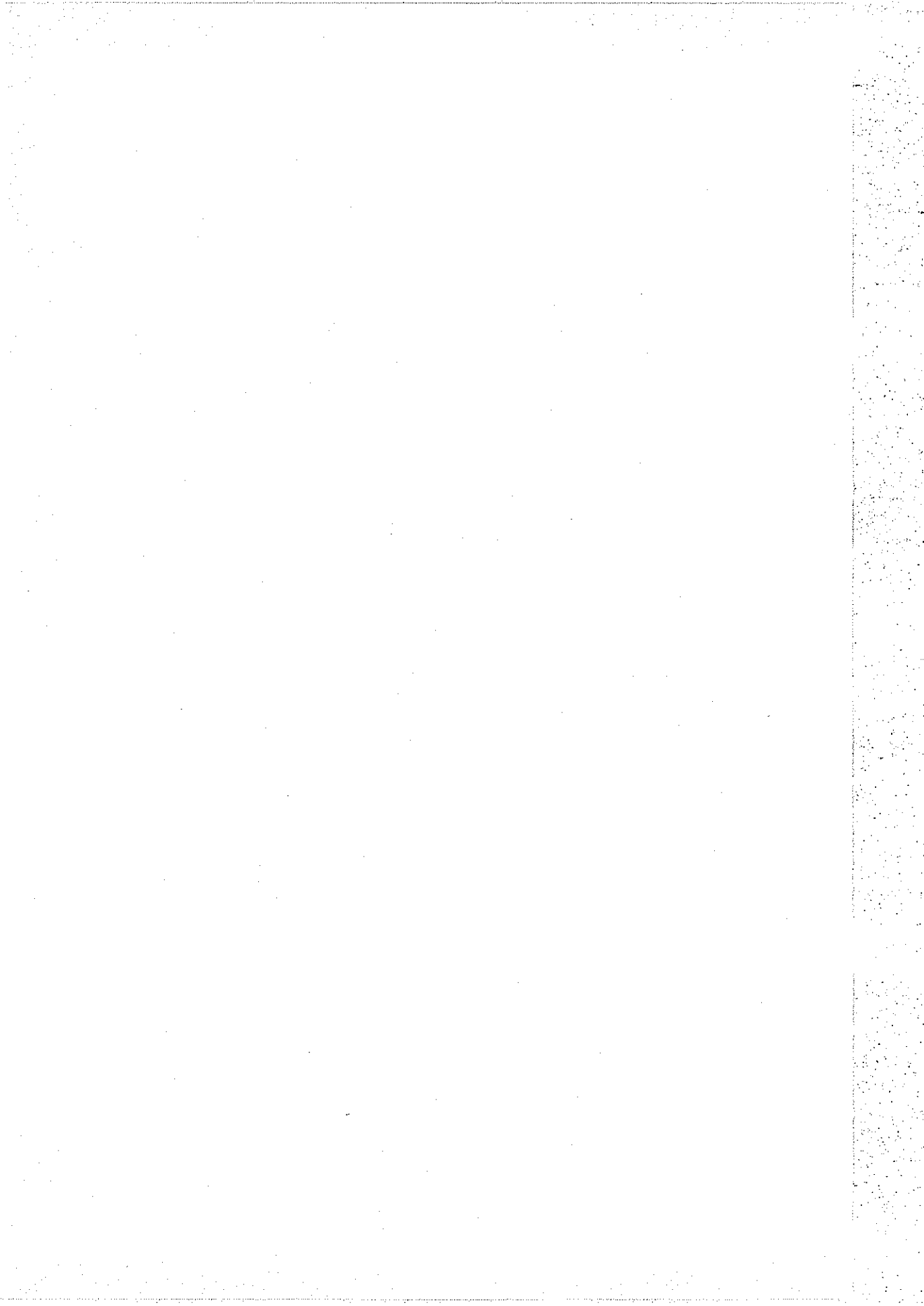
○ 議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時16分自然散会）





第 4 日



昭和53年12月22日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天堀 博君	18番	池辺 秀夫君
3番	橋本 佳行君	19番	貝淵 博治君
5番	仁井 明君	20番	田中 包治君
6番	大谷 昌幸君	21番	直村 静二君
7番	金沢 勝君	22番	勝部 津喜枝君
8番	成田 秀益君	23番	三井 正光君
9番	松下 定君	25番	竹内 修一君
10番	山口 義一君	26番	柳瀬 美樹君
11番	上代 卯之松君	27番	竹下 義章君
12番	藤原 要馬君	28番	坂上 國治君
13番	赤阪 和見君	29番	藤原 利一君
15番	横田 憲治郎君		

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財務部次長	北野 敦雄
助役	坂口 禮之助	財政課長	大塚 孝之
収入役	中塚 白	同和対策部次長	生田 稔
参与兼市長公室長 事務取扱	西川 喜久	市民部長	森 保
参与兼建設部長 事務取扱、土地開発 公社局長	林 徳次	市民部次長兼福祉 事務所長	富田 宏之
市長公室 企画担当理事	佐原 行雄	産業衛生部長	内田 繁
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田 明郎	産業衛生部次長	角谷 泰夫
財務部長	麻生 和義	建設部次長	吉田 日出男

職 名	氏 名	職 名	氏 名
改 良 事 業 部 長	逢 野 一 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
改 良 事 業 部 次 長 兼 改 良 総 務 課 長 事 務 取 扱	明 坂 貞 士	教 育 次 長	広 岡 史 郎
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	杉 本 弘 文
病 院 長	竹 林 淳	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	指 導 部 長	高 橋 貞 良
病 院 事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長 事 務 取 扱	藤 原 光 夫	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
水 道 部 長	田 中 稔	選 挙 監 理 委 員 会 長	味 谷 日 吉
水 道 部 理 事 兼 工 務 課 長 事 務 取 扱	福 本 喬 久	選 挙 管 理 委 員 会 長	岸 田 秀 仁
消 防 長	松 村 吉 堯	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
用 地 担 当 参 事、土 地 開 発 公 社 事 務 局 事 長	岩 井 益 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
教 育 委 員 長	堀 内 由 延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第4回定例会議時日程

(12月22日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議 案 第57号	工事請負契約締結について (昭和53年度府中北幹線築造工事)	P. 8
2	議 案 第58号	工事請負契約締結について (幸団地3期建設工事)	P. 10
3	議 案 第59号	工事請負契約締結について (幸第二団地2期建設工事)	P. 12
4	議 案 第60号	工事請負契約締結について ( (仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 14
5	議 案 第61号	工事請負契約締結について (和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 16
6	議 案 第62号	工事請負契約締結について ( (仮称)旭温泉建設工事)	P. 18
7	議 案 第63号	工事請負契約締結について (王子第一団地2期建設工事)	P. 20
8	議 案 第64号	財産取得について (市立鶴山台北小学校校舎)	P. 22
9	議 案 第65号	財産取得について (市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 24
10	議 案 第56号	教育委員会委員の任命について	P. 5
11	議 案 第73号	工事請負契約締結について (市立南松尾小学校改築工事)	追加P.1
12	議 案 第74号	工事請負契約締結について (市立国府小学校改築工事)	追加P.3
13	意 見 第1号	高齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書	別 紙
14	決 議 第6号	有事立法反対決議	別 紙

(午後4時6分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんにはなにかとお忙しい中、連日御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは24名でございます。欠席届、遅刻届の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に印刷、配布してあるとおりでありますので、よろしく願います。

審議に入る前に私から一言、おわびを申し上げたいと存じます。

昨日の午後、休憩に入る前の処置及び休憩中の処置等に私の不手際により、議員の皆さん方には大変御迷惑をおかけいたしましたことをまずもってお許しをいただきたく、深くおわび申し上げます。

○

- 議長(横田憲治郎君) それでは、日程審議に入ります。日程第1「工事請負契約締結について」(昭和58年度府中北幹線築造工事)については、昨日、十分質疑、御意見を賜っておりますので、これを終結し、ここで市長より所信の表明の申し出がございますので、これを許可いたします。

- 市長(池田忠雄君) 自席からお許しをいただきたくと存じます。いろいろと当案件につきまして、議員皆さん方から御指摘をいただきました点、十分尊重させていただき、胸にたたきまして、今後とも、業務にえりを正して執行してまいりたい、このように存じておりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 直村君。

- 21番(直村静二君) きのうの件について議長から発言ございましたんで、私の方としては、きちんとした意見表明をしておきたいと思えます。

市議会の運営規則から67条ですね。昨日の表決はですね、第67条に基づいて行われております。したがって、その当時議席におらない議員は、その表決に参加することができない。

また、表決をされた以上は、その議員は、その更正を求めることができない。つまり、きのうは、この案件につきましては事実上賛成少数で否決、ただし、議長がこれを宣言しなかったということ、その後、休憩に入ったということの経過、この点でいま、議長側のおわびという点で聞きました。さらにまた、市長側の所信表明なるものも聞きました。

さすれば、この件につきましては、この議了したいという議長なりの申し入れは当然この議会で、この場でですね、この案件について2度採決をする、つまり、表決をせないかん。こういう矛盾になるわけですね。そうすると、あえて言うならば、一度採決した状況に戻っていたら、そうしてですね、きのう本席に、きのう3時5分ないしその前後の時点で退席されておった人はやっぱり退席させていただかないと、なかなかむづかしい問題があるんじゃないかというふうなことの疑義がはさんでまいりますのでね。その点は各議員の皆さん、われわれを含めて議会の構成員たる以上はですね、その辺は十分踏んまえてね、そういうことも、もろもろのことを含んで議長さんがおわびもし、そうして、なんとかということの運営に入っているんじゃないかと、私は、善意の解釈で受けとめ、いまの意見の表明、その内容について申し上げておるんでございましてね、別に他意はないということをやまず、議長さん認識してもらいたいと思います。

さて、市長の所信表明ね、これにつきましては、言葉の上では何らですね、これは同じこと、というふうに受けとめるしかないんですね。その点では非常に残念です。しかしまた、一面ではよく理解して今後、意見を尊重してということもございましてね、それはそれなりにいま、議長さん並びに市長の表明がございましてね、あえて私は、67条の運営規則でどうのこうのということと言わない。しかし、そういうことを十分含んでもらいたいと、この議会運営について軽視してもらっては困る。理事者側も困る。同時にまた、議会側も議長さんはその点はきっちりしてもらわないかんということなんです。

以上、さらにですね、この案件につきましては、私どもは北幹線の工事については賛成なんです。だから、昨日の私の質問の最初にですね、要望も申し上げているはずなんです。言うなれば、木村のタバコ屋のところから来年度は一層ですね、府中駅の北側の方、サンケイパチンコですね、あのすぐのところまで一挙にしてもらいたい。そのために全力を尽くしてやっぱり国に言うてもらいたいということも言うてありますから、案件そのものは、私たち議員団は賛成なんです。

問題があるのは、この業者関係についてのいままでの請負工事という点でですね。意見がある。それがたまたま、きのうのような状態になった結果ということでございまして、その点だけはうちとしてもきちっとして、この案件そのもの、工事そのものについては賛成なんです。

これを十分認識してもらいたい。問題は、この請負契約の請負業者に問題がある。市政運営上まことにですね。議会についても、これはぐあい悪いという意見があると。

以上、こんだけ意見申し上げましたからあとはですね……。

- 12番(藤原要馬君) ちょっと1点だけ。参考のため教えてください。われわれ、無学だからさっぱりわからないのですけども、法的なことわからないわけですからお教え願いたいんですけれども、これに加わらなかったというね、理由が非常にむずかしい問題があるだろうと思うんです。だから、その案件についてね、反対表明のために退席したとか、ボイコットしたというんだったら、それはそうだろうと思うんですけれども、そやけど、これは生理現象というのがあるわけですね。

それで、議長に一応頭下げてね、退場した。その時でもね、そういう法的な問題が根拠的にやられるのかどうか、まだちょっと判断つきませんので、お聞きしたいんですけれども。だから、これはひいては議長責任にもなってくると思うので、深くは言わないつもりでおりますけれども、だから、議長の採決の際ね、そういう人が出た場合は、これはやはり早急にですよ、議場に入ってもらってから採決するのが当然ではなかったんかなとも思うんですけれども。そやないと退場せられ、退場じゃなしにね、一応、生理現象のために退席しておったという人らに、

今次の議決に加われないということあるとですよ、今後、非常に問題があると思いますのでね、参考までに私お聞きしたいと思います。

- 議長(横田憲治郎君) 御意見としてですね……。
- 12番(藤原要馬君) 今後、そういうことも十分あると思いますので、われわれもそういう法的な問題、これから勉強もせないけませんし、議長も勉強してもらわないかんとします。
- 議長(横田憲治郎君) ありがとうございます。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに賛成の方の挙手を願います。

- 21番(直村静二君) 異議ありますから、意見として言うておきます。そういう議案に賛成したいが、しかし、問題があるということで、私の方は意見のみとして、これを保留、退場させていただきます。

(共産党議員団退場)

- 議長(横田憲治郎君) 本件を原案通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第57号を原案どおり可決決定いたします。ありがとうございますました。



○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第10を先議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第10を先議することに決めます。

日程第10「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第56号

##### 教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

氏 名

住 所

生年月日

職 業

#### 議案第56号参考資料

[1] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜すい  
（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上（前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

〔Ⅱ〕 任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
葛城宗一	昭和53年12月21日

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第56号「教育委員会委員の任命について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育長として、教育行政への運営に格段の御尽力をいただいております葛城宗一氏が、本月21日をもって教育委員としての任期が満了いたします。

御承知のとおり行政経験30数年、教育長として過去8年の経験の上に立って、今後とも、本市の教育振興に、進展になお一層のお力添えをいただけるものと確信をいたします。幸い、本人の内諾も得ておりますので、ここに再度選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

葛城氏は、温厚誠実な方で教育委員会内部においても人望厚く、教育関係者からも大きく期待されている有望な人材であると確信するものであります。住所は、和泉市下宮町136番地で、大正4年12月24日生まれであります。本市教育委員として最適任者と存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由にかえさせていただきます。どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 教育長さんがですね、任期満了で約8年間やられてこられた。私も議席をけ汚しておりますが、その間の事情はよく知っております。

さて、この教育長さんの件でございますが、私の方としては、まず第1に、和泉市の市民会館をわれわれが利用する時にですね、和泉市の同和行政に反する団体、その他については貸さ

ないと、いろいろそういう経緯もございました。少なくとも、教育長たる職責は、憲法や教育基本法に基づいてきちんとやっておかなければいかん。これは単なる教育長の行政というワグ内から離れてきちんとしなければいかん。

また、富秋中学校などのデラックスな、そして起債の多い、市に負担かけるような、こういう正常でない学校の建設、こういうことも手掛けてこられました。さらには、狭山事件などで同盟休校、そして教育に対する介入、これに対する毅然たる措置、その他、その都度申し上げ、申し入れを行いました、なかなかそれもやれなかったということなどなどね。これは、だからといってこの選任についてどうだということじゃなしに、そういう一つの事績として意見として申し上げ、今後、一つの教育長としての職責を、やはり全般的な公正な教育基本法に基づいて執行してもらいたい。

しかし現在、任期切れておりますから、本人から直接、その点についての弁明、その他聞けませんので、そういうことを抜きにしていま、共産党議員団として即刻賛成、承認だというわけにはいかない。これは教育長さん自身の問題でございます。ですから、私の方としては、そういう点があるから、今後、よく心してやってもらいたい。しかし、弁明を聞いておりませんので、そう簡単に同意ということにはいかないという意見を申し上げて、この件につきましても、うちは保留、退席していきます。

(共産党議員団退場)

- 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第56号を原案どおり同意することに決めます。

ここで、ただいま同意されました教育委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(教育委員会委員就任あいさつ)

- 教育委員会委員(葛城宗一君) 一言、御礼申し上げます。

葛城、さきに皆様方の御支援をいただきまして、微力も省みませず、驚馬にむち打ってまいりました。格別なお力添えをいただきながら振り返ってみますに、何ほどの成果も得られず、いまさらながら、反省するばかりでございます。わが力の足りなさを振り返って謙虚に反省いたしますときに、2期8年は長きにすぎると常に心に言い聞かせ、この機会をもってとかく心に決めるところでございます。

にもかかわりませずこのたび、上司初め議員皆様の格別の御厚情をいただきまして、まことにありがたく、深く感謝を申し上げる次第でございます。この上は、いただきました御支持の言葉に秘める厳しさの理解に努めまして、かつまた、過去の反省の経緯を理解し、なおまた、加えて現在抱えております多くの問題の背景を十分認識いたしまして、微力ながら努めてまいり所存でございます。

何とぞいままで以上のお力添えをいただけますよう、心からお願い申し上げますとともに、いただきました御厚情に対し幾重にも御礼申し上げます、ほんの一言、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、暫時休憩いたします。

（午後4時25分自然閉会）

---

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員